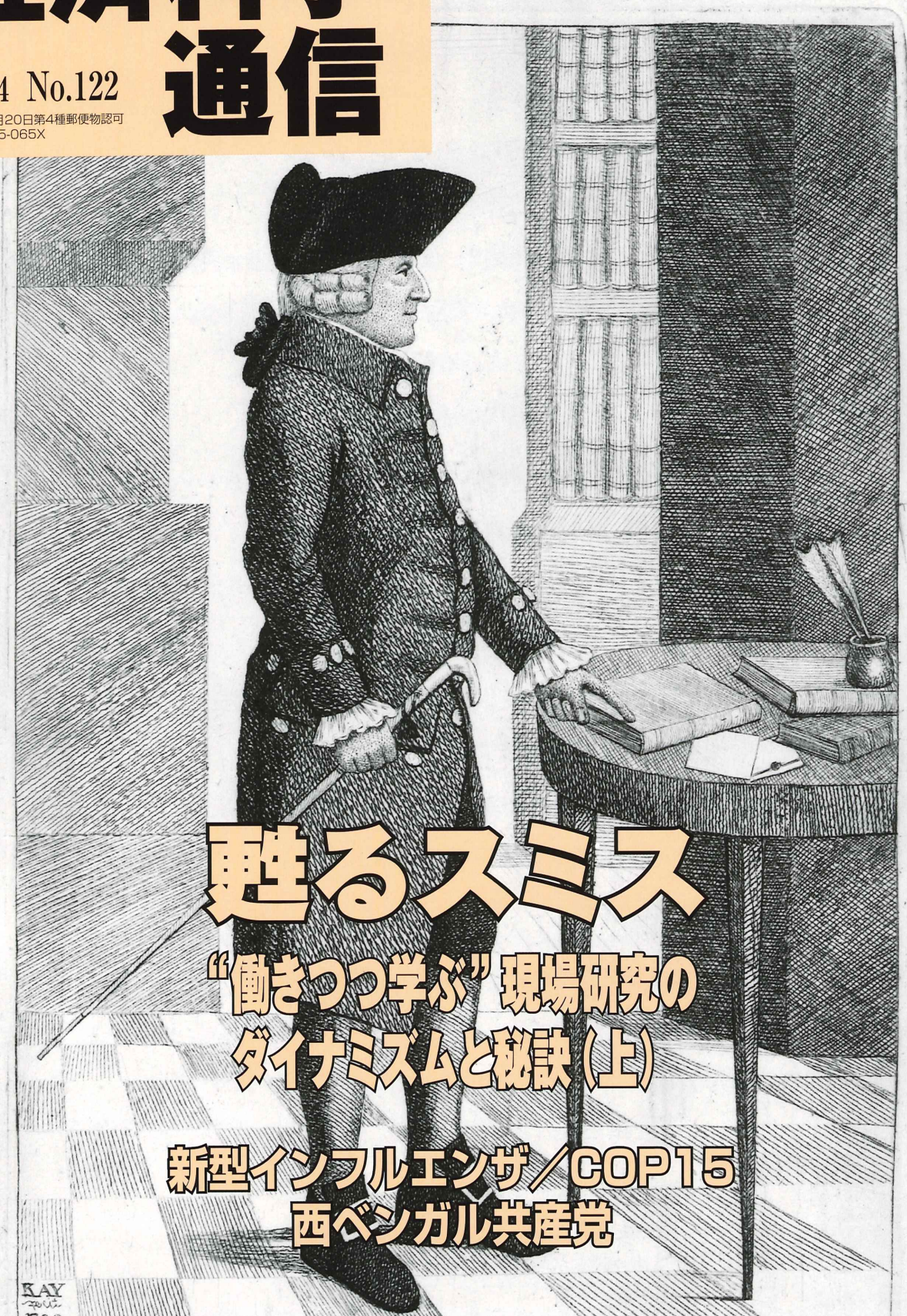
働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

2010.4 No.122
1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



甦るスミス

“働きつつ学ぶ”現場研究のダイナミズムと秘訣（上）

新型インフルエンザ／COP15

西ベンガル共産党

秋季研究大会，話題の神戸・新長田で開催!!

9月11日（土）午前　並行セッション（報告募集中）

9月11日（土）午後　共通セッション

「雇用再生のために企業に求められること」

コーディネーター　森岡孝二（関西大学教授）

報告者　佐藤真人（関西大学教授），松浦章（神戸県立大院生），

北野正一（兵庫県立大学教授），高野 剛（広島国際大学講師）

9月12日（日）午前　並行セッション（報告募集中）

9月12日（日）午後　新長田地区の復興・再開発見学

5／22にはプレシンポ 14:00- inアスパ西宮内西宮市大学交流センター

「世界金融危機とマルクス経済学」

報告者　伊藤国彦「近代経済学批判」／紀国正典「社会的責任金融論」

7／19 11:00-**ポスト冷戦研究会との合同シンポ in 明治大学**

全体テーマ　「現代世界をどうとらえるか?」

報告者　二瓶敏「現代帝国主義について」

平野健「アメリカの新自由主義」

座間紘一「中国農業・農村の現状と課題」（仮）

小林正人「大工業とコンピューター」

第3回人間発達日中会議in京大を12月開催

2007年，2009年に南京師範大学で開催した「日中人間発達会議」をこの度は京都大学で開催することとなりました。報告論文を広く募集します。

京都大学・大西 広

表紙：アダム・スミス立像（小さなテーブルの上にある書籍を指さしている）
出所：ジョン・ケイ「『国富論』の著者」，1790年，より。

経済科学通信

Letters of Economic Science

第122号（2010年4月）

NEWSを読み解く

今回の「新型インフルエンザ」は，日本社会に何を問いかけているのか …… 大松美樹雄 2
COP3京都体制からコペンハーゲンCOP15へ —地球の未来への責任— …… 服部 寿子 5
岐路に立つ西ベンガル共産党 …… 大西 広 11

SPECIAL EDITION 特集 甦るスミス

巻頭言： 総合的なスミス像を求めて …… 中村 浩爾 14
アダム・スミス研究における法学講義LJAの位置について
—LJAとよばれている法学講義はエディンバラ公開講義から
どのようにかわりLJBへどのようにかわったか— …… 水田 洋 16
アダム・スミスと金融恐慌 …… 新村 聡 26
「市民社会」と「野心」 —スミスとグラムシ— …… 鈴木 富久 32
カントとスミス，そしてマルクス …… 揚 武雄 39
スミスにおける市場の基盤としての信頼と競争 …… 太子堂正称 47
法学博士：アダム・スミス …… 中谷 武雄 54
自由大学院でアダム・スミスを学ぶ …… 田中幸世，笠井弘子，北川健次，服部寿子 63

SPECIAL EDITION 特集 “働きつつ学ぶ”現場研究のダイナミズムと秘訣（上）

“働きつつ学び研究する”人々へ …… 高田 好章 74
“働きつつ学び研究する”人生スタイルの創造
—「働・学・研」融合の3次元体験と原型づくりを通して— …… 十名 直喜 75
“働きつつ学ぶ”銑鉄鋳物業研究のダイナミズム
—仕事・スポーツ そして夜間大学から社会人大学院を通して— …… 納富 義宝 82
“学び”と“実務”の相互啓発関係
—ある産業用機械メーカーの再生事例をふまえて— …… 藤田 泰正 85
現場に学ぶ鉄鋼流通研究の新次元 …… 太田 国明 89
“働きつつ学ぶ”現場研究へのチャレンジ
—経営実践をふまえた中国巨大市場研究の新展開— …… 庵原 孝文 92

投稿論文

ガンス「普遍法史Universalrechtsgeschichte」の生成とその特徴
—ユダヤ人解放政策とナショナリズムのはざまで— …… 的場かおり 96
なぜ第三世界の貧困層は工業先進国の開発援助によって疎外されるのか …… 桑垣 隆一 104

学界動向

日本法哲学会ワークショップ「アダム・スミスの現代的意義」をめぐって …… 中村 浩爾 110
経済理論学会第57回大会傍聴記 …… 高田 好章 113

海外通信

ニュー・レイバー以後，揺れる労働党とイギリス政治 …… 小堀 眞裕 116

南京便り（1）

南京の日本語教育と学生の現状など …… 林 祥瑜 118

書評

…… 119

聽濤弘著『カール・マルクスの弁明 —社会主義の新しい可能性のために—』／岩井・福島・菊池・藤江編著『格差社会の統計分析』／佐藤卓利著『介護サービス市場の管理と調整』／横山壽一著『社会保障の再構築 —市場化から共同化へ』／「日の丸・君が代」強制反対予防訴訟をすすめる会編『強制で，歌声はあがらない —「日の丸・君が代」強制反対予防訴訟第一審裁判記録—』／里見賢治著『新年金宣言 —基礎年金を公費負担方式＜税方式＞へ—』／鈴木富久著『グラムシ「獄中ノート」の学的構造』

勤労・実践を捉えかえす学び（17）

日本における労働運動の組織的課題について
—基礎研自由大学院における「労働問題ゼミ」の復活によせて— …… 水野喜志彦 135

誌面批評

西田幾多郎の思想をどう読み解けばいいのだろうか
—上田浩「京都学派の戦争責任」（『経済科学通信』No.120）を読んで— … 岡田 信行 139

今回の「新型インフルエンザ」は，日本社会に何を問いかけているのか

OMATSU Mikio
大松美樹雄

Ⅰ　はじめに

新型インフルエンザ騒動はある程度落ち着いたかのような昨今だが，この時点であらためてこの一年近くの経過をふりかえり，社会的な教訓等々について自説を述べたいと思う。結論から言えば，この30年あまり社会的に論じられなくなった公衆衛生，衛生学，疫学などの地域社会にとっての決定的な重要性を今回の事態はうきぼりにしているのであり，人々と地域社会の健康というものをどう社会的に把握するのかが問われているのではないだろうか。

作家・五木寛之氏はこう述べている。

「最近，こんどの世界的不況は底を打った，などという意見や記事がよく見られます。それは本当でしょうか。…（中略）…経済はともかく，私のいう心の恐慌は，百年に一度などという簡単なものではありません。率直にいえば，ルネッサンス以来の魂の大恐慌です。ヒューマニズムという人間中心主義の思想が，いま根底からくつがえろうとしている。…（中略）…二十世紀の医学は，まさに驀進する『躁の医学』でした。その分野でも，心臓，脳などの中心から，これまで辺縁部にあった公衆衛生，疫学，精神医学などへの関心が高まってくるでしょう。『躁の医学』から，『鬱の医学』への転換です。」（『歎異抄の謎』祥伝社新書，2009年12月，11～13頁）

いまこそ人々の心の深い闇を直視せよ，五木氏は強調するのである。それらも受け，今回の騒動を通して考えた，地域の健康問題を通しての筆者なりの日本社会論，人々の心の課題をレポートしたいと思う。

WHO（世界保健機関）は1998年から健康の社会的決定要因（ソリッド・ファクト）を公表しており，その項目として，社会格差，ストレス，幼少期，社会的排除，労働，失業，社会的支援，薬物依存，食品，交通，を示している。これを念頭におきながら，まず歴史的経過，大阪での状況，社会的混乱，などについて論じていこう。なお，いちいち文献名をあげないが，医学的には次のものを参考にさせていただいた。

押谷仁，瀬名秀明『パンデミックとたたかう』岩波新書
押谷仁，虫明英樹『新型インフルエンザはなぜ恐ろしいか』NHK出版生活人白書
瀬名秀明『インフルエンザ21世紀』文春新書
以上，全て2009年刊
安井良典氏（国立感染症研究所感染情報センター主任研究官）のいくつかの講演資料

Ⅱ　インフルエンザと人間社会

季節性（普段の）インフルエンザへの罹患数は，国内で毎年1千万人を超えていると推計されている。多くの方々は自然に回復するのだが，高齢者等の場合は肺炎等を併発し危険な状況に陥る可能性が高いというのが医療・福祉関係者の常識である。今回のような新型インフルエンザの地球的規模での大流行（パンデミックと称されている）は，この200年足らずのスパンでみても不定期に出現している。ほぼ右上のサイクルである。

したがって今回のパンデミックは40年ぶりとなる。日本で記録に残っている最大の被害は1918～20年のいわゆるスペイン風邪である。国民の4割が発症し，死者は40万人とも言われ，世界中の死者は4千万人以上とも報告されており，

1847年
1889年
1899年
1918年　スペイン型インフルエンザ
　　（いわゆるスペイン風邪）
1957年　アジア型インフルエンザ
1968年　香港型インフルエンザ

この時期，国内の交通機関，通信，学校，病院の機能はマヒし大混乱となったことが記録されている。1957年と1968年の場合，スペイン風邪に比べて重傷度は低かったと報告されており，今回のケースは40年ぶりの事態となったためそれを受け止めるトレーニングが日本の「世の中」そのものに不足していたといえる。

そもそもパンデミックとは，豚などの動物の間で流行していたインフルエンザウィルスが，ヒトからヒトへと次々と感染する新型になったとき（突然変異等）に発生するものである。新ウィルスに対してヒトは免疫をもっていないために，感染が爆発的に拡大することとなる。先に掲げた文献が共通して指摘するのは，新しい感染症に対して社会が「正当にこわがること」，ワクチンや医療機能が不足している発展途上国の人々など世界中の人々の苦難に対して「想像力」を働かせること，決してパニックに陥らず正しい情報をきちんと共有すること，といった諸点である。ある公衆衛生学者は講演のなかで，「日本人の6割の方々が上手に新型インフルエンザにかかりつつ，小児，高齢者，病弱者等に対してスピーディーな対応をすすめること」が一番大切と説いている。筆者もこれに同感するのだが，残念ながら日本の現実はある意味，反面教師であった。以下，一年近くの日本社会の経過をふりかえってみる。

Ⅲ　大阪での感染の拡大と混乱

2009年5月，カナダから成田経由で帰国した高校生が新型インフルエンザに罹患していたことが報道され，今回の騒動はじまった。大阪茨木市・A高校・中学では5月11日からインフルエンザによる生徒の欠席が拡大し，16日からは学校休業となった。そして高2女子生徒が新型と診断され，翌日には厚生労働省の調査チームが大阪入りとなり，府下全域の調査がはじまった。ここで問題としなくてはならないのは，メディアでも報道された，A高校・中学への地域住民からの誹謗中傷である。代表的なものをピックアップする。

・「茨木市民に迷惑をかけている。出て行け。」
・「生徒を外に出すな。うつったらどうするんだ。」
・「制服をクリーニングに出すと，あの中学？と嫌な反応をうけた。」
・「治癒証明書をもらいにいくだけで，生徒本人は病院内には入れてもらえず，外でまたされた。」

まさに識者の指摘するように，1996年の堺市でのO157による腸管出血性大腸菌感染症の集団発生のときと同じ状況が繰り返されたのである。そして，空港検疫での白い防護服の姿が何度も報道され，人々の恐怖心はさらにかきたてられた。夏場には事態は落ち着いたとみられたが，秋口となり，毎年のインフルエンザワクチン予防接種の時期となると医療機関への住民からの問い合わせが殺到し，窓口は大混乱となった。新型インフルエンザワクチンの生産に製薬会社が力を集中したため，医療機関への通常の季節性インフルエンザワクチンの供給が，当該医療機関の昨年実績の75％に制限され，季節性の予防接種予約開始日10月1日だけで通常3ヶ月とっていた予約の枠が全て埋まってしまうといった事態も発生した。住民からすると「季節性」と「新型」の区別がつかず，それが混乱に拍車をかけたという側面も報告されている。

季節性の取り組みの進行のなかで，新型への取り組みもスタートしたのだがこれもまたワクチン供給量が決定的に足らず，各医療機関のおかれた

厳しい現実といますぐにでも接種できるといったイメージのメディア報道との間で乖離がうまれ，混乱が生まれた。11月初旬の段階，新型ワクチンは医療従事者に優先接種と報道されていたが，大阪の多くの民間医療機関では医師・看護師分にも足らず（他の技術者等には全くいきわたらない），医療関係者の不満が鬱積していった。また，住民への新型接種の順番が政府から発表されていったが，重い基礎疾患を有しない高齢者は実質一番最後となり，多くの不満の声が医療機関に寄せられた。また，新型ワクチンの医療機関への供給単位は10ml（およそ20人分弱，一旦開封すると使い切らなければならない）が大きな比重を占めたが，これでは小さなクリニックでは20人の接種者が集まらないと施行できなくなるわけであり，医師会等に苦情が殺到する事態となった。

これらとの関連で指摘する必要があるのは，自治体当局の対応の矛盾である。複数の医療機関を経営する法人の中で診療所間の，新型ワクチンの融通を認めるかどうか，患者向けの新型ワクチンを医療技術者向けに使用できるのかどうか，等々の緊急な多岐にわたる課題で，大阪府健康医療部，大阪市保健所，各医師会そして医療機関の間で様々なやりとりが行われたが，最後まで統一した，整合性のある方針確立にはいたらなかった。そのやりとりの詳細は割愛するが，厚生労働省の施策の遅れが背景にあるとはいえ，公衆衛生行政の最前線にたつべき地方自治体の危機管理システム形成の遅れを実感した事態であった。一方で，東大阪市では1歳から小学3年生までの子ども達への新型接種を無料にすること（11月～3月）をすみやかに決定した。償還払いという形ではあるが，スピード感のある正しい行政決定といえる。

Ⅳ　われわれは何を問い続けるべきなのか

今回の事態のなかで思い出した事件がある。それは1950年代おわりから60年代はじめにかけて日本で大流行した小児マヒ（ポリオ）に対する「ポリオ生ワク闘争」である。詳細は武谷三男『安全性の考え方』（岩波新書，1967年）などで紹介されている。当時，ソ連にあった生ワクチンがポリオの予防・根絶に有効といわれていたが，国は輸入を認めない立場であった。60年，61年には大量の患者が発生し，「わが子に有効なワクチンを飲ませたい」という親の願いが，「わが子だけでなく全国の子ども達にどうやったら飲ませる事ができるのか」という親達の運動に大発展した。署名用紙を手にした母親達は厚生省（当時）に連日おしかけた。その嵐の中で61年6月21日，厚生労働省はワクチンの輸入を明言，7月12日にソ連から羽田に生ワクチン（お菓子のボンボン型）が到着した。

WHO（世界保健機構）は「大衆が立ち上がり闘いの結果，ポリオを撲滅した世界史的できごと」と評したが，人々の健康な生活を互いに支えるための，戦後の社会運動の大きなターニングポイントであった。その精神は，その後の公害環境問題，薬害，労働災害職業病などへの取り組みにしっかりとひきつがれていったのだが，ここ30年ほど

表①　＜健康転換と対応システム＞

健康転換	第一層	第二層	第三層
	感染症	⇒⇒慢性疾患	⇒⇒老人退行
対応システム	公衆衛生	医療保険	高齢者の医療・福祉を統合した
	施策	制度	独立のシステム
供給体制	開業医	病院中心	
	中心	医療＆施設→→福祉＆在宅	

の保健・医療・福祉の動きは逆に，地域社会全体で考えるべき健康課題を個人または個々の家庭，職場の「私事」に矮小化していったのではないだろうか。例えば，後期高齢者医療制度の原型を提示し，厚生労働行政に多大な影響を与えてきた広井良典氏は，氏の名前を高らしめた『日本の社会保障』（岩波新書，1999年）で氏の歴史観（健康観）の枠組みを表①のように単純化して整理している。

歴史はもっと複合的・重層的である。感染症の課題は本稿でふれたように今後も人類の歴史貫通的な永遠の課題であり，慢性疾患対策も昨今のメタボリック・シンドロームに特化した施策（強制されている労働生活パターン等の社会的背景は一切カット）に関しては，現場からも研究者からも批判が多々寄せられている。高齢者の認知症に関しても，お金に執着した問題行動パターン（「誰それがお金を取る」，等の度重なる訴え）が「命の次にお金が大切。場合によってはお金が第一」という日本社会の現実によって規定されていることは明白である。

もちろん広井氏も時代の変化の中で，若年者への社会保障のあり方を論ずるなど大きな変化がみられるのだが，地域社会での人々の心が「排除」からお互いの「連帯」にどう発展していくか，その道筋についてもっと論じあわなくてはいけない。その際大切なことは，個々の地域のできごとをしっかりと総括しつつ，平行してマクロの政策課題を提示することである。大阪でのインフルエンザ騒動も，人口数万人単位で分析とまとめを行いつつ，例えば関西的な今後の課題（下からの真の広域行政）を明確にしていこう。筆者のレベルでは個々的な聞き取り段階だが，大阪府と大震災を体験した兵庫県の対応はかなりの違いがあったと感じており，今後の調査をすめていきたい。

著名な政治学者の宮本太郎氏はマクロレベルの社会保障と雇用をしっかりと結合した生活保障，「排除から包摂へ」の流れの重要性を主張されているが（『生活保障　排除しない社会へ』岩波新書，2009年），それらの多様な議論を忌憚なく摂取しつつ，個別地域での具体的，保健・医療・福祉実践と地域コミュニケーション形成への道筋について語り合い続けたいと考えている。

（おおまつ　みきお　所員
（財）淀川勤労者厚生協会）

COP3京都体制からコペンハーゲンCOP15へ
—地球の未来への責任—

HATTORI Hisako
服部　寿子

I　COP15への経過と結果

2009年12月7日からコペンハーゲンで開かれていた国連IPCCによるCOP15/CMP5*は同19日午後3時30分，条約AWG*と議定書AWGを継続することを決めて閉幕した。デンマーク政府が目指していた「コペンハーゲン協定（Copenhagen Accord）」案は，南米数カ国等が異議を唱えたため，正式の決定（decision）として採決できず，「留意（take note）」付きの決定になった[1)]。COP15/CMP5が注目されたのは京都議定書後の第二約束期間（2013年から）に向けて隙間を作らないために，次の行動計画を策定する会議であったからである。すなわち，産業革命後の地球平均気温の上昇を2050年までに2℃未満に抑えることを目標として確認し，世界の温室効果ガス排出量を減少に向かわせる（ピークアウト）の時期や，先進国の中期目標，途上国の成り行き排出*（BaU）から削減行

動に合意することであった。閉幕した時点でこうした合意を先送りしたが，成果として①平均気温の上昇を2℃未満にすべきことを認識，②アメリカや途上国が参加，③資金援助が約束された，④主要20数カ国の首脳が「協定」を作成したことがあげられる。

ここでCOP15に至るまでの国連を中心とした地球温暖化防止への取り組みをあわせて概観しておきたい。(*は下記コラム参照)なお，環境やエネルギーに関する資料・情報，経済学的・哲学的考察等は当通信No.114「持続可能な社会へ」特集参照。

(1) 国際交渉の経緯
(ごく代表的なIPCCを中心とした活動)

1988年　IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change気候変動に関する政府間パネル）発足
1990年　IPCC第1次評価報告書
1992年　気候変動枠組条約に合意
1995年　COP1：ベルリンマンデート　IPCC第2次評価報告書
1997年　COP3：京都議定書（Kyoto Protocol）を採択
2001年　米ブッシュ政権が京都議定書離脱宣言（調印はしたが議会による批准は否決）
IPCC第3次評価報告書，
COP7：運用ルールの最終合意成立
2005年　ロシアの批准により京都議定書が発効
COP/MOP（締約国会議）1　京都議定書始動
2007年　IPCC第4次評価報告書，COP13/CMP3（バリ）
2009年　COP15/CMP5（コペンハーゲン）
2010年　COP16（11月メキシコ）予定

(2) COP15コペンハーゲン合意
(実際はconsensusに至らず承認)

この会議においてもっとも緊急の課題とされていたのは「(産業革命以後の)気温上昇を2℃以内に抑える」ことで，そのために各国が二酸化炭素の

●コラム　国際交渉によくでてくる略語

・気候変動枠組条約　UNFCCC（United Nations Framework Convention on Climate Change）
1992年，リオデジャネイロの「地球サミット」の直前に合意され，94年に発効した国際社会が温暖化防止に向けて合意した最初の条約。現在192カ国が批准。
・気候変動枠組条約締約国会議　COP（Conference of the Parties）
気候変動枠組条悪を批准している締約国が参加して年1回行われる会議。アメリカも議決権を持つ。
・京都議定書締約国会合　CMP（Conference of Parties serving as Meeting of the Parties）
京都議定書が発効した2005年以降，モントリオールのCOP11から始まった会議。京都議定書を批准している184の国と地域が参加，COPと同時に行われている。アメリカはオブザーバー。
・長期的協力行動に関する特別作業部会　AWG-LCA（Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action)「条約AWG」ともいう。
重要なテーマについて交渉するための交渉会議。
・京都議定書の下の「先進国の更なる削減に関する特別作業部会」AWG-KP（Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex Parties under Kyoto Protocol AWG-KP)「議定書AWG」ともいう
2013年以降の先進国の削減目標を検討するために2005年のCOP11に設置された。
・成り行きBaU（Business as Usual）reference（参照）とされる対策をとらないケース。

削減目標を提案し，合意することであった。さらにその目的を達成するために途上国の削減行動を促進する資金の確保方策を確定することであった。

資金問題

地球温暖化の弊害を最も多く受けているのは諸途上国である。削減目標を達成するためには経済成長の著しい新興国への技術供与と，途上国への資金および技術供与がなされなければ効果的な削減を実現することはできない。事前の国連作業部会では金額の明示はされなかったがCOP15において必要な資金額が合意された。以下は提案された資金目標値。

- 適応策：2030年に100～400億ﾄﾞﾙ（WB），2030年に500億ﾄﾞﾙ（Oxfam）
- 削減策：2030年に2000～2100億ﾄﾞﾙ（UNFCCC）
- 技術移転：2030年まで年間3000億～1兆ﾄﾞﾙ（IEA）

Ⅱ　COP3からCOP15への進展

(1) COP3京都議定書の重要性

13年前の1997年12月，京都でIPCCの国連会議が行われ，公式の参加者と市民・若者で国際会議場と周辺は熱気に包まれ，この後日本でも地球温暖化への関心が高まった。京都議定書とはCOP3で採択された地球温暖化防止のための議定書である。それは先進国に対し，国別の総量削減目標を課したことで重要であった。

①先進国全体で，第一約束期間（2008～2012年）に1990年比で温室効果ガス排出量を「5%削減」することを目標とした。

②1990年以降の新規植林・再植林によるCO_2の吸収効果が認められるようになった。

③柔軟措置として排出量取引・共同実施・クリーン開発メカニズム（京都メカニズム）によって海外から温室効果ガスを排出できる権利を調達できるしくみが盛り込まれた。

COP3後の国際交渉において利害関係の違いから削減義務のある先進諸国，削減義務のない途上国等のグループが形成された。

(2) COP3からCOP15へ

地球の平均気温上昇幅を工業化以前（産業革命後～1850年ごろ）から2050年までに2℃未満に抑えなければ，地球規模の回復不可能な環境破壊により，人類の健全な生存が脅かされる可能性があるとされる（気候ネットワーク）。2000年現在，過去百年間の平均気温は約0.6度上昇している[2)]。COP15への参加各国はこの数値に関して確認している。COP3からCOP14にいたる間に合意された事項を列挙する。

(1) 共通であるが差異ある責任と予防原則

京都会議後の10余年間に行われたCOPにおいて確認された主な原則は「共通だが差異ある責任」と「予防原則」で，その目的は上記の2℃以下を達成することである。2007年の実績でみると温暖化ガス排出量において中国が1位になったことが発表された。このことは中国が近年の経済発展に伴い，生産活動を拡大・多様化させたことによるものであることは確かであると思われる。そこでGDPと同様に各国の排出総量と一人当たり排出量をどう考えるかも問題になるであろう。

表3から読み取れるのは条約が掲げる「共通であるが差異ある責任」という原則の実態である。07年に中国の排出割合が世界で1位になったことで中国の排出削減の責任を問う論調が多く見られるようになった。それに対し中国は自国を途上国と位置付けながら，GDPに応じて05年比で40～45%の削減を表明した。現在中国とアメリカの人口比は約4：1と見られるが，このままの比率で推移し，もし中国が経済成長を続けるなら国民生活の向上および生産活動の拡大によって，CO_2排出の増加は避けられないであろう。さらに，現在世界を覆っている不況からの脱出の期待が中国や諸新興国の経済発展に集まっているが，そのことと中国等に削減の責任を付加することにおいてどのように整合性を持たせるかが，これまで大量排出を続けてきた先進諸国に問われるのではないか。

表1　合意すべきであった事項とコペンハーゲン合意（結果）

合意すべきであった事項	コペンハーゲンの結果
＊2℃未満目標 ＊世界の温室効果ガス排出量を2015年までに減少に向かわせる ＊世界の温室効果ガスを2050年までに90年比少なくとも50％削減 ＊先進国の2020年，90年比25～40％の法的拘束力ある削減 ＊途上国の排出量の成り行き（BaU）からの排出抑制 ＊途上国に対する予測可能・継続的・具体的な短期（2012年まで）と中期（2020年まで）の資金供与の約束	＊条約AWGと議定書AWGを継続することを決めただけで，ほとんどの問題を先送り ＊コペンハーゲン協定案はボリビア等4カ国が異議，「留意」付きの決定になった ・国連の決議方法はコンセンサス（全会一致）で，一カ国でも異議を唱えると決定不可となる ・「留意」は正式のCOP決定ではなく，従うかどうかは自由とされる ・そもそもCOP決定には法的拘束力はないが，COP正式決定に反する内容を決めたり，交渉するのは難しくなる

表2　COP15参加各国の排出割合と各国が表明した温室効果ガス削減目標

表2－1先進国の削減目標（2006年世界のCO2排出量：約302億トン）

	中期目標（～2020年）	長期目標（～2050年）
日本	－25％　（90年比）	－60～80％（現在比）
EU	－20～－30％（90年比）	先進国全体で－80％
ノルウェー	－40％（90年比）	再生可能エネルギー中心（2030～50年）
カナダ	－20％（06年比）＝3％（90年比）	－60～70％（06年比）
アメリカ	－17％（05年比）＝－3％（90年比）	国内排出量取引部門で－83％（05年比）＝－80％（90年比）

表2－2途上国の抑制目標

国	中期目標（～2020年）
ブラジル	36％～39％削減　（90年比）
韓国	4％削減　（05年比）
中国	－4～45％削減　（05年比のGDP当たりの排出量）
インド	20～25％削減　（05年比のGDP当たりの排出量）
シンガポール	16％削減　（BAU比）
インドネシア	26～41％削減　（BAU比）
モルディブ	再生可能エネルギー中心を目指す（2019年までに）
南アフリカ	34％（BaU比，2020年までに）／42％（BaU比），2025年までに

(3) コペンハーゲン協定COP15の成果と課題

コペンハーゲンCOP15/CMP5は多くの問題・未解決の課題を残しながらも，世界中の注目を集めて閉会した。その成果も課題も参加諸国の立場・価値観によっても評価が分かれることは当然のことである。先進国であるわが国としては2009年の政権交代によって，それまでの後ろ向きの姿勢からの転換は見せることができたと思われる。

会議全体としての結果をまとめると，前進面は①平均気温の上昇を2℃未満にすることが認識された，②アメリカや途上国が，各国の削減目標や削減行動をリストに書き込むことになった，③2013年以降の途上国への具体的な資金支援額（2012年までに300億ﾄﾞﾙ，2020年までに1千億ﾄﾞﾙ）

表3　世界のCO_2排出量に占める主要国の排出割合と各国の一人当たりの排出量の比較

（05年世界の総排出量：約266億t，07年：290億t，調査主体により相違がある）

国名	05年排出割合%	同排出量t/人	07年排出割合%	同排出量t/人
アメリカ	22.0	19.8	20	20.6
中国	19.0	3.9	21	3.8
ロシア	5.8	10.8	5	10.6
日本	4.7	9.8	4	9.9
インド	4.5	1.1	5	1.2
ドイツ	3.0	9.9	EUで11	9.8
イギリス	2.2	9.5		9.79
アフリカ諸国	3.5	＜1.0		＜1.0

出典：全国地球温暖化防止推進センター（CASA Letter No.64 2009.2）
オークリッジ国立研究所（2007）（CASA第17期地球大学テキストによる）等より作成

が約束された，④「コペンハーゲン協定」を，アメリカ，中国など主要20数カ国の首脳が作成したことがあげられる。

一方，不十分であった点は①2℃未満への抑制も目標とされず，ピークアウトの期限がなく，2050年削減目標について言及がない，②先進国全体の中期目標の具体的数値がなく，法的拘束力がない，③条約AWGと議定書AWGの交渉は継続するが，その結論が法的拘束力をもつかどうか不明確（decisionとして採択されず，take noteつきになった）である等が挙げられる。

このように多くの課題が残されたが，会議への参加者によるとコペンハーゲンへ集まった，3万にのぼる環境NGOや市民らによる10万人パレードが12月12日に行われたとのことである。このように世界中が見守るなか，参加各国の首脳たちは11月にメキシコで行われるCOP16に向けて意思表示・行動することになるであろう。

Ⅲ　今後の課題

(1) COP16に向けて

コペンハーゲン協定の前進面（2℃，途上国の削減行動，資金等）を後退させることなく，不十分な点（ピークアウトの時期，世界全体の長期目標等々）に対する政府・行政および経済界の具体的な政策提案，行動が期待される。それを実現するのは市民・NGOの積極的な監視と関与である。

(2) 温暖化ガス削減への反対勢力との攻防

いまも「温暖化懐疑論」が科学者の間にも存在する。懐疑論の中心は温暖化人為説への懐疑論であり，温暖化は認めるが，温暖化の主要原因は自然由来の事象であり，温暖化効果ガスの排出が主要因ではないという主張である。COP15の議論の中でIPCCの知見への理解は深まり，アメリカを含む各国政府がCOP16に向けて合意形成に参加する用意なったことは前進といえる。

反対勢力でもっとも影響力のあるのは既得権益をもつ圧力団体である[3)]。COP15の合意を阻止しようとする圧力団体のロビー活動は強力，かつ大規模で国境を超えるものも少なくない。中心勢力は化石燃料に権益を持つ大企業とそれらに支えられた政治団体・政府である。

・新興国・途上国

中国はCO_2削減に一定の協力を表明しているが，COP3においては削減義務を負っていない途上国に位置づけられていた。COP15においても中国はCO_2削減義務によって経済発展を妨げられることを避けたいとして，途上国を代表する立場をとることもあった。そのため京都議定書の延長論も検討されたが，そうすると中国とアメリカという2大排出国（合計で40%）に削減義務がなくなって

しまい，実効性がなくなることから新議定書を目指すことになった。

(3) 日本政府のスタンスとNGO活動

日本政府はCOP3後ほとんどの場合，アメリカを会議の場に参加させることを理由に，アメリカと同歩調をとり続けており，鳩山首相が25%削減を発表するまで数回のCOP会議において化石賞を与えられていた（化石賞とは交渉においてもっとも後ろ向きの発言や行動をした国に対して贈る賞である）。そこで日本の体面を保たせてきたのは，任意で参加した諸NGOの存在であったとみられる。

Ⅳ 問題点

(1) 環境問題として

温暖化をはじめ環境問題はある意味「市場の失敗」によって起ったことであるといえる。排出権取引は温暖化ガスの排出を国や企業の権利と認め，取引の対象とするもので，市場の失敗を市場で解決しようとする試みともいえる。市場取引を解決の手段とするためには，厳格なルールが作られ，市場に参加するプレーヤーにはルール順守が求められるであろう。

(2) 経済成長と温暖化ガスの削減

温暖化ガス削減を縮小したい勢力がもっともよく口にするのは，経済成長を阻害するということである。IPCCの第2次評価報告（ベルリンマンデート）において排出量の減少が大きかったのは，ソ連崩壊で経済活動が停滞していたロシアと周辺諸国であった。経済成長と温暖化ガスの削減をトレードオフにしないためには，CO_2排出の市場取引や技術革新が重要になる。省エネ技術の開発や新興国，途上国への技術移転による経済の活性化と同時に，わが国で衰退が止まらない1次産業への投資は最も求められるものである。

(3) 原子力発電の見直し

生産活動や生活において必要とされるエネルギーを確保するためには，CO_2を発生させないエネルギーとして原子力発電の見直しが各国政府によって検討されている。核エネルギーはCO_2を発生することなしに熱エネルギーを得られることは確かであるが，同時に長期にわたって放射線を出し続ける廃棄物を排出する。また，老朽化した原発の処理策も未解決のままである。核エネルギー利用をCO_2削減の有効な手段とするためには，原子力発電所の建設から廃棄物処理および老朽設備の処理方法すべてを含むコスト計算がなされなければならない。

(4)「公正」の実現

温暖化対策への合意を得るために大きい未解決の四つの懸案が残っている[4)]。それらの諸懸案は各国の利害と複雑に絡み合い多元方程式を解く困難さが存在するであろう。

四つの懸案とは，①先進国の削減率の約束（コミット），②「削減」と気候変動の影響に対する「適応」―この双方に対する先進国から途上国への経済援助の約束，③前項について同様な技術援助の約束，④途上国の削減率の約束（先進国のコミットを前提とするコミットメント）である（以上赤木論文より）。

困難は厳然として存在しても，また温暖化に懐疑論があっても，地球上の平均気温が上昇し続けていることは否定できない事実である。温暖化は異常気象の多発を伴っており，自然災害の頻発と規模の拡大がみられる。四つの解決困難な懸案は「公正（ジャスティス）」の原則から解決に向かうべきであろう。ここでいう公正とは，①同世代間の公正，②未来世代との公正，および③過去との公正の上に成り立つものである。究極的に目指すのが地球の未来への責任であることであろうから，まず先進国の責務である③の原則の確認と実行から始めるべきであろう。それは①を形にすることと同時進行でなければならず，そのことから②への展望が開けるのではないかと思われる。

先進国からの資金拠出と無償の技術移転は地球規模での所得の再配分であり，上記の③と①の実行となる。それによって先進国と途上国が②の責務を果たすことになる。

Ⅴ　おわりに

COP15は失敗と言わざるを得ない結果になったが，採択を見送ったのは途上国への配慮ともいえるし，削減の枠組みをCOP16の協議としたことで決裂は回避された。いかに各国やグループの利害が錯綜し，明確な枠組みの構築が困難であろうと，海中に沈む危険が目前に迫っている国があることが現実である。「公正」の原則に立つなら，むしろ『公正という観念』を出したアマルティア・センがいう「唯一絶対の公正はありえず，より不公正でない多くのそれぞれが公正である」というところに立ち返らなければならない。

先進国のなかには人口の収縮が始まり，GDPの拡大を経済成長と同義語にならないことも視野に入れなければならないだろう。どのような国の形を想定するのか，リーダーに求められるのは立ち止まり引き返す勇気かもしれない。

注

1)　この論説記事のニュースおよび報告部分は，主としてCASA（NPO法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議）のCOP15代表団による報告会および報告資料による。
2)　『2010年地球温暖化防止シナリオ』水谷洋一編著　実教出版　2000年11月
3)　アンドリュー・デウィット「COP15を失敗に導く圧力団体」「世界」2010年1月号
4)　赤木昭夫「COP15はなぜ頓挫するのか」『世界』2010年1月

（はっとり　ひさこ　所員
ヘルパー，福祉住環境コーディネーター）

岐路に立つ西ベンガル共産党

OHNISHI Hiroshi
大西　広

Ⅰ　30年以上の極めて強固な共産党政権

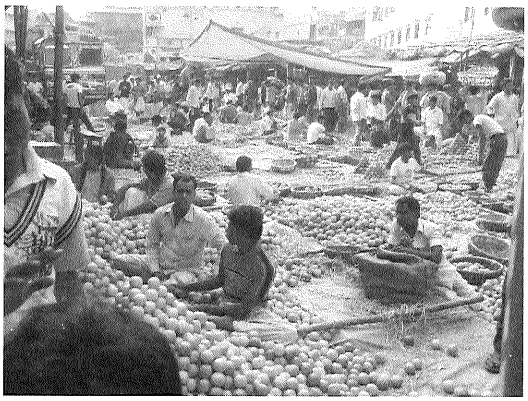
統計学の歴史に輝くマハラノビスが設立したインド統計研究所は，インドの首都ではなく西ベンガル州のカルカッタにあり，そこでの交流とセミナー参加のためにこの2月15-17日の間滞在した。最近，「京都大学上海センター・ニュースレター」で，小島正憲氏がバングラデシュ経済の大きな可能性をレポートしているが，実はこのバングラデシュ，英領インドの時代には「東ベンガル」と呼ばれて「西ベンガル」と対をなしている。そして，実際，カルカッタで活動するイスラム教徒も戒律が緩く，商業部門で目立った活動をする極めて活動的な「民族」であった。私は中国の少数民族を研究しているので，ウイグル族もこうあって欲しいと思いながら，カルカッタ市内MGロードにある巨大な農産物市場をウォッチすることができた。

しかし，この西ベンガル州が長期にわたる共産党政権下にあることをご存知の方はそう多くない。1977年の州議会選挙で大勝し，直近の2007年にも「左翼戦線」として294議席中の235議席を獲得している。市内でも中心のショッピング街を少し離れると赤旗や共産党のマークがあちこちにあり，ついでに言うと，カルカッタのメイン・ストリートの名前の中には「レーニン通り」や「ホーチミ

ン通り」といった名前がある。インドでは，ここ以外にもケララ州が同様の政治をもっているが，インド的には「州」の規模のネパールでもマオイストが第一党，もうひとつの共産党が第三党となっているなど，共産党が強い，というのはそう不思議な現象ではない。がしかし，昨年の総選挙では西ベンガルやケララで今度は共産党が大敗し，その原因をどう理解するかがひとつの社会科学的なテーマとなっている。せっかくなので，訪問先で詳しく聞いてみるとなかなか面白い事態が見えてきた。ということで，少しこの場を借りてレポートさせていただくと次のようになる。

Ⅱ　経済成長による基本的な支持基盤の弱体化

まずは，その基本的な支持層であるが，やはり貧困層と小農にあるようである。インドは戦後においても全国的には農地改革がなされなかったが，共産党政権下となったここ西ベンガルとケララでは行なわれ，地主とは対立したものの基本的な成功を収めて農民たちの圧倒的な支持を得るようになる。また，政府の分権化も推進し，人々の声をより通りやすくするなどの成果を収めている。これが基本的な成果であるが，私の考えでは，この成果をも吹き飛ばすような新しい変化が生じている。それは，実は経済成長それ自身である。



イスラム地区の活気ある農産物市場（筆者撮影―以下同じ）

もちろん，中国の風景に見慣れた自分としては，カルカッタの街の汚さや発展の遅れは第一印象として大きかったが，よくよく考えると，この「遅れ」は中国と比較して10年か15年程度のものと思われる。というより，イスラム教徒もそうであるが，もちろんインド人の活力もものすごい。ぶらりだらりとしている人間を見つけるのは簡単ではなく，誰もが何かを一生懸命している。この活力が現在の成長の源泉となっており，そして，人々の生活が改善基調にあることはどう見ても明らかである。したがって，ほぼ間違いなく貧困層は減少の過程にあり，中産階級は増大の過程にある。そして，もしそうだすると，貧困層にしか基盤を持たない政権は極めて危険ということになる。

というより，もっと強く言うと，当地の共産党は「成長政策」をとって，外資やタタなど大企業の誘致に一生懸命である。平均所得を上げるには産業化とそれによる雇用の創出が不可欠であるが，そのためとばかりに各地で企業への優遇政策をとり，高まった所得に対応したショッピング・センターの建設を推進した。が，それがどうも裏目に出ている。共産党は外資や大企業の味方になったのかとか，これら開発のための土地取得においても土地を取り上げられる農民や商人への補償金が少ないとか，新しいショッピング・モールに入るのに必要なお金が高いとか，そして最後には教育など他にもっと重要な仕事があるではないかとか言われている。私はその補償金が本当に少ないのかどうかを判断する力はないが，それでもやっていることは中国と同じである。そして，その中国はこの「成長政策」で基本的には支持を広めているにも関わらず，ここ西ベンガルでは支持を失っているとすると，何だか可哀想な気がする。というより，この「失敗」によって「成長政策」からの離脱が生じないかとの不安を感じてしまうのである。

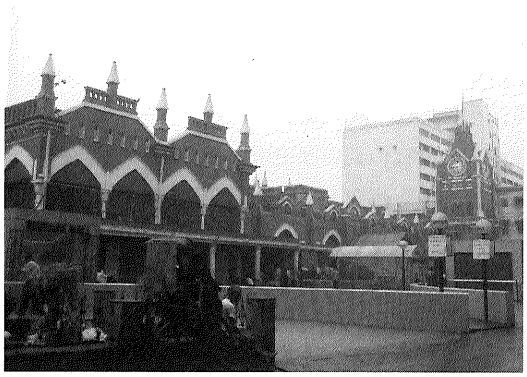
以前に本誌でも書いたことがあるが，左翼政権にはあえて「成長政策」を拒否して貧困層を貧困層として維持せんとするかのような政策がときにある。私はその典型がベネズエラのチャベスであ

り，彼による貧困層への大量の補助金は現状維持にしかならないのでは，と考えている。そうであるだけに，この西ベンガル共産党（正確にはインド共産党マルクス主義派の西ベンガル組織）による「成長政策」の堅持を強く望むものである。

Ⅲ　鄧小平と何が違っているか

しかし，考えてもみれば，こうした政策への重点の転換は，なかなか大衆に理解されない。企業の誘致は直接には企業への優遇措置であり，直接に人々に何かを与えるものではないから，人々が「共産党は企業の味方になった」と思うのはある意味当然のことである。インド統計研究所の研究者も，もっとちゃんと共産党政権は説明をすべきであったと述べるが，それ以上に，こうした「人民の反乱」が通常のことであるとの認識も重要ではないだろうか。そして，もしそのように考えると，いよいよこの転換をうまくやりのけた鄧小平の偉大さに思いが及ぶ。

たとえば，この鄧小平は「貧困は社会主義ではない」と述べて「まずは一部が先に豊かになる」ということで，格差の拡大を正面から容認する「理論」を打ち立てた。特にこの考えを，生産力発展を社会の基本的な原則とするマルクス主義のそれとして明確に打ち出したことが重要ではないだろうか。やろうとすること，やっていることをマルクス主義にそったものとして言えるかどうかは「共産党は企業の味方になった」と言われないために決定的であったというのが私の意見である。この点で西ベンガル共産党には弱点があった。



カルカッタ中心部に新たに開かれた近代的なショッピング・モール。中産階級相手のモールとなっている。



街角にあった共産党の宣伝。貧困地区ほど多いというのが印象。

さらにもうひとつ，もっと根本的に言うと「資本主義の時代に資本主義的政策を行なうのはマルクス主義的に当然のことである」というところまで言い切れるかどうかも重要である。鄧小平の黒猫白猫論はほぼこの内容を主張したものであり，また毛沢東はもっと明確に「国民党は十分に資本主義をできないが，我々はそれを恐れない」と述べたことがある。この後者のことは，授業に参加する中国人留学生に教えてもらった。

もちろん，鄧小平の「転換」がインドとちがって「一党制」という有利な条件で行なわれたこと，また文化大革命という特別の国民的経験を基にしていたことも事実である。が，それを言うだけでは西ベンガルの教訓にならない。その意味で，上記のような「理論の問題」として問題を整理したいというのが私の意見である。

（おおにし　ひろし　所員　京都大学）

巻頭言：総合的なスミス像を求めて

1990年は「A・スミス・ブーム」と新聞などで注目されたほどであるが，現在も，その勢いは止まらない。田中正司は，政治学や哲学など経済学以外の分野からの参入の一般化とスミスの中に現代社会の当面する課題への解答の手がかりを求める動きが活発化したことによるものであり，その背景には1980年代以降のケインズ主義の行き詰まりと社会主義の破綻に伴う市場経済の「勝利」があると言う（田中正司『アダム・スミスと現代』御茶ノ水書房，2000年）。つまり，ケインズ主義と社会主義に替わるものとしてのスミス主義の隆盛である。

たしかに，新自由主義の盛時には，しばしばスミスの「自由放任」や「予定調和」が援用された。市場における敗者をいたわる「憐憫」の情こそがスミス思想の真髄であるという俗説を展開した財界のリーダーもいた。まさに，「誤解の中のスミス」の典型である。

しかし，欧米と日本，学問分野によって，また，学界と一般社会とでは事情が異なっていた。すなわち，欧米でははやくからそのような動きがあったのに対し，日本ではそうでもなかった。仮に，社会思想史学や経済学では盛んであったとしても，スミス研究にふさわしい他の分野（少なくとも法理学・法哲学jurisprudence, Rechtsphilosophie）ではそうではなかった。また，日本では，どちらかと言えば，欧米とは逆に，学界よりは一般社会の方が，スミスに注目し，活用したように思われる。それらの違いに注意しなければならないし，また，新自由主義が破綻した今，前述の財界人のようなスミス理解・評価が正しかったのかどうか，なぜスミスと新自由主義が親和的であったのか，スミスへの評価・関心に変化がないのかどうか，をあらためて検証しなければならない。少なくとも，一般市民のレベルでは，俗説や誤解がいまだに氾濫している。それを，「スミスを読んでいない」に違いない（友寄英隆『新自由主義とは何か』新日本出版社，2006年）と言って済ますわけにはいかないのである。なぜなら，俗説といえども，おそらく，いずれかの学説の影響を受けているに違いないからである。学問分野による違いとともに，学界と一般社会とのズレあるいはその相互関係を見なければならない。学界における理論の精密化が，正確に一般社会に広がっているとは限らないのである。また，学説は，当然，何らかの程度，一般社会の問題関心や価値観を反映しているはずである。したがって，一方通行ではなく，そこには一種の循環がある。

日本は，スミス研究の盛んな国の一つであり，戦前からの研究の長い歴史がある。高島善哉によれば，三つの時期に分けられる。すなわち，(1) 国策的立場から研究した時期（明治から大正へかけての50年），(2) 社会思想家，社会科学者として学究的・総合的に見ようとした時期（大正の末期から終戦にいたる25年間），(3) 専門家と専門化の時代（戦後から現代にいたるまで），である。現在は，高島の時期区分で言えば，スミス研究の「専門家と専門化」の時代のはずであるが，欧米に比して，また，日本の研究の蓄積の割には，活発化の度合いが少ないように思われる。専門化しすぎたが故に，「政治学や哲学など経済学以外の分野からの参入」が一般化したとはいっても，お互いが見えにくくなり，学際研究も難しくなっているのであろう。ここにおいて，第二期の研究ス

タイルの重要性が浮き彫りになる。おそらく，この「学究的・総合的」に見るということが，今，再び必要とされていると思われる。

なるほど，日本でも，様々な形でスミス研究の広がり，スミスへの関心の高まりは見られる。たとえば，水田洋や田中正司の一連の仕事，すなわち，水田洋ほか訳『アダム・スミス哲学論文集』(1993年)，水田洋・松原慶子訳『アダム・スミス　修辞学・文学講義』(2004年)，『法学講義』[Bノート] 水田洋新訳 (2005年)，水田洋「40才のアダム・スミス—法学講義LJ(B) の成立—」(2007年)，同『アダム・スミス論集』(2009年) の公刊など，田中正司『アダム・スミスの自然法学—スコットランド啓蒙と経済学の生誕』(1988年)，同『アダム・スミスの倫理学—「道徳感情論」と「国富論」』(1997年)，同『アダム・スミスと現代』(2000年) など，また堂目卓生『アダム・スミス』(中公新書，2008年)，佐伯啓思『アダム・スミスの誤算』(PHP選書，1999年)，さらにまた，翻訳家による『国富論』の新訳等々，研究の幅と深みが増し，スミスを総合的に見る条件が整いつつあるとともに，一般読者がその成果に触れる機会も増えつつある。

しかしながら，依然として，論題の中心は『国富論』と『道徳感情論』であり，スミスを『国富論』に重点を置いて見るのか，それとも『道徳感情論』に重点を置いて見るのか，つまり，利己心と利他心の関係をどう見るのか（かつて，いわゆる「スミス問題」として問題となり，解決済みのはずであるが)，あるいは，どのように統一するのかということが『法学講義』との関係を抜きにして，今でも問題とされる。『法学講義』に触れる場合でも，それを付随的なものとして軽く扱う傾向が強い上に，『法学講義』全体の研究，また，AノートとBノートとの比較・総合は，狭い意味でのスミス専門家任せであり，本来，それを主要課題の一つとすべき法哲学者さえ，一部の例外を除いては，取り組んでいない。「倫理学，法学，経済学を主要な構成部分とするスミスの道徳哲学体系の全体像を，正義論＝法学を基軸として統一的に把握すべきことは，今日ではスミス研究者の間でほぼ共通の理解となっている」(新村聡『経済学の成立—アダム・スミスと近代自然法学』，御茶ノ水書房，1994年，314頁）と言われるにもかかわらず，である。また，スミスは，経済学者か，道徳学者か，法学者か，ということもよく問題になる。この問いは，『法学講義』を加えている点で，『国富論』か『道徳感情論』かというより良いようだが，これも，三つの中のどれか一つを選ぶという結果になるなら，同じことである。三つを統一的に把握しなければならない。

そして，「統一的に把握する」という場合，スミスを「方法の学者」と解すべきである（山崎怜『アダム・スミス』研究社，2005年)，また，様々な分野をスミスのコミュニケーション論あるいは文体論・言語論が貫いている（大島幸治『アダム・スミスの道徳哲学と言語論』御茶ノ水書房，2008年）という見方への目配りも必要である。

『法学講義』[Bノート] 新訳に次いで，『法学講義』Aノートの翻訳出版の近いことが予告されている。これで，スミスの主要業績の翻訳が揃うことになる。それによって，「法学講義」に関する研究，また，「法学講義」を核とした『国富論』と『道徳感情論』の研究，さらには，スミスに関する総合的研究が更に進み，おそらく，それによって，本来のスミス像が鮮明に浮かび上がることが予想される。そして，学界におけるそのような成果は，前述のような俗説や誤解の原因の解明，そしてその克服につながるに違いない。有数のスミス研究者の揃った本特集がそのような営みの一環を担うことを大いに期待している。

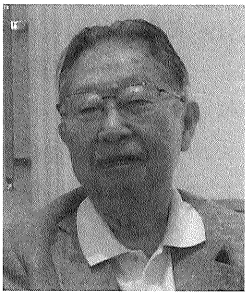
（中村浩爾　所員　大阪経済法科大学名誉教授）

SPECIAL EDITION
特集

甦るスミス

アダム・スミス研究における法学講義LJAの位置について

—LJAとよばれている法学講義はエディンバラ公開講義からどのようにかわりLJBへどのようにかわったか—



MIZUTA Hiroshi
水田　洋

Ⅰ　グラーズゴウ大学最終講義としてのLJAとLJB

LJAとよばれているアダム・スミスの法学講義は，彼の修辞学・文学講義ノートとともに，1958年にロージアンによってスコットランドの旧家の蔵書の中から発見された。『修辞学・文学講義』(1963) はロージアンによって編集出版されたが，『法学講義』(1978) はグラーズゴウ版著作集[1)]の第五巻として，キャナン版で知られていた法学講義ノート (LJB) とともに出版されるまで，公開されなかった。したがっていずれも戦後のある時期まで，広く研究の対象とはならなかったのである。

法学講義ノートLJAは1762年12月24日から1763年4月13日までの日づけを持っているが，そのほかの日に講義があっても日づけやノートがないということが，ありえないわけではないと，グラーズゴウ版の編者は言っている。手稿は六冊だが完結していないので，学年末までのひと月余りの間に，第七冊に当たる講義が行われたと考えていいだろう。われわれは，グラーズゴウ版に印刷されたかぎりで読むしかないのだが，そのなかで彼の解読力に疑問がないわけではない。というのは彼がLJBについて，一つだけだがかなり重要な誤読を残しているからである。LJAノートのフィルムは高知大学図書館にあり，それによるプリントも利用できる。編集作業の最大で最重要な部分は，手稿を解読して活字（？）にすることであるが，その際，誤字脱字乱文などの判読は編集者の責任において行われる。彼が判読不能などの問題に出会った場合には，それを編者注（編注）で説明して読者に理解を求める。隠された，あるいは誤った引用についても同様であるが，この種の注はしばしば，編集者の任務を超えた彼の意見を示すものになりやすい。グラーズゴウ版の『道徳感情論』についても，スタンダード・エディションにしては編集者の意見が入りすぎるという批判がある（イシュトファン・ホント)。もちろんそれは編集者の研究者としての発言であるから，意味がないわけではなく，ときには有益であるが，著者自身の意見と取り違えてはならない。スミスは公刊された著作において自分の意見を注記することはまれで，邦訳においては原注はすべて訳者によって補完・解説されている。学生のノートであるLJAにスミスの原注があるわけはなく，学生たちの間での注記らしいものは，本文に組み込まれている。

したがって，グラーズゴウ版LJAの注は，すべて編集者の注であることを確認しておきたい。

前述のように，この講義は1762-63年の学年おこなわれたのだが，スミスは年末に辞職してバクルー侯爵と共にフランスにわたるので，これがグラーズゴウ大学における最後の正規の法学講義になったのであり，同時に発見された修辞学・文学講義についても事情は同じである。

スミスが1763年10月に政治家タウンゼンドから，彼が後見する侯爵の旅行付添教師になるという，前からの約束の実行を求められて，1764年4月になるまでは大学を離れられないと答えたのは，おそらく1763-64年の新学年の講義をすべてあるいは大部分，実施してから辞職しようと考えたからであろう。しかしタウンゼンドは，イートンを出たばかりの青年をロンドンで一人にしておいてはまずいと思ったのか，強硬に年末出発を主張して押し切ったのである。スミスは学位を取ったばかりの青年トマス・ヤングを，さしあたっては代講として，できれば後任として，推薦して出発したのだが，彼自身が講義を全くしなかったわけではない。なぜなら，彼が講義の終わりに，別れをつげて授業料を返却したという，証言がのこされているからである。

この最終講義がLJBと呼ばれている法学講義ではなかっただろうか。LJBは19世紀末にエドウィン・キャナンによってスコットランドの旧家の蔵書の中から発見され，彼が編集・出版したのだが，日づけがなく，内容から判断して1763年以後のものと推定されていた。ところが，戦後になって詳細な日づけをもったLJAが発見されると，LJBの位置はLJAの後でしかありえないことになった。量的にはるかに短いことも，辞任まで二カ月余りという事情の要求にあっているだろう。それだけでなく，LJB にはLJAにはない序論があって，それは『道徳感情論』の初版（1759）から六版（1790）に至るまで，すなわち死に至るまで，スミスが抱き続けた著作計画の一部門を予想させるものなのである。

Ⅱ　幻の第三の主著としての自然法学

『道徳感情論』の初版の終わりに，スミスはつぎのような著作計画をのべた。「私はもう一つの，別の論述において，法と統治の一般的諸原理について，およびそれらが社会の様々な時代と時期において，正義［司法］に関することだけでなく，生活行政，公収入，軍備，さらには法の対象である他のすべてに関することにおいても経過してきた，様々な変革について説明を与えるように努力するつもりである」（VII.iv.37）。同じパラグラフで，彼は自分がめざすものを，「自然法学とよばれるのが適切でありうるような体系，すなわちすべての国民の諸法をつらぬき，それらの基礎であるべき一般的諸原理」と呼んで，プラトン，アリストテレス，キケロを「そこにはこの種のものはなにもない」と退けていた。「彼らの諸法とは，生活行政の諸法であって正義の諸法ではなく」，グロティウスがはじめて，その諸原理の体系にいくらかでも似たものを世間に与えようとしたというのである。

死を迎えようとしている第六版のまえがき（「読者に」）で，スミスは，この計画が残念ながら部分的にしか実行できなかったことをみとめ，しかし一般原理についての著作をあきらめたわけではないとして，つぎのようにのべた。「この著作の初版の最終パラグラフで，私はつぎのことをのべた。すなわち，私は別の論説で法と統治の一般的諸原理と，それらが社会のさまざまな時代と時期において経過した様々な転換とについて，正義〔司法〕に関することだけでなく，生活行政，公収入，軍備，そのほか法の対象であるすべてのことについても，説明するように努力するつもりだということである。諸国民の富の性質と原因に関する研究で，私はこの約束を部分的に，少なくとも生活行政，公収入，軍備にかんする限り実行した。残っている法学の理論は，私が長いあいだ想を練っていながら，本書の改訂を妨げてきたのとおなじ仕事によって，これまで実行を妨げられてきたもの

である。私が極めて高齢に達したために，この大著を自分で満足できるように仕上げられる日があろうとはほとんど期待できなくなったことを，私は認めるのだが，それでもなお，私はその企画を完全に放棄したのではないし，できる限りのことをする義務を負い続けたいと思うので，私はそのパラグラフを，30年以上も前に出版されたままにしておいた。その時に私は，そこで述べられたすべてのことが実行できるものと，疑いを持たなかったのである」(Advertisement. 2)。

このようにスミスは生涯の最後まで，彼が法学の理論，統治の一般理論，自然法学などと呼ぶ著作への思いを捨てなかったのであり，『国富論』はその一部分を満たすものにすぎなかった。二つの法学講義にはそれぞれ生活行政，公収入，軍備に関する叙述を含んでいて，そのためにLJBはもっぱら『国富論』の前段階として評価されてきた。すぐれた歴史感覚を持った経済学者であったキャナンが，『道徳感情論』の初版とLJBの序論の双方に，グロティウスが自然法学の創始者として挙げられていることに注意を払わなかったのは，『国富論』の魅力が強すぎたからであろうか。

しかし『国富論』の位置づけはすでに明らかであるから，これ以上の議論は避けて，序論にはさらに三つの重要な論点が含まれていることを挙げておきたい。第一は，自然法学におけるグロティウスの継承者としてホッブズをあげていることである。スミスはホッブズの生存権＝自然権説を継承しつつ，自然状態に生活資料の生産を導入することによって戦争状態を解消したのであった[2)]。第二は「自然状態というものは存在しない」と言い切って，プラトン，アリストテレス，キケロなどの古代・中世の自然法思想を拒否したことであって，これは第一の論点の裏返しといってもいいだろう。第三は，ホッブズの後にプーフェンドルフを置くのは当然ながら，そのあとにプロイセンの法制改革者コクツェーイをあげて，カーマイケルからハチスンへというスコットランド啓蒙への継承関係を断ち切ったことである。以上のように，序論はスミスが最後まであきらめなかった幻の統治論をその萌芽形態で示すものといえるだろう。

さらにもう一つ，論点ではなく叙述の順序について，スミスは第1部：司法での序論の終わりに次のように述べている。「民法学者［ローマ法学者］たちは，統治の考察からはじめて，そのあとで所有権およびその他の権利を取り扱う。…その他の人々は，後者のそれぞれからはじめて，そのあとで家族と国内統治を考察する。…それぞれ固有の長所がいくつかあるが，全体として民法の方法がまさっている」(LJB. 11)。LJBはこの点でも，LJAに勝るということだろうか。

Ⅲ　エディンバラ公開講義から大学へ

LJBが以上に述べたように特殊な状況で行われた講義であったのに対して，LJAは学年のプログラムに組み込まれた正常な講義ではあったが，道徳哲学の講座にとって正常だったのだろうか。まずその前にスミスが1751年1月に，グラーズゴウ大学の論理学の教授に任命されたことからはじめなければならないだろう。1748年に入学してまもなくスミスの学生となり，1761年には法学教授として同僚となった，ジョン・ミラーは，着任早々のスミスの講義について，ドゥガルド・ステュアートにつぎのようなメモを残している。ミラーによればスミスは，古典論理学の一応の説明ののちに講座の伝統から大幅にはなれて，「担当時間の残りのすべてを修辞学・文学体系の論述にあてた」(Stewart, I.17)。ミラーはこの講義の草稿が死をひかえたスミスによって焼き捨てられたことを惜しんでいたが，われわれは学生によるノートではあっても，かなり正確な記録をもっていて，それは反修辞学革命だという評価[3)]も承認されている。これがいわゆるエディンバラ公開講義の転用であったことについては，すぐあとでのべる。

学年途中の採用であったために論理学の講義はこれだけですんだのであろうか，スミスはそれを後回しにして，就任講演だけですぐエディンバラ

に引き返したようである。エディンバラには，三冬の公開講演の聴衆が待っていたはずである。1748-49，49-50，50-51年の公開講義を，オクスフォード帰りの失業青年スミスのために主催したのは，まもなくケイムズ卿としてスコットランド民事最高裁にはいる，ヘンリ・ヒュームであった。しかし，ケイムズがスコットランド啓蒙の大立者であることから，その意図はわかるものの，広告などは一切ないので，内容については傍証によるしかないのである。ミラーはエディンバラ講義の主題としては修辞学・文学しかあげていない。

ケイムズの職業上の後継者であり，エディンバラ大学の普遍史の教授でもあったウッドハウスリー卿タイトラーも，先輩の伝記の中で，スミスがケイムズの後援によってエディンバラで三冬，法学と神学の学生に対して修辞学・文学の講義をしたと書いている（Tytler, A.F., *Henry Hume of Kames*, 1780）。この講義がワトスンやブレアによって継承されて有名になったことは強調しても，ほかの講義には全くふれることなく，スミスが大学の最終講義で授業料を返却したことを付記するにとどめている。ケイムズの狙いが英語の弁論すなわち修辞学にあったことは，彼の青年法曹としての苦い経験[4]，すなわちスコットランドの法曹貴族たちの弁論がウェストミンスターでは通じなかったという屈辱に基づいていた。俳優シェリダンを招いて英語弁論を学ぼうとして，スコットランド人はアイアランド人に英語を習っていると笑われたところである。

以上のように見てくると，ロージアンによって発見された1762年11月19日（第2講）から1763年2月18日（第30講）までの日付を持つ（修辞学・文学講義）ノートが，エディンバラ公開講義から論理学講義に転用されただけでなく，道徳哲学講座の中でも一定の位置を持っていたことが推定されるだろう。シャーフツベリの華麗空虚な文体と性格を（おそらくハチスン批判をこめて）厳しく非難し，スウィフトの平明率直な文体と性格を頌揚し，ビジネスの用語としての散文を重視するというこの講義は，スミスの道徳哲学体系に極めてなじみやすいものであった。もちろん15年間同じことを繰り返していたのではないだろうが，毎年の講義であってみれば急激な変更は，考えにくいだろう。

ところで，就任講演をしただけでエディンバラに帰ったスミスが，次の学年で論理学にこの講義を転用したことはわかるのだが，われわれが見ている講義ノートは道徳哲学の教授としてのスミスの講義によるものである。これが論理学講座から道徳哲学講座にくみこまれたのは，1752-53年の学年以後と考えなければならない。1751-52年の学年にはスミスは論理学の教授としてエディンバラ講義を転用しながら，病身の道徳哲学教授クレイギーを助けるために，その講義の半ば（自然法学と政治学）を引き受けた（カレンあて書簡1751年9月3日）のである。道徳哲学の講義は自然神学，倫理学，自然法学natural jurisprudence，政治学の四部門で構成され，ハチスンの『道徳哲学入門』が自然神学を除く三部門の教科書とされていた。自然神学と倫理学は，ハチスン門下の先輩である神学教授リーチマンが引き受けた。

クレイギーは1751年の11月27日に療養先のリスボンで死亡し，道徳哲学講座は空席になったので，スミスはそこへ移ることを希望し，それによって空席になる論理学の講座にヒュームをよぼうとした。彼の移転は認められたが，ヒュームについては「残念ながら世論は私に同調しないでしょう」と彼が書いていたとおりになった。道徳哲学の教授としてのスミスが行った，道徳哲学そのものの講義は，ミラーのメモによっても，うえにのべたのとおなじ四部門構成であるが，ミラーは後半を第三部門とも言いかえて「そこでは良俗の中で正義にかかわる部門を，より詳しく取り扱った」として，「この主題について，彼はモンテスキュウに示唆されたとおもわれるプランに従って，公法私法ともに法学が，最も粗野な時代からもっとも洗練された時代へと徐々に進歩する跡をたどり，生存と所有の蓄積に役立つ学芸技術が，それに対応する法と統治の改善や変更に生んだ諸効果を指摘しようと努めた。彼の努力のうちのこの重要な

部門を，彼はやはり公表するつもりであったし，『道徳感情論』でそう述べていたのだが，それを実現するまで生きていなかった。講義の最後の部分で彼は，正義の原理にではなく便宜の原理に基づき，国家の富と力と繁栄を目指す政治的諸規制を点検した。…これらの主題について彼が述べたことは，かれがのちに『国富論』として出版したものの内容を含んでいた」(Stewart, I.18-20)。このようにミラーは法学講義が一種の文明史として，道徳哲学講義の中に含まれていたことを明らかにしたのである。ミークがLJAとLJBの双方に史的唯物論の原型を見たのも[5] 当然であった。それは幼児殺しの社会的承認のような同感の歴史的相対性の認識でもあるだろう。この点ではLJAは，あとでのべるようにLJBに圧縮される前だから，それより詳しいのは当然だといえるだろう。

スミスが法学講義を道徳哲学講座で，就任以来行ってきたことは明らかであるが，その内容が修辞学のようにエディンバラからあまり大きな変化なく引き継がれてきたと考えていいものなのか，あるいはLJAからLJBへの変化に比すべき変化が前にもあったのかは，まったく分かっていない。それどころか，エディンバラで法学の講義をしたという証拠はどこにあるのか。グラーズゴウの学生であったデヴィド・カランダーがジョージ・チャーマーズに「スミスは1750年ごろエディンバラへ行って，法学専攻の学生たちに市民法を教えた」と語ったというのだが[6]，1742年生まれというカランダーの年齢を考えると，これは伝聞としか考えられない。もちろんスミス自身から聞くこともあり得るだろう。ウィリアム・ロバート・スコットは1937年の著書で，スミスの親友であってエディンバラの最後の講義を聞いた，クレイグフォースのカランダーが，「アダム・スミスは法学の学生たちに市民法を教えたが，それは彼がここ［グラーズゴウ？］でしたのと同じような講義であった」とのべていることを紹介している[7]。スミス自身が書いたものとしてドゥガルト・ステュアートが紹介した文書では，有名な「国家を最低の野番から最高の富裕に到達させるには…」という文章がエディンバラの最後の講義からグラーズゴウへ繰り返されたことが強調されている (Stewart, IV.25)。ロスはさらに，スミスがクレイギーの代講として直ちに自然法学と政治学を引き受けられたのは，すでにエディンバラで同じ講義をしていたからだとまでいっている。

Ⅳ　修辞学・文学と哲学史の講義

エディンバラ公開講義の主題が修辞学・文学と法学であり，それらがグラーズゴウでも続けられたことは確認されたが，われわれが見ているのは，スミスが辞任する前の最終学年の講義であるから，それまでの15年間の講義については，最終講義から推測するしかないのである。15年間変化がなかったということは，そのあいだの『エディンバラ評論』と「言語起源論」と『道徳感情論』が何も影響を与えなかったということだから，かなりむりな推定だと思われるだろう。しかしスミスのエディンバラ講義には第三のコースがあって，それはオクスフォード時代に成稿し，繰り返し講義されて遺著『哲学論文集』に収められた，いわゆる天文学史である。

「天文学史によって例証された，哲学的研究を先導指示する諸原理」をスミスは，青年時代の著作として，公刊に耐えうるものと考えていた。それを明言したのは，辛苦の末できあがった『国富論』草稿をたずさえてエディンバラからロンドンに向かうとき，死を覚悟したスミスは親友ヒュームに後事を託し，天文学史の出版についてヒュームの判断にゆだねるとともに，他のすべての草稿を無条件に破棄すべきことを依頼したのであった（スミス書簡ヒューム宛，1773年4月16日，Corr. 137)。四半世紀のちに再び死を覚悟したスミスが，友人たちに依頼して大量の草稿を焼却させたとき，天文学史は残したのである。彼はこれをオクスフォードで完成させたと考えていたので，エディンバラで講義に使用し，さらにグラーズゴウでも使用

したのである。

彼の二人の弟子が次のように述べている。アーチボルド・アーサーは，スミスの後任のトマス・リードの老齢化にともなって講義を助け，道徳哲学の教授としては講義体系をスミスのものに戻した人物である。彼の遺稿集が同僚のウィリアム・リチャードスンによって出版され，その中に「自然哲学の重要性について」という青年時代の論文があって，「スミス博士によって見事に述べられるのを我々がきいた天文学史は，この［自然哲学の］進歩のよい例証を提供する」となっているので，大学で天文学史が講義されたことはあきらかである[8]。リチャードスン自身は古典学の教授であり，シェイクスピアの劇中人物についての二冊の小著[9]があるが，そのなかにスミスの影響を見ることはさておき，かれがアーサー遺稿集の編集者として故人の略伝をのべた中に，当時のグラーズゴウ大学では講義慣習として，担任科目に直接に関係がないが聴衆に役立つ2時間の講義を追加することになっていたという説明があり，「スミスはその時間を趣味・構文と哲学史にあてたが，それは彼がグラーズゴウの教授に任命される前に，エディンバラで修辞学の講師であった時に講じたものであった」としているのである。法学が挙げられていないのは，道徳哲学講義の本体に中に含まれていると考えられたからであろうか。

以上のようにスミスがエディンバラ公開講義の3種類の講義を，ひきつづきグラーズゴウ大学でもおこなったことは明らかになったが，そのうち天文学史は，遺著の中に公刊されて科学革命論の先駆として評価され，修辞学・文学講義はすでにその当時からブレアなどの高い評価を得ていただけでなく，最近は前に紹介したように反修辞論として高い評価を得ている。

V　法学講義と『国富論』

では法学講義はどうなのか。スミスが第二の主著として統治論を構想したこと，それがグロティウス以来の自然法学natural jurisprudenceに連なるものであることは明らかにされた。法学講義LJAは，スミスにとっては予期しない条件での辞任のため，不十分ではあったがLJBとして統治論に近づくことができた。しかし，それだからといってLJAがぬけがらにすぎなくなったわけではないだろう。ローマ法学者のやり方にしがって私法を後に公法を先にするという，説明の順序の逆転問題のほかに，少なくとも二つの問題が残ってはいないか。第一は量的な大差である。ほぼ40：15という違いはとくにLJB成立の事情からして，なおLJAから取り入れるべきものを残しているのではないかという疑問を生むだろう。第二は，LJAからLJBへの変化のように，『道徳感情論』からの変化もあったのではないかという問題である。スミスが『道徳感情論』で次の著書を予告して，法学講義で説明するということは充分に可能である。

これまでエディンバラ講義のその後の変化にこだわってきたのは，このことを考えたからであった。ただし，『道徳感情論』からLJAへの変化が見られたとしても，それはLJAとしては，エディンバラ以来でなくても『道徳感情論』に先立つことであったかもしれないのである。すなわち『道徳感情論』とLJAとのちがいを，すべてLJAの変化とするわけにはいかないということである。あるいは，ミークが発見したアンダスン・ノートは，抄録ではあるが1750年代前半のものと推定されるから，『道徳感情論』以前の状態を示していないだろうか。

ところで，『国富論』は，どこに位置づけられるのだろうか。スミス自身が，予定した統治論のうち生活行政，公収入，軍備に関しては約束を実行したと述べているので，二つの法学講義の該当部分は『国富論』に吸収されて役割をおえたわけであり，法学講義のそれ以外の部分と『国富論』とが統治論の構成要素として残ることになるだろう。言うまでもなく，スミスの思想的発展をたどる作業がいらなくなったのでもなく，軽くなったのでもない。

Ⅵ　LJAの翻訳

LJAは，講義ノートを含めてスミスの著作の中で，ただ一つ翻訳されていないものである。アダム・スミスの会の翻訳計画では，現在までのところ，手稿第三巻まで（1762.12.24-1763.2.16）の粗訳が終わっていて，後半三巻は三人の訳者による分担翻訳が終了して統一の段階にはいる。年末の出版を予定している。基礎経済科学研究所でも試訳が行われ，1763年1月17日までの訳が公表されている。

それは1762年12月24日金曜日に，クリスマス・イヴにかかわりなく「法学について」から始められているのだが，訳者はたちまち，厄介な訳注の問題にぶつかる。手稿の冒頭5パラグラフの，When Mr. ■■ resigned the office of of Paris to Mr. D'Argenson, he told him that king required three thing of him who held the office, that …（i.2）となっている空白をどううめるかということである。ことのおこりはLJAの生活行政の章の第一パラグラフにあるLamonionである（vi.2）。グラーズゴウ版編集者（以下ではGとすることがある）はそこに「これはあきらかにダルジャンソン侯爵である」（p.331）と注記して，この話の初出箇所（p.5）に，Baron de Bielfeld, *Institutions politiques*, La Haye,1760（ASL161）の第一編第七章（Vol.1,p.99）による，ややくわしい注を付けた。ビールフェルトは「Le premier président.du Harlay がM. d'Argensonをパリ市の生活行政に関するLieutenant Général として受け入れたとき，かれにつげて…」と書いているので，それを引用したのちMarc René de Voyer, Comte d'Argensonが1677年にこの職務についたと付け加えたのである。

ダルジャンソン家は名門で名士輩出だから同定が面倒だなと思いながら，偶然に手元にあったショワズ―ル伝第一巻を開いてみた。一巻だけで千ページを超えるこの伝記がオクスフォードから出たとき，同時代人だからどこかでスミスと交錯するかもしれないと思って，40％著者割を利用して買っておいたのである。そこにはMarc-René de Voyer de Paulmy, marquis d'Argenson (1722-82), Lieut. Général が一度だけ登場する。Du Harlay はないがabbé Alary, Pierre-Joseph (1690-1770) がある。まだ傍証の程度だが，Gが注であげた人物はまちがいではなく，1677年が誤植だというだけのことらしい。ビールフェルトの二巻本は政治学教程というようなもので，アダム・スミス蔵書目録番号161である。

つぎに仮訳のはじめの部分の最初の区切りのあたりまでを引用しよう。仮訳なので適当に訂正していく[10]。

1762年12月24日

法学について

法学とは，国々の統治がそれによって導かれるべき諸規則についての理論のことである。

それは様々な国の様々な統治体制の基礎を示し，さらにそれらがどこまで理性に基づいているかを示すことを，めざしている。

われわれは，あらゆる統治が意図している四つのことがあるのを知るだろう。

第一に，あらゆる統治体制の第一で主要な目標は，司法［正義］を維持することであり，その社会を構成する人々が，相互に所有propertyを侵犯したり，自分たちのものではないものを掌握したりすることがないようにすることである。ここで意図されているのは，その社会のそれぞれの人がその人自身の所有を確実平穏に所持することを，実現することである。――司法が公言するその目的は，人々を彼らが完全権とよぶ状態で維持することである――。われわれが内部平和とか城内平和とかよぶことができるこの目的が保証されると，その統治が次に意図するのは，その国内stateの富裕の促進であろう。このことは，我々が生活行政とよぶものをうみだす。その国の貿易，商業，農業，製造業に関して作られるすべての規制は，生活行政に属するものとみなされる。

［■■］氏がパリの［生活行政総監］の職をダルジャンソン氏にゆずったとき*，彼はダルジャンソンに，国王はこの職にあるものに対して三つのことをもとめていると語った。すなわち第一に清潔に配慮すること，第二に安心または安全保障に配慮すること，第三に良好な市

場すなわち食料品の低価格に配慮することである。これらのうちの第一は，法学体系のなかでとりあつかわれる主題としては，あまりにも軽少瑣末である。第二には二つの種類があって，その一つは火事やその他の事故に対する住民の安全保証に配慮することであり，これもやはり法学の一部門とみなすには性質が瑣末すぎる。他方の部門は，住民に対して他の人びとによってなされうるあらゆる侵害に対する配慮であり，この目的は，そういう犯罪が実行されるのをいわば未然に阻止する監視や巡視によって，あるいは侵犯者たちを処罰し，犯人たちを発見して司法の場に引き出す人々を励ますための，法律条文の制定によって，達成される。——この第二の部分は生活行政に関する司法とよんでいいものであり，そのようなやりかたで法学の前述の部分に結び付けられるので，われわれはそれをそういう項目で考察するだろう。生活行政の第三の部分は，良好な市場すなわち食料品の低価格であり，市場をあらゆる種類の商品で十分に供給された状態にしておくことである。このことは，町と農村の交易，すなわちわれわれが国内商業とよんでいいものの自由を，促進することだけでなく，隣国の豊富すなわち低廉を促進することをも含むにちがいない。

＊［G］Baron de Bielfeld, *Institutions politiques*, La Haye,1760 (ASL161), Vol.1,p.99. ビールフェルトは「高等法院長デュ・アルレーがパリの生活行政総監の職務にダルジャンソンに…」と書いている。このダルジャンソンは Marc René de Voyer de Paulmy, marquis d'Argenson (1722-82) だとおもわれる。

これは生活行政のなかのもっとも重要な部門であって，われわれが生活行政を取り扱うことになったときに考察すべきものである。そのときわれわれは，それぞれの国でおこなわれてきたさまざまな規制と，それらを設けた政府の意図にそれらがどこまでこたえたかを，考察するだろうし，このことをわれわれは，近代についてとおなじく古代についても考察するだろう。

第三。統治というものは，その国がひじょうに富裕であったとしても，何らかの費用なしには支えられないから，つぎに考察されるはずのことは，この費用が負担されるべき方法であろう。すべての場合，この負担は最終的には勤労国民に賦課されなければならないことは明らかである。いずれにせよ，第一にそれが国有地とよばれているもの，すなわち王位あるいは国民のなかの統治する部分に属するものの，地代によって負担されるとすれば，それは臣民たちの所有を削減することだから，かれらに対する重荷として考察されなければならない。あるいは，第二にそれは，臣民たちが保有する土地に対する税によってうめられるかもしれない。これらは，王位の地代からではなく，保有者の地代からの控除である。最後に，もしそれが製造品，輸入品，その他同様なものへの関税によって調達されるとすれば，直接に国民から徴収するということである。したがって統治の費用は，あらゆる場合に，国民によって支払われなければならいのだ。これらの費用の支払いのために徴収される金額が，われわれが政府の収入とよぶものである。

法学のうちで統治に関するこの部分をあつかうときに，われわれは，さまざまな国で国家の費用にとって必要な金額を調達するためにとられた，さまざまな方法と，このことを達成するためにそれらが，国民の勤労にとって最小の損失または障害であることを考慮すべき主要な目標として，どこまで修正されるかを考察するであろう。すなわち，同一金額が調達できるのに，あるいくつかのやりかたではその国countryの勤労と改良をひどく妨げるのに，別のいくつかのやりかたではそういう弊害の割合がはるかに小さいのである。

第四。所有の安全保障と生活行政と国kingdomまたは国家stateの収入との，三つの考察のほかに，その国を外からの侵害に対して保護するために，何かの手段をもつことが必要であるにちがいない。国内平和がいくらしっかりと確立されても，それでも外からの侵害にたいする安全保障がないならば，諸個人の所有は，確実ではありえない。かれにとって，この点での危険は，かれら自身の社会のなかの人びとからの危険におとらず恐るべきものであり，また，危険に対する私人の安全保障だけでなく，国家の存在そのものの安全保障についても同様である。したがって，国家を外からの侵害に対して防衛するとともに，なされてしまった何らかの侵害について賠償をうけるためにも，武力の維持が必要である。この主題をとりあつかうにさいして，われわれは，古代と近代の諸国家で使用されてきた，さまざまな種類の武力，各種の民兵と訓練隊を考察し，それらが統治のさまざまな性格にどこまで適合するかを，のべるだろう。このことは自然にわれわれを，第四項の平和と戦争の諸法すなわちjura belli et pacisの考察にみちびく。それは，さまざまな独立国のあいだに存在するさまざまな規則であって，平時における相互の交流と，どのような特権をあたえうるかということとともに，戦勝の諸効果と，諸国民のあいだで戦争が行われているときに合法的だとして許容されるのは何かということとの，双方にかんするものである。この項目でわれわれは，古い時代に存在した戦争の諸法を，現在有効であるそれらと比較して，後者が抑制

と人道においてどれだけ優れているかを示し，さらにまた，社会が洗練されるにつれて戦時諸法について次第になされてきた，諸制限を指摘するであろう。われわれはさらにこの項目で，これらの規制が，独立諸国家が共和制，君主制，あるいは貴族制のどの形態であるかにおうじて，どのように変わるかを示すであろう。

etc.

*

すべての国内統治の第一で主要な意図は，私がのべたように，その国家の成員たちのあいだで正義が維持され，その中の諸個人にたいする，同じ社会の人々による侵犯を阻止することである。それはすなわち，各個人をかれの完全な諸権利において維持することである。人がそれにたいして権利を持ち，他の人々がもっていたら正当に取り戻し要求ができることを奪われるとすれば，いつでも正義は蹂躙されるのである。そこでわれわれは，どれだけ多くのやりかたで正義が蹂躙されるかを，いいかえればどれだけ多くの点で人が侵害されうるかを考察しよう。第一にかれは人として侵害されうる。第二に家族の一員として，第三に市民として，国家stateの一員としてである。一人の人に対してなされうるあらゆる侵害は，これらのうちのどれかに帰着させうるし，これらのすべてにおいてかれは，見方を変えればどうみても影響されることなく，侵害されうるのだ。人がある人を殺そうとしたら，かれはその人を人として侵害するのである。人が妻を奪われたり，妻を虐待されたりしたら，かれは夫として侵害される。あるいは，かれが自分の息子を奪われたり，その息子がかれにたいして正当な尊敬をもってふるまわないならば，かれは父として，家族の一員として，侵害される。人がもし，職務や称号によって権威づけられている人に対して，無礼にあるいは正当な尊敬なしにふるまうならば，その人の優越は政治的制度にもとづくものであるから，これは市民に対する侵害である。もし正当な権利を持たないものが，何かの貴族の称号を名のるならば，これはかれの同等者たちに対しては，かれらに優越する身分の一人の性格を装うことによる侵害であるとともに，同時に上位者たちに対しては，かれらの下であるのに同等とみなされるようにふるまうことによる侵害でもある。この侵害は，かれがそのなかにあるとみなされる国家の市民あるいは成員の，性格によって生じる。これらの例のすべてにおいて，侵害はその人物がどういう性格のものと考えられるかによって，それぞれに違う。父に対してなされた侵害が，たんに人間としてのかれにかかわることはありえないし，国家の一員としてのかれに対してなされた侵害が，人間としてあるいは家族の一員としてのかれに対して有効であることはありえず，それはかれの市民としての状態から発生するだけである。

われわれは第一に，人としての人に属する諸権利を考察しよう。それらは一般にもっとも簡単で容易に理解され，しかも一般に何も他の事情を考慮することなしに，考察しうるからである。

たんに人としての人は，三つの点で侵害される。第一に彼の身柄においてか，第二にかれの評判においてか，第三にかれの財産においてかの，どれかである。第一に，人はその身柄において，二つのやり方で侵害されうる。第一に殺害，傷害，あるいは不具化，あるいはとにかく身体を傷つけることによって，あるいは第二に，かれの自由を拘束することによってである。—— これらの権利は，プーフェンドルフが諸自然権とよぶものにあたり，家族または国家の成員としての人間にかんする権利が，かれらのadventituous［追加］権とよぶものにあたるのと同様である*。——かれらがjura, quae omnem actum humanum antecedunt あるいは *quae ex nullo humano proficiscuntur,* と定義する諸自然権のなかに，かれらは jus ad vitam, 生命権身体権 ad corpus, liberi commercii, 交易権かれと取引をする意思をもつものたちと取引をする権利，結婚権［jus connubiorum］などを，そして最後に無傷の評判権［jus sincerae aestimationis］，すなわち，かれが占有possessしているものについての穢れのない評判に対する権利を数えあげ，すべてで12ぐらいである。これらすべては，いまは上述の三つに帰着させることができよう。かれの身体にかかわるものはすべて，かれの身柄にかんするものの第一に帰着させていいだろうし，自由交渉権，自由結婚権等々は，侵犯されればすべて，あきらかに，ひとが自分の身柄を自由に使用する権利の侵犯であり，一言でいえば，心に思っていることがほかの誰にも不利になるとは思われない場合に，それを実行する権利の侵犯である。

*G 自然権と追加権の区別は，ハチスンMP，II.4.2.（System, I.293）による。プーフェンドルフIII.4.3.，も参照。

（以下略）

注

1)　グラーズゴウ版著作集というのは，正確には著作・書簡集であって，*The Glasgow edition of the works and correspondence of Adam Smith* commissioned by the University of Glasgow to celebrate the bicentenary of

the Wealth of Nations.『国富論』出版二百年の記念事業としてグラーズゴウ大学が企画し，全六巻としてオクスフォード大学出版局から出版された。アメリカのリバティー・ファンドのペーパー・バック・リプリントは，オクスフォード版と全く同じ内容である。法学の巻の編集者は，R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Steinとなっているが，編集は実質的にはすべてミークによって行われた。

2) 水田洋『近代人の形成—近代社会観成立史』東京大学出版会，1954.

3) Howell, Wilbur Samuel, *Eighteenth-Century British logic and rhetoric*. Princeton University Press, 1971, pp.536-76.

4) 水田洋『アダム・スミス論集』ミネルヴァ書房，2009, pp.130-31.

5) Meek, Ronald L., 'The Scottish contribution to Marxist Sociology', *Democracy and Labour Movement: Essays in Honour of Dona Torr*, edited by John Saville, London, 1954. ミークはもちろんその時点ではLJBしか知らない。

6) I.S.ロス『アダム・スミス伝』篠原・只腰・松原訳，シュプリンガー・フェアラーク，2000，117ページ。

7) Scott, William Robert, *Adam Smith as Student and Professor, Glasgow*, 1937, p.50. カランダー違いで前注と同じことをさしているようにおもわれる。

8) Arthur, Archibald, *Discourses on theological & literary subjects*. By the late rev. Archibald Arthur, M.A. professor of moral philosophy in the University of Glasgow. With an account of some particulars in his life and character, by William Richardson, M.A. professor of humanity in the University of Glasgow, Glasgow, 1803, p.423.

9) Richardson, W., *A philosophical analysis and illustration of some of Shakespeare's remarkable characters*. The third edition. London, 1784. Richardson, W., Essays on Shakespeare's dramatic characters of Richard the third, King Lear, and Timon of Athens. To which are added, an essay on the faults of Shakespeare: and additional observations on the character of Hamlet. The second edition. London, 1785. 私蔵書によったので初版の年は不明である。

10) 編集局注。以下は，水田先生より，現在進行中の翻訳の試訳を提供していただきましたので，掲載させていただきました。

（みずた　ひろし　日本学士院会員）

SPECIAL EDITION
特集

甦るスミス

アダム・スミスと金融恐慌

アダム・スミスは，当初，銀行と金融市場に対する政府の規制に反対していた。しかし1760年代の為替危機と1772年の金融恐慌に直面して考え方を根本的に転換し，銀行と金融市場に対する法的規制を支持するようになる。

NIIMURA Satoshi
新村　聡

Ⅰ　はじめに

アダム・スミスは市場に対する政府の規制を否定して自由放任を主張した経済思想家として知られている。たしかにスミスは，外国貿易については政府による関税や輸出補助金などの重商主義的な保護政策をきびしく批判して自由貿易の実現を主張したし，国内の市場取引についても自由の重要性を強調している。しかし他方でスミスは，銀行業と金融市場に関しては自由放任の支持者ではなかった。かれは『国富論』において，高金利の禁止，少額銀行券の発行禁止，銀行券の選択条項禁止（後に詳述）など，銀行業と金融市場に対するさまざまな法的規制を主張し，さらに銀行自身による融資の自主規制も提案している。

スミスがこのように一般の生産物市場に関しては自由放任を主張する一方で，金融市場に関しては政府の規制を支持したことについて，これまでしばしば矛盾の存在が指摘されてきた。しかし近年のスミス研究で，スミスが銀行と金融市場に関して1つの考えを生涯にわたって維持していたわけではなく，現実の為替危機や金融恐慌に直面してその考えをしだいに変化させていったことが明らかとなってきた。スミスは当初，銀行に対する政府の規制に反対して自由放任を主張していたが，スコットランドにおける1760年代の為替危機と1772年のエア銀行倒産に始まる金融恐慌とを経験する中で，銀行と金融市場に対する見解を変更して政府による規制を支持するようになるのである。

以下では，スミスが現実の経済危機に直面する中で当初の自由主義的見解をいかに変化させていったのかを追跡し，最後に『国富論』において生産物市場における自由放任と金融市場における政府規制とが並存している理由について考えたい。

Ⅱ　初期スミスの自由主義的見解

スミスは，1760年代初頭には，銀行業の自由について非常に楽観的で予定調和的な見解を抱いていた。1762-64年にスミスがグラスゴウ大学で行った講義を記録した『法学講義』には，政府の銀行政策に関する自由放任論が述べられている。

当時スコットランドのすべての銀行が兌換銀行券の発行を許されていた。そのため銀行券を過剰に発行した銀行が大量の兌換請求に直面して破綻

することがしばしば起き，銀行に対する規制の必要性が議論されていた。しかしスミスは，銀行券の過剰発行による金融恐慌の発生は銀行の自由競争さえあれば十分に防止できると考えていた。スミスは「銀行破綻から生ずる悪い結果を防止する唯一の方法は，どのような銀行にも独占を与えないでできるだけ多くの銀行の設立を奨励することである」（LJ (B), 505/312）と述べている。

スミスがそう主張するのには2つの理由があった。1つは，銀行の自由競争さえあれば各銀行は慎重な経営を行うであろうと考えたからである。「もしスコットランドに1つの銀行しかなければその銀行はライバルがいないのでおそらくもう少し冒険的になり経営の失敗によって破産するかもしれない。しかし数個の銀行があればあらゆる危険を免れるであろう」（LJ (B), 505/312）とスミスは述べている。さらにもう1つの理由があった。スミスは，銀行の自由競争のもとでは独占状態と比べて1つの銀行の規模が小さくなり，「もしその1つが破綻しても各個人はその銀行券をきわめて少ししか持っていない」ので悪影響は限定されると考えたのである。それゆえスミスは以上の理由から「銀行は一国の商業にとって有益であり，銀行を規制するのは悪い行政である」(LJ (B), 506/313) と結論している。

しかしスミスのこの楽観的な予想は，1772年の金融恐慌では裏切られた。銀行の自由競争は貸出を慎重にさせるどころかむしろ逆の効果をもった。エア銀行はスコットランドの他の銀行との対抗意識によって放漫な貸出を拡大していき，やがて破綻に至るのである。銀行間の激しい競争は貸出リスクを避ける行動ではなく，むしろリスクを積極的に引き受ける行動を促進した。また多数の銀行があれば1つの銀行が破綻しても被害は少ないであろうというスミスの予想も裏切られた。実際には1つの銀行が破綻すると信用不安が波及して他の銀行も連鎖倒産し，金融システム全体が麻痺する金融恐慌に至ったからである。

スミスはこの1772年の金融恐慌が発生する以前に，すでに1760年代の為替危機とそれに対処する「1765年法」が成立する過程で，銀行に関する初期の見解を大きく変え始める。次節ではそれについて説明する。

Ⅲ　1760年代の為替危機と「1765年法」の成立

1760年代のスコットランドでは，イングランドへの短期資本の流出が原因となって対ロンドン為替が下落する為替危機が2回起きた。この危機が引き起こした銀行券の問題をめぐってさまざまな議論と政治的動きが生まれ，やがて銀行業を規制する1765年法が成立する。そしてスミスもその渦中に巻き込まれていくのである。

為替危機が始まったのは1761年末であった。当時はイングランドよりもスコットランドの金利が高く，イングランドの資本がスコットランドで貸し付けられていた。しかし7年戦争（1756-73年）が終結してフランスに勝ったイングランドの公債価格が上昇するという期待が生まれると，スコットランドに投資されていたイングランドの短期資本が公債投機のために急に引きあげられる事態が生じた。そのためスコットランドから正貨（金銀貨）が流出して深刻な正貨不足となり，スコットランドの諸銀行には銀行券の兌換請求が殺到して信用不安が生じたのである。

この為替危機の中で，スコットランドでは銀行券をめぐって「選択条項」と「小額銀行券」という2つの問題が社会的な議論を巻き起した。「選択条項」とは，銀行券が兌換請求された場合に，即座に支払うかまたは6ヶ月後に利子を加えて支払うかを銀行経営者が選択できることを銀行券に記載した条項である。この慣行は，もともとは一部の銀行がライバル銀行の銀行券を大量に集めて一度に兌換請求して取付を起こさせようとする行為に対する防衛手段として行われたものであった。それが為替危機の中で大量の兌換請求に直面した各銀行によって広く実行されるようになったのである。スコットランドでは，選択条項によって銀

行券の兌換がしばしば延期されるようになった結果，銀行券の価値が金銀貨よりも数パーセントも下落した。スコットランドの通貨価値の下落は対イングランド為替の悪化をもたらし，アメリカとのタバコ貿易に従事するグラスゴウの商人がイングランドの商人よりも不利になったので，選択条項の法的禁止を求める政治的動きが起きた。

もう1つの社会問題は「少額銀行券」をめぐるものである。小額銀行券はエディンバラの零細な個人銀行によって発行されていたが，銀行券の偽造が横行し，銀行の倒産によって無価値になることもめずらしくなかった。民衆は銀行の倒産によってたびたび損害を被り，地主層も少額銀行券を地代として受け取ることを望まなかったので，小額銀行券発行の法的禁止を求める政治的動きが生じてくる。この機会を利用して銀行券の発行を独占しようと企てたのがエディンバラの二大銀行であった。

当時のスコットランドの銀行は，規模によって3グループに分かれていた。(1) エディンバラの二大銀行（スコットランド銀行とスコットランドロイヤル銀行）と，(2) グラスゴウなど各都市にあった中堅の地方銀行，(3) エディンバラの零細な個人銀行，である。

エディンバラの二大銀行は，地方銀行と個人銀行の両者の発券を禁止して二大銀行だけで発券を独占する法律の成立を国王に請願する。これに驚いた地方銀行は，個人銀行の発行する少額銀行券だけを禁止して地方銀行の発券の権限を維持する法律の成立を請願する。こうしてエディンバラの二大銀行とグラスゴウなどの地方銀行とはロンドンへ陳情合戦をくり広げ，スミスもその動きに巻き込まれていくのである。

スミスはグラスゴウの銀行家から依頼されて政策パンフレットに加筆し，さらに1764年のロンドン滞在中に，この問題を検討していた枢密院の委員会に働きかけをしたと推測されている。こうして成立した1765年法の主要な内容は選択条項の禁止と少額銀行券の発行禁止であり，グラスゴウなどの地方銀行の要求に沿うものであると同時に，『国富論』におけるスミスの見解とほぼ一致するものであった。スミスはこの1765年法の成立過程で，「銀行を規制するのは悪い行政である」と主張していたかつての見解を変更して，銀行に対する一定の法的規制を容認するようになったのである。

スミスは，『国富論』において，小額銀行券の発行を禁止する理由を次のように述べている。「少額銀行券の発行が許されていて一般に流通しているところでは，多くの資力の乏しい人々も銀行家になることができるし，そうなりたいという気持ちなる。……しかしこのような零細な銀行家はしばしば破産するにちがいないから，そのためにかれらの銀行券で支払いを受けた多くの貧しい人々はたいへんな迷惑をこうむり，ときには非常に大きな災難すら被るであろう」(WN,90/503)。スミスはこうした「多くの貧しい人々」の利益のために，小額銀行券の発行禁止という銀行への法的規制を承認したのである。

スミスは『国富論』において，選択条項の禁止も支持している。その理由は，兌換を制限された銀行券が減価して為替が悪化し，スコットランドの貿易商人がイングランドの商人よりも不利になることである。

しかし為替の安定をめざした1765年法による選択条項の禁止は，皮肉にもその意図せざる結果として1772年の金融恐慌を準備することになった。もともと選択条項は，銀行券に対する大量の兌換請求があったときに兌換を一時延期して銀行の取付を防止する一種のセーフティーネットの役割を果たしていた。したがって選択条項の禁止は，このセーフティーネットを外すことを意味したのである。また選択条項の禁止によって，各銀行が貸付に慎重になって銀行券の発行を抑制することが期待されていたが，実際には各銀行は選択条項が禁止された後も過剰融資を続けていた。

また選択条項は，銀行が貸し付けた銀行券が回収不能となって不良債権化した場合に，その処理を先送りする制度としても機能していた。当時，銀行による貸し付けは主に手形の割引によって行われていたが，この手形にはいわゆる「真正手形」

つまり経済活動の裏付けがある手形と，「空手形」ないし「融通手形」つまり単なる債務のための手形とがあった。真正手形の割引による銀行券の貸付は正常債権であり，貸し付けられた銀行券は通常はやがて利子とともに返済されて銀行に還流する。しかし空手形の割引による銀行券の貸付はしばしば不良債権となり，貸し付けられた銀行券は債務の返済によって銀行に還流することはなくなる。その銀行券が銀行に還流するのは，債務の返済によってではなく，債務者から銀行券を受け取った第三者が銀行に兌換を請求するときである。この兌換請求に対して，銀行は自己資本としての兌換準備金から金銀貨を支払わなければならなかった。したがってこの兌換は，銀行が自己資本によって事実上の不良債権処理を行うことを意味していたのである。選択条項は兌換を先送りすることによって，この事実上の不良債権処理を先送りすることを可能にしていた。しかし1765年法による選択条項の禁止によって，銀行は不良債権処理の先送りができなくなったのである。

こうして1765年法の選択条項禁止によって，銀行が取付に備えるというセーフティーネットも不良債権処理を先送りするというセーフティーネットも外されてしまった。もし選択条項を禁止した後に，銀行が銀行券の過剰発行と放漫な貸付を続けて多額の不良債権を抱えるならば，その時に起きる金融恐慌はおそるべきものになるであろう。それが1772年に実際に起きたことであった。

Ⅳ　1772年の金融恐慌とエア銀行の倒産

1772年にスコットランドのエア銀行が突然倒産し，信用不安の連鎖がイギリス全土にひろがって，ヨーロッパを巻き込む大金融恐慌となった。スミスは，かつての教え子でありエア銀行の大株主であったバックルー公爵に依頼されてエア銀行の破綻処理にたずさわり，倒産の原因が巨額の不良債権にあったことを知る。これはスミスにとってたいへんショックな出来事であった。というのはスミスがその頃までにほぼ書き終えていた『国富論』の原稿を書き直す必要が生じたからである。スミスは『国富論』の刊行を延期して，銀行に関する第2編第2章を大幅に書き直した。

スミスは『国富論』で，エア銀行が放漫な貸付を続けて巨額の不良債権を抱え込みやがて破綻に至った経緯について詳しく説明している。エア銀行が銀行券を発行して貸付を行った方法は，手形割引，当座貸越，不動産担保貸付の3つであった。スミスによれば，エア銀行の大きな問題は，同行が「真正手形と融通手形をほとんど区別せず，すべて同じように割り引いた」ことにあった。すでに述べたように真正手形は経済活動の裏付けのある手形であるから，これを割り引いて貸し付けられた銀行券は，通常は一定期間後に利子とともに返済された。これに対して融通手形または空手形はたんに資金の借り入れのために発行される手形であり，これを割り引いて貸し付けられた銀行券はしばしば返済されない不良債権となったのである。

スミスの説明によると，エア銀行などのスコットランドの銀行が融通手形を割り引くようになった原因の1つは，投機的企業家や商人が行った「振出と逆振出」という詐欺的な方法にあった。「振出と逆振出」とは次のような方法である。まずエディンバラの商人Aがロンドンの商人Bあてに最初の手形を振り出す。この最初の手形の期限が来る前に，Bは同一金額に利子と手数料を加えた別の手形をAにあてて逆振り出しをする。Aはこの第2の手形の期限が来る前にBにあてて第3の手形を振り出し，Bは第3の手形の期限が来る前にAに宛てて第4の手形を振り出す。このようにしてAとBが交互に手形を振り出し続けるやり方が「振出と逆振出」と呼ばれた。AとBが振り出した融通手形はそれぞれエディンバラとロンドンの銀行で割り引かれて，銀行券が貸し出された。この貸し出された銀行券の価値は手形の期限が来ると銀行に返済されたが，それは新しく振り出された手形の割引によるものであったから，「第1の手形にもとづいて貸し出された価値は，それを貸し出し

た銀行のもとには実際には還流しなかったのである」(WN,70/480)。要するに，振出と逆振出とは，2人の商人がチームを組んで銀行を欺き債務の借り換えをくりかえす方法であった。

エア銀行が放漫な貸付によって大量に発行した銀行券は，債務の返済によってではなく，金銀貨との兌換を求めて銀行へ戻った。大量の銀行券が兌換のために還流し，エア銀行は空になった金庫を補充するためにロンドンから金銀貨を借り入れなければならなかった。エア銀行は「ロンドン宛の手形を振り出し，期限が来たら累積した利子と手数料を加えて同地宛の別の為替手形によってそれを決済するという便利だが破滅的な方法」(WN,76/488) を用いる。投機的商人が「振出と逆振出」によって借り換えを続けたように，エア銀行もこの「破滅的方法」によって借り換えを続けたのである。

スミスは，エア銀行が創業後2年あまりの間に80万ポンド以上の銀行券を貸し付けたと推定している。貸出金利は5%であった。そして同行が閉鎖したときの銀行券流通高は20万ポンドであり，差し引き60万ポンドの銀行券が，一部は債務返済のために，しかし多くは兌換のためにエア銀行に還流したのである。同行は兌換請求に応ずるためにロンドン宛の為替手形を発行し続け，閉鎖されたときには60万ポンド以上の貨幣を8%を超える金利と手数料を払ってロンドンから借り入れていた。こうしてエア銀行は，貸出金利5%と借入金利8%との逆ざやによって多大の損失を被り，さらに債権の多くが不良債権となってその元本と利子を失ったのである。

根本問題は銀行券の過剰発行でも兌換準備金の不足でもなく不良債権にあった。上述のように，正常債権ならば貸し付けられた銀行券は債務返済のために銀行に還流するから，銀行券の過剰発行は生じないし兌換準備金も最低限あれば足りる。しかし不良債権の場合には，貸し付けられた銀行券が返済されないので銀行券の発行残高はしだいに増加して過剰発行になるし，銀行券が銀行へ還流するのは債務返済ではなく兌換のためであるから兌換準備金はいくらあっても不足することになる。要するに不良債権が根本原因であり，銀行券の過剰発行と兌換準備金の不足はその結果なのである。

では，エア銀行が巨額の不良債権を抱えるにいたった原因は何か。スミスは，銀行経営者のリスク審査・監視能力の問題を指摘する。スコットランドの銀行は債務者を審査したり監視したりする能力が貧弱なために，堅実で優良な借り手よりも投機的事業を行う質の悪い借り手を増やす結果になったとスミスは考える。したがって銀行の破綻を避けるためには，銀行自身が適正な貸付の原則を認識しなければならないのである。

スミスの見解によれば，銀行による適正な貸付の原則とは，銀行が貸付の対象を手元現金だけに限り，固定資本や流動資本の大部分への貸付を行わないことである。スミスは，銀行が貸付を行うべきではない固定資本の例として，製鉄工場，鉱山，土地改良などの施設や設備をあげている。スミスが固定・流動資本への長期貸付を否定する理由は，貸付が長期間に及ぶので過剰貸付に陥りやすいことと，資本貸付は銀行の審査・監視能力をこえて不良債権を生みやすいことである。

ただしスミスは銀行が資本貸付を行うことを否定したが，個人投資家が資本貸付を行うことまでも否定したわけではなかった。スミスは「商人その他の企業家が事業企画のきわめて大きい部分を借入金で運営してもけっこう適切にやっていけるということはもちろんありうる」(WN,64/473) と述べている。長期貸付は銀行ではなく審査能力の高い個人投資家によってなされるべきであるという原則は，銀行経営者が放漫な貸付を続けて倒産に至ったエア銀行の経験からスミスが引きだした重要な教訓であった。

V　むすび

スミスは当初，銀行の自由競争さえあれば安定的な金融システムが実現されると非常に楽観的に考えていた。しかしエア銀行の破綻処理にたずさ

わる中で，金融市場の本質的な不安定性を認識するに至る。金融市場では需要と供給による市場の自動調整システムが適切に機能しないのである。スミスはエア銀行の破綻と金融恐慌の経験から，生産物市場と異なる金融市場の特質を認識するようになったと考えられる。それは次の2点である。

第1に，生産物市場では需要と供給が均衡すれば取引は完了するが，金融市場では貸付資金の需要（借入）と供給（貸出）が均衡してもあとに債権と債務が残される。スミスが『国富論』で述べているように，エア銀行は投機的企業の無謀な資金需要に対して放漫な貸付で応じ，その時点で資金の需要と供給は均衡しても，あとに膨大な不良債権が残されたのである。またスミスは，不良債権が借金返済のための借金つまりいわゆる借り換えによって雪だるま式に増加したことを認識した。スミスが詳しく述べているように，投機的業者が「振出と逆振出」のような銀行を欺く方法を通じて空手形を発行し続け，借金を返済するための新たな借金をくり返しただけでなく，エア銀行も銀行券の兌換請求に応ずるための資金をロンドンの金融業者から高利で借りて，その返済のために新たな借金を積み重ねていったのである。このような投機業者と銀行の双方による借り換えを通じた債務の累積に対して，金融市場のシステムはまったく無力であった。累増する不良債権に対して見えざる手は機能しなかったのである。

また企業が倒産した場合の影響も生産物市場と金融市場では異なっていた。スミスは『法学講義』では，多数の銀行が自由競争する中で少数の銀行が倒産しても深刻な問題ではないと考えていた。スミスは「銀行破綻から生ずる悪い結果を防止する唯一の方法は……できるだけ多くの銀行の設立を奨励することである」（LJ (B), 505/312）と述べていた。もし少数の大銀行しかなければ倒産の社会的被害は甚大だが，多数の中小銀行があればその一部が倒産してもたいした問題ではないとスミスは考えたのである。しかしながらこの考えも誤っていた。エア銀行の倒産は信用不安の波及によって他の銀行の連鎖倒産を引き起こし，ついにはヨーロッパを巻き込む大金融恐慌となったからである。生産物市場では，企業の連鎖倒産が起きることはあってもその範囲は取引関係のある企業に限られる。しかし金融市場では，1つの銀行の倒産が引き起こす信用不安は一瞬にして他の全銀行に及ぶのである。生産物市場と金融市場では倒産が社会に及ぼす影響はまったく異なっていた。

もはや銀行の自由競争だけで不十分なことはあまりに明白であった。スミスは『国富論』において，小額銀行券の発行禁止と選択条項禁止を支持した。また不良債権の発生を抑えるために，銀行が借り手の審査と監視の容易な短期金融だけを行いリスクの大きな長期資本金融を行わないことを提案した。さらにスミスは，利子率の上限規制すなわち法定利子率を市場利子率をわずかに上回る水準に定めることも提案した。これは高利を支払う浪費家や投機的企業家に貨幣が貸し付けられることを防止するためであった。小額銀行券禁止と選択条項禁止とはいずれも銀行の反社会的行動を防止するためのものであったが，スミスはさらに債務者である投機的企業家の反社会的行動を防止するために法による高利の禁止が必要であると考えたのである。安定的な金融システムを維持するためには，銀行と企業の双方に対する法的規制が必要であるというのが，スミスの到達した結論であった。

参考文献

〔1〕新村聡「スミスのステュアート信用論批判」『岡山大学経済学会雑誌』32（4），2001年。
〔2〕同「金融システム安定化の古典理論―スミス銀行論の成立過程―」，『岡山大学産業経営研究会研究報告書』37，2002年。
〔3〕同「アダム・スミスにおけるケインズ的問題―総需要不足と金融不安定性をめぐって―」『岡山大学経済学会雑誌』35（2），2003年。
〔4〕A. Smith, *An Inquiry into the Nature ad Cases of the Wealth of Nations*, Oxford, 1976（1776）.（大河内一男監訳『国富論』中央公論社，1976年）（WN と略し，第2編第2章のパラグラフ番号と邦訳ページ数を示す）
〔5〕A. Smith, *Lectures on Jurisprudence*, Oxford, 1978.（水田洋訳『法学講義』岩波文庫，2005年）（LJ（B）と略し，英書と翻訳のページ数を示す）

（にいむら　さとし　所員　岡山大学）

SPECIAL EDITION
特集

甦るスミス

「市民社会」と「野心」
—スミスとグラムシ—



SUZUKI Tomihisa
鈴木富久

スミス『道徳感情論』の市民社会論は，今日新たな意義を帯びている。グラムシは，階級史観の内部に市民社会を位置づけた。両者を通じて現代日本における市民社会形成の問題考察に新たな緒をつけたい。

Ⅰ　はじめに

「自己実現」や「自分探し」という言葉が一つの流行語になった「企業社会」日本の全盛時代のあとにやってきたのは，「自己責任」を強調するネオリベラリズムの席巻であった。その結果，日本は過酷な「格差社会」となり，米国と並ぶ「貧困大国」となった。国家イデオロギーが個人の「自己性」を強調し，それが社会全体を巻き込むということは，おそらく日本史上はじめての現象であろう。

アダム・スミスの『道徳感情論』(1759年)[1]は，個人の「利己的（selfish＝自己的）」な行為と情念を出発点にすえ，そこからいかにして行為の社会的ルールが形成され，結果として自律的な「市民社会〔civil society〕」の秩序が成立するか，を説いた書として知られている。

しかし，そこには時代に制約された限界もある。本稿では，その限界を超えるものとして20世紀前葉のイタリアの思想家，アントニオ・グラムシ(1891-1937年）の『獄中ノート』(29冊，1929-35年執筆)[2]における「市民社会」論に注目する。そして，両者の「野心」論にも眼を向け，グラムシを介してスミスを読み直しながら，現代日本における「市民社会」形成のための諸課題を検討する新たな緒をつけたい。

Ⅱ　スミスの「市民社会」論と「野心」論

(1) 市民社会の秩序の結果的成立

スミスは，個人の利己的な行為と情念とから出発するのであるが，その論理はおよそ次の通りであった。

つまり，人間は「自然」によって「社会の中でのみ生存できる人間」(134頁）としてつくられており，孤独を恐れる。したがってどの個人も，その行為と情念が歓喜であれ苦痛や悲哀であれ利己的であったとしても，それにたいする他者からの「同感〔sympathy〕」を求める。だが他者は観察者であり，当事者としての自己の情念の激しさをそのまま理解し受け入れることはできない。このため当事者個人は，「想像力〔imagination〕」を働かせて，他者が「入り込み，ついていくことができる」程度に自己の情念を「引き下げる」ように

「自己規制」しなければならない。そうしてはじめて他者は当事者に「同感」することが可能になる。ここでスミスが，同感する他者として重視するのは，家族・友人ではなく，「街頭で出会う」ような「見知らぬ人々」である。この「中立的な第三者」との関係においては，もっとも冷静な自己規制が必要になるからである。

ところで，どの個人も時に当事者であり，ときに他者（の一員）であって，たえず相互に立場を交換しあっているのであるから，その繰り返しを通じて結果的に，いかなる行為の仕方が社会的に「是認」され，社会的妥当性を有するのかという点でのルールができることになる。この行為の社会的妥当性を，スミスは行為の「適宜性〔propriety〕」と呼び，この「適宜性」ある行為が市民社会じたいの中で「自然」の働きによって自ずと成立する，と説いたのである。

(2) スミス「市民社会」論の近代性と諸難点

この市民社会像は，行為規範の生成を国家や教会，上位者による押しつけではなく，市民社会内部に求め個人の自己性から始める点で近代的であり，社会的現実のこの方向における経験論的観察の抽象的一般化として，今日にも及ぶ射程力をもっている。しかし他面，今日では，すでに多々指摘されてきたように，いくつかの難点を抱えてもいる。

たとえば，他者から「同感」を得るために働かす必要がある他者の立場への「想像力」という能力は，その程度や質という点で単純に考えることはではないし，そもそもその「同感」は，「同胞感情〔fellow-feeling〕」の表現形態とされている。ところが，この「同胞感情」は，スミスの時代には当てにできたとしても，19世紀後半以降ますます高進する「巨大社会」と「大衆社会」においては，単純には期待できなくなるであろう。また，「見知らぬ人々」という「中立的な第三者」という設定は，捉え直せば，“世間の眼”であり，あらゆる個人がこれに隷従する構図を描いたことになる。あるいは社会の分裂が表面化した時代には，それじたいの成立が難しい。

これらに関して，すぐ後で見るように，スミス自身が気付いていないというわけではなかった。しかし，彼としては，まずは「理性と哲学の学説」ではなくて，「自然の学説」（76頁）を説いたにすぎず，つまり「英知と真の哲学について十分な確信」（84頁）といったものをもつわけではない一般の人々を念頭において論じたにすぎない，ということである。スミスにおいて「自然」は，「見えない手」（281頁）でときに人間をだましながらも結局，“予定調和”に導くのであった。彼によれば，「人間社会の全成員は，相互の援助を必要としている」のであるが，この援助が愛情や感謝，友情と尊敬などから提供され，全員が「愛情と愛着というきずな」で結ばれていれば大変「幸福」である。だが，それらが無く，単に「善行の金銭的な交換」だけしかないとしても，社会は崩壊しないように「自然」によってつくられている（134頁）。この「自然」信仰の奥には造物主としての「神」がある。また，この「金銭的な交換」論が『国富論』に直結していくことはあまりにも周知のことであろう。ともあれ，スミスにおいて「市民社会」は，「文明社会」ではあるが，上の「幸福」な社会とはかなり異なる社会であった。

『道徳感情論』の第2版（1761年）では，利害が絡んで“世間の眼”つまり「中立的な第三者」の「判断」（裁判官）が崩れ，一方に偏る状況が取り上げられる（197-8頁）。そのとき頼りになるのは，自己自身が「内部」に設ける「利害関心なし」の「裁判官」，「たんに人間一般，中立的な観察者」である。その境地に達した人は，「世間の判断」がどうであれ，「なかまたちの非難」にも関わらず，自己自身を「明確な是認の正当で適切な対象」とみなす。つまりもはや「世間の奴隷〔the slaves of the world〕」（198頁。p.130）ではなく，「自然」が任命した自らの「全行為の最高裁判官」を胸中にもっているのである。これまで見てきた「世間」からの同感（と是認）の議論は，実は「下級法廷」に関する議論にすぎなかったのであった。ここで問題は，行為の「適宜性」から行為の「徳性

〔virtue〕」の問題に移っていくように見える。

(3) 新しい指導階級の「野心」と「徳性」

『道徳感情論』はその初版から，利己的個人の行為における「適宜性」の問題から，それを越える知的道徳的「卓越性」を意味する「徳性」の問題へと移行し，高次展開していくように編纂されている。この移行の結節点に位置づく一つの論点が，第一部第四篇第二章の「野心〔ambition〕」論ではないか，と思われる。

そこでの問題は同時に，「市民社会」の指導階層の問題である。スミスはそこで，「富裕な人びとおよび勢力ある人びとの，すべての情念についていくという，人類のこの性向のうえに，諸身分〔ranks〕の区別と社会の秩序〔order〕とが，築かれるのである」(76頁) とはっきりと述べている。つまり「市民社会」も，最初に描かれた抽象的一般像から出てより現実に近づけば，一つの階級社会なのであり，上層階級は全社会を指導する役割をもっている（スミスの時代にはまだ「階級〔class〕」という言葉ではなく，「身分」と言われているのだが)。

しかしスミスは，人々が「感嘆」し，「へつらい」あるいは「模倣」しようとする伝統的指導階級については，その「教養」「尊厳」「優越」等の空疎と欺瞞を暴き出し，常に「世間の注目」(73頁) を浴びていることから慣習的に身につけた立ち居振る舞いの「優雅で奥ゆかしい感覚」をめだたせる「技術〔arts〕」(78頁) を明るみに出す。彼らの「優越は，かれの先祖たちの徳〔virtue〕が，かれらをそこに高めたもの」(77頁)，つまり過去に由来するものであり，彼らは決して「より下層の人びとを，かれらの同胞被造物と見ることがない」(81頁)。

これと対照的にスミスが期待するのは，中・下層，つまり「市民社会」の内部から登場しつつある産業資本家やその他の新しい生産的諸階級のなかの「野心」ある人々である。この層の人びとは，「自分の肉体の労働と精神の活動のほかには，資金をもたない」のだから，「自己をめだたせようと希望するなら」，ただ「誠実と深慮，寛大と率直」が自己の振る舞いを特徴づけねばならない。そして，「そこで適宜性ある行為をするには最大の才能と徳性とを必要とする」ような「境遇」に進んで参加し，「りっぱにそれを切りぬけること」，つまり「忍耐，勤勉，剛毅，および思考の集中の，継続的で長期的な実行」を示さねばならない，とスミスは言う。こうして，「上流の人びとの従属者〔dependants〕に，対抗するだけの〔to balance〕従属者を獲得しなければならない」(以上80-1頁。pp.55-6)。

このように新しい生産的諸階級の決然たる「野心」を激励するのではあるが，「対抗」を越えて，上流階級の支配を覆すことまでは主張しないのがスミスである。とはいえ第6版（1790年）では，「富裕な人びと，上流の人びとに感嘆し，貧乏でいやしい状態にある人びとを無視するという，この性向」は，スミスにとり依然として「諸身分の区別と社会の秩序」維持に必要なのではあるが，しかしそれは「同時にわれわれの諸道徳感情の腐敗の，大きな，そしてもっとも普遍的な，原因」だと力説し，新旧両階級の対照性が，水田洋氏も訳書「解説」で指摘している（539頁）ように，はっきりと「人類の尊敬と感嘆」を獲得する野心の「ふたつのちがった道」として，すなわち「徳性への道」と「財産への道」との違った道として説かれるようになる。そして，中下層では，この二つの道が「幸福なことに…ほとんど同一である」というのである（以上95-6頁)。

Ⅲ　グラムシの「市民社会」論と「野心」論

(1) スミスからグラムシへ

産業資本家層の「野心」を激励しつつも，伝統的指導階級との均衡の枠組みを越えようとしない，以上のようなスミスの議論は，グラムシが，20世紀のイギリスについて述べた社会の指導構造の特

徴を想起させずにはおかない。つまり，そこでは産業資本家層が支配階級になってはいるが，古い土地貴族が依然として知的・政治的な優位性を保持し，支配的となった産業資本に同化して（金融貴族になりもして），その指導層となっている。この型は，グラムシによれば，フランスを除く諸国にもそれぞれに固有の複雑さをもって見られる現象である。それは要するに，「市民社会」の指導集団として産業家たちが旺盛に活動しているが，知的·政治的な高度領域では伝統的な旧階級が産業資本家階級の指導層となっている[3]，という状況である。このことを思えば，18世紀後半のスミスが，いかにイギリス社会を思想的によく代表しえていたかを，理解することが容易になろう。

従来の「市民社会」論は，周知のように理論上，階級関係との関連をいかにつけるのかという問題で苦しんできた。しかし，見てきたようにスミスにおいても，抽象的一般概念としての「市民社会」につき，「野心」を扱うより現実に接近した段階の議論では，全社会・全市民に対する「指導」を担う階級の問題として，「階級」（身分）がそれなりに明確に位置づけられていた。またそのようにとらえることによって，スミス「市民社会」論とイギリス的現実との関連も，上記のように明瞭になるのであった。

「市民社会」概念を，はじめから「階級」概念を基本にすえた概念として，その意味で，ある側面の抽象的一般概念としてでなく，歴史的（特に近・現代に適合的）で具体的な一般概念として提起し，マルクス主義的な「階級史観」「階級国家論」の内部に位置づけた思想家は，『獄中ノート』におけるグラムシであるといってよいであろう（スミスらの＜civil society＞やヘーゲルの＜bürgerliche Gesellschaft＞を「物質的生活諸関係の総体」と捉え，その経済構造の「解剖」に集中していったマルクスについては，ここでは論ずる余裕がない[4]）。

(2) グラムシの「市民社会」論

グラムシの「市民社会〔società civile〕」概念は，通常のそれとはかなり異なっている。「国家の倫理的内容」が彼の「市民社会」である。「政治社会」は国家の「外殻」である。そこに有名な彼の「拡大された国家」概念の定式，すなわち「国家イコール政治社会プラス市民社会，すなわち強制の鎧を着たヘゲモニー」[5]が成立する。国家は，「国家となった階級」，つまり「国家すなわち支配階級として組織された一階級」[6]にほかならない。だが支配階級は，「市民社会」においては「支配」でなく「指導」を担う階級として現れ，しかも社会諸領域にわたって「私的」で多様なイニシアティブを通じて市民生活を指導しなければならない。「私的」イニシアティブは，「同意」を獲得しえてはじめて可能になる。同意はどんな仕方であれ「自発的」なものであり，したがって「倫理的」であるとグラムシはいう。指導階級には，それに足りうる知的道徳的指導能力が要求される。広範な住民の「同意」を恒常的に組織しえている，一階級の全社会に対する指導機能が「ヘゲモニー」である。このヘゲモニーは，いわゆる「私的」な諸組織の総体を通じて行使されるのであり，それゆえ「市民的ヘゲモニー」という形態で現れる。そのヘゲモニー行使の媒体として編成される私的諸組織ないし私的な諸アソシエーションの複合的総体が，グラムシのいう，「国家の倫理的内容」たる「市民社会」である。指導階級は，成功的である限り，この市民社会を通じて，自己の発展路線にそった「人間と市民の型」に市民諸個人（従属諸階級）を形成し，支配の統治-強制装置（狭義の国家）たる政治社会を「下」から支えることを可能にしうる。

国家概念は，このようにして，「『法の関与しないところ』という定式下にとどまっていて，『制裁』も拘束的な『義務』もなしに作動するが，それにもかかわらず，ある集団的圧力を及ぼして，慣習と思考様式，行動様式，道徳性，等の練成という客観的結果をおさめるところの市民社会」[7]を含むものへと拡大される。この「ある集団的圧力」とは，スミスのいう行為の「適宜性」を保証する「世間の眼」と言い換えてよい。これを指導階級の

発展路線にそった形質で生み出すのが，グラムシの「市民社会」であるともいえる。

もともと「市民社会」と「政治社会」（あるいは，国家）という二つの語の内容は同一であった。それが，スミス，ヘーゲル以降，異なる概念として近代的に分化した。それがグラムシにおいて両者の区別が保持されると同時に，「市民社会」はマルクスと違って上部構造概念になり，同じ「国家となった階級」の一現出形態として，他方の現出形態たる「政治社会」との同一性が回復される。スミスの「市民社会」には市民の諸集合体やその諸「組織」は存在しない。グラムシの場合，ヘーゲルの「市民社会」内部に位置づけられている「同業団体」に端をなす，国家と個人との間の中間諸組織が，「指導階級の私的イニシアティブに委ねられた私的な諸アソシエーション」として，その総体が市民社会となっている。

さらに重要なのは，この「市民社会」は階級闘争が展開される場となることである。既存国家の変革をめざす新興階級の運動は，まずは市民社会諸組織の政治的・文化的諸機能の階級的ベクトルを転換させ，あるいは新しい諸組織を創造·発展させながら，既存ヘゲモニーの「同意」の導管を切断し，民衆（市民）がそこにおいて新しい歴史的勢力として登場する諸組織のネットワークを不断に拡げていくような，自階級のヘゲモニーを創造していく長期かつ日常的な闘いを基礎として推進される。これは将来の新しい国家の「倫理的内容」すなわち新しい型の「市民社会」を国家権力の獲得以前から創出していく闘いであり，これが民主制下での公職選挙における前進の基盤となる。この闘いの様式をグラムシは「陣地戦」と呼んだ。階級闘争は，新旧二つのヘゲモニー間の闘争，既存市民社会の危機・再編と新たな市民社会の生成とが交錯する過程となる。

そこにおいては，言うならば，スミスの「同感」は「同意」の感性的要素として再把握され，「同胞感情〔fellow-feeling〕」は，上位者に「へつらい」，下層を「蔑む」といったもので良いのかどうか，行為の「適宜性」を左右する「世間の眼」の質をいかに変えるのかが，隠然・公然の一大争点になる。

(3) グラムシの「野心」論と「人間-個人」論

新しいヘゲモニーの創出，新しい歴史の創造のためには，民衆ないし従属諸階級のなかにおいてこそ個人の「自己性」に発する「野心」が解放され，それが「大きな野心」に育って適確な「徳性」を具えた「卓越」した指導者群を輩出させねばならない。

グラムシは，『獄中ノート』の中で「野心〔ambizione〕なしには」「政治すなわち動いている歴史」は存在しない。だが「通常は，もろもろの小さな野心（自己自身の特殊な）の，大きな野心（それは集団的な善と切り離せない）に対する闘争がみられる」と述べたうえで，「大きな野心は闘争にとって必要であるうえに，道徳的に軽蔑などすべきものではない」と説く。そして，「すべては，〔1〕『野心家』が自分のまわりを砂漠のようにしてしまったうえで上昇するのか，あるいは〔2〕その野心家の上昇が，ある社会層全体の上昇に意識的に条件づけられ，野心家がまさに自己の上昇を全般的上昇の一要素としてみているのかどうか，をみることにある」。「大きな野心をもった政治指導者は，それ〔ミヘルスの『カリスマ的首領』〕とは反対に，自分と大衆の間に中間層を出現させ，ありうる『競争者』や同等者を生みだし，大衆の能力水準を上昇させ，自分にかわって指導者の機能を果たしうる諸要員をつくりだそうとするのだ」[8]と指摘する。

スミスも，「自己利害関心〔self-interest〕の偉大な対象は，野心とよぶのが適切な情念の，諸対象なのである」と述べた後，「貪欲の対象と野心の対象は，大きさが違うだけである」（227頁。pp,173-4），と似たことを言っている。だが「野心」の上記〔1〕，〔2〕のような区別，特に〔2〕のような類型は，提起しえなかった。スミスの歴史的限界である。この内奥には人間観の相違が横たわる。

グラムシの場合も，「野心」への出発点は「自己性」である。だが，その「自己」は，スミスにお

けるような，「世間の眼」を考えて「自己規制」する個人の自己ではなくて，他者に働きかける活動的個人の自己であり，「自己指導」する個人の自己である。この自己は，スミスの場合に比してより根源的であり，「利己的個人」のそれに限定されないという意味で，より一般性のある二重構造，つまり，「生の衝動」ないし「動物的な原初的情念」を抱く自己と，それを意識し，それに対して何らかの態度をとる自己との二重構造にある自己である。

グラムシは，「人間は，具体的な意思，すなわち，抽象的な欲求ないし生の衝動の，このような意思を実現する具体的諸手段への実際的な適用〔の過程〕である」[9]といっている。また「自己の人格性」を創造する過程の出発点に「自己の生の衝動ないし意思に具体的（『合理的』）な方向を与える」[10]ことをすえる。ところが民衆の意識には，「諦めと忍耐」が根を張っていることを見逃さない。しかし同時に民衆の意識には，「反省的考察への誘い，…自己の合理的な力を集中し，本能的で激しい衝動に引きずり込まれるままにならないで，その〔直面している〕出来事と対決しなければならないと自己に言い聞かせることへの誘い」も内在していることを看取し，この反省的な努力を発展させて，「動物的な原初的情念を必然性という考え方のなかで超克し，自己自身の行動を意識的に指導する」[11]ようになることが重要なのだ，と提起する。

このような「自己」の二重性を踏まえた「個人」把握を基礎にして，グラムシは，「人間は，〔1〕純個人的·主観的諸要素と，当の個人がそれらにたいする活動的関係〔rapporto attivo〕においてあるところの，〔2〕集団の諸成員ならびに〔3〕客観的・物質的な諸要素との歴史的ブロックと考えられるべきである」[12]，という「人間」概念を提示する。「人間」はもはや「純個人的」存在とはみなされない。ここでいう「活動的関係」とは，作用-反作用の相互的な関係であり，その中で自己の「主観」能動性を発揮して積極的に相手に働きかけて，相手を多少とも変えていくような関係である。そのような関係において「個人」は具体的に存在し，絶えず変化，成長していく。その具体的な個人にとっては，〔2〕と〔3〕の要素はほかならぬ自己自身が成立する必須の構成要素にほかならない。それを含む総体が「人間」だというのである。

グラムシのいう「大きな野心」とは，その程度には多様な段階が考えられるとはいえ，質的には，この具体的個人の「活動的関係」の対象範囲が社会環境全般に，つまりその変革へと意識的に拡大された強靱な意思をいうのである。その出発点は，「反省的考察」を通じて自己の「生の衝動」に「合理的な方向」を与え，自己指導するようになった「人間」としての個人のまさしく自己性にほかならない。

Ⅳ　むすびにかえて

マルクス主義的な階級史観の枠組み内で「市民社会」を捉えなおせばどうなるか。それをグラムシは提示した。それは階級史観・国家観の再構成（倫理・同意と指導の諸契機の導入）と人間観の彫琢を必要とした。スミス「市民社会」論と共通の現実的土台は当面，市場経済・資本主義の経済構造であろう。

本稿で論じたこの視点から今日の日本社会を見たとき，いかなる問題状況が浮かび上がるのか。経済大国となって，各種の市民運動が多様に展開されるようになっていることは確かであるが，「市民社会」はいまだ明確な姿を現してはいないというのも確かなことではなかろうか。スミス「同感」論の前提にあった「同胞感情」無しの「自己責任」論が国民大衆のなかに深く浸透し，他者理解の「想像力」が萎縮して「世間の眼」も冷たい，「貧困度」の大きい「格差社会」となった。「自殺大国」にもなった。各人の「自己性」においては，タテマエでの「世間の眼」への隷従と，そのもとで屈折した「動物的な原初的情念」のホンネとの乖離の増大傾向が，「大衆社会」化のなかで無気味なまでに拡がった。「反省的」な「自己指導」の練

成が難しくなり，「徳性」への関心が総じて低下した。

「市民社会」とは言われない「民間」領域の，企業組織の内部では，戦後過程を通じて大企業を中心として資本の専制支配が復活し，大部分の労働組合は自立性を失い企業組織に合体された。これは，日本の無限定な雇用制度と「企業別組合」との必然的な結末にほかならない[13]。そのうえ労働者の3分の1は「非正規」にうち捨てられ，失業者も多い。

学校では教員，したがってまた児童・生徒は，時代錯誤の強権的管理体制のもとにおかれるようになった。今や大学までもがその方向に向かっている。就業者の大部分が企業に勤め，あらゆる子どもが学校に通い，その半数が大学生になる組織社会において，企業·学校また大学がそうなれば，「市民社会」が未生育だとしても，特段不思議な事では決してない。政治への不満は高いが，「諦めと忍耐」が依然として根強く再生産，というよりも新たな様相を呈して拡大再生産されているのである。

こうした現実は社会全体にわたる指導集団の質的態様・ヘゲモニーの退嬰化と結びついている。これを克服する新しいヘゲモニーの創造が，日本においては市民社会の本格的形成となる。その根幹は，労働運動の再建，とりわけ雇用制度を変革し，個別企業を超える「同一労働・同一賃金」の横断賃率確立をめざす産業別単一労組への企業別労組の自己再編にある。それが新しい福祉国家創造の課題とつながっている。日本における諸個人の「自己性」と「徳性」は，こうした「野心」的な闘いのなかでこそ更新され広く生成，発展することになる，と筆者には思われる。

注

1)　水田洋訳『道徳感情論』岩波書店，1976年（第一刷，1973年）。そこからの引用の際，その掲載頁番号を本文中の引用句に後続する丸括弧内に記す。なお原書については，水田訳の底本ではないが，必要と思われる限りで，次の文献からその引用文の該当頁番号を丸括弧内にp.の記号で示す。Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D. D. Raphael and A. L. Macfie, Clarendon Press・Oxford, London, 1976. なお引用句内の亀甲印〔〕内は，下記グラムシの場合ともすべて引用者による注記である。

2)　Antonio Gramsci, *Quaderni del carcere*, Edizione critica dell'Istituto Gramsci, a cura di Valentino Gerratana, Giulio Einaudi editore, Torino, 1975. 引用句の出所を示す記号としてQは，この『獄中ノート』を，その次の数字は各冊のノート番号を，§は各ノート内の覚書番号を表す。また「Q 10 II」等の場合，「II」は，Q 10内の第II部である。覚書番号の次のAは初稿，Bは初稿のみの稿，CはAの推敲稿であることを意味する。頁番号は，上記ジェルラターナ版のそれである。なお引用句で，山崎功監修『グラムシ選集』（全6巻）合同出版，1961-65年，に邦訳のあるものについては，「合」でそれを表し，ローマ数字で所収巻番号，次いで頁番号を示すが，訳文は同一と限らない。

3)　cf. Q 12 § 12 C, p.1526. 合III 97，参照。

4)　グラムシのマルクスとの関連については，拙著『グラムシ「獄中ノート」の学的構造』御茶の水書房，2009年，の随所でふれている。関心のある方は参照されたい。

5)　Q 6 § 88 B, pp.763-4. 合I 207.

6)　『共産党宣言』には，「国家，すなわち支配階級として組織されたプロレタリアート」という言葉がある。この「プロレタリアート」を「ブジョワジー」に置き換えれば「ブルジョワ国家」となろう。

7)　Q 13 § 7C, pp.1565-66. 合I 195.

8)　Q 6 § 97 B, pp.771-2. 合VI 133-5.

9)　Q 10 II § 48 B, p.1338.

10)　*ibid.*

11)　Q 11 § 12 C, p.1380. 合I 241-2.

12)　*op.cit.*, Q 10 II § 48 B, p.1338.

13)　これについては，さしあたり拙稿「企業別労組と企業内専制の現代的日本的特質」『経済科学通信』97号，2001年12月，を参照されたい。

（すずき　とみひさ　桃山学院大学）

SPECIAL EDITION
特集

甦るスミス

カントとスミス，そしてマルクス

カントを自律と自由の道徳法則，スミスを適宜性で調整された自愛心の体系，と括れば，原理と応用倫理学の関係にあるともいえようが，幸福を原理から削除する道徳主義と，それを基調とする功利主義的自由の体系と括れば相容れない教義ともなる。マルクスの場合は…。

AGE Takeo
揚　武雄

Ⅰ　はじめに

カッシラーの『カントの学説と生涯』(1920) を参照しつつ，ほぼ同時期に生を受けたカント (1724～1804) とスミス (1722～1790) の業績について類似性を指摘することも可能ではあろう。前期，中期，後期（晩年）に分けて分類すれば，第一期，スミスの「天文学史」に対しては「天界の一般自然史と理論」(1755) が，中期の『道徳感情論』(1759) には『自然神学と道徳学との判明性に関する研究』(懸賞論文1764) が，成熟期にはスミスの『諸国民の富』にカントの3批判（『純粋理性批判』1781,『実践理性批判』1787,『判断力批判』1789）という風に齟齬するが，晩年には，スミスが『道徳感情論』第6版 (1790) の最後に，生涯構想として「法（統治）の理論」を考究していると記したことに対応して，第一部法論（公法，私法）からなるカントの『人倫の形而上学』(1797)，を配置するように。主著の完成までに10数年の歳月を要したこともそうだが，しかし著作公表後の評価に目を移すと一変する。スミスの著作が好評をもって迎えられたのに対し，カントのそれは懐疑と批判で迎えられたからだ。しかもカントの場合，想定される読者層が哲学や神学に携わる知的階層に限定されていたこともあって，こうした事態は避けられないとさえ観念していた。カントが挑んだのはヒュームの懐疑に触発されて，知性存在者による自然認識の可能性の根拠（原理）を解明することであり，そして「アプリオリな総合」に従うとはいえ，数学と形而上学を区別したうえで，長らく「存在論的証明」に安住して権威を失墜している形而上学を救済し，ひいては信仰を正しい基礎（理性）の上に建設することだった。自然界の自立性・法則性を証明しつつ，自由の法則をそれとは独立に演繹（証明）する「超越論的方法」は，理神論や自然神学に立脚する当時の知性—ヴォルテールやスミス—の射程を超えるものだった。

Ⅱ　自然法則（自然必然性）

1）カントは，宇宙発生の「星雲」仮説—“ラプラスーカント説”—でも知られているごとく（半世紀近く自然学の講義を担当し続けた），自然学から出発したのであって，最初から批判哲学—知性能力の検証や人としての義務の解明—に関心を抱

いていたわけではない。かの有名な逸話―スミスの終生の友たるヒュームによる因果性批判に直面して，世界を認識する上でコペルニクス的転回を遂げた―は，第一批判の中でカント自身が述懐していることである。

自然はわれわれ人間の作品ではない以上，われわれにとってそれは与件，感覚与件sense-dataであって，知性のなしうることはその表象を概念に包摂し，事象の性規則性や法則性を把握することである。さて，人間と自然の分断はデカルトのコギトをもって嚆矢とするが，両者のいわば非対称性は，有り体に言えば自然は人間によって知られることを期待して存在しているわけではないのに，したがって論理学の大原則から言えば同一性を欠如する世界に普遍的な認識は成立するべくもなく，せいぜい言いうることは主観の側の便宜，記憶や慣習に基づく経験的，したがって蓋然的規約でしかなくなる。このアポリアの解決，すなわち，普遍的・必然的認識の根拠がいまだ説明されていないことに学（理性）の課題を見出し，カントはそれを自己の責務とした。それは晩年，定言命法に関連して主題が信仰の次元，神学上の問題に及ぶに至って公人としての断筆の事態を招くことにもなったが（『諸学部の争い』1789），『第一批判』の第2版（1787）の扉にベーコンの『大革新，序言』から「われわれが何らかの学派ないしは教説の基礎をではなく，人間の福祉と尊厳の基礎を築くべく努力していること」を掲載していることからも理解しえよう。

アプリオリな感性的制約（時空）と論理的制約（カテゴリーの図式）付で法則的認識を可能にするカントの「超越論的方法」とは，先験的なカテゴリー（量，質，関係，様相）を知覚表象に適用して構成された像が経験的認識，現象界における自然法則というわけで（「直観なき概念は空虚であり「概念なき直感は盲目であり」），それに「コペルニクス的転回」の比喩が選ばれたのは以下の理由による。通常，人は感覚（五感）の対象となる事象や出来事が実在していて，その後でその表象，つまり対象の認識が成立すると考えている。自明とも思えるこうした状況に異を唱えたのが，神のご加護を恃みとしない名うての無神論者ヒュームであって，彼はそうした表象・像はわれわれ主観の側で整除して出来上がったもので，客観のうちには実在しないと考えた。

自然学と数学の進歩に大いなる関心を持ち，その分野に進めばひとかどの科学者になった可能性は大[1)]，との評言もあるカントは，この懐疑を肯定的に受け止めた。神の予定調和論（充足理由）を外してみれば，ヒュームの懐疑に反論はできないと。それでは自然や世界の法則的認識，すなわち，普遍的・必然的認識を知性存在者はあきらめねばならないのか。

カントの頭の中には，ニュートンの『自然における数学的原理』（1687）をもって嚆矢とする自然科学の発展があり，とりわけ幾何学を含む数学は，それ自体としては感覚的に把握できないけれど，それなしには一切の認識が不可能なもの（“知ってはいるが説明を求められれば答えられない，”とは『神の国』の著者が時間について示した解答だ），すなわち，時間と空間を前提していることに気づいていた。さらに通常の判断において，たとえばガリレオの落下法則の実験を手引きとする万有引力の発見についても，特定の距離にある質量間に働く力の公式を導出する場合，因果性という概念を前提して初めて，その図式（持続，同時，継起）を（4次元）時空における特殊な因果法則を摘出しうることをみてとった。

こうして，認識が可能になる条件が知的存在者のaprioriな能力のうちにあること，すなわち感性的知覚の表象が成立するためにその制約条件として時空観念があり，多様な表象を一つの観念・概念に包摂するために，その制約条件として概念群・カテゴリーを有していること，客観の経験的認識とは無条件的（素朴反映論）ではなく，二つの制約条件付であるとして，この客観認識の方法を「超越論的」と名づけたのだ。これにより，ヒュームの懐疑に応えるとともに，神の予定調和に依存する独断論（合理神学）に与することなく，自然・世界の独立性・自立性を担保しえたことに

なる。超越論的方法とコペルニクス的転回の関連をいえば，時空観念とカテゴリーに先導されて対象の認識が成立するということは（カント自身力説した点だが），論理的にも時間的にも対象が認識に先行するのではなく，概念に包摂されて経験的認識が成立することが即，同時に経験的対象の生成であるということだ[2]。ただし，ここで自然といい，世界という場合，それは「経験の諸対象の総括」，「現象の秩序と規則性」の意味で使用されており，非知性存在者の把握するそれではない。

この命題の系として，以下の成果が確保された。

(1) 感性的制約を超越する形而上学と時空観念を制約にもつ数学と峻別しえたこと，これが旧来の形而上学（存在論的証明）とは異なる独自なそれの構築に向かわせることになる。

(2) 知性存在者が構成する法則は，蓋然性までしか届かない帰納的な経験則を超えてその普遍性と必然性を主張しうること。

(3) 現象世界の法則的認識はその背後にある事態（いわゆる「物自体」）までは届かない。たとえば，時間なき世界について理論的理性は，無や無限について規定できない。これにより，時空を超越する神概念は，その実在性の根拠を理論的には主張できなくなった。

現象と物自体の二元論に起こりうる物議を予想して，カントは自説の体系を「超越的観念論」と「経験的実在論」のセットとして解説する。法則がアプリオリな制約条件つきという意味では前者だが，現象界に関しては生まれつきの唯物論者である自然科学者と変わらぬという意味では後者の形容が該当すると。カントを不可知論に分類する誤解や中傷が後を絶たないが[3]，誤った図式をカントは比喩的に，「超越論的経験論」と「経験的観念論」の組み合わせ，前者が啓示・合理神学，後者は主観的観念論の立場，と紹介している。唯物論の立場は「超越論」図式を欠く「経験一元論」とでも形容しよう。）

さて，自然自体の側からすれば，そうした法則性を検出されることは，知性保有者にとってはこの上ない実用性，有用性をもつとはいえ，積年の悲願であったわけでもない。その意味では，われわれの自然認識やその改造は，あくまで感覚与件という素材面での制約条件付の認識であって，個々の事象の性状や運動の法則的理解といえども，“なぜその法則であって，それ以外のものではないのか”，さらには自然・世界が存在するそのraison d'etre（必然性）は認識不可能で，その意味で自然（法則）はわれわれにとっては外的，したがって偶然的であることがなくなるわけではない。（現代の実証的自然科学がこうした問いかけを「形而上学」とみなして自己の領分とはみなさないとしても）。

2）ヒュームの懐疑論を克服し，自然界における法則の認識可能性を確認したカントにはもう一つ，自然界から思考対象を受容するのではなくそれを構想する知性の働き，感覚世界に拘束されない人間の自由な想像力を見極める課題が浮上していた。後世，啓蒙の世紀とも称されることになる18世紀ヨーロッパ―ジャコバンの狂気が打ち出した「人間理性神」の祭典以上に，それを象徴するものがあろうか。それはボルシェビイキによる宗教の禁止やその復活喜劇（「グッバイ・レーニン」）の比ではないが，王権に風穴を開けた革命が，その守護神たる地上の教会の権威からも市民を自立させなければその続行不可能と見て取った指導者の政治的賭け，自分たちと人民への檄だった。神の後ろ盾を絶って理性が自律するとは，世直し革命を超絶する精神の狂気が必要だったのだ。時代の趨勢は全能の神の支配（意思・法・自由）に人間の自由（自律）がとって替わりつつあったとはいえ，神の国と地上の国の棲み分けがトマスの延長上で競合しており，中世との訣別を象徴するデカルトのコギトですら，神の存在証明に用立てられる時世だった。ヘーゲルに証されるように，啓蒙の世紀は「宗教の世紀」，啓示宗教から見れば異端そのものでしかないが，さながら人間理性による「神の存在証明」の全盛時代だったとも言える。人間知性の吟味・自己点検が哲学ならぬその「予備」学として欠かせないと見て取り，カントが「批判哲学」というジャンルをうち立てることになったのもこうした状況下のことであった。神の実

在（entity）は理性を用いて「証明」できるというのは本当なのか？　その手際の優劣を競う前に，神の実在を自然事象と同じ意味で問う，あるいは論証することは可能なのかと。ここがロードス，経験的客観世界に実在性の根拠を要求できはしないけれども，道徳的存在者として心中には理性の要求として「存在」の場をもちうるのではないか。完全な理性存在者としての神が不完全な同族として人類種を自然界から峻別し，創造したのではなく，“なぜ存在すべきか”を問うことのできる種（Homo-Sapiens）が神の存在を要請するという風に。身体は自然界に属して自然必然性・法則に服しつつ，自由な精神の持ち主としてはそれに制約されない。カントの2元論的立場は，自然を差別することなく人間的自由の根拠を探索することに道を開いたのだ。

Ⅲ　自由の法則（合目的性）

大英帝国の絶頂期にミルは『自由論』（1859）を書いて人口に膾炙した。主題は社会的・政治的自由の意義，すなわち，民主主義システムが多数決主義の名目で少数意見を抹殺することが，不完全な人間知力の現状社会にとり取り返しのつかない損失を招来することへの警告であり，半世紀後，市場と競争の意義を説いたハイエクやミーゼス，さらに下って『選択の自由』を著したフリードマンに連なる系譜の下地をなした。が，冒頭の書き出しで，かの「意思の自由」についての形而上学的論議に加わる意思のないことを宣言している。カントがこの難題に挑んだこと，それが“現代に生きるカント”が陸続と語られる理由の一つでもあろう。

自由が物権に属さず人格にかかわる概念であることに異論はないものの，それの形而上学的理解には神と自然が深く関わっている。というのも，人間の自由は神の命にそむいて火を奪うプロメテウスに見るごとく，神と自然の支配からの“自由”が影を落としている。最初の一撃（創造）だけは超越的理性存在者に委ねるとすれば，ジャンセニズムやユニテリアン，理神論者や自然神学を問わず，それらが神の意思・“自由を”前提する限り人間の自由は制限されざるを得ず，かといって，“自然（他者）も精神である”ことをエンチクロペディの体系構築でもって“自由”の証とし，“自由とは必然性の洞察である”と謳っても，それは理性の一方的な勝利宣告にすぎない。

カントの自由概念は“神ですら自由を与えることはできない”という自律の精神に端的に表されている。それは迷信や権威からの自律（autonomy）を謳うその基礎にある信条と決意，「無条件的自己原因（必然性）」と規定されるものである。これに対置される概念は「自然必然性」「盲目的必然性」である。自然界の必然性・因果法則は，われわれに解明されているかどうかを問わず，無限の連鎖，相互作用のうちにあり，そこには「自律」，すなわち，他者を規定しても，自身は何ものにも規定されない事物や「実体」（アリストテレスの「第一動者」）は存在しない。

世界の存在理由を問いかけうる人間は，自己に対しては“何故存在すべきなのか”をも問いかける存在であって，そうした時に人は自由の観念に遭遇する。ただし，自由の観念は理論理性では把握（規定・証明）できず，自律，人格，合目的性，という道徳的存在から導出された概念だから，“幸福の青い鳥”よろしく，無限のかなたにしかその解は存在しない点で神の観念に類似する。カント自身はこの謎解きに挑戦し，合理神学の独断論の陥穽―完璧な神は，すべてを規定しうるという定義からして，すでに決定（解決）済みの存在だから自由ではなく，神の自由という表現は比喩的にはいいえても論理的には矛盾している―にはまることなく見出したのだ。

この2元論に立脚する「自由」論が道徳と宗教に与えたインパクト，すなわち，義務を果たす自由にして道徳的人間にして初めて神への信仰が発生するのであって，逆ではないという主張こそ（「理性の限界内における宗教」）神の実在を証明し得るとした合理神学への挑戦状であり，コペルニ

クス的転回の成果なのだ。道徳存在であるべく，永遠の努力を要求されることが「自由への道」というわけだ。「意思自由」の問題—自由と必然性（決定論）の相克—のカント的解決は，デカルトのコギトからその「存在証明」を換骨奪胎したものとも形容できようが，定言命法で知られる道徳法則には以下の批判が付きまとう。

一つは，一元論からの攻勢で，それは，自然を精神の「即自」存在とみなす学の体系（ヘーゲル「エンチクロペディー」）を嚆矢とする絶対的観念論と自然必然性をもって社会発展の法則を説く歴史的唯物論を予想させる。いわば有神論と無神論の神の側からの批判だが，どちらも人類種を自然の究極目的とする「論証」を使命としており，精神の自由を謳歌する意図から出発しながら，カントが担保した自然の独立性を毀損する羽目になるか，それとも自然必然性の威力を借りて人間的自由を実現するというアナクロニズムに陥るかであり，どちらもいわば神・人間（理性）・自然の凌ぎ合いにおいて，自然と人間が姿を消しているといえる[4]。

以上が超越的批判だとすれば，もう一つは経験的，プラグマチックの側からのもので，生身の人間的感性や情念を剥がれたカントの道徳法則はその引き受け手がいないのではないかというものだ。それが「事実」としての「自律」的存在に適用される場合にも，制約は形式的（主観的）であるが故にその普遍性と必然性を主張しえた代償に素材を一切捨象している。道徳法則の場合，“幸福”がそれに相当する。人間の最も切実な目標といいうる幸福願望を取り去った道徳・人倫哲学がいかなる運命を辿ることになるか。“幸福に値するように生きることは大事だ“とカントが譲歩してもその原則には響かない。この哲学は幸福な生活，愛情ある生を経験したことのない人物の言説[5]，あるいは道徳上の責任を善悪の判断分野に限定せず，人間の性向・欲求まで包摂したが故の誤謬ではない[6]か，とする批判が生ずる理由がここにある。道徳哲学の歴史や課題から見れば穏当なこうした批判を招来する理由は，無限とも言える責務を負わされた自律の人の法は，現世の人性から遠く隔たって神の法に近似してくるとでも解するしかない。ましてや，理論的には規定できない自由の理念を，プラトンのイデアに似せて「可想体intellectual」と解釈された「物自体」に包摂するに至っては，批判哲学の健全性さえ揺らぎかねない。もう一度生を許されるとしても誰もそれを祈願しないだろうが，それでも現世の悲惨さに懲りず改善への道を進むのが人の定め（自由）と説くカント，個人的にはわずかな健康とそこそこの知性があれば幸せだ[7]，という謙虚なスミス。ここでスミスに移ろう。

Ⅳ　スミス

ほぼ同時期，英仏両大国の植民地獲得を巡る7年戦争からアメリカ独立戦争とフランス革命期に生きた2人のintellectualsカントとスミスがともに語られることが少ないのは，ジャンルの相違，一方が時流の経済学Political Economyの父であるのに対し，他方は人倫の哲学者であることに起因しているかもしれない。しかしながら，“ニュートン力学そのもの”と形容されもする「第一批判」哲学と『国富論』に先立つ道徳哲学の著作に初期のモノグラフ「天文学史」—ケプラーからニュートン力学にいたる自然学の概説と賞賛—の影響が色濃くみられ，前者が「自然的自由の体系」を基調とする著作であってみれば，2人をニュートン主義者として括ることも可能であろうし，「自律」と「自愛心・慎慮」，「目的なしの合目的性」と「見えざる手」を重ね合わせて両者の同一性を説くこともありえよう[8]。加えて，スミスの経済書が通常の経世家Political Economistのそれとは異にする比較文明論的様相をもつっていることに留意して，スミスの体系を主観的正義論（『道徳感情論』）から客観的正議論（『諸国民の富』）を包摂する「統治の基本原理」を扱った法学Jurisprudenceとみなすならば[9]，スミスと人倫の哲学者との間隙も意外と小さなものかもしれない。

カントの『世界市民的見地における普遍史の理念』(1784) に登場する「非社会的社交性unsocial sociability」は，人間の性向として社会的交流が欠かせないことを自覚しつつも，同時に自律の人は孤高を保つことも必要，というアンビバレントな性情を表現したものだが，それは人間族も植物や動物同様他者との競争・競合を通じてのみ発展しうること，さらには資質の不平等や痛ましい戦争ですら人類の進歩に寄与しうると見る人間観は半世紀後のダーウインを先取りする点すら感じられ，自愛心・self-interestを立脚点にそれを適宜に「自制」(self-command) すれば，神のご加護に頼ることなく社会的富裕と幸福が達成されると見たスミスに通じるものがある。

ところで，実学（家計術・財政学 - 官房学から貿易・産業政策まで）の進展とともに人間学Moral Scienceが政治経済学誕生に関与しているのには，それなりの理由がある。Managementが本家Economicsのお株を奪っているような今日ではあるが，学としての資格を承認されるのはそれが公共的性格，つまり「公共の福祉Commonwealth」の増進に与る限り，という条件が常に付きまとっていたという事情がある[10]。ここでも事態は意図的にばら色に描かれる「資本の文明化作用」から自動的に（ブルジョア）経済学が誕生したわけではなく，事物の進行とは独自な要素—思考Espritの発展，すなわち，スコラ哲学とキリスト教が受け持った「普遍思想」と自然法に恩恵を被っている。神学中心の中世は，同時に個人主義的競争や利己心が旺盛に発露された時機でもあり，「プロテスタンティズムの精神」によって利己心が一気に日の目を見たというわけでもない[11]。

さて，Moral Philosophyという同じ土俵を設営したとたん，改めて両者の懸隔に引き戻される。カントの「超越論的自由」とスミスの「自然的自由」の概念の間には，それに立脚するかの「定言命法」と「同感」手法[12] をもって「演繹」した徳性「適宜性，正義と慎慮」論が，かたや動機や行為の具体的特殊性を一切捨象した義務を，神すらもそれに加わることのできない人間自身の責務として演繹（証明）するのに対し，後者は理性ではなく人間感情のあり方として，同感手法を介して人間社会を経験的に考察してみれば，神のごとく完全ではないにしても，人間は自らの手で社会を崩壊の危機に晒すことなく維持しうるばかりか，平和と繁栄を築くことさえ不可能ではないということをめざしているのだから。

他人の評価（称賛と憤慨）を常に気にし，何よりも孤立を恐れ，それゆえ相手の身になって考える感情移入のようなものではないが，相手もしくは第三者ならどう考えるのかということに思いを馳せ（パン屋と肉屋が交換する際，双方とも相手の慈愛心に訴えるのではなく，相手の自愛心を忖度する態度），その際，各自が自己の行為をも他人を見る流儀でもう一人の自分，すなわち「胸中の人」すなわち「公平な裁判官」「胸中の半神」に依拠して行為の「適宜性」を判断するような社会システム—これは，一つのイデアル・ティプスだ—を描き出しているのだから，仁義を強調する東洋的習俗や武士道倫理とは趣を異にするにしても，社会規範としての礼節が廃ればこの世はもたぬ，とする儒教（仁，義，礼，智，信）や「養生訓」とさほどかけ離れているとも思われない。とはいえ，神の加護（他力本願）を恃みにしない自力本願・「自愛心」—これは人間社会における重力場の「質点」に相当し，それをego，人格の性状，はたまたeconomic manのそれとみなすかはともかく，スミスが無視した同時期のJ.Steuartの『原理』やスミスの原理にイギリスの “kicking away the ladder” を見て取ったリスト，はたまた山片幡桃をはじめとする江戸の経世家にも共通しており，明治期，諭吉の説いた「社交性」の土台をなす「自助self help」論でもあるが，それが貪欲な利己心の修羅場と化してlife-lineが崩壊すならば，天誅・天罰が下って易姓革命やボルシェヴィズム革命による世直しが行われるか，退場を願ったはずの神に再度登場を願わねばならぬとも限らない。

V　自然目的，自然神学，道徳神学

第三批判に美学が前半部分を占め，自然目的を含む「合目的性」の説明に進展するのは，美の感情が人間の善性に関わっているとカントが憶測しているからだ。神のデザイン論を想像して感嘆するとすれば，それはスミスも与する自然神学の立場だが，それは超越的理性存在者の意思に自然を委ねるだけのことで自然目的とはみなせない。逆に見て，自然の様態のうちに神の存在を嗅ぐ自然神学はあくまで仮言判断（as if）に立脚する弁論だから，自由な道徳主体が神の存在を要請しうる，とするカントの見地からは形容矛盾もはなはだしい。カントが「目的なしの合目的性」（purposiveness without purpose）なる術語を用いて表現せんとしたのは，われわれが自然の美醜の様相を判断するとき，自然自身は目的性を持たないメカニズムの産物だとしても，われわれは合目的性の概念に仮託せずして判断できないという意味だ。ロックの言う事物の「第2属性」関する論議とも関わるが，自然界における音色や色彩は，それ自体は一定の音波や電磁波の流れに過ぎず，それを「有難がって受け取るのはわれわれであって，これに反し自然自身はわれわれに何の恩恵も施している」（カント）意図はないというわけで，これでは溝は埋まらない。「目的なしの合目的性」と見られた自然目的（有機的生命体の合目的性をふくむ）と知性存在者の合目的性（尊厳性）が，後者の道徳的存在者としての善性において，現象の基体として想定された物自体numenon（仮想体）の次元で，すなわち客観的世界で理論的に認識可能になるわけではないが，究極目的（最高善）に包摂され，人間と自然の調和が単なる人間の側の要請を超えて，自然を手段視することなく展望しうるというのがカントの言い分だろう。カントの美学は同時代のゲーテやシラー，後のカッシラー以来，概念の普遍性に依拠せずして美の感情の普遍性を解明したものとして評価されてきた歴史をもつが，系統樹でみて幸運としか形容しようのない人類種の理性存在をもって自然の目的とみなすのは形而上的願望にとどめておくべきではないか。

若きマルクスは『経済学哲学草稿』において，共産主義システムをして人間と自然の和解，人間の「謎」の解決と構想した。

Communism, as fully developed naturalism, equals humanism, and as fully developed humanism equals naturalism; it is the genuine resolution of the conflict between man and man—the true resolution of the strife between existence and essence, objectification and self confirmation, freedom and necessity, individual and the species. Communism is riddle of history solved, and it knows itself to be this solution.[13)]

「目的なしの合目的性」を超えて，その究極目的に「神の国」，「市民の国」ならぬ「共産主義」を設営するとき，あくまで道徳的善性の希求する「要請」に過ぎなかったカントの次元を超えて，神の目的もしくは自然目的に包摂されてしまう。しかし共産主義の是非を問いかけるその次元で，人間を肯定するための論理が，“どうして自然はその目的達成に人間理性を必要としたのか”という問いは伏せたまま，その責任を自然に委ねる結果になっている。カントのnumenon自体，道徳法則以外のあらゆる価値を飲み込む怪物のようなもの（ジンメル）として，現象界の根底で自由と必然性，人間と自然の一体化（まさにヘーゲルの世界だ）の誘惑に身を委ねていないとはいいきれない。完全な「自由な体系」の非実在性を知悉しつつ（in spite of）それへの漸近を指向（as if）したスミス，自然の「目的なき合目的性」を超えて（as if），「最高善」を希求する人間の善性に仮託して，類比的にしか語ることのできない自然目的に自由と同一の合目的性を要求しうると考究したカント，自然必然性に仮託してその実現へと人類を駆り立てたマルクス，観念の冒険は意識的存在者のmeritであるとはいえ，結果責任は自分で取る覚悟が必要だ。

注

1) ホワイトヘッド［11］，併せて山本［13］も参照のこと。

2) パースのカント批判を踏まえ，直感，表象，概念の関連を記号論，認知論の見地から検討した著作にエーコ［15］がある。［超越論的方法］についてはドールズ［7］を参照されたし。

3) 物質ならぬ［観念］に実在を主張したバークリーも，読者の戸惑いを事前に察知して，自説に与みしたからとて，世界が変わるわけでも生活に異変が訪れるわけではないと断っている。観念論の真意は，充足律に従い人間と自然（物質）の同格性を神の視線で擁護する点に存するのであって，人間優位を論証するためではない。［9］，［10］参照。ホワイトヘッドがカント批判に与するのも，4次元時空について見解を異にする（純粋持続は抽象の産物で，実在の時間規定ではない）こともさることながら，人間優位の匂いをかぐからだ。世界の事象を［出来事］として把握する立場から，意識的存在者に特別の位置が割り振られないのだ。［11］参照

4) 主観的観念論は世界は創造者の作品であって，万物は被造物として皆平等という主張（信仰，啓示宗教）だ。絶対的観念論は精神の自由を至上（supreme）とし，精神が自然と無縁であれば自由の現実性は喪失するゆえ自然を精神の即自とみなす。その証明は学の体系（エンチクロペディ）を要請するが，その精神は神的意識（反証不能な形而上学）となる（啓蒙・文明・学＝哲学＝形而上学の立場）。唯物論的“転倒”とは可か？　否定ではなく止揚するものは何か？それは「世界が誕生する前の神々の意識の叙述！と銘打たれた『論理学還を始原とする学の体系は理性の暴力行使であり，それに依拠量ずとも人間優位の人間・自然の同一性を保持できるとする立場だ。精神主導の体系構築による架橋によらずして，人間精神と（物言わぬ）自然の同一性を確保する道はあるのか？実践・労働を持ち出しても異次元であることは変わらない。ましてや人間目的を形而上的自然目的に包摂し，その証左が「共産主義」の実現にありと説くに至っては，これこそ人間の晶位と自然の自律を殿損する立場ではないか。

5) ジンメル［8］参照

6) シジウィックは，英語圏でカントに近い人物像を挙げるとすればゴドウィンだとしている。［14］参照

7) ファラー［5］参照。

8) フライッシュハッカー［6］参照

9) 山崎［4］参照。山崎教授のこうした総括なら，スミスに辛口で『国富論』を「行政顧問官時代」に配置したシュンペーターも異議を唱えないと思う。

10) この点はスミスが「是認の原理を自愛心から引き出す諸体系について」の項で，エピクロスにことかけて「最悪の体系」と批判していることでも証される。しかし，これがポーズかどうかはともかく，スミスの本命は慎慮と正義の元をなす自愛心の肯定にあり，この点こそ経済学誕生の原点であると同時に，カントがスミスの批判した師ハチスンと同列に分類される所以でもある。

11) シュンペーター［3］参照

12) ［スミスは行動の理論としての倫理学と，それに関する人々の判断の理論とを判然と区別し，断固として後者に研究を集中した］（シュンペーター［2］268ページ）。先のファラー［5］は同感方法がもつ評価基準の相対性に対する批判者として，Jouffroy, Brown氏らの名を上げている。Kantianのロールズは［12］において，ヒュームには一章を設けながらスミスには一瞥もくれていない。

13) マルクス［1］参照。ただし，Howard Williams, et. al, *Francis Fukuyama and the end of history*, Wales Uni. Press, (1997). 52pからの再引用。

参照（引証）文献

［1］マルクス『経済学・哲学草稿』

［2］シュンペーター『経済分析の歴史Ⅰ』東畑他訳，（原書は1954年）

［3］シュンペーター『資本主義，社会主義，民主主義』東畑他訳（原書は1942年）

［4］山崎怜『アダム・スミス』研究社，2005年

［5］Farrer, J. A, *Adam Smith*, J. Martin Stafford（初版1881年）

［6］Fleischacker, S. A, *Third Concept of Liberty — Judgment and Freedom in Kant and Adam Smith*

［7］ドールズ『カントの批判哲学』中島盛夫訳，法制大学出版，1984年（原書初版は1963年）

［8］ジンメル『カント』,ジンメル著作集第4巻，木田元訳，白水社，1994年（原書初版は1903年）

［9］ベルクソン『哲学的直感他』坂田徳男他訳，中公ブックス，2002年（原著は1911年）

［10］バークリ『人知原理論』大槻春彦訳，岩波文庫（原書は1710年）

［11］ホワイトヘッド『科学と近代世界』,ホワイトヘッド著作集代6巻，上田泰治他訳，松籟社，1981年（原著は1925年）

［12］Rawls, J., *Lectures on The History of Moral Philosophy*, Harvard UP, 2000

［13］山本義隆「カントと太陽系の崩壊」『カント全集』月報7，2000年

［14］Sidgwick, Henry, *Outlines of the History of Ethics*, 1892年

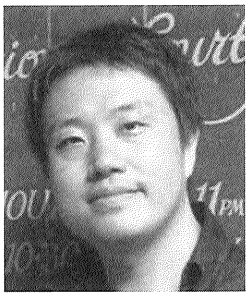
［15］エーコ.U『カントとカモノハシ』和田忠彦監訳，岩波書店，2003年（原書は1997年）

（あげ　たけお　所友　大阪経済法科大学）

SPECIAL EDITION
特集

甦るスミス

スミスにおける市場の基盤としての信頼と競争



TAISHIDO Masanori
太子堂正称

スミスの競争論は，「勝ち組」と「負け組」を作り出すためにあるのではない。確かに，彼はある程度の格差の存在を肯定するが，それは「富裕の一般化」の過程を経て，社会の階層の利益となるからこそ認められている。

Ⅰ　はじめに

アダム・スミスは，経済に対する人為的な統制を排して市場や競争の意義を説き，自由主義経済学の基盤を確立した人物として知られる。しかし，その議論は，単なる自由放任や富裕層の利害を代弁した，いわゆる「格差社会」を正面から肯定するものではない。本稿の骨子は以下の二点からなっている。第一に，市場での競争においては，人々の間で織り成され形成される信頼が，競争それ自体の枠組みと結びついており，それが「公平な観察者」概念を通じて，「フェア・プレイ」の概念として表されているということである。この点については，第二節で論じる。第二に，スミスの競争論は，労働者の高賃金を主張することで，一般の人々の福利の上昇を目指したものであるが，競争においては，相手を排除し自分だけが勝ち残るというよりは，他者，特に優れた他者の存在を前提としていた。これについては，第三節で論じ，合わせて，彼の議論が現代に与える影響についても考えてみたい[1)]。

Ⅱ　スミスにおける「同感」と「公平な観察者」

(1) スミスの同感概念と正義

スミスは，ヒュームと同様，師であるハチスンのキリスト教神学的利他主義を批判して，「同感(sympathy)」を伴った利己心による社会の存立及び正義の確立を主張した。スミスによれば「同感」とは，ある行動を観察したときに生じる自然的な感情である。同感の例について，彼は次のように述べている。

「他人の脚，または手を一撃が狙い，まさに振り下ろされようとするのをわれわれが見るとき，われわれは自然に身をちぢめ，自分自身の脚，または手を引っ込める。そしてそれが振り下ろされるとき，われわれはある程度それを感じ，受難者だけではなくわれわれも，それによって傷つけられる。」(TMS I.i.1.3. 訳(上)26頁[2)])

スミスは社会の形成とそこでの正義を，個人主義的，経験主義的観点から説き，理性ではなく上

記のような感情に基礎付けている。彼が，支配者の用いる「体系の精神」―合理主義の精神―を批判し，それに個人の持つ特定状況の知識―個人に可能なのは限定された知識である―を対比させているのは，そのような立場の帰結である。

その上で，彼が正義の条件と考えたのは，生命・身体の自由，所有権，契約に基づく所有である。「もっとも神聖な正義の諸法は，（中略）われわれの隣人の生命，身体を守る諸法である。つぎは，かれの所有権と所有物を守る諸法であり，すべてのあとにくるのが，かれの個人権と呼ばれるもの，すなわち他の人々との約束によってかれに帰属するものを，守る諸法である」。（TMS II.ii.2.2. 訳(上)219頁）

彼にとって正義とは，ハチスンが主張するような仁愛に代表される積極的徳性とは厳密に区別される消極的徳性であり，基本的にスミスは，ヒュームと同様，交換的あるいは消極的な正義論を主張している。しかしまたスミスは，効用批判の立場からヒュームの正義論に批判的な見解を示しており，正義や人間行動の「適宜性propriety」の問題を同感の原理によって基礎づけようとした。ヒュームも同感論をもつが，彼の同感論は行為の受益者または被害者の感情を対象にしており，個人はそれを効用で酌量することによって行為の道徳性を判断する[3]。その効用の判断が同感によって行われるのである。それに対して，スミスは正義の問題を「憤慨resentment」という感情に基礎づけて，その「罪悪demerit」を判断しようとする。正義が侵害されるのを観察者が見たとき，彼はただちにその被害者の憤慨に同感するが，この憤慨の感情こそスミスによれば「正義の守護者」である。

ヒュームが直接的な快不快を同感の対象としているのに対して，スミスの場合，行為の適宜性の当否が問題となる。スミスの観察者は，「想像上の立場の交換imaginary change of situation」によって，直接的な快不快でなくとも，自分がその立場にあったら，どのように感ずるかを想像する。人間の持つそうした「想像力imagination」がスミスにおいては非常に重要である。人間は，自分の感情や行為の道徳性について直接判定する基準をあらかじめ内に持っているわけではないものの，想像力によって立場の交換を行う。このように，行為に対する他者の評価を内面化することによって，すなわち，他者の評価である「是認」と「否認」とを繰り返し経験し，それを洗練させていくことによって，適宜性の観念はより公平なものとなっていく。

それでは，ここで利己心はいかに関係するのであろうか。スミスは次のように述べる。

「人間は，生まれつき同感的であるとはいえ，他人に降りかかったことに対して，その主たる当事者が自然に書きたてられる感情と同程度の強さの感情を抱くことはけっしてない。人間の同感の基礎である想像上の立場の交換は，瞬間的なものにすぎない。自分自身は安全だという思い，自分は実際には受難者ではないのだという考えが，絶えず邪魔をするのである。」（TMS I.i.1.3. 訳(上)27頁）

この箇所について田中は同感と利己心とのつながりについて以下のように解釈している。

「これは人間の自己中心性，同感の限界の指摘であるが，しかし，それで基本的に不都合がないというのがスミスの考えである。むしろ，観察者が当事者と同じレヴェルの感情になるとすれば，感情では両者の区別がないことになってしまって，観察者も当事者も事態の冷静な判断ができなくなるであろうし，社会秩序はむしろ混乱するであろう。同感に限界があることが，道徳的秩序を可能にするのである。」[4]

このように道徳判断には，むしろ，観察者と当事者の間に一定の距離感が存在することが必要であり，それが公平さを担保しているのである。

(2) 公平な観察者とフェア・プレイ

ヒュームの観察者が当事者としての「不動かつ

一般的な視点」に身を置くのとは異なり，上記のように，スミスの観察者は当事者という立場を離れて，より普遍的で公平な立場に身を置く。ここに周知の「公平な観察者impartial spectator」が成立するが，この見解はスミス独特のものである。ヒュームにおいて同感は感情の共同に過ぎないが，スミスにおいては利己的な個人の社会的統合の原理となっている。言い換えれば，ヒュームにおいて正義は「公共的有用性public utility」に基づき人間の自然的感情以外の契機を必要とする「人為的徳」であるのに対して，スミスは人間本性から導かれる「自然的正義natural justice」の徳を主張した。この点でスミスは，ホーコンセンが指摘するように，人間行動における理性の働きについてヒュームよりも正確な理解に到達していると言えるかもしれない[5]。ヒュームが，正義の規則を自然的なものとしながらも，その確立には自然的な情念と人為的なコンヴェンションという二つの原理を必要としたのに対して，スミスは正義を徹頭徹尾，自然的なものとして捉えることが出来たのである。

そして，公平な観察者と，それによる行為の適宜性の概念は，次の有名な「フェア・プレイ」に関する一説に繋がっている。

「ひとは，富と名誉と地位を目指す競争において，全競争相手を追い抜くために，できる限り力走してよいし，あらゆる神経，あらゆる筋肉を最高に使ってよい。しかし，競争相手の誰かを押しのけるか，投げ倒すかすれば，観察者たちの寛大さは全て消える。それはフェア・プレイの侵犯であって観察者の許しえないことである。」（TMS II.ii.2.1．訳(上)217-8頁）

このように，究極的には，適宜性はフェア・プレイという形で現され，これが市場の枠組みに対する信頼となって作用している。これは他者，そして内面化された観察者の視点に基づいているが，それは単に小集団の枠を超えて，「大きな社会」へと広がっている。互いに顔の見える社会ならば，かならずしも公平な観察者でなくとも，その集団に固有のルールに従うことで用は足りるであろう。それは，互いに顔の見えない「大きな社会」である文明社会，あるいは市場社会の正義，ルールなのであり，次節のスミス自身の発言にもあるように，国家の枠を超えて国際的に適用される可能性をも含んでいる。

Ⅲ　スミスの競争観

(1)「富裕の一般化」と「高賃金の経済論」

最近の日本では，長年にわたって続く不況を反映してか，次のような競争観が目立っている。例えば，偽装請負が発覚して業務停止命令を受けた某派遣会社社長が，「業界ナンバーワンになるには違法行為が許される」（『毎日新聞』2006年2月2日付）と発言したり，政府委員などを勤めた某女性企業家も，「格差論は甘え」（『週刊日経ビジネス』2006年7月10日号），あるいは「過労死は自己管理の問題」（『週刊東洋経済』2007年1月13日号）と述べている。筆者は，こうした競争観を「潰しあいとしての競争」と呼ぶ。すなわち，競争において「強者」が「弱者」を駆逐することや，そこで生じた格差を全面的に肯定する立場である。

しかし，そうした発言とは対照的に，スミスは，経済発展の果実が下層にまで行き渡るプロセスとしての競争の意義を強調した。彼に先行する「重商主義者mercantilist」たちは，「貿易差額説」を唱えて，高賃金による奢侈が輸入を増大させ，生産コストの上昇が輸出を減少させるとして低賃金を推奨したが[6]，現代の日本における，「失われた十年（1992～2002年）」の後の「いざなみ景気（俗称：2002～07年）」での好景気の原因の一つも，非正規労働者の増大など労働分配率を低下させたことにあったと考えられる。人件費に代表される生産コストを圧縮することで自分たちの利益を図ろうとする試み（いわば「ゼロサム・ゲーム」）はこうしたかつての重商主義者の議論に通じ

るところがあろう。

しかし，スミスは「高賃金の経済論」の旗手として，「ゼロサム・ゲーム」あるいは「潰しあい」としてではなく，競争が，国民全体の福利を，なにより，下層階級の福利を増大させることを強調した。彼は，私有財産と競争に基づく商業社会が富の不平等という「格差」を生み出すことを認めてはいたが，しかし，彼がそれを擁護した理由は，「格差」の存在が，逆に社会階層の下位にいる人々の境遇を改善することにあった。具体的には，地主や資本所有者がそれぞれの「利己心」に基づいて，「慎慮」ある節約や投資を行い農地の改良や工場の拡張に励むことで[7]，社会全体の実物的資本ストック（生産的労働者への賃金を含む）が増大し，来期の生産的な雇用の維持・拡大に繋がる。さらにその過程が毎期ごとに繰り返されることによって，労働者の生産的労働への需要が高まり，労働者の賃金は向上するし，同時に，労働生産性の向上によって生存に必要な生活資料の価格も下がっていく[8]。

スミスは，このような過程を経て，上位層の豊かさが社会の底辺にまで拡大していくという「富裕の一般化generalization of opulence」の概念を展開しつつ，労働者の高賃金が怠惰を招くという重商主義者の「低賃金の経済論」を批判して次のように述べる。

「豊かな労働の報酬が（人口の）増殖を刺激するように，同じく庶民の勤勉をも増進させる。労働の賃金は勤勉の刺激剤であって，勤勉というものは他の人間のすべての資質と同じように，それが受ける刺激に比例して向上する。生活資料が豊富であると労働者の体力は増進する。また自分の境遇を改善し，自分の晩年が安楽と豊富のうちに過ごせるだろうという楽しい希望があれば，それは労働者を活気づけて，その力を最大限に発揮させるようになる」（WN, 83. 訳(Ⅰ)138頁，引用者強調）

このように，高賃金こそが「分業」とあいまって全体のパイを押し上げ社会全体をさらに富裕にするばかりか，さらには労働者の「雇用」をもたらし「勤勉」にし，将来への「希望」を与える。スミスにとって競争とは，社会の上位層だけが利益をむさぼるものではなかった。彼が市場競争を擁護した意図は，「どんな社会も，その成員の圧倒的大部分が貧しくみじめであるとき，その社会が隆盛で幸福であろうはずはけっしてない」（WN, 80. 訳(Ⅰ)133-4頁）という言葉に明瞭に表れている。

また同時に指摘しておきたいのは，スミスは，商業社会あるいは競争社会のありかたについて常に楽観的であったわけではなく，「分業」がもたらす弊害に対する視点も併せ持っていたということである。

「分業の発達とともに，労働で生活する人々の圧倒的大部分，つまり国民大衆の就く仕事は少数の，しばしば一つか二つのごく単純な作業に限定されてしまうようになる。ところで，おおかたの人間の理解力というものは，彼らが従っている日常の仕事によって必然的に形成される。…（中略）こういうわけで彼は自然にこうした努力をする習慣を失い，たいていは神の創り給うた人間として成り下がれる限り愚かになり，無知になる。」（WN, 267. 訳(Ⅲ)143頁）

こうして労働者は「精神が麻痺」し，私生活の上でも「理性的な会話」を行ったり，「やさしい感情」を何一つ抱いたりすることもできなくなり，なんらまともな判断ができなくなり，戦争が起きたときにも何一つ貢献できなくなってしまうというのである[9]。その対策として彼は，政府による庶民教育（義務教育）の必要性を強く説いており，それによって解決可能であるとする（WN, 270. 訳(Ⅲ)147-8頁）。すなわち，スミスにとって教育は，市場というゲームを成立させるための一つの条件となっているのである。

(2)「模倣emulation」としての競争

さらに「競争」という日本語には，competition, rivalry, contest, emulationなどさまざまな意味を含むと考えられるし，その中には確かに相手を蹴落とすというような意味も含まれよう。だが，スミスは『国富論』では主としてcompetitionを使用しており，これ自体が元来は「ともに（com）求める（pete）・励む」という意味を持つだけでなく，『道徳感情論』においてスミスは，emulation（模倣）としての競争について次のように述べている。

「フランスとイングランドは，それぞれ，他方の陸海軍力の増大を恐れる理由を，なにか持っているだろう。しかし，それらのいずれにとっても，他方の内部的幸福と繁栄すなわち，その土地の耕作，その製造業の発展，その商業の増大，その港と碇泊所の安全性と数，すべての自由学芸および科学におけるその熟達に対する嫉妬は，間違いなく，二つのそのような大国民の尊厳にふさわしくないことである。これらはすべて，われわれが生活している世界の本当の改良である。それらによって人類は便益を受け，人間本性は高貴にされる。そのような諸改良において，各国民は自ら卓越するように努力するべきであるだけではなく，人類への愛から，その隣人たちの卓越を妨害するどころか，促進するように，努力すべきである。これらはすべて，国民的競争（national emulation）の適切な対象であって，国民的偏見あるいは嫉妬の対象ではない」（TMS VI.ii.2.3. 訳(下)133-4頁，引用者強調）

この箇所について井上は，「競争のメリットが，優れた競争相手を目指しての自己鍛錬にあるとすれば，競争相手にはいつも，いくらか自分より高めの位置にいてもらわねばならない。そうであって始めて，それは自分の目指すべき目標になり，自己を高める契機にもなる。ゆえに競争相手がもし脱落しそうに陥ったら，相手を自分より高めの位置に押し上げるべく助力せよ，とスミスは説いている」[10]（引用者強調）と指摘している。

つまり，ここでは競争とは，嫉妬心の発露ではなく，また単なる個人的な卓越だけでもなく，他者との強調，さらには他者への援助までも含んだものとして語られている。卓越とは，単に他者よりも自分を上に置くことではないし，またその際に，相手を出し抜いたり蹴落としたりしてなされることではない。むしろ，emulationということを考慮に入れるならば[11]，それこそが卓越の前提条件となっているのであり，また前節で見たような互いの信頼としてのフェア・プレイの精神とも深く関わっている。

Ⅳ　おわりに

20世紀の自由主義経済学の泰斗，F・ハイエクは「アダム・スミスのメッセージ」と題する小論において，「アダム・スミスが利己主義を説いたというのは誤謬である。スミスの中心的な主張は，増大した生産を個人がいかに使用すべきかについて語るものではない。またその同感は，その増加した所得が仁愛をもって用いられることに関わっている」[12]と述べた上で，その仁愛とは，自分の知っている「隣人」たちだけではなく，むしろ，社会の不特定多数のために向けられたものであることを強調している。すなわち，ここで彼が評価しているのは，そうした徳は，もはやハチスンにおけるような積極的なものというよりは，ルールを守り正義に服従するという消極的なものであり，だからこそ「大きな社会great society」の規範としてふさわしいということである。そのように，スミスの「共感」や「公平な観察者の」概念は，もちろん自分の目の届く範囲の人々にも通用されるが，より一般的に拡張され，互いに直接多くを知ることのない人々の間での共通の信頼を導くものであるところに大きな意義があると考えられる。

スミスは，経済活動の発展が人間性を侵食する

のではないかという中世的な概念や怖れに基づく，「富と徳」問題について考察することで，経済の優位性を主張し，近代の扉を開いた。彼も個々人における徳や卓越を重視するけれども，それは一般の普通の人々にとって実践可能でなければならず，彼が主張するそれらはそのレヴェルまで引き下げられている[13)]。

「多くの場合，最も完全な適宜性をもって行為するためには，人類の最もうちの最も無価値なものにさえある，普通の日常的な程度の感受性あるいは自己規制しか必要でない。」（TMS I.i.5. 7. 訳(上)65頁）

その上で，彼の理想とした競争とは，そのルールや基盤そのものを破壊してまで営利を追及することが賞賛されるような風潮を認めるものでは決してなかった。それは，「潰しあい」や「ゼロサム・ゲーム」で相手を打ちのめすというよりは，下層民の利益や雇用，さらには「勤勉」や他者への「共感」，「フェア・プレイ」といった概念と不可分のものであったのである。

注

1)　本稿は，第2節については，拙稿「ハイエクとヒューム，スミス—社会秩序の形成過程をめぐって—」『経済学史学会年報』第43号，2003年，52－67頁，第3節については拙稿「競争と格差—何のために競うのか—」佐藤方宣編『ビジネス倫理の論じ方』2009年，ナカニシヤ出版，を元にして加筆修正を加えたものである。

2)　Smith, A.1759. *The Theory of Moral Sentiment*, edited by Raphael, D. and Macfie, A. Oxford: Oxford University Press, 1976.（水田洋訳『道徳感情論（上下）』岩波文庫，2003年）。以下，TMS。

3)　「その（快楽の）対象は，ある結果を生む傾向によってのみ，快楽を与える。その結果とは，ある人物の快楽，あるいは利益である…われわれが少しも親交を持たない見知らぬ人の快楽は，同感によってのみ，われわれに快楽を与える」ヒューム著，大槻春彦訳『人生論Ⅳ』岩波書店，1953年，186-7頁。

4)　田中秀夫『原点探訪—アダム・スミスの足跡—』法律文化社，2002年，48頁。

5)　Haakonsen, K. *The Science of a Legislator : The Natural Jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, Cambridge, p.79.（永井義雄，鈴木信雄，市岡義章訳『立法者の科学: デイヴィド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学』，ミネルヴァ書房，2001年，129頁）。一方，ラフィルは，スミスの同感概念について，行為の「動機に対する同感として表現し，意図され起こりうる結果に対する同感を含めていない」という点で，ヒュームのものよりも「不当に限定的」であるとする。D.D.ラフィル著，生越利昭・松本哲人訳『アダム・スミスの道徳哲学—公平な観察者—』，昭和堂，2009年，28頁。

6)　実際は，重商主義はさまざまな論者に分かれ，「貿易差額説」はその一つである。重商主義の分類ならびに，「低賃金の経済論」，「高賃金の経済論」については次を参照せよ。小林昇『小林昇経済学著作集Ⅲ　イギリス重商主義研究（一）Ⅳイギリス重商主義研究（二）』未來社，1976－1977年。

7)　「いったい，利潤が等しいか，ほぼ等しいなら，たいていの人は，自分の資本を製造業や外国貿易に投下するよりも，むしろ土地の改良と耕作に投じる方を選ぶであろう。土地に資本を投ずる者は，貿易商人に比べて，その資本を身近で監視し，支配することができ，資産が不慮の事故にあうこともずっと少ないが，貿易商人は，資産をしばしば風波にさらすだけではなく，遠国にあって，人柄も素性もはっきりとわからないような人々に大きな信用を与えて，人間の愚昧と不正という不確かな要素に自分の資産を委ねざるをえない。これに対して，自分の土地の改良に投下されている地主の資本は，人のなす業としては最も安全なように思われる。」（WN, 356-357. 訳(Ⅱ)6-7頁）Smith, A. An *Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, edited, with an introduction*, notes, marginal summary and an enlarged index by Edwin Cannan. London : Methuen, 1950［1776 = 1789.］.（大河内一夫監訳『国富論Ⅰ-Ⅲ』中公文庫，1978年）。以下，WN.

8)　ヒュームも，有名な論考「技芸の洗練と進歩について」において，上層階級の行う「奢侈」こそが，堕落ではなく，文明社会の発展，すなわち「技芸の洗練と学問の発達」や労働者の「勤勉」をもたらすと指摘している。

9)　スミスは商業社会の進展により国民の尚武の気風が損なわれてしまうことを嘆き，民兵組織によって国民の士気を高める必要性を『国富論』だけではなく『法学講義』においても主張している。こうした側面は自由主義経済学者としてのスミス像に集約できない特徴を持ち，スミスにおける「共和主義的側面」として研究者の注目を集めている。例えば，D.ウィンチ著，永井義雄，近藤加代子訳『アダム・スミスの政治学—

歴史方法論的改訂の試み—』ミネルヴァ書房，1989年田中秀夫『文明社会と公共精神：スコットランド啓蒙の地層』昭和堂，1996年を参照せよ。

10) 井上義朗「経済学者は『死』とどう向き合ってきたか—競争論再考—」『経済セミナー』2・3月号，2007年，48頁。

11) ヒュームも「貿易の嫉妬について」と題された論考で「競争心emulation」と「模倣imitation」を関連付け，外国貿易における他国の隆盛は憎むべきものではなく，それを模倣することで自国の製造業や国民生活の繁栄につながることの重要性を指摘している。

12) F.A.Hayek, *New Studies in Philosophy, Politics, Economics, and the History of ideas*, Chicago: University of Chicago Press; London: Routedge & Kegan Paul, 1978。(八木紀一郎，中山，太子堂，吉野訳『ハイエク全集Ⅱ第7巻：思想史論集』104-105頁)

13) 堂目もまた，「経済を発展させるのは「弱い人」あるいは私たちの中にある「弱さ」である」と述べて，「虚栄心」を拭い去ることができず，他者の是認を常に求める人間本性をスミスは肯定したとしている。堂目卓生『アダム・スミス』中公新書，2008年，85-86頁。またラフィルはこの問題に関連して，『道徳感情論』第六版に対する，大幅な改訂や加筆を，利己心から消極的な徳を導くことから，スミスがより高い次元の徳を志向していたとする「新アダム・スミス問題」に対して，スミスの初期からの一貫性を強調している。ラフィル，前掲書。

(たいしどう　まさのり　東洋大学)

2/14現代資本主義研究会「現代に生きるアダム・スミス」中谷先生「アダム・スミスにおける生活と芸術」をお聞きし，感じたこと

所友　T・Y

中谷先生のお話は，現代人にとって示唆と指針に富んでいてとても有益だと感じた。

芸術・科学・技術・教育文化は中世から残存している身分制社会，宗教的規範の“くびき”から人々を解き放ち，自由な経済活動を可能にし，富を得た人々を幸せにする。このスミスの考えは当時，今の人間が考える以上に，斬新で意義深いものではなかったかと思う。そこには人間中心主義とでもいう方法と目的がある。

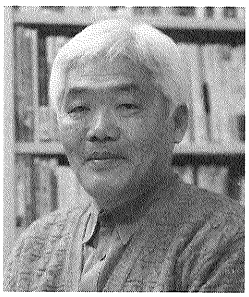
臆せず言わせてもらえれば，私はスミスの理論に人間に，対する暖かいまなざし，寛容さ，公正さといったものを感じるのであるが，それは経済活動における人間の精神活動観察においても共感の原理が適用され，精神活動すら分業で成り立つとの結論を導き出すからであろう。そこでは人間一人一人の幸せが充分に考慮され，分業の成立といった面では社会連関からひいては社会構成員の連帯まで思い至らせる。

古い社会からの縛りから解放するためのスミスの理論は，現代では違った意味で非常に有益であり注目に値すると思う。効率，利潤，競争が重視され，ことがおこれば自己責任とされる現在，人間関係はばらばら，個人の幸福などはあまり話題にはのぼらない。このような人間不在の社会だからこそ，スミスの理論は現代人に経済活動のあり方，目的等を本源的，本質的に再考させ，我々がすすむべき方向性に指針をあたえると思う。

SPECIAL EDITION
特集

甦るスミス

法学博士：アダム・スミス



NAKATANI Takeo
中谷武雄

スミスの法学研究書は未完のプロジェクトとして終わってしまったが，法学研究は，彼の学問生活のスタート時点から，そしてまた一生を通じての重大関心事であり続けていた。彼の生涯と研究は，その法学研究の歩みと切り離せない。

Ⅰ　スミスの生涯と倫理学・法学・経済学研究の歩み

アダム・スミス『国富論』（初版：1776年），表紙の著者名と肩書きは，「法学博士，王立協会会員，元グラーズゴウ大学道徳哲学教授，アダム・スミス（Adam Smith, LL. D. and F. R. S. Formerly Professor of Moral Philosophy in the University of Glasgow）」である。同書は，「諸国民の富の性質と原因を扱うだけでなく，国内統治組織の他のすべての部門をも扱っている」と自ら記して，「政治経済学（Political Oeconomy）」の領域において，その理論と体系の全面的な変革を実現することに成功した。現代でも評価が高い経済学の古典は，法学博士によって出版された[1)]。

スミスは，グラーズゴウ大学道徳哲学教授の職を辞して渡仏し（1764-66年），帰国後もスコットランド関税委員に1778年に就任するまでは公職になかった。したがってその後に経済学の古典的名著として確固たる地位を築くに至る書物の表紙においても，彼は法学博士を自ら名乗らざるをえなかったのであろう。彼は，1762年10月21日に，文芸界への貢献と大学で行ってきた法学講義に対して，グラーズゴウ大学より法学博士号を授与された。ここでの文芸界への貢献とは，基本的には彼の前著『道徳感情論』（1759年）や「修辞学・文学講義」を指しているのであろう。『道徳感情論』の初版出版は在職中のことでもあり，著者肩書きはグラーズゴウ大学道徳哲学教授とある。辞職後に出版された第3版（1767年）以降では職名は削除され，法学博士が名乗られている。第6版（1790年）では，元グラーズゴウ大学道徳哲学教授，が追加された[2)]。

『道徳感情論』は，グラーズゴウ大学在職中の彼の道徳哲学講義における，現在では倫理学に該当する分野の業績として評価されている。そしてスミスはこの書物の末尾で，道徳哲学において倫理学に並ぶもう1つの重要分野である法学の研究に今後は進み，研究書の出版を目指すことを宣言した。しかし周知のように読者へのこの公約は実現されず，法学研究書は出版されずにスミスの生涯は終わる。

スミスは死の直前に公刊した『道徳感情論』第6版において「読者に（Advertisement）」を追加し，法学研究書が未公刊であることの弁解と経緯を説明し，その準備作業は怠らなかったこと，それを公刊できる可能性は低いにしてもその企画を

その時点でも放棄したわけではなく，死ぬまでその公約履行の義務を負い続けると明言し，大幅な改訂がなされた第6版においても，その箇所は元のまま無修正で残したと付け加えている。

経済学の古典である『国富論』は，法学研究の途上で，倫理学から法学へと研究の重点が移動した後に，その研究途上の中間で「副産物」として生まれたとも言える。スミスが生涯において学問的営為を継続し，『国富論』の執筆に重点を置き始めた後も，またその出版後も既出版の2冊の改訂作業に取り組んでいる間も，法学博士の称号と公約履行の義務感はその双肩に重く食い込んでいたのではないだろうか。I.S.ロス『アダム・スミス伝』（篠原久他訳，シュプリンガー・フェアラーク東京，2000年）をもとに，彼の略年譜をたどりながら，学術上の画期ごとに，彼の法学研究の経緯を，主として倫理学と経済学分野との関連性と区分の明確化を中心に，たどりなおしてみたい。

スミスは生涯にわたって法学研究に熱意を込めてかかわっていた様が明らかになるであろう。それはたんに公約履行という義務感というものに触発されたものではなく，法学そのものに対する彼の関心の高さと重要性の認識とに関わっている。『道徳感情論』や『国富論』を執筆し，またその改訂作業に従事しているときも，法学研究の準備作業を遂行しようとする意志は弱まることなく，心から離れることもなかったということができる。こうしたことから，スミスの学問（体系）や個別著作は，その法学研究との関連を抜きにして語ることができないことが明らかになるであろう。

Ⅱ　法学博士アダム・スミスの略年譜（1723～1790年）

(1) 社会の発展と法・法学 —「エディンバラ講義」まで—

スミスは1723年に誕生した。その学術上のキャリアの出発点は，1737年のグラーズゴウ大学入学である。14才という年齢は，当時としては平均的なものであった。

グラーズゴウ大学でのスミスの知的経験として有益であったのは，ギリシャ語と哲学的接近法の講義であった（ロス，53頁）。さらに特記されるべきことは，「決して忘れることのできないハチスン」との出会いと，彼の道徳哲学講義の受講である。ハチスンは道徳哲学講義の1分野に「自然法学と政治学」をすでに位置づけていた。死後出版ではあるが，ハチスン『道徳哲学入門：倫理学と自然法の基礎を含む』（1747年：英訳版）は，道徳哲学を倫理学の2部門，狭義の倫理学（「徳性の本質と内的性向の規制」）と自然法に分割した。倫理学の第2部門である自然法の知識では，①私的権利の学説　②家政学（家族成員の法と権利）③政治学（市民政府の様々な構想）が扱われた（ロス，58-59頁）。グラーズゴウ大学はスミスと法学との出会いの出発点でもあった。

スミスは，1740年に優秀な成績で修士号を得てグラーズゴウ大学を卒業し，イングランド教会による聖職叙任を受ける準備をする給付生を対象とするスネル奨学生の指名を受けて，同年にオクスフォード大学ベイリオル・コレッジに入学した。オクスフォードでは1744年に人文学士と認定された。翌年のジャコバイトの乱の余波の中，学位を得ることもなく，正式の（退学）事務処理もせずに，失意の内に，1746年に故郷カーコーディに帰省し，以後大学には戻らなかった。1749年にオクスフォードから文学修士号を得たように思われるが，グラーズゴウにてスミスはスネル奨学金の辞退をほのめかしていた（ロス，169頁）。

オクスフォード大学のとくに学生教育における退廃ぶりは，『国富論』でも言及されて，周知のところである。スミスの個人指導教官なども不明である。しかし当時ベイリオル・コレッジが市民法（後出注4）参照）の教育と普及に熱心であったというスコットの指摘は（ロス，119頁），スミスの法学との接点として，興味深いものとして今後も深められるべき論点であろう。しかしスコットによる，スミスが「ベイリオルの市民法の授業に

「熱心な研究家」として出席したという主張」については，典拠が不明であるとも指摘されている（ロス，79頁）。

スミスの（名門）大学批判は教育，研究組織として，名門大学も含めてその社会的な役割や機能までをも見失ってしまうようなものではない。オクスフォード時代のスミスの教育的成果は，体調を崩すまでの図書館での古典の読破であった。死語であるラテン語などの書籍の蒐集と保存という，人類の知的営みの成果を継承する大学（図書館）の特権的な仕事の恩恵にあずかったことに，スミスは感謝することも忘れてはいない[3]。

「この古来からの大学を「堕落」状態において見たことは彼にとって価値ある教訓であった。すなわちそれは，人間の活動においては，競争と進取の精神を発揮する機会が必要である，という彼の主張に寄与する経験であった。…彼は，文人としての彼の世界的名声をもたらす仕事をするためにもオクスフォードを立ち去ったのである。」（ロス，88頁）

オクスフォードから戻ったスミスにたいして彼を支援するために，居住地のエディンバラを中心にして，いくつかの企画が提供された。それらの中でも一番に重要なのは，その後「エディンバラ講義」と称されるようになった，1748年から1751年の3冬にかけて連続して行われた講座である。これらについては公式の記録がなく，スミスや関係者，受講者の書簡などの「証言」によって概要を知るしかない。

ほぼ共通の理解として，1748-49年には「修辞学・文学」が，受講者として法学や神学専攻の学生を中心にして，1749-50年には引き続き「修辞学・文学」とともに，多分さらに別のテーマとして，その後死後出版となる『哲学論文集』（1795年）の中に収められることになる「哲学史」などにかんするものが，そして1750-51年には多分「修辞学・文学」，それに「哲学史」，そして「市民法」[4]にかんする講義が行われたと推定されている。

このエディンバラでの（一連の）法学講義がスミスの名声をとくに広め，母校であるグラーズゴウ大学招聘の動きを生みだすことになる（ロス，117頁）。スミスの法学講義とその関心は，ジャコバイトの乱の鎮圧後，事後処理として1747年にスコットランド相続財産管轄権法などの法制改革がなされたことなどが背景にある。イングランドによるスコットランドの旧体制権力機構を解体し，近代化を進める動きが，スミスの関心を惹きつけていたのであろう。それらは大土地所有禁止に始まって，民俗文化への介入などにも及んでいた。スコットランドの近代化は，ハイランドとローランドの内部対立を抱え込んで，社会的，経済的，政治的，文化的な変革過程の中で進行した。「スコットランドの若者たちには，「有用で，洗練された学識」が必要と認識されていた」（ロス，93頁）。その集大成が法制改革であった。

この時のスミスの法学講義の新機軸は，社会の中心的な産業が狩猟・漁労・採取に始まって，牧畜，農業，商業という4段階を通じて発展（高度化）し，社会が進歩する過程に照応させて，法の発生と発展の動態を論述したことである。これは後に『国富論』の骨格理論の1つを構成するものであり，その重要性とともにさらなる精緻化の必要性をスミスは十分に認識しており，その扱いには神経質になっていた。当時の講義の参加者であったロバートスンについて，その後の著書『カール5世史』（1769年）で自分の講義が無断引用されているとクレームをつけていた（ロス，117頁）。

スミスはその後もいくつかの剽窃問題とかかわった。彼は講義の内容について，その「所有権」に神経質であった。自分の授業で学生のノート筆記を推奨しなかったともいわれている。「最も多く書く学生が最少にしか理解しない。家で思い出しながら書く学生が最もよく理解するし，最も要領よく書く」というのがスミスの考えの基本であった（ロス，140頁）。

(2) 道徳哲学と法・法学
—グラーズゴウ大学時代—

「成功裏に終わったアダム・スミスのエディンバラ講義は，グラーズゴウ大学での論理学の教授職

への選任という，うれしい形で報われた」（ロス，123頁）。スミスは1751年1月に大学に出向を要請され，16日の教授資格認定試験をかねた「観念の起源について」というラテン語の論文朗読によって，グラーズゴウ大学論理学教授就任を承認された。しかしエディンバラでやり残した講義のためにすぐに戻り，開講は10月であった。

しかしスミスは，10月の論理学講義開講の前に学生の前に立った。当時のグラーズゴウ大学道徳哲学教授トマス・クレイギーが病気で講義ができなかったため，スミスはその一部を代講することになった。クレイギーは，彼の前任者であり，かつスミスも受講した前述のハチスンの，『道徳哲学入門：倫理学と自然法の基礎を含む』を教科書としていた。スミスは第2編の自然法学と政治学を分担した。準備時間はあまりなかったであろうから，スミスはエディンバラでの「市民法」の講義を利用したと推定される。

そのクレイギーは11月に病死した。スミスは空席となった道徳哲学講座への異動を希望し，1752年4月に実現した。この講義にはマスター課程の学生の受講があり，収入も増加した。彼は1763年までその職に留まることになる。

グラーズゴウ大学におけるスミスの道徳哲学講義の体系は，聴講生ジョン・ミラーの証言によると，4体系からなっていた。①自然神学（神の存在と属性の照明）については記録が残っていない。②倫理学（徳性とは何か，何が我々を有徳になるように促すのか）は，『道徳感情論』として，独立させて公刊された。③法学（正義＝司法論，モンテスキュー『法の精神』からの示唆）。スミスはこの分野の研究書刊行を試みたが，実現しなかったことはすでに触れた。死ぬまで継続し，準備されていた草稿類は死の直前に消却されてしまったが，その後3種類の講義ノート（第4節参照）が発見され，概要を知ることは可能である。④経済学（便宜論，生活行政）は，フランスから帰国後10年以上もかけた末に，『国富論』として実現した。

スミスは教授としてグラーズゴウ大学で道徳哲学の講義をこうして行いながらも，就任時から辞職時まで継続して，法学と修辞学・文学にかんする講義を，別コース，課外公開講義として開催していた。その内容がエディンバラでの講義を基礎としていることについては，いくつかの論拠が存在する。大学辞職が間近に迫った1762-63年の日付をもった，法学と修辞学・文学の各々の講義ノートがロウジアンによって発見された。

道徳哲学講義の法学部分と，別コースの法学講義の内容の相違（あるいは共通点）は，今後深められるべき課題となろう。これとも関連して，初期のスミスの思想形成として重要なのが，1755年にグラーズゴウ経済学クラブでスミスが行った講演（Lecture of 1755）である。これは，自由市場の概念を提議し，不自然な政府の干渉は経済成長を阻害するとして経済的自由の価値を肯定し，法と統治は経済的諸条件から部分的に生じる歴史的変化にさらされるものとして論述したことは，重要であろう。エディンバラでの法学講義の新機軸とも通じるものがある。講義草稿は消失したが，2片の断片が，ドゥーガルド・スチュアート「アダム・スミスの生涯と著作」（1793，1795年）に引用された[5)]。

1758年頃にエディンバラ大学「公法および自然法・国際法」教授へのスミス招請の運動も生じたが，実現しなかった（ロス，169頁）。新しい法学教授・研究者としてのスミスの社会的な評価が反映されているといえる。

(3)『道徳感情論』と法・法学

スミスはこのような法学などの講義と研究を遂行しつつ，処女作として本来の教授職の分野にかかわって『道徳感情論』を1759年に上梓する。オクスフォード以来のスミスの読書領域からしても，この分野が彼にとって得意部門であり，担当する道徳哲学講義の1部門を先行して，独立させたものである。彼によれば，道徳哲学とは，人間が社会を形成する，人間特有の社会的な感情についての学問であり，人間の本性による共感が社会秩序を形成し，法の制定へと進むとともに，社会が発展し，繁栄する過程とその原理の（経済的な）説

明を課題とする。

『道徳感情論』の中でも法律や法学に関して興味深い論点が述べられている。倫理学と法学が道徳哲学の有益な2部門である（下396頁），倫理学は慈恵の原理，法学は正義の原理と便宜の原理（清潔，安寧，低廉または豊富にかかわるもの）で構成される，そして自然法学は「比較をこえて最も重要な，しかしおそらくこれまでは最も開拓されることが少なかった個別科学」である，と強調している（下109頁）。したがって同書初版末尾で，倫理学の次に法学研究に進むことを公言した（下400頁）。しかし30年もたっても未だに実現していないが，その約束を果たすことを目指したいという意思表示を第6版でしたこと（上19-20頁）にはすでに触れた。

これらの中心的な論点は，慈恵の原則と正義の原則の区別，すなわち倫理学と法学の対象の区別に関わっている。慈恵は社会という建築物の装飾であり，その存在は社会を美しく幸せなものにするが，必要不可欠ではない。勧奨で十分である。しかし正義の侵犯は社会の崩壊をもたらすから，それは社会の大黒柱であり，その遵守のために強制力を行使することも必要である（II.ii.3）。両者の区分は一見明確である。

しかし慈恵の徳，すなわち倫理学の対象となる分野は，高度に有用でありかつ快適でもあるがゆえに，逆に，「雄弁による装飾」を最も受けやすいものとなり，「最小の諸規制にさえ，新しい重要性」が付け加えられる羽目となる。戒律や勧告が，この学問によって一人歩きする事態が作り出される（下370頁）。倫理学で論じられるべきものが，法学の対象の中に潜り込むことになる。スミスはこうした事態に読者の注意を喚起している。

こうした事態は，中世以降学問がキリスト教の僕となることにより，自然法学の研究において決議論が紛れ込むことによって，促進されていることをスミスは明らかにする。良心の問題として，教会権力が，宗教的な権威を借りて，人々の日常生活の規範を構成し，強要しようしていると批判とする。命を奪うとの脅迫のもとで財産を渡すという約束の履行義務は，法学では無効であることは明白である。しかし約束の真面目な遵守という観点から，また社会で尊厳と名誉の高い人には，議論の余地が生じるという考え方が根強く残っている（下371頁以下）。したがって自由放任で処されるべき「慈恵の法」を，正義の法と区別するために，『道徳感情論』は執筆されたとも言える。

しかも中間に紛らわしい問題が存在する。慈恵の対象は（市民間では），本来は推奨することで十分であって，その無視は処罰の対象とはならない。しかし「立法者の科学」とも関わって，上位者がその管轄者にたいして，最大の細心と抑制をもってという条件のもとではあるが，積極的正義として相互の互恵を命令することをスミスは容認する（上211頁以下）。これは，不正を抑制し公安を維持するための権力とは区別されて論じられるべきものである。「為政者は，不正を抑制して公安を維持するだけの権力ではなく，善良な規律を樹立し，あらゆる種類の悪徳と不適宜性をくじくことによって，公共社会の繁栄を促進する権力をも信託されている。」（上212頁）

もう1つは，居眠りをした歩哨兵に対する死刑という処罰である。幸いにも何事も起こらなかったにもかかわらず，過度の処罰は「罪人に対する侵害」であり，不公平である。しかし社会の一般的な利益，すなわち数千人の安全のために一人が犠牲になることは公平である，と是認される。ここに戦争の法＝国際法の特性が存在する（ロス，134頁）。

こうした問題は，自然法から実定法が乖離する傾向をもつとして論じられる。正義の強制の必然性や重要性は，権力保持者にしてみれば社会ではなく自らの私的な利益を保持するための口実となり，国家の基本構造に由来する実定法の歪み，自然法からの乖離は避けがたいものとなる。これが国際的な平和の持続を損なう原因ともなる（VI.ii.2.3）。したがって実定法の研究だけでは不十分であり，法と統治の一般的諸原理の研究が必要となるが，これらはごく最近なって，グロティウスが着手し（プーフェンドルフが前進させ）たに過

ぎない。

これに反してキケロとプラトンの法律論は，生活行政の諸法であって正義の諸法ではない。スミスは『道徳感情論』の末尾で，「法と統治の一般原理について，およびそれらが社会のさまざまな時代と時期において，正義にかんすることだけでなく，生活行政，公収入，軍備，さらには法の対象である他のすべてにかかすることにおいても，経過してきたさまざまな変革について，説明を与えるように努力するつもりである」として，法の定義を与えつつ，次の著作の課題を説明した（下400頁）。

(4) 法学博士号の授与と3種類の法学講義ノート

1762年10月21日にグラーズゴウ大学はスミスに法学博士号（LL.D.）を授与した。「賞賛を博していたこと，社会のために講義した」という理由に着目したい。「本会議は，文芸界におけるアダム・スミス氏の広範囲に認められた名声と，氏が本大学で長年にわたって，賞賛を博しつつ社会の利益のために法学を教えてきたということに鑑み，全員一致で，法学博士号を贈り，そのための学位記を作成することを決定する。」（GUA 25545; S 187）（ロス，169頁）

「当時の逸話において，彼は「スミス博士」と呼ばれるのが普通であったが，文人としてのスミスは称号を重んじなかったように思われる。このことは『道徳感情論』の第3版（1767年）のタイトルページに関して，彼がその出版人ウィリアム・ストラーンに「小生の名前はたんにアダム・スミスとし，その前にも後にもなにも付けないように」と命じていることからも明らかである（Corr. No.100）。」（同上）

しかしスミスの意向に反して，『道徳感情論』第3版の表紙では，「法学博士」の肩書きになった。学位に対するスミスの姿勢や評価は，医学博士号授与基準・規制の強化に反対し，医者の技術は学位や資格証明書によらなくとも，患者の評判＝市場の声・評価によって十分によく判定されるので，医師開業の資格基準は無用であるという主張（スミス書簡：ウィリアム・カレン宛1774年9月20日付。Letter 143）からも，その一端はうかがい知ることが出来る。医師資格認定の（大学による）独占が，医療費高騰などの社会的な弊害を生じていると糾弾されている。

教師の資格認定においても同様である。公的な援助や施設がないところで，必要な教育が最も効率的に遂行されるというのがスミスの特長である。さまざまな資格（制度）や制限を設けることが，大学や教育機関の既成権力を助長し，既得権益を容認し，役に立たなくなった学問や学説が生き延びると，「聖域としての大学」を批判する。

同じ頃，スミスは『国富論』に結実する，経済思想に関わる草稿を認めている。これは，発見者スコットによって，「国富論（の初期の）草稿（Early Draft of Part of The Wealth of Nations）」（『法学講義』付録として収録）と命名されたが，最近では「法学講義草稿」と考えられるようになっていると説明されている（『法学講義』5頁：訳者解説）ことにも，留意する必要があろう。

なおスミスによる法学講義のノートは，以下の3種類が存在している。

①「アンダスン・ノート（Anderson Note）」，1751-52, 52-53, 53-54年頃に行われた，スミスによる講義の学生によるノートから，自然哲学教授のジョン・アンダスンが，1753-55年にかけて抜粋して作製したものとされる（ロンルド・L.ミーク「アダム・スミスのグラースゴウ法学講義への新たな照射」同『スミス，マルクスおよび現代』第4章，を参照）。1755年のグラーズゴウ経済学クラブでの講演と比較しても，その初期的な性格が顕著である。

② LJ（A）。1762年12月24日～1763年4月13日にかけてスミスが行った講義の学生による講義ノート。1958年にロウジアンによって発見された。彼が同時に発見した「修辞学・文学」に関するノートは，彼自身によって，1963年に刊行されたが，法学の方は，その後の長期の編集を経て，『全集』第5巻として，1978年にいたって初めて出版され

た。スミスの著作として，唯一未邦訳であるが，翻訳作業が現在進んでいる[6]。

③ LJ（B）。原稿は1876年に発見されていたが，1895年にLSE教授エドウィン・キャナンのもとに届けられ，翌年に，Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow by Adam Smith, reported by a student in 1763 and edited with an introduction and notes by Edwin Cannan, Oxford, at the Clarendon Press, 1896（高島善哉・水田洋訳『アダム・スミス：グラスゴウ大学講義』日本評論社，1947年。および水田洋訳『法学講義』岩波文庫，2005年）として出版された。LJ（B）は表紙に1766年とあるが，LJ（A）とちがって記録に日付がない。キャナンによって，1762～63年ないしは1763～4年の講義内容と推定されていたが，その後日付を伴う別内容のノートが発見され，この略称がLJ（A）となることにより，LJ（B）（dated 1766）となった。LJ（B）は学生の筆記を，専門の筆耕が清書し，皮表紙で装丁したもので，完成が1766年であろうと推定されている。1766年は，スミスがグラーズゴウ大学を辞職し，フランスに滞在した後のことである。

LJ（A）の発見によって，LJ（B）は，1763年10月～12月の短期間の，大学辞職を見据えたスミス自身による集中講義，かつ最終講義か，スミスが原稿を託した上での，多分トマス・ヤングによる（部分的な）代読のノートであろうと推測されている。代読の可能性，学生による筆記ノート，その清書という，二重，三重に他人の人手を経るという間接性の増大と，日付の欠如，Aに比して分量も少ないことなど，アルファベットの順序からしても，LJ（A）の出現によって，その話題性もあって，LJ（B）の影が薄くなったような状態が続いていた。

しかし最近では，とくに水田洋による研究の進展によって，LJ（B）はスミスのグラーズゴウ大学での最終講義として，また法学研究の中間的総括として，ないしは渡仏を控えて区切りをつけなければならないという事情のもとでの集大成として，公約履行に向けた印刷も見据えた原稿として，彼が特別の思いも込めて準備したもので，その到達点を示すとともに，LJ（A）からの展開の順番の変更なども，スミスの並々ならぬ意欲が反映されていると想定されるべきものであり，スミス法学論の真髄はLJ（B）にあるべきである，という積極的な見解もありうるべきである，と認識され始めているのではないかと思われる。

(5)『国富論』とその後

1776年に，難渋の後に，『国富論』刊行の運びとなる。「アダム・スミス，法学博士，王立協会会員，元グラーズゴウ大学道徳哲学教授」と表紙にある。本著作は，『道徳感情論』で刊行を公約した，研究書物の「生活行政，公収入，軍備」にかんする部分的遂行であると，第6版「読者に」で明言している。これらは『国富論』では，現代では財政学として論じられている，第5編で主として取り扱われている。

冒頭でも触れたが，『国富論』は自他ともに経済学の研究書として位置づけられるが，当時は経済学（Economics）という言葉自体が未だに成立していない。「政治家あるいは立法者の科学の1部門と考えられるPolitical Oeconomy」の例のように，生成しつつある段階でのこの言葉の使用であり，政策的なニュアンスも強く，経済学とともに経済政策とも訳されている。スミスの意図は，政治家や立法者の政策的意図を超えて貫徹する経済の一般原理の解明であるが，言葉上の区別はなされていない。

したがって『国富論』でとくに歴史的な経過や諸制度の変革過程に言及するときには，多くの法律やさまざまな著作における主義・主張が引き合いに出される。しかしそれらは，「定住法は自然の自由と正義の明白な侵害である」（『国富論』岩波文庫，I-248頁）というように，自然法（体系）のもとでの自由の侵害としての実定法という文脈にある。

「だれでも，正義の法を犯さないかぎり，自分自身のやり方で自分の利益を追求し，自分の勤労と

資本を他のどの人またはどの階層の人びとの勤労および資本と競争させようと，完全な自由にゆだねられる。」（III-339頁）

『国富論』では，市場メカニズムの自律性（科学としての経済学が成立しうる物質的根拠）の解明と，その（資源配分上の）合理性の強調を中心にして，それらのシステムを支える主体的（教育），客観的（社会システム）条件への言及に限ってのみ，政策や法律への肯定的な取扱が見られるに過ぎなくなる。『国富論』第5編の財政論の位置づけや評価をめぐっても議論は続いているところである。

他にもスミスの実践的活動，思想や理論と密接にかかわって，アメリカの独立（戦争）や関税手数料，さらには（スコットランド）銀行紙幣論など，政策的文書として，法学論から吟味すべきものも存在するが，これらについては省略せざるを得ない。しかしこれらは，当時の法・法学と成立しつつある新しい科学である経済学との関係を考えるには，重要な文献となるであろう。

1790年7月11日に未定稿を消却させて，6日後7月17日にスミスは死亡した。消却を免れた，その意味でも一定の完成度を示す草稿類が，5年後，1795年に，『哲学論文集』（ジョセフ・ブラック／ジェイムズ・ハットン編）として出版された。両者はスミスによって指名された遺言執行人でもある。同書には，デューゴルド・スチュアート「アダム・スミスの生涯と著作」（Stewart, Dugald, Account of the Life and Writings of Adam Smith LL.D.）が序文として収録されている。

これは1793年に2回（1／21，3／18）にわたってスチュート自身によって朗読された，エディンバラ王立協会での講演録（スミスへの弔辞）である。1794年に同協会『紀要』に収録されものが転載された。その後この「スミス伝」は，スチュアート『伝記録』（1811年）出版にあたり補訂，その後何回か補筆が行われている。弔辞として儀礼的性格も強いが，「法学博士」となっている。（書き出しは「『国富論（諸国民の富の性質と原因にかんする研究）』の著者，アダム・スミス」となっている。）

経済（発展）と社会の近代化，それに果たす国家や法・政策の役割について，広い観点からスミスの見直しが進んでいるのであり，それこそがスミスの現代的な意味を再認識しようとする潮流にも連なっているのであろう。スコットランドの近代化の必要を認識し，人間と社会の発展（の関係）を，経済発展を原動力において考察しようとしたスミスだから，その法・法学の考察を独自に分析することは，スミスのちがった面をあぶり出すということではなくて，本当のスミス像を明らかにする上で不可欠の作業となるであろう。

謝辞

本稿は，日本法哲学会2009年学術大会，Cワークショップ：アダム・スミスの現代的意義（2009年11月14日，関西大学）での報告にもとづいている。シンポジウムの企画に始まって，当日の運営まで色々お世話になった中村浩爾先生にお礼を申し上げます。

注

1) 当時の学問分野の体系や領域区分と，それに応じた大学での教育・研究組織の体制，さらには博士号の授与機構の実状などを踏まえる必要があろうが，ここでは立ち入らない。

2) 『道徳感情論（TMS）』の表紙を中心に，その内容の変化も踏まえて整理した，以下の「『道徳感情論』小史」を参照。

3) スミスの大学論を，彼が評価する側面において分析したものとして，中谷武雄「アダム・スミスの文化継承システムとしての大学論」（『文化経済学』2-2，2000年9月），を参照されたい。

4) 「スミスが教えたとキャランダが報告している「市民法」は，それがしばしばそうであるようなローマ法を意味しなかったことを理解しなければならない。後者はエディンバラ大学で，スコットランド弁護士会へ入会する学生への準備としてすでに教えられていた。むしろそれは，「自然法と国際法」というグロティウス＝プーフェンドルフの伝統を意味していて，高等民事裁判所長官ダンダスが，1748年に，ローマ法の原理とともにスコットランドの法曹教育に必要な部分と言っていたものであった。」（ロス，119頁）

5) 「ある国を最低の野蛮から最高度の富裕に到達せるには，平和と軽い税とがまんできる司法運営のほかに

は，何も必要ではない。そのほかのすべては，ものごとの自然のなりゆきによってもたらされるからである。この自然のなりゆきを妨げ，ものごとを別の水路にいれるか，あるいは社会の進歩を特定の点にとどめようとするすべての政府は，不自然であり，自己を支えるために抑圧的専制的にならざるをえない。」（『法学講義』507-508頁：解説）

6）　中村浩爾編『アダム・スミス『法学講義Aノート』を読む』（基礎経済科学研究所自由大学院，2008年）には，LJ（A）の部分的試訳（私法編・所有権）を所収する。同書所収，中谷武雄「アダム・スミスの法学講義 覚え書き」も参照されたい。

（なかたに　たけお　所員　京都橘大学）

『道徳感情論』小史

1759年4月　TMS 出版（初版）　表紙には，「グラーズゴウ大学道徳哲学教授アダム・スミス著。ロンドン，スコットランドのA.ミラーおよびエディンバラのA.キンケイドとJ.ベル発行，1759年」とある

1761年　第2版　「ロンドンおよびエディンバラ」に出版地を訂正

1767年　第3版　「言語起源論」を付録として追加
職名（グラーズゴウ大学道徳哲学教授）を削除し，「法学博士」を追加

1774年　第4版　サブタイトル「人々がまず彼らの隣人たちの，そして次に自分自身行動と性格に関して，自然に判断を下すさいの諸原理の分析のための1試論」を追加

1781年　第5版　表紙に変化なし

1790年　第6版　revised and enlarged（かなりの追加と変更をともなう。2分冊）
「法学博士，ロンドンおよびエディンバラ王立学会会員，スコットランド関税委員会委員，元グラーズゴウ大学道徳哲学教授」と表記
「読者に（Advertisement）」を追加。法学研究書物未公刊の弁解と経緯を説明
慎慮（自分自身の幸福）が積極的な徳として，正義，慈恵に付け加わる

1792年　第7版出版
グラーズゴウ大学版はテクスト校正で第7版をも参照し，注でも言及しているが，水田訳では参照していない。「『国富論』とはちがって，死の数か月まえに出た第6版以後に著者が重要な変更をくわえたとは考えにくいので，この翻訳では第7版を考慮しなかった。」（岩波文庫，上4頁：訳者序）
『国富論』は著者存命中の最後の版である第5版（1789年）を底本とするとともに，死後出版である第6版（1791年）も，「スミスが生存中に点検した」可能性があると国際的にも考えられるようになってきているとして，「重要な違い」が注記されている（水田洋監訳，岩波文庫，I-5頁：凡例）。

『道徳感情論』は，著者の死後も編者を得て，第12版（1809年）まで，版を重ねて出版された。
出典：水田洋訳，岩波文庫，上18-19頁，他より

SPECIAL EDITION
特集

甦るスミス

自由大学院でアダム・スミスを学ぶ

現在，基礎研自由大学院ゼミでアダム・スミスをテキストにしているのは，社会思想史ゼミ（指導担当：中村浩爾）と人間発達ゼミ（指導担当：藤岡惇）である。社会思想史ゼミではAdam Smith, Lectures on Jurisprudence, Report dated 1762-3；*The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, Vol. V, Oxford University Press, 1978（以下「法学講義Aノート」と略記）の原書講読を，人間発達ゼミでは『国富論』をサブテキストにしてスミスを学んでいる。

ここでは，基礎研自由大学院ゼミでの「スミスについての学び」をいくつか紹介したい。

Ⅰ　アダム・スミスを読む

古典と私たち——働きながら学ぶスミス

TANAKA Sachiyo
田中　幸世

1.「法学講義Aノート」と社会思想史ゼミ

私たちとスミスとの出会いは，社会思想史ゼミで「法学講義Aノート」をテキストに指定されたことによる。アダム・スミス（1723-90）の著作として知られるのは，有名な『道徳感情論』と『国富論』の二作品である。周知のように，日本では，この二著書によってスミスが論じられることが多く，「法学講義ノート」の存在は，ゼミで取り上げられるまで，私たちの誰もが全く知らなかった。しかし，スミスは上記二著書だけではなく「法学」（正義）——「法と統治の一般原理の歴史」——についての著作を予定していたといわれている。『道徳感情論』で倫理（徳）を，『国富論』で経済（便宜）を，法学で正義（権利）・統治（行政）を構想していたという。残念なことに，法学に関する著書は実現せず，しかも，彼は死に際して，自分の意に沿わない出版をおそれて法学に関する草稿を焼却させた。現在，私たちが法学についてのスミスの思想をうかがい知ることができるのは，学生が録ったと見られる「法学講義ノート」しかない。スミスの意には反するであろうが，「法学講義ノート」の発見によって，『国富論』の原型が法学講義の中にあることや19世紀ドイツにおける「アダム・スミス問題」（日本でも論じられた）が決着をみたことなど，スミスの思想発展の過程がわかり，今後スミス研究はますます深められていくであろうといわれている。

現在信頼できるといわれる「法学講義ノート」は，①「アンダーソン・ノート」（アンダーソンに

よる1750年代の講義ノートの抜粋，1970年発見。時永淑訳。）②ミーク他編「法学講義Aノート」（1762-3年のグラスゴウ大学での講義を全文筆記した学生のノート，一部分欠落，1978年公刊。社会思想史ゼミ抄訳2008年，水田洋訳予定）③キャナン編「法学講義Bノート」（1763-4年のグラスゴウ大学での講義を要約筆記した学生のノート，1895年発見，1896年公刊。高島善哉・水田洋訳1947年，水田洋新訳2005年）と呼ばれている3種類が発見されている。中でも，私たちが取り組んでいる「法学講義Aノート」は，スミスの講義をそのまま筆記したノートとして非常に資料価値が高いと評価される。

「Aノート」の主編者ミーク（R. L. Meek 1917-78）は，著名なマルクス経済学者であったが，このノートの編集に精魂を傾けその死を早めたと言われる。ミークの身を削った努力のおかげで私たちはこの書を読むことができるのだが，ラテン語，ギリシア語，フランス語に悩むのは当然としても，英語そのものでも文法の曖昧さはもちろん文字が入れ替わるのはざらであり，betweenがbetwixと表記されるなど辞書にない単語も少なくない。その上，自然法，イングランド法，スコットランド法からローマ法までさまざまな用語が頻出するのを指導担当教員が法学者であるからこその指導を受けながら悲鳴をあげつつ翻訳に取り組んできた。

しかし，読みが進むにつれて，私たちに刷り込まれていたスミス像がどんどん変わってくることに気がついた。「法学講義Aノート」の原書講読では，スミスが求めたものが新しい近代社会に求められる新しい倫理と法であり，私たちが学んでいる「法学講義」の所有権論の展開はその基礎になるべきものであること，そしてスミスがそれらを「共感原理」によって解明しようとしたことや，『国富論』の講読では戦争で疲弊しきった国（社会）の富を増やしたいというスミスの切実な願いなどが見えてくるにつれて，経済学の父という厳めしさがとれ，一般に言われている自由放任主義者でもなければ単なる規制緩和主義者でないのではないかと思い始めた。まさに目からうろこの感がある。学べば学ぶほど視界が大きく深く開けてゆく楽しさを，原書の持つ力，古典の持つ素晴らしさで実感している。

2. スミスの魅力

ゼミでは，学者ではない私たちが古典を読むことにどのような意義があるのか，現実の生活にどのように役立つのかという話題がよく出される。その問いへの解答は今まで識者によって語りつくされてきたであろうが，しかし，今でも，働く者にとっては切実な問いである。古典を功利主義的に読み実用化するほど私たちは学問に習熟していないし，だからといって実際に役に立たないのであれば時間を割く意味がない。絶えず葛藤しながら，それでも原書講読が4年間も続き，『国富論』講読が2年以上続いているのは，何よりもスミスの魅力だろうと思う。そして，共に学びつつも一歩前からその魅力を引き出すために手を差し伸べてくれる指導担当教員の力に負うところも大きい。

私にとってのスミスの魅力は，まずその題材の身近さである。「講義録」ということもあろうが，非常に身近な問題が科学的な分析によって壮大なテーマに発展する。森の中のリンゴを採ってくるという行為を通して無主物の先占という所有の本源的な生成過程が語られ，白鳥の親子を通して所有権における添付が語られる。近代思想世界を席巻し今日に至るまで絶えず重大な問題提起の際には引き出されてくる理論が，現実の日常の生活の中から時間と空間を自在に超えて伸び伸びと展開するのである。第二は，「講義録」そのものの持つ魅力である。まるで，スミス教授の講義を直接聞いているような気になる。グロティウスもプーフェンドルフも，そしてユスティニアヌス帝さえよく知っているような不思議な世界が広がる。その世界の中で，私たちも時空を自由に行き来してスミスの目で見て考えているような不思議な気持ちに浸されるのである。そして第三は，何よりもその中身である。学問が今のようにバラバラに分割されず総合的であった時代の思想の深さ，大きさ，豊かさである。私たちが学び得たのは，ほんの僅かな部分にすぎないが，その中から感動した一節

をあげれば，すべての「商品」は分業だけでなく結合労働によって生産され，あらゆる技芸art，科学，法と統治，知恵，そして徳性そのものでさえもが，人々に肉や飲み物や衣服や住居を供給するという仕事に資するものであり（講義録），「人間の一様で恒常不断の努力こそは，私人の富裕のみならず公的な国の富裕が引き出される原理である」（『国富論』）とスミスは説く。そして，「国王と大臣こそ，常に例外なく最大の浪費家」であると断じ，戦争や政府の濫費のための「ありとあらゆる厳しい取り立てのさなかで」も，人々は，富（資本）を「自分たちの暮らしをいっそうよくしようとする普遍的で継続的な不断の努力によって，黙々として徐々に蓄積」してきたという（同上）。スミスの「見えざる手」（予定調和）は資本主義の発展とともに批判の対象にされてきたが，「労働」こそ社会発展の基礎であるというスミスの理論は，今でも私たち働く者へのエールにはほかならない。

ミークは「社会科学の創設者たちは偉大な人物であっただけではなく善意の人物であった……」（『スミス，マルクスおよび現代』）と述べている。同じ「労働」を論じながらも，マルクスには激しい怒りの炎のようなものがあり，スミスには，資本主義の生成期のゆえであろうが，温かい陽ざしのようなものがある。これらはともに，私たち働く者に現代の閉塞状況を切り開いていけるという思いを引き起こしてくれる。古典は，すぐに役に立つことはなくても，現在を生きている私たちに，未来に向けての力を与えてくれるのであろう。

3.『アダム・スミス「法学講義Aノート」を読む』を出版

社会思想史ゼミは，一昨年，中村浩爾編著『アダム・スミス「法学講義Aノート」を読む』を基礎研自由大学院から出版した。この本は，スミスの専門家である中谷武雄氏のお力添えもいただいて，論説2本（中谷・中村）と「法学講義Aノート」の「所有権」の歴史的発展過程（4段階説）の部分の抄訳からなる。私たちゼミ員が担当したのはゼミ発足以来2年半かけてようやく翻訳できたこの抄訳部分である。指導担当教員の「研究の成果を社会に問うことは，研究者の責務である。たとえそれが市民研究者といわれる人たちであっても……」という方針に従って，不安の塊を抱えながら出版した。

版下まで手作りのこの小さな本は，私たちの予想をはるかに超え，市民や多くの研究者や大学図書館からのアクセスをいただいている。もちろん論説の確かさが内容を保証したのであろうが，スミスへの関心の強さを感じるとともに，私たちの拙い翻訳が多くの方々のスミス理解や研究にほんの少しでも寄与できると思えばうれしい。

現在police編を翻訳しながら，2冊目への挑戦を続けている。

参考文献

〔1〕Adam Smith, Lectures on Jurisprudence, Report dated 1762-3 ; *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*,Vol.V, Oxford University Press, 1978.
〔2〕アダム・スミス『国富論』大河内一男監訳（中央公論社，1976年）
〔3〕アダム・スミス『法学講義』水田洋訳（岩波書店，2005年）
〔4〕内田義彦『経済学の生誕』新版（1994年，未来社）
『資本論の世界』（岩波新書，1956年）
『社会認識の歩み』（岩波新書，1971年）
〔5〕佐伯啓志『アダムスミスの誤算――幻想のグローバル資本主義（上）』（PHP研究所，1999年）
〔6〕高島善哉『アダム・スミス』（岩波書店，1968年）
〔7〕堂目卓夫『アダム・スミス』（中央公論社，2008年）
〔8〕ミーク『スミス，マルクスそして現代』Ronald Meek, *Smith, Marx,& After: Ten Essays in the Development of Economic Thought*, 1977.（時永淑訳，法政大学出版局，1980年）
〔9〕ホーコンセン『立法者の科学：デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学』Knud Haakonssen, *The science of a legislator : the natural jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, Cambridge University Press, 1981.（永井義雄他訳，ミネルヴァ書房，2001年）
〔10〕中村浩爾編著『アダム・スミス「法学講義Aノート」読む』（基礎経済科学研究所自由大学院，2008年）
〔11〕新村聡著『経済学の成立―アダム・スミスと近代自然法―』（御茶の水書房，1994年）

（たなか　さちよ　所員　演劇）

人間発達ゼミと『国富論』

KASAI Hiroko
笠井　弘子

「エコロジカルな人間発達を考える」ゼミ（人間発達ゼミ）では，2008年8月より，アダム・スミスの『国富論』をテキストに取り上げ，毎回輪読と討論を進めています。

人間発達ゼミのテーマである「どのように人間発達の経済学のバージョンアップをはかったらよいのか」ということに関して，時事的なテキストと併せて，古典も学びなおそうという考えから，スミスの代表的な著作である『国富論』を選びました。人間発達ゼミにはスミスの研究を先にすすめていた「社会思想史ゼミ」に参加するメンバーもおり，ゼミ間の交流からそれぞれに大きな刺激も得ていたこともあり，人間発達ゼミでも現代的視点からの古典＝スミス・国富論＝検討に取り組むこととしました。

テキストとなる書籍を統一しなかったので，ゼミ参加者が用いる『国富論』は，岩波文庫，中公文庫とまちまちで，また版も異なる場合もあるのですが，それぞれの訳を比較したり，用語や注釈を参照しあったりするのもまた楽しい学びとなっています。

新自由主義の猛烈な攻勢と，金融資本主義の暴風そしてその崩壊の中で，労働や資本の在り方について，誰もが改めて考え直す必要を感じているのではないでしょうか。

特に第1編後半からの，「価値と利潤」の検討は，現在社会におけるグローバル経済とその影響を受ける企業経営者や，雇用されて働く労働者の現状を考えるときに大いなる示唆をもたらすものと考えることができますし，第2編においては，「金融」というものの登場によって社会がどのような影響を受けたかについて，当時のイングランドの状況と現代のグローバル社会を照応させることで新たな検討が可能になるのでは，と，ゼミでは大いに活発な討論が行われています。資本主義の黎明期におけるスミスの検討は，人々それぞれについて，また人々の集まりである国家について，それぞれが求め，必要とされる「富」とはなにか，その富は何によってもたらされ，その蓄積の結果により新たに何がもたらされるのかが，執拗なまでに追求されたものです。その執拗さこそが，現代社会においても今なお活かされるべき視点であろうかと思われます。

リーマンショック以後，新自由主義のもたらした影響が改めて検証される中，スミスの著作についても，最近は新たな解説書が次々刊行されるなど，再評価・再認識の動きがうかがえます。これも資本主義の黎明期において，スミスが懸念し，「富」のあり方と行方について真摯に研究したことが，今また必要となっていることの証左のように思われます。

古典でありながら決して古くさくなく，旧い時代の懸念が今また新たなものとなり，自らの経験に照らして新しい読み方もまた可能ではないでしょうか。今この時代に『国富論』を丁寧に読み進めることで，それぞれが自分の労働や学習の経験を振り返り，よりよい「富」のあり方を考えています。藤岡先生の助言のもとに学習を進めることにより，スミスがより身近なものとなり，「人々にとって富や豊かさとは何か」を捉え直す機会となっています。

この学び直し，捉え直しが，新たな人間発達の手がかりとなることを期待し，今後の学習を進めていきたいと考えています。

（かさい　ひろこ　所友
コミュニティ・ユニオン活動家）

Ⅱ　労働現場からのスミス論

アダム・スミス「同感原理」と道徳教育

KITAGAWA Kenji
北川　健次

1. 道徳教育の強化とルールなき資本主義

新学習指導要領は，道徳教育を子どもと教師に押しつけている。上からタテマエを強要し，道徳的価値なる項目を指導要領に明記し，年間指導計画の各教科各単元にまでその関係する価値を明記させている。さらに学校と教師には，それをPDCAサイクル[1]によって評価することが押しつけられる。

1）PDCAサイクルとは，「計画（プラン＝P）実行（ドゥ＝D）点検・評価（チェック＝C）改善（アクション＝A）」の循環によって品質管理を行うマネジメントサイクルであるが，近年，成果主義が教育現場にも導入され，目標を達成させようとする目標管理システムとして導入された。全国一斉学力テストは，その最たる実例である。また，学校・学級経営などにも導入され，数値目標を設定してその達成度を測り，賃金体系にも反映させることにより，国が教育を管理する政策が進行しつつある。

それで子どもの道徳的判断力は向上するのであろうか。教育行政は，いくら押しつけても現場では道徳教育が浸透しないことに苛立ち，そのような政策を持ち出したと思われる。

さらに，新自由主義と併走する新保守主義の勢力がその裏にあるのではないかと推察する。なぜなら，「小さな政府」を目指すために，教育条件や教育の機会保障などが後退させられ，反面，冒頭に述べたような成果主義が教育現場に導入されてきた現実があるからである。さらに，憲法・教育基本法体制を支えた戦後民主教育の「総決算」がすすめられ，教育基本法が「改正」[2]された。つぎは憲法を改定して，日本を「戦争のできる国」へと変えていくための政策が進行しつつあることも挙げられよう。

2）この「改正」では，教育の目標が細かく規定され，「愛国心」が盛り込まれている。この改定を受けて出された学習指導要領では，道徳教育の強化が図られている。

しかし，子どもたちも，上からの一方的な押しつけ教育，タテマエの学習には辟易し，単に教師に合わせているだけという現実もあるとの報告もある。（たとえば，舟橋一男「道徳教育の「強化」と「空洞化」のなかで」『教育』2009年9月号.など参照。）そんななかに「道徳心」が芽生えるとも思えない。格差と貧困にあえぐ若者を増やし，首都に派遣村が年末年始に開設されなければならないような現代社会において，どのようにして「道徳」を身につけるのか。上から押しつけたとしても，まじめに働いても苦しい生活を強いられるなかでは，「道徳」が定着しないのは当然の結果とも言えよう。自分のことしか考えない「利己的」な人間が増えても仕方がない情況にあるとも言える。

このような時代をつくってきたのは，言うまでもなく日本の資本主義である。いわゆる「ルールなき資本主義」である。利潤追求のためには労働者の命や生活などどうでもよいと言わんばかりである。「企業栄えて民滅ぶ」という現実が見えている。この「利己的」な姿勢が，今日の教育政策を導き，教室や家庭のなかにまで浸透してきている。これに対抗するすべもないのだろうか。

2. スミスの「同感原理」に学ぶ

そこで想起されるのがアダム・スミスである。彼は，「経済学の祖」とも言われるが，「法学博士」とも言われている。

スミスの『道徳感情論』では，経済競争が「フェア・プレーの原則」を堅持することを求めている。競争において人を押しのけたり投げ倒したりしないことを求めている（『道徳感情論』上，水田洋訳，岩波文庫版，pp.217-218）。つまり，競争を認めつつも，道徳的逸脱を戒めているのだと言える。そして，正義というものが大建築の主柱だとして，正義が壊れれば建築物自体が大本から瓦解するとも述べている（同上，上，p.224）。つまり，根本的に無法な市場主義を認めていないのである。いわば「ルールある経済社会」こそがスミスの原理なのではないだろうか。

そういう社会を築くためには，やはり，人びとのなかに安心感と連帯感が生まれなくてはならない。つまり，教室の中にもそういう感情が生み出されるべきであるといえる。

さて，スミスの道徳感情論において展開される「同感原理」が，現代の教育を考える上で重要な示唆を持つと思われる。「同感」（sympathy）は主要当事者との想像上の境遇の交換（imaginary change of situation）から生じる。「わたし自身の身柄と性格のなかで，わたしにとって起こると想定されるのではなく，わたしが同感する人物のそれのなかで，わたしにとって起こると想定される」（同上書，下，p.340）のである。たとえば，拷問される兄弟への同情という観察者からの共感である。また逆に，当事者が自分であるとき，観察者である他人からの評価を気にするようになる。すると，当事者は観察者がついていける程度にまで自分の情念を引き下げようと努力するのである。また，観察者は，当事者の境遇に自身を置き，「身柄と性格を交換する」まで歩み寄ろうと努力する。そして自分の感情や行為に対する評価を，自分自身が胸中に公平な観察者を想定することによって，第三者が是認しうるように努力することになる。

3.「同感原理」と教育実践

自己のなかに第三者を置くということは，発達論から見れば，子どもが心の中にもう一人の自分を発見し，それとの対決を通して成長していく道筋と通ずる。少年期から思春期へとすすむなかで，自己の中に他者を置いて自己との対話が行われる。さまざまな葛藤を通して「自立」の基礎が築かれていく。そのためにも，客観的に見ると言うこと，自己のなかに他者を置くと言うことは，『道徳感情論』から見出すべき教育論として位置づけたい。それが，他者との関係における自己のあり方を示すものであり，いわば社会性を築くものであるとも言える。スミスも，子どもが学校において，同等者と交わるなかですべての情念を仲間に合わせて抑制すべきだということを知るようになり，自己規制という偉大な学校に入って，自己自身の主人になることを学ぶと述べている（同上，下，p.117）。

そこから，教育実践のあり方として考えられるのは，子どもたちが他者をしっかり認識することを中心に据えるということである。他者とは，自分以外の人間や自分の周りの世界と考えてもよいだろう。そのための方策として，日本には伝統的教育実践としての「生活綴方」がある[3)]。

3）生活綴方教育運動は，具体的には戦前発刊された『綴方生活』誌（小砂丘忠義編集）に始まりをみる。民衆の生活苦と裏腹に進められる忠君愛国を説く教育への批判とを背景に，子どもたちの生活のありのままを描き出そうとした。それゆえに当局の弾圧の対象となったことの事実である。

自分の生活をつぶさに見る。友だちのことを見る。自分自身を見つめる。ありのままに生活を見つめて綴ることから始まる。書かれたことの交流は，各自が自己のなかにその内容を思い浮かべて，自己と重ねたり，想像してみたりして，「共感」していく。まさに，「同感原理」を教育実践化したものと言えるのではないか。

相手の境遇に入り込もうとする，相手が受け入れられる程度に自己の感情を引き下げる，そうい

う双方向の努力は，学校という空間のなかで重要な要素であると言えよう。生活綴方の教育実践を発展させるとともに，この「同感原理」を教育実践に活かすことも，強化された道徳教育への対抗として有効なのではないかと考える。

（きたがわ　けんじ　所員　小学校教員）

利己心と共感――スミスと社会保障・福祉

HATTORI Hisako
服部　寿子

1. はじめに

アダム・スミスは『道徳感情論』の冒頭で「人間がどんなに利己的と想定されていても，彼の本性にはそれを見ることの喜びしかないのに，他人の運命に関心を寄せて，彼の幸せの手助けをしたいと思うといった生来の傾向が明らかに存在する」と述べている[1)]。だれかが他の人の手助けをしたいと思うのは憐憫，同情からだけとはいえないであろう。1995年の阪神淡路大震災が発生した直後，全国から大勢のヴォランティアが駆け付けたのは，純粋に「人のために何かしたい」からの行動ではなかっただろうか。

福祉は同情あるいはあわれみといった感情に基づくと考えられていることが多いが，筆者は福祉を成り立たせているのはsympathy の意味することとして，共感から発する感情であるとの観点から福祉を考えてみたい。気の毒な状態にある人を見た時，人は同情や憐憫の感情をもつであろうが，他人の痛みを自分自身の痛みとし，共感できるのは想像力 imaginationだけであるとスミスはいっている。実際，人とチンパンジーの違いは，人は他人の立場に立って考えることができることなのである。さまざまな誤解を伴いながら論じられることが多い制度としての社会保障・福祉制度であるが，その成立条件と必要性はその社会を構成している諸個人の「共感」に基づく社会制度ではないかと考える。

2. 利己心と共感原理と社会保障・福祉

共感（同感）はsympathyの日本語訳であるが，この英単語は通常日本では同情，思いやり，憐みという意味が先行しており，一般的にそのように理解されていることが多い。Sympathyはギリシャ語のSympathes，仲間意識を持っている（相手を見下す含みはない）に基づく語で，共感，同意，支持等も意味する（ジーニアス英和大辞典）。また，スミスは道徳感情論において上記に続けて同様の語としてpity，compassionを挙げている。

理念・哲学的な思考に関する語は歴史的にヨーロッパに起源をもつ概念の場合，それらの日本語訳は基礎的な語であればあるほど多義的で日常的・生活感覚からかけ離れていることが多い。また，近年の福祉や介護で使われる用語も造語やカタカナ語で使われていることが多い[2)]。

今日，保険を含む社会保障・福祉は国・自治体を問わず社会の維持には欠かせない諸制度であるが，それは市場経済・資本主義社会のなかでどのように位置づけられるものであろうか。

共感原理とは上に述べたように，当事者が公平な観察者と感情を共有することである。スミスが『道徳感情論』の冒頭で述べていることは人間が想像力によって，だれもがもっている利己心が共感を経て利他心に転じることを示しているのではないか。すなわち基本的に利己心をもつ人間によって成立していることが共通認識とされている市場取引が支配する資本主義社会においても，福祉・社会保障は内発的なものであり，制度として必然性があるといえるであろう。

市場取引を基盤とする資本主義社会では，市場に参加する諸個人はすべて合理的に行動するプレヤーであるという前提で展開されている理論が主

流になっている。その中に福祉が存在する根拠は何だろうか。アマルティア・センは福祉を公共的正義と結びつけて考えている[3]。また，ジョン・ロールズの仕事から導かれる「公共的理性」の役割も市場経済社会にとって欠くことのできない概念である[4]。利益を最大にすることを目的とする企業にとって，税金で支えられる福祉の負担は最小にしたいもののひとつであろう。同様に労働への支出も最小にすることが企業に利益をもたらすと信じた結果が，今日の派遣切りをはじめとする混乱を招いた。

3. 行政の内容としての福祉

A.スミスは『法学講義』のなかで市民政府の目的を正義（司法），行政，歳入および軍備であるとしている。そしてギリシャ語に語源をもつPolice行政，生活行政について18世紀のパリで，フランス王は行政の仕事として清潔，安全保障，低価格を要求したという[5]。

福祉と訳されているwelfareは中世紀の英語wel（うまく）faren（やっていく）からきている。スミスが著書でこの語を使ったかどうかはともかく，彼は『法学講義』Bノートの「生活行政」のなかで国民の富裕を減少させる諸要因のひとつとして諸独占をあげ，真の価値尺度は労働であると述べており，働かない富裕な者に一定の役割を認めながら批判的であるとみられることから，働く貧しい者に共感をもっていたとみられる[6]。

今日の政府・行政の諸政策は基本的に司法，インフラ整備を含む国民の生活の安定，教育・文化，金融，防衛および税の徴収が含まれるが，これらの項目はスミスが挙げた四つの項目に還元できるであろう。その中で近年は社会保障・福祉への支出が必然的に増加することが政府にとって重圧ととらえられている。安価，あるいは物価の安定は市場に委ねられる部分が大きく，政府の役割は市場メカニズムが正常に機能していることを確保する法整備（独占禁止法等）と監視することである。また，軍備にかかる費用は財源が限られる中ではハード面（武力の整備）よりもソフト面（外交，教育援助等）によって削減をはかることが可能であろう。

その中で福祉・社会保障と保険制度について税金に基礎をおく福祉と拠出金に基づく保険制度が考えられるが，ここでは税金の対象である福祉について考える。

福祉の対象はこれまでも貧困者，高齢者および障害者等，いわゆる弱者とされることが多かったがそれだけではない。医療や安全技術の発達とともに，事故・災害等による障害者の増加はこれまで助けられなかった命が生き続けられるようになった成果でもある。生命救助技術の発達とともに税金で支えられる福祉は思いやりや同情では維持できなくなるであろう。福祉は社会の構成員が内発的共感によってしか支えられないものになるかもしれない。基本理念はスミスとは異なる，あるいは発展した視点として，マルクスが将来の社会において実現すると考えた応能負担原則と必要原則すなわち「共同体原理」と，応益負担原則と貢献原則すなわち「市場原理」[7]のどちらが社会において支持されるかにかかるであろう。

わが国で社会の成熟の証と思われたメセナは経済的困難が顕在化するとともに急速に姿を消したように，もし福祉が同情によるものであるなら多額の税金を投入することも国民の同意を得にくいものであろう。21世紀に入りわが国では財政再建，「改革」の名のもとで削減の対象にされたことでさまざまの混乱をもたらした。

3. 制度に内蔵された安定装置としての福祉

競争と選択を前提としている市場原理を基盤とする資本主義社会は必然的に経済力と権力は一極集中や独占に向かう。これは市場メカニズムの内部のひずみ（矛盾）を生じ，そのひずみは社会を構成する諸要素の中に広がっていく。それが解消されなければ競争の自由と選択の幅が狭められ，社会・共同体の崩壊につながる[8]。内部に蓄積されたひずみをその制度のなかで緩和，あるいは解消するための装置が競争を確保するための独占禁止法があり，累進課税制度もビルトイン・スタビ

ライザー機能として存在していた。それらの機能が弱体化すれば，社会の矛盾は格差となりその是正のために福祉制度がいっそう求められる。ジャン・ジャック・ルソーは『学問芸術論』において「悪の第一の源は不平等である」，「悪は人間そのものよりもむしろ，悪く治められている人間に属する」と述べている。

今日，福祉は弱者を救済するあるいは弱者を生じさせないために必要な安全網として議論されているが，いわゆるセーフティネットは福祉のためだけでなく，健全な市場メカニズムの持続を保証する安全網でもある。

一例をあげると，大阪は全国で結核患者が最も多いという統計がある。結核は一時期，克服された疾病と考えられていたが高齢者や体力の低下した人々のなかに蔓延していることが確認されている。統計に表れにくいホームレスに広がっていないか懸念されるところである。路上生活者は通常の生活を送っている人々にとって無関係と考えていても，完全な隔離は不可能である以上，路上生活者や生活困窮者の健康を改善することは市場のプレヤーである一般市民の健康な生活に欠かせないことになる。すなわちselfish な人にとって同情や憐れみからではなく，公平な観察者とのsympathy に基づく利他心，具体的には福祉にいたる想像力が求められるテーマである。

2009年の政権交代は劣化し続ける社会保障・福祉制度に対し，国民が危機感を覚えたことも要因であろう。

4. おわりに 「大きい政府」と「小さい政府」

オバマ44代アメリカ大統領は就任演説で「私たちがいま問題にするのは政府が大きすぎるか小さすぎるかではなく，それが機能するかどうかだ」[9]と述べたことは，新自由主義を掲げる経済学者や政治家が小さい政府こそ社会を活性化するものだと繰り返し言ったこととは一線を画したといえる。しかし，政府の大きさは相対的なものであり，対処しなければならない問題が山積している場合，機能するためには一定の大きさが必要である。

『ニューズウイーク』日本版によると10年前，アメリカの政府支出はGDPの34.3%，ユーロ圏では48.2%でその差は約14ポイントだった。それが2010年には，アメリカが39.9%，ユーロ圏は47.1%になり，差は7.2ポイントに縮まるという。今後10年間，社会保障費が増大するにしたがって，アメリカは大きい政府に向かうと予想している[10]。すなわちinvisible handを持続的に機能させるためにはvisible handが構築されなければならないのである[11]。

我国には「情けは人のためならず」という格言がある。この言葉は本来，人に情けをかけることは自分のためであるという意味で使われてきた。しかし近年，年代を問わず情けをかけることはその人のためにならないと解釈する人がみられる。いいかえると後者の解釈は情けをかけられる立場の者は自己責任を求められているのであり，前者では利己心と利他心はコインの表裏であると考えているものといえるであろう。ほとんどすべての諸個人は利己心をもつが豊かな想像力に富む人は共感を経て利他心へ発展し，他人の幸せを願うに至るであろう。アダム・スミスは自由市場システムを通じて個人の利己心と公共的利益を融和させる可能性をわれわれに示してくれた。しかし，近年のデジタル技術の進展はvirtualな世界をよりrealityのあるものとして見せるようになり，生物としての人間の想像力の低下を招くおそれがある。スミスの思想が生きるためには，想像力の維持・強化こそが鍵である。

（この稿は基礎研2009年度春の研究集会の並行セッションで報告したものに手を加えたものである。）

注

1) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments* 1759, Part 1, Section 1, Chap.1 Of Sympathy

2) たとえば，ノーマライゼーション；Normalization（通常化），クオリティ・オブ・ライフ；Quality of Life, QOL（生活の質），インフォームド·チョイス；Informed choice（説明と選択），インフォームド·コンセント；Informed consent（説明と承諾）等々.

3)　アマルティア・セン/後藤玲子『福祉と正義』　東京大学出版会，2008年12月
4)　同上，特に第5章および終章
5)　A-Note　Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, 1762（中村浩爾編　『アダム・スミス『法学講義Aノート』を読む』2008年6月，61頁　1762年12月24日法学について）
6)　スミス『法学講義』水田洋訳　岩波文庫2005年5月第2部「生活行政」
7)　新村聡「平等と不平等の経済学」『季刊経済理論』第43巻第1号（2006年4月）
8)　内部のひずみが構造体全体の崩壊につながることは成形品を想定するとわかりやすい。プラスチックの射出成形において型のなかに射出された材料は冷却して固化するときに，形状的なバランスの悪さや，冷却が不均一等により成形品に内部ひずみが発生し，時間的遅速はあってもいずれ構造体の破壊に至る。これを避けるためにひずみを生じさせない設計が考慮され，成形後にひずみの緩和・解消のために様々な処理がなされる。
9)　The Inaugural Address ,'All this we can do'. By 44th President Barach Obama
'The question we ask today is not whether our government is too big or too small, but whether it works, ...'
10)『ニューズウイーク』日本版　2009.2.25号　「社会主義化するアメリカ」
11)　ラグラム・ラジャン他『セイヴィング　キャピタリズム』，堀内昭義他訳　慶応義塾大学出版会　2006年1月

（はっとり　ひさこ　所員
ヘルパー，福祉住環境コーディネーター）

2/14現代資本主義研究会「現代に生きるアダム・スミス」感想

服部　寿子

2010年2月13日に京都大学で催された現資研のテーマは「現代に生きるアダム・スミス」。報告されたのは京都橘大学の中谷武雄先生「アダム・スミスにおける生活と芸術」と，岡山大学の新村聡先生の「アダム・スミスと金融恐慌」のお二人であった。

中谷先生の報告では，スミスは労働の生産物が経済学の対象となる富としているが，それは必需品と便益品に分けられる。しかしそれらは明確に分けられるものではなく，むしろ両者によって生活の質が規定されているということが特に面白かった。文化，芸術，技術も社会状況によって必需品であったり，奢し品ともなると考えられる。それはまた貧困と富裕の問題や必需品の範囲の広がりという問題にもつながる。スミスの『法学講義』のAノートに取り組んでいる社会思想史ゼミではいま，必需品と便益品である労働の作りだした商品に課税することが，必需品か便益品かということに影響を与えるといった個所でいろいろな意見がでたところである（遅刻して最初の部分を聞けなかったことが悔やまれる）。

新村先生の「…不良債権問題」は「…金融恐慌」になっていて，ここでもまたスミスの人間像がちがって見えた。スミスの書いたものや伝記を見るとスミスはストイックな人だと思い込んでいたのに，何と！教え子であったバックルー公爵の依頼でエア銀行の破産処理をしたり，銀行家の依頼で政策パンフレットの作成を手伝ったときくと，大学の教授の顔と俗世間の仕事にも関心があったのだと身近に思えてくる。そのような金融界とのかかわりから『国富論』の内容が深められ，250年前にも21世紀のリーマンショックやサブプライム問題のようなことがあり，スミスは解決に導く基礎理論を残してくれたのだとあらためて感じた。『法学講義』を読んでスミスは虫の目と鳥の目を，さらにユーモア精神も持っていたと思えてくる。

今回の現資研では報告をされたのがお二人の先生であったため時間に余裕があり，先生方の広く深い知識と研究を聞きスミスに対する興味がさらに膨らむのを感じた。

SPECIAL EDITION
特集

“働きつつ学ぶ”現場研究のダイナミズムと秘訣（上）

〈解題〉

人生の基本をなす「働く」ことが，今や何かと難しい時代になっている。そうした時代であるからこそ，働くことを大切にし，自らの人生に活かす創意工夫も求められる。「働きつつ学び研究する」生き方は，そうした文脈のコアに位置づけることができよう。

その内奥に切り込み，深い知恵と示唆を汲み出そうとの思いを込めたシンポジウム「“働きつつ学ぶ”現場研究のダイナミズムと秘訣―名古屋圏に活きる社会人研究者像―」は，師走のあわただしい最中（2009年12月12日），名古屋の都心（名古屋学院大学さかえサテライト）で基礎経済科学研究所と産業システム研究会（名古屋学院大学大学院博士課程ゼミ）の共催により創設（40周年および10周年）を記念して開催された。創立40周年を経た基礎経済科学研究所は，「働きつつ学ぶ権利を担う」理念を掲げ，数多くの社会人研究者を輩出してきた。コーディネーターの筆者も，その内の一人である。

働く現場で育まれ培われた問題意識やノウハウなど巨大な暗黙知の鉱脈は，働く人たちの知的資産でもある。それを掘り起こし，創造的な研究へとまとめることは，現場に生きる人たちの知的生き甲斐，ライフワークとなるものである。まさに，“働きつつ学ぶ”醍醐味がそこにあるといえよう。

それらに果敢に挑戦し，独創的で体系的な博士論文に仕上げた人たち，あるいは佳境に入った人たちがいる。開設10周年の名古屋学院大学大学院（経済経営研究科）後期博士課程では，この間に13名の博士（経営学）を輩出している。その内の3名に加えて最終審査をパスされたばかりの1人，また博士論文の審査・仕上げ中の3名にパネリストとしてご参加いただき，さらに基礎研など在野にて独自なスタイルで活躍されている3名をお招きした。いずれも，“働きつつ学ぶ”現場研究を自ら創意的・精力的に実践してこられた方々である。

シンポジウムは，基調報告（筆者）とそれを受けて各体験モデルを語る3部構成（第1部「創造的な人生と仕事の新地平―博士号を超えて―」，第2部「仕事と博士論文への創造的挑戦」，第3部「在野に息づく“働・学・研”融合モデルの創造」）からなる。各パネリストには，“働きつつ学ぶ”現場研究のダイナミズムと秘訣をそれぞれの思いを込めて語っていただき（各15分），フロアからの忌憚ない意見や質問に応えるなど，率直かつ多様で深い交流を図ろうというものである。硬いテーマゆえ30名も集まれば御の字かもという予想をはるかに上回る60名近い参加者を得て，4時間に及ぶも，多くの方が最後まで耳を傾けておられたのが印象に残る。中日新聞の取材もあり，翌日の同紙朝刊にシンポジウムの状況を掲載していただいた。

このようなテーマに正面から取り組むシンポジウムは，日本でも先駆をなす画期的なものといえる。上記11人の「働・学・研」融合の実体験と奥義をコンパクトにまとめた冊子は，70数ページに及ぶ。参加者に配布（マスコミ関係者には事前配布）したが，そこに溢れる思いの深さ，創造的な生き方と努力に圧倒されるのは，筆者ばかりではあるまい。

本誌では，今号および次号の2回にわたって特集を組み，本シンポジウムを紹介する。まず今号の特集（上）では，基調報告と第1部を取り上げ，働きつつ博士論文に挑戦し仕上げることが，人生および仕事にいかなる意味を持ちインパクトを及ぼすかに迫る。次号の特集（下）では，第2部および第3部を中心に，博士論文に挑戦中の社会人および基礎研など在野で「働・学・研」融合を創意的に実践されている人たちに光をあてる。また，シンポジウム参加者の味わい深い感想・コメントを紹介し，それらをふまえつつ，こうした活動と取り組みが働く現場のみならず大学のアカデミズムにもたらすインパクトなど理論的な総括を行いたい。

本特集およびシンポジウムにみる先進的試みが，働きつつ学び研究する意義と可能性を掘り下げ，名古屋圏のみならず全国各地における社会人研究者のさらなる飛躍の起点となることを願ってやまない。

（十名直喜）

開会のあいさつ

“働きつつ学び研究する”人々へ



TAKADA Yoshiaki
高田 好章

産業システム研究会開設10周年おめでとうございます。共に“働きつつ学び研究する”試みを行っている貴研究会と基礎経済科学研究所が，名古屋の地で共催してシンポジウムを開催できることを，感慨深く喜んでおります。

“働きつつ学び研究する”ことを主題として，このようなシンポジウムを開催することは，おそらく初めてであろうと思います。貴大学院がこのような試みに挑戦される先見性に，敬意を表します。それはまた，我々基礎経済科学研究所が創立以来40年以上取り組んできた活動が，新たな形でこの名古屋の地に根付いていることを知り，頼もしさを感じるとともに，今後このような研究形態が全国各地でさらに広がっていくことを確信しています。

シンポジウム参加者の多くが，働きつつ学び，さらに研究を深められ，あるいは博士論文に挑戦されクリアされるという偉業は，私共にも今後の活動への励みになります。

もう一度学びたい，という気持ちは，前向きに生きている人々がいつでも持っている共通の想いです。日本の学校教育は，これまであまりにも直線的であり，その想いを汲み取ることはできていませんでした。学ぶということは，一直線の線路の上を走ることではありません。曲線になっていたり，単線ではなく複線になり，時にはスイッチバックになって戻ったり，ループ状に登っていく線路の上を，学ぶという列車が走ります。登りきった列車の窓から見える風景は，想像を絶する景観で，遠い山々や眼下の渓流が見通せるはずです。資料の山に奮闘しながら，いつもそんな夢を見ています。

働く人々は，自らの仕事の領域では専門家ではあっても，経済学をはじめ社会科学の分野では多くの人々は専門家ではありません。しかし，社会人大学院や基礎経済科学研究所で学ぶことによって，経済学などの分野でも専門家と成り得ます。つまり彼は二つの分野で専門家であるのです。しかし，この場合経済学や経営学の専門家と仕事の専門家とはまったくかけ離れたものではなく，有機的につながっています。というよりも，仕事という専門性が上向して，理論化される過程で，経済学として集大成されるのです。また，“働きつつ学ぶ”とは，仲間と共に学びあうことを含んでいます。互いに自らを高めながら，共に発達していく。そこに，人間としての大きな喜びと達成感があります。

最後になりましたが，我々労働者研究者の先達であり尊敬する十名直喜教授はじめ，名古屋学院大学大学院と貴研究会の方々に，“働きつつ学び研究する”シンポジウムの場をつくっていただいたことに，また集まっていただいた人達にもお礼を申し上げます。

（たかだ　よしあき
基礎経済科学研究所　副理事長）

SPECIAL EDITION
特集 “働きつつ学ぶ” 現場研究のダイナミズムと秘訣(上)

基調報告

“働きつつ学び研究する” 人生スタイルの創造
—「働・学・研」融合の3次元体験と原型づくりを通して—



TONA Naoki
十名　直喜

Ⅰ　はじめに

「働きつつ学び研究する」という言葉は，筆者にとっても万感の響きがある。それを初めて綴ったのは，1973年秋季号の本誌（随筆「働きつつ学び研究することの意義と展望」）においてである。製鉄所勤務3年目，25歳のときのことであった。製鉄所体験の強烈なインパクトと古典をふまえた大工業論研究が熱く交差する中で生まれたものである。「働きつつ学ぶ」というスタイルは，その後，基礎研の理念（「働きつつ学ぶ権利を担う」）へと発展し，わが苦境時のみならず，思いを同じくする人たちの心の灯台になってきたのではと感じている。

「働きつつ学ぶ」という生活スタイルは，特別のものではない。実は，働くことの中に内在しているといえる。しかし，疎外された厳しい労働のもとでは，働くことの意味や面白みが見いだせず，学ぶ意欲や姿勢が減退することも少なくない。むしろ，そうした状況の中でこそ，働くとは何か，働きつつ学ぶことの意味やダイナミズムに目を向け問い直す必要が高まっているといえよう。

「働く」（work）という言葉は，「労働」や「作業」，「仕事」など関連する言葉を貫通するキーワードである。また，「引力が働く」など法則や原材料，設備などが「効果をあらわす，作用する」といった意味でも広く使われるなど，包括的な響きと意味合い，膨らみをもっている。一方，「学ぶ」（learn, study）という言葉には，「経験に学ぶ」や「自然に学ぶ」といった表現にもみられるように，「まねぶ」「習う」「勉強する」「研究する」などの意味合いを包括した含みと柔らかさ，謙虚さがある。「学ぶ」は，「学び研究する」を包括したものといえる。

東西に共通することわざに「よく学びよく遊べ」（「Work hard and play hard」）があるが，そこでは学ぶと働くが同義一体のごとく使われている。「働きつつ学ぶ」は，本来一体のものとみることができる。「よく働く」ことは，「よく学ぶ」ことを促すなど「よく働きよく学ぶ」道につながり，さらに「よく学びよく遊ぶ」ことを可能にする。「働・学・研」（さらに「働・学・遊」）は，本来一体のものといえよう。資本主義の発展とともに，それらも分離・分化し多様化するなか疎外を深めてきた。「働・学・研」融合の試みは，人間らしい仕事や生活・人生を取り戻し，その質を高める創造的な挑戦であるといえよう。

小論では，自らの3次元体験をふりかえり，そのなかから「働きつつ学び研究する」ことの意味，ノウハウについて，働きつつ学ぶ立場，助言・指導する立場など多様な視点から考えてみたい。

Ⅱ　“働きつつ学び研究する”3次元体験をふりかえる

(1)「働・学・研」融合の試み

製鉄所勤務21年，大学に転じて18年，この間，いろいろと局面は変わるも，「働きつつ学び研究する」（いわば「働・学・研」融合の）生き方を心がけ，自分なりのスタイルをつくり出してきた。

この間における「働・学・研」融合の試みは，次の3つの次元にみられる。

一つは，製鉄所で働きつつ基礎経済科学研究所（略称，基礎研）の研究活動に参画した20－30代のチャレンジである。二つは，そうした人生スタイルを続けつつ，さらに社会人大学院に学び研究を磨いた40歳前後の頃の試みである。

三つは，名古屋学院大学に転じそれまでの研究蓄積を一気にまとめて出版した数年間を経て，大学院とくに博士課程における社会人博士育成の最近10年間の試みである。

40年近くにわたる3次元体験のなかで，幾つかの原型（いわゆる「型」）をつくり出してきた。

一つは，基礎研における労働者研究者像，二つは社会人大学院（京都大学経済学研究科）における社会人博士像，三つは名古屋学院大学での社会人博士育成モデル，である。

浅学非才にもかかわらず，こうした原型づくりに関わることができたのは，それぞれの課題が浮上した時期に遭遇できたこと，(正面から課題に向き合うなか) 多くの優れた先達や仲間に出会い学ぶことが出来たこと，いわば僥倖に恵まれたことに与っている。

(2) 製鉄所（1971-91年）と基礎経済科学研究所に学ぶ

大学を出て鉄鋼メーカーに入社したのは，1971年のことである。入社直後の半年余は，高炉や転炉，圧延などの各現場を実習して回った。その時の迫力ある現場の映像が，今も脳裏によみがえる。独身寮（相部屋）で6年間過ごしたが，文献の保管や時間など研究するには何かと不便を極め，細心の注意を要した。比較的自由のあった現場実習時代に，『資本論』を読破した。文庫版にブックカバーをかけ管理の目に直接触れないように気を配りつつの独学であったが，その迫力に深い感銘を受ける。製鉄所現場での実習体験が，大工業論や労働論などへの理解と共感を促してくれたのである。

製鉄所では，原料管理･生産管理の仕事にたずさわる。以来，退職にいたる21年間，この仕事に就いてきた。事務系の大卒が，技術系の部門で10－20年と同じ仕事をすることは皆無のことで，筋を貫く研究活動による会社人生の厳しさを反映したものであった。独自な人生スタイルと仕事を創造してゆくしか道はなかったといえる。

製鉄所で3年目を迎えた1973年春より，基礎経済科学研究所とくに（森岡孝二氏主宰の）大阪基礎経済理論研究会に参加する。そこでの活発な議論に触発され，同年秋に処女論文（「大工業理論への一考察」）を『経済科学通信』に発表した。社会人としては初の研究論文ということもあって，内外から身に余る高い関心・評価をいただく。その手応えが，働きつつ学ぶ現場研究に賭ける決意を促した。

20代の半ばから後半は，旺盛な研究活動ができ，資源論，技術論，鉄鋼産業論，経済理論など各分野の重鎮の門をたたき師事を受けるなど交流を進めた。

しかし，30代に入ると生活環境などの変化に伴い，仕事と研究の良循環を維持することが難しくなる。会社の業務，研究（夜･休日），家庭（共稼ぎ・3児育て）の両立に試行錯誤を繰り返した。会社と研究の両面で，壁にぶち当たる。論文発表などを契機に会社内で困難な立場に追い込まれ，「日本の鉄鋼原料分野のトップに」の夢も頓挫を余

儀なくされる。研究上でも高い壁を意識し始め，心身の不調を深刻に感ずるようになる。そうしたなか，テーマ日誌などを軸に打開を探っていく。

(3) 京大院・経済学研究科に学ぶ (1987-91年)

製鉄所で働きながら，京大院·経済に新設（1987年）の社会人コースへ進学したのは，ちょうどその頃のことである。恩師（池上惇）から入学の誘いをいただいたことによるもので，在野精神との葛藤もあったが人生の転機を図るべく進学を決意する。専門・外国語試験を突破して社会人入学を果たす。社内の上司や人事部に根回しし，なんとか了承にこぎ着ける。「休日などにやる分には構わない」とのお墨付きを得，「頑張れよ」との激励を受けるに至る。険しい空気のなか，まさに「背水の陣」で臨んだ賜物といえるかもしれない。

遠隔地通学ゆえ，平日の通学は難しく，恩師には土曜·隔週に大学院ゼミ（現代産業研究会）を開いていただいた。そこでの活発な議論は，基礎研に参加した20代半ばの頃を彷彿させるものがあり，わが研究に大いなる刺激とヒントをもたらす。それだけでなく，後進の社会人研究者の孵化器ともなっていく。研究会では，数本の研究報告をめぐって議論が数時間にわたるなど白熱する。恩師の類稀なる指導，そこにわが創意工夫を融合させての独自なスタイルを編み出し，後進の方々も競うようにそれを実践された。1993年の単著出版で経済学博士（社会人第1号）を授与されたが，その後，この研究会から10本ほどの博論が輩出していく。

(4) 名学大の社会人大学院にて博論指導 (1999年～)

1992年，名古屋学院大学経済学部に助教授として赴任した。最初の数年間は，それまで溜めていたものを一気に吐き出し論文化していくなど，研究蓄積の掘り起こしと体系化にまい進する。その甲斐あって，1993-6年の間に3冊の単著書を出版することができた。1997年より，経済経営研究科（経済学専攻修士課程）が発足し研究指導にあたる。さらに1999年から，経営政策博士課程が発足し博論指導を行うようになる。本学博士課程では，この10年間に13名の博士が誕生した。

産業システム研究会（十名ゼミ）でも，4名の博士が誕生している。また，最終審査をクリアしたばかり（2009年11月）の方が1名いる。近年は「九大博論を凌ぐ」，「東大博論水準」といった高い評価の博論も続いているが，副査の先生方の的確なコメントのお陰といえる。わが門をたたく者は僅かだが，ゼミに入ってきたチャレンジャーには石にかじりついても博論を仕上げるよう激励・支援している。現下，7-8割方の仕上がり状態の方も3-4名控えている。

製鉄所現場，基礎経済科学研究所，京大・社会人大学院で編み出し磨いたノウハウを，博論指導に活かしており，さらに独自な工夫を凝らした指導方法を加味している。

Ⅲ “働きつつ学ぶ現場研究”の秘訣と展望

働くこと，「働きつつ…」は，人生の基本であるはずなのに，近年それもままならない状況がみられる。社内外の諸変動，構造変化，厳しい競争，仕事不安，リストラ等にさらされ，心身の消耗も激しさを増している。

働くこと自体が懸念される昨今，「“働きつつ学び研究する”ことなどとても」と感じる方も少なくなかろう。しかし，働くことは学ぶことであり，学ぶことは研究することと深くつながっている。こうした時代であるからこそ，本道を歩む気概と努力が大事になり種蒔きが欠かせないといえよう。

社会人研究者の道を歩もうとしても，一見ないないづくしのオンパレードである。学ぶ時間は少ない，仲間も場も見当たらない，文献・資料をどう探すか見当がつかない，金や精神的ゆとりもない。しかし，社会人研究者は自らの内に，それらのハンディキャップを克服するものを有している。

それに，ほとんど気づいていないだけといえるかもしれない。

働くゆえの狭隘さというか限界も，少なくなかろう。しかし，このテーマでしか勝負できない，自らの労働体験へのこだわりといった限定性は，そこに特化せざるをえないという集中力（＝強み）に転化しうる。人間的な発達・向上欲求，自己実現欲求などは，制限され抑圧されるなかで，かえって刺激され潜在的に強まる，という面もみられる。

何よりも，働く現場は情報と経験知の宝庫といえる。生きた現場情報の膨大な渦の中にあって，五感を通して体験・入手できるという，何物にも替え難い強みがある。こうした強みを自覚し，明瞭な問題意識や視点と結びつけると，限られた時間・文献などのハンディキャップを乗り越え，ユニークで奥深い研究が可能になる。

長年の仕事体験を通して，膨大な暗黙知（個々の体験・思い・情報・知識・ノウハウなど）の塊が体内に頭脳の内に蓄積される。まさに，暗黙知の地下鉱脈という無形資産を内に秘めているのである。労働の中，仕事の現場（職場，企業，産業）の中にこそ汲みつくせぬ研究の源泉があるといえよう。

社会人大学院にチャレンジする意義は，何であろうか。ここでは，次の2点をあげたい。

一つは，企業，業界の枠を超えた知的ネットワークづくりにある。指導教員や仲間とのフェース・ツー・フェースの議論が，潜在的な問題意識を掘り起こし，火をつける。文献資料については，口コミやインターネットで検索し活用するなかで，感覚やノウハウが磨かれる。学会や研究会への出席や研究発表などを通して，知的な交流や人脈を得ることが可能になる。それらを包括的・持続的に享受できるのが，基礎経済科学研究所である。

二つは，人生と仕事の質・創造性を高める契機になることである。思いを込めた修士論文は，人生と仕事の質・創造性を高める。また，質の高い修士論文は，博士論文の土台となり跳躍台にもなる。極め付きは，博士論文への挑戦である。博士論文は，高度な創造性・専門性・体系性を磨き，創造的な人生と仕事を切り拓く。

修士論文と博士論文の違いは何であろうか。修士論文は，研究入門あるいはローカル版といった側面がみられる。それが博士論文になると，質的にも数段アップし，体系的かつ独創的な研究が求められる。全国版さらにはグローバル版といった色彩が濃くなる。

博士論文という高い山への挑戦と達成は，創造的な人生と仕事の画期を呼び込むことになるであろう。そうした事例を，幾つも見てきた。「そんな高い山登りなどとても…」としり込みする方も少なくなかろう。しかし，強い思いと粘りさえあれば誰でも挑戦でき，しかもかなりの確率で完成可能といえる。3次元の体験と原型づくりを通して得た，わが確信である。

Ⅳ　社会人研究指導の心得と醍醐味

社会人研究者のテーマは多様かつ奥行きが深く，彼らの置かれた状況や背景を配慮しての柔軟かつきめ細かな粘り強い指導が必要である。また，原石に潜む宝石を見出す目利きの如きハイレベルの研究指導能力が求められる。

小生の博士課程ゼミでは，次のようなやり方をとるなど工夫を凝らしている。博士論文については，テーマは何か，構成はどうあるべきか，各章のポイントはどうか，何を軸にしてどのように展開すべきか，が決め手となる。そこで，そうした点について，毎回のように報告してもらい，議論を重ねる。3年以内で首尾よく書き上げても，さらに（1年近くかけて）洗練化を図る。この過程が重要で，執筆者の構成力や表現力が磨かれる絶好の場となる。洗練化を終えて，ようやく申請する。それによって，厳しく真摯な審査にも揺るがない骨組みが固まり，結果として高水準の取得率につながるのである。

このやり方は，ゼミ発足以来，変えていない。

なぜ，このようなやり方をとるのかというと，次のような配慮によるものである。

一つは，きめ細かくフォローしないと，忙しさにふりまわされ何年経っても完成には至らないからである。また，せっかく書き上げても，構成がしっかりしていないと，異なる視点からの批判をうけると腰砕けになりかねない。二つは，難しい入学試験で選抜していないゆえの玉石混交といった入学時の質の問題も考えられる。むしろ昨今では，職場環境などの厳しさが一段と増し，博論に向けて「働きつつ学び研究する」ことのハードルが高くなっている点への対応という側面が強くなっている。

かつて象牙の塔，研究のメッカといわれた大学も，様変わりしつつある。大学間競争の激化に伴って学部教育や管理運営などの負荷が増大しており，社会人大学院が広がるなか夜間や休日の授業も増えている。大学教員の多くはじっくりと研究に向き合う時間がとれず，充電（研究）なき放出（教育）を余儀なくされる傾向もみられる。研究のゆとりを失い，確信を持った研究や，現場研究と理論化の深い結合なども困難化を増している。研究業績主義（点数，形式）が強まるなか，テーマの個別化・狭小化など研究の保守化もみられる。

一方，社会人研究者の博論指導に本気で取り組もうとすると，自らの研究とも正面から向き合わざるを得ない。いずれも時間と根気を要するゆえ，避けるが無難とみえるかもしれない。また，本気で取り組むということは，自らの長所と社会人研究者の強みのハイブリッド化につながるなど，自らを超える研究を受け入れる度量も求められる。

上記のような困難な環境を，教員の立場からどう打開していくかが問われる。現場情報と専門知識に富む社会人に対しては，「指導」という上からの目線ではなく，一緒に考え学ぶという同じ目線，いわばスタンスの転換が求められるように思われる。これまで「博論指導」あるいは「研究指導」という表現で通してきたが，「指導」というより「助言」の方がマッチしている。研究アドバイザー（研究ガイド・伴走者）といえるかもしれない。

社会人研究者の多彩な現場経験と目を通して，多様な現場を追体験し，一緒に学び研究するという得難い機会を得ることができるのである。大学という教育現場，そして机上の研究を越えて，現場の最前線の息吹に触れつつ共に学び研究することができる，まさに宝石の如き時空といえるかもしれない。博論指導の醍醐味も，そうした中に潜んでいるといえよう。

V　おわりに　—「働・学・研」融合の魅力と21世紀モデル—

社会人研究指導における分厚い実績と深い哲学では比類なく日本（および世界）屈指の先覚者である池上惇氏（京都大学名誉教授）に，2009年11月，シンポジウム冊子をもとに対話しご教示をいただく機会に恵まれた。そこで得た示唆とひらめき，とくに「働・学・研」融合の魅力と心得について，以下に紹介したい。

日本の職場における厳しさは想像を超えるものがあり，近年では一段と増している感がする。そうした厳しさばかりに眼を奪われがちであるが，厳しさに向き合う中で培われた自らの気概や知的資産，すなわち職業能力や生活文化の独自なあり方などに，気づかないでいる場合が少なくない。

働きながら苦しみや歓びを直視し，その原因を科学的に解明して，自分の独自な生き方につなげる。現場に根ざした社会人研究者としてのそうした生き方が，自らの潜在能力を引き出し続ける。少ない時間を活かして研究する職人技も身につけていく。

社会人研究者の「経験知」は，創造性の土壌である。すなわち，職場や生活の場における固有の文化に根ざしたその人なりの「人生の創り方」，つまり生活文化が自覚されてくるからである。彼らの多くは，職業上の経験知を基礎にして，専門領域の研究を行う。

それらの経験知は，当人にとって「かけがえのない」知であるが，そのままでは「本人にしか分

からない」知でもある。その知には，企業や地域に独自な仕事の仕方や生活慣習なども反映されている。社会人大学院や基礎経済科学研究所での研究交流が，こうした自らの経験知に分け入り客観化することを促し，「かけがえのなさ」の自覚をもたらす。それを研究対象として深めていくと，従来とは異なる新たな視点からの研究が可能となる。

各自の人生履歴の独自性から出てくる「構想力」を駆使し，地域や企業の文化を「内部化」するのである。自らの人生設計における構想に基づき，自らの仕事や生活をどのように評価し再構成すべきかを考える。構想力は，個人レベルのみならず，組織や地域レベルのものもあり，それらが個人の構想力をベースにして融合するなかで活かされ発展する。

産業で働く人々は，例外なく企業文化の影響を受けており，それを暗黙知として先人から継承しつつ，現場で新たな知識や技術と照合して新たな習慣や伝統を創り出す。それは，「人に体化された文化資本」に他ならない。その存在に気づくことができれば，産業研究や地域における生活研究は，習慣や伝統をふまえた独自な視野からアプローチできるようになる。自らの暗黙知を自覚し，産業や地域の文化的価値や伝統をふまえた独自な構想も生まれてくる。

最後に，日本には「働・学・研」融合の思想と伝統が脈打っているが，その元祖として二宮尊徳に注目したい。江戸後期の篤農家で報徳思想を提唱した二宮尊徳は，土から萌え出た（土着かつ）独立の思想家であった。職業としての学者のみちに程遠い生活にあって，その鋭い自然観察と実務家が持つ徹底的な合理主義によって，新しい道を切り開いてきた。立派な農民として成長することが，思想家・尊徳の誕生を可能にしたのである。彼の自然や歴史を見る目は，弁証法的かつ発展的であった。彼の仕法は，自らの経験に基づくものであるが，単なる現場の経験主義にとどまらず，それを裏づける独自の哲学があり，歴史的科学的な調査があった。その実行にあたっての計画は精密に組み立てられていたのである。生きる哲学，平凡な道徳の提唱・実践とその伝播力，人倫に適う経営革新によって，605村の復興，数千・数万町歩の開墾を行うなど，尊徳はスケールの大きな実業家であり，静かなる革命家でもあった。

そうした思想と実践を生み出した根底には，古典（『大学』など）を肌身外さず野良仕事に明け暮れる青年期の金次郎像，さらに生涯を通しての「働きつつ学び研究する」スタイルの徹底した実践と積み重ねがある。まさに，「働・学・研」融合の21世紀モデル―環境と労働，人生の質的変革を担う社会人研究者像―とみなすことができるのではなかろうか。二宮尊徳に学ぶところは，（戦前の修身教科書にもみられる限定された像を超えて）限りなく広く深いものが感じられる。

Ⅵ　主要研究業績・略歴

『日本型フレキシビリティの構造―企業社会と高密度労働システム―』法律文化社，1993年

『日本型鉄鋼システム―危機のメカニズムと変革の視座―』同文舘，1996年

『鉄鋼生産システム―資源，技術，技能の日本型諸相―』同文舘，1996年

『現代産業に生きる技―「型」と創造のダイナミズム―』勁草書房，2008年

＜略歴＞

1971年：京都大学経済学部卒業，（株）神戸製鋼所入社

1987年：京都大学大学院経済学研究科入学

1992年：同上（博士課程）満期退学，神戸製鋼所退社，名古屋学院大学経済学部助教授

1994年：京大博士（経済学）

1997年：名古屋学院大学経済学部・大学院経済経営研究科教授（修士課程開設）

1999年：同上・経営政策博士課程開設

（となみ　なおき　所員　名古屋学院大学）

第１部　創造的な人生と仕事の新地平
―博士号を超えて―

すでに博士論文を提出し最終審査をクリアして博士（経営学）を授与された3人，そして最終審査をクリアしたばかりの1人（2010年3月に学位授与），計4人の方に，そこに至る奮闘のプロセスを中心にして「働きつつ学び研究する」人生を語っていただく。

そのプロセスは三者三様であるが，集中的な努力と研鑽を経ての獲得という点では共通している。社会人にとって，まさに人生をかけた大事業である。創造的経営を担うのに匹敵，あるいはそれ以上の難事業かもしれない。

そうした高い山に挑戦するだけの価値があり，またそれを可能にする意欲とエネルギーを掻き立てるだけの魅力を秘めたものといえる。

目先の実益に目を奪われがちな昨今ゆえ，人生の大事業に腰を据えて挑戦し，情熱を燃やし続けてクリアされた熱き戦いは，特別の価値があるといえよう。まさに，手づくりの丹精込めた成果であり，いぶし銀の如き光を放っている。学会や業界での評価も高い。

また，そのプロセスで磨いた創造性・専門性を経営など実務に生かした事例もちりばめられている。

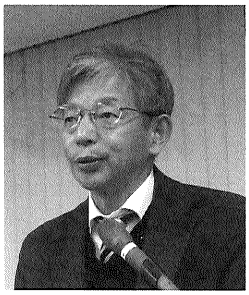
納富義宝　「“働きつつ学ぶ”銑鉄鋳物業研究のダイナミズム
―仕事・スポーツそして夜間大学から社会人大学院を通して―」

藤田泰正　「“学び”と“実務”の相互啓発関係
―ある産業用機械メーカーの再生事例をふまえて―」

太田国明　「現場に学ぶ鉄鋼流通研究の新次元」

庵原孝文　「“働きつつ学ぶ”現場研究へのチャレンジ
―経営実践をふまえた中国巨大市場研究の新展開―」

“働きつつ学ぶ” 銑鉄鋳物業研究のダイナミズム
—仕事・スポーツ そして 夜間大学から 社会人大学院を通して—



NOUTOMI Yoshitaka
納富　義宝

Ⅰ　キャリア

「働きつつ学び研究する」という26年間の「二足のわらじ」生活をふり返り，社会人研究者のあり方及びその意義と展望を試みる。

(1) 研究所時代（1968-76年）

模索の20代

私は鉄鋼メーカーの中央研究所で鉄鋼材料の試験（顕微鏡写真撮影等）・鉄鋼材料分析の仕事にたずさわった。

1968年高校卒業と同時に入社し当時はスポーツ（陸上）と仕事の“2足のわらじ”を履き，仕事とスポーツの両立を図った。数年後，研究所で私に与えられたテーマは「S（サルファー：硫黄）の研究」だったが，研究をどう進めていいのか方法論もわからず，悶々とするだけで全く手が出なかった。従って鉄鋼材料研究をやっていたとはいえ，明確な研究目的や意識もなく，スポーツと文化活動（映画サークル/演劇活動）に情熱を注いでいたのが現実であった。職場の周りには研究者が多く，映画や演劇の合評会などを通して社会や労働観等において強い知的刺激を受けた時期であったが，「働きつつ学ぶ」ことが労働者の権利などとは考えもしなかったし，できなかった。何かをしなければと思いつつ，鉄鋼短大入学を希望したが，仕事やスポーツ優先のために断念せざるを得なかった。

「二足のわらじ」生活の30代（1976-83年）

20代後半に転勤し，会社の業務は鉄鋼営業になった。仕事一本になり，初めての営業で自分の生活のリズムを確立するために試行錯誤した。私はマージャン・ゴルフをやるわけではなく仕事だけでは，何か物足りなく，心に空白を感じ始めた。高校時代から大学進学の希望も抱いていた。研究所時代に鉄鋼短大を断念したこともあって，行動を起こすには今しかないと夜間大学に進学することを決意した。しかし，職場の壁は厚かった。皆が残業しているときに，定時で帰えればどう思われるかずいぶん悩んだ。一部の人からは「大企業には高学歴者がたくさんいる。今更大学にいっても出世はしないぞ」とか嫌味も言われ「出世だけが人生か」と反論したかったが我慢した。それよりも自分の人生一度しかないと思い直し，家族や上司に相談し了解をもらった。そして，34才で初めて大学1年生（愛知大学法経学部法学科）になった。

(2) 夜間大学と中国/浙江大学大学院に学ぶ（1983-98年）

大学は会社と家のオンザウェイで探し，運よく合格し通学の便利はよかった。毎日18時には職場を離れるように心がけた。大学は法学部に席をおき憲法や人権思想を学んだ。卒業論文の「憲法と

国家機密法」では法経学会賞をもらい気をよくして，土曜日だけ大学院で憲法講義を受けるようにした。院生の要請で「憲法訴訟」をやっていたが，私には難しかった。ここでは結局，論文が書けなかった。切り口が見つからずに悩んだ。最初の挫折であった。その反省から，もっと身近なテーマに研究を絞り軌道修正した。

一方，仕事の方は鋳鍛造業者が多く，鋳物師や鍛冶屋の話が面白くて，私の関心は鋳造業や鍛造業に傾いてきた。そこで考えたのが，仕事と研究の一本化である。仕事上での一人者になれば，研究上でも一人者になれるのではないかと考えるようになった。

その頃，社会人を対象にした大学院が都市部では開講されるようになっていた。勤務を抱えたままでの遠距離通学は考えにくかったので近くの大学院の開講を待っていたとき，新聞に中国の政治経済および文化が名古屋で学べるという見出しが載った。中国/浙江大学大学院（日本校）である。但し，修論は日本語以外（中国語・英語）が義務付けられていたので躊躇した。入学試験の中国語にも抵抗があったが，この機会を逃せばチャンスはないと一大奮起し，中国語は近くの高校の公開講座に応募し短期間に基礎をマスターした。

(3) 名学大社会人大学院にて博士論文に取り組む（1999-02年）

97年の修士論文では，粗いながらも銑鉄鋳物業界の現状を私なりにまとめることができた。しかし，不十分さが目立つ論文でもあり，更に問題点を追求する意欲に駆り立てられた。中国/浙江大学大学院（日本校）に博士課程はなかった。その頃，タイミングよく浙江大学で一緒だった友人から，名古屋学院大学に「鉄鋼産業論」をやっている先生がおられると紹介され，名古屋学院大学の博士課程に進学することを決意した。

99年，名古屋学院大学大学院に入学。産業システム研究会（十名ゼミ）には社会人の方もいたが学部から上がってきた学生もいた。ゼミでは活発な議論を繰り返し少しずつ研究は進んだが，まもなく指導教授の十名先生が留学に旅立った。論文は毎回紀要に発表していったが，博士論文として仕上げていくには何かが不足していた。論点の広がりはあっても，深まりに欠け，その突破口を見出せずに悩んだ。そうして思い悩む内に腰痛になり，一週間会社を休むことになった。その後，帰国された十名先生から適切な指導を仰ぎ，一気呵成に論文を仕上げた。予備審査では関係する複数の教授から厳しい批判もいただき，一部修正しながらも何とか博士論文を書き上げることができた。

Ⅱ　博士論文の概要

(1) タイトル

『構造転換期の日本銑鉄鋳物業―素形材及び地域産業の視点から―』

(2) 目次

序章　研究課題　分析の視点と方法
第一部　銑鉄鋳物産業の構造と機能
第二部　銑鉄鋳物産業と地域産業
第三部　銑鉄鋳物産業の課題と展望
終章　転換期における銑鉄鋳物業の新たな役割と課題

(3) 特長

鋳物といえば川口鋳物に代表されるように，地域的特色を持った地域産業の中で論じられることが多かった。鋳物需要の60％以上が自動車産業に依存して，鋳物や金型技術の良し悪しが世界の自動車の性能を左右するような重要な役割を果たしていることを知る人は意外と少ない。近年，素材加工業である鋳造，鍛造，金型などの中小企業は，加工組立産業や素材産業とも区別され，素形材産業として把握されている。

そこで，銑鉄鋳物業は素形材産業の一部であるゆえ素形材産業の全体像をデッサンし，体系化して論点を明らかにしたうえで，素形材の視点から

銑鉄鋳物産業を論じた。産業のグローバル化が進展し，これら3K職場の空洞化懸念と新規産業創設が行き詰まる今こそ，長年，生産現場で培われた熟練労働者の経験と勘に基づく職人技にスポットをあて，職人技を中心にした技術・技能集団である素形材産業とその関連産業を再評価する必要性を痛感した。

Ⅲ　“働きつつ学ぶ現場研究”の秘訣と展望

(1) なぜ学ぶのか

仕事人間（消耗品）からの自分探し（生きがい探し）

仕事漬けの日々が続く職場では，少なからずノイローゼやうつ病者が現れ，そこでの人間性の回復は困難になっている。人間回復が職場で出来ない以上，個人は状況打開に意識的に行動しなければ道は開けない。職場を離れてのスポーツ参加や学ぶ行動は企業，業界の枠を超えたネットワークづくりにつながり，人間性回復につながる可能性が高い。

博士論文への挑戦は困難ではあるが，やる気さえあれば誰もが挑戦でき，適切な指導のもとで，体系的な研究を忍耐強くやれば達成不可能ではない。その達成感は新しい自分の発見と新たな仕事の意欲と画期を呼び込む。この満足感こそ人生のかけがえのない喜びにつながっている。又，家族の喜びもしかり。仕事漬けからの人間解放である。人間として，潜在的に有する個人の発達・向上欲求，自己実現欲求が実現したと認識できる一瞬でもある。行動を起こさなかったら実感できないことである。

(2)「働き学ぶ」ハンディキャップは何か

年々，職場環境は厳しくなり「働き学ぶ」ことが困難になっていることは紛れも無い事実である。会社の上司や先輩から一般的には「勉強しろ」とか「勉強が足りん」とかよく言われるが，具体的に示唆されたことはないし，周りにもいなかった。やるとすれば「独学」か，系統的に学べる機関を独自に探すしか私には方法はなかったので，働きながら学べる大学を選択した。そして学校へ行き始めると，まず時間がない。時間との戦いにぶち当たった。出張が多く，仕事に追われていると学ぶ時間がない。睡眠時間がない。資料を探したいが，その時間がない。図書館へ足を運ぶ時間がない。文献をたくさん読む時間がないなどであった。割り切って時間を作ってはいるが，月末や予算時に仲間の残業する姿を目の当たりにしながら席を立つのはつらい。それをどう乗り越えるかが課題となる。土日はつぶれるときの方が多く，家族の協力と理解をどう得るか自身の心のゆとりをどう取り戻すかなど，乗り越えなければならない山は多い。

(3) 職業社会人研究者の強みと弱み

社会人は確かに学生に比較して時間がない。しかし毎日働く現場がある。日常の労働の中にこそ研究の源泉があると思うので，学生よりも研究課題を多く抱えているという強みがある。長年の仕事を通して，漠然とはしているが現場感覚で捉えた膨大な暗黙知を体内に蓄積している。その暗黙知の発掘をいかに体系的に論じられるかであろう。だが，問題意識や課題はあっても，それを体系化して何をどう論じるかについては，やはり躊躇が生まれる。方法論他で「はて？どうするか」と悩むことは，学生と一緒ではないかと思う。

現場研究の秘訣は何かといえば，職業社会人は職場体験で得たテーマに迷うことなく特化できる強みがある。働く職場（現場）や業界を認識していく過程で明確な問題意識が芽生え変革の視点と結びつけると，限られた時間・文献などのハンディキャップを乗り越えられる可能が潜んでいる。

Ⅳ　主要研究業績・略歴

『構造転換期の日本銑鉄鋳物業―素形材及び地域

産業の視点から—』名古屋学院大学大学院，佐川印刷，2002年。
「鋳造技術の生成発展と地域特性—トヨタと三河鋳物の変遷過程を中心として—」『名古屋学院大学大学院経済経営論集　第5号』2002年。
「国際再編下における中国鉄鋼業の台頭（上）・（下）」『名古屋学院大学論集・社会科学篇』vol.42, No1,2，名古屋学院大学総合研究所。
「JFS／韓国鋳物産業視察」（社）日本鋳造協会，「鋳物ジャーナル」vol.5, No.1，2009年。

《略歴》

1968年：（株）神戸製鋼所入社
1983年：愛知大学法経学部Ⅱ部法学科入学
1987年：同上・卒業
1995年：中国／浙江大学大学院工商管理学院修士（碩士）課程入学
1998年：同上・修了
1999年：名古屋学院大学大学院経済経営政策専攻博士後期課程に入学
2002年：同上・修了　博士（経営学）
2009年：（株）神戸製鋼所，定年退職

（のうとみ　よしたか　所員　社会人研究者）

“学び”と“実務”の相互啓発関係
—ある産業用機械メーカーの再生事例をふまえて—



FUJITA Yasumasa
藤田　泰正

Ⅰ　はじめに

社会人の大学院教育が脚光を浴びて久しいが，その実態が広く社会に認知されているとはいい難い。今回，十名直喜教授が掲げた「働きつつ学び研究する」は，すべての社会人大学院生に勇気を与えるものである。また，社会人大学院生とはどのような存在であるのか，という問いへの明確な回答である。筆者の，真面目な学部生とはいい難い学部時代，中小企業の最前線で寝食を忘れて業務と格闘した日々を踏まえて，このような人間が大学院で学び博士号を授与されるに到った顛末を開陳したい。

Ⅱ　大学院入学の背景

(1) 学部生から社会人へ

筆者の学部における専攻は法学部経営法科であった。講義には物権，債権，手形小切手法などが含まれ，実務家として有意義な内容であった。しかし，国鉄職員を父に持つ身では，手形，小切手などを見たこともなく，その必要性すら理解できず興味を持つこともなかった。後に，取立期日に間に合わせるために，銀行や債権者に平身低頭したり，手形を抱えて新幹線のホームを走ることになるとは思いもよらなかったのである。

1978年の卒業と同時に，郷里の浜松に戻り車の

修理工場で働き始めた。管理と営業を担当したが，6年間も勤務すれば得ることもなくなった。また，独立系修理工場が自動車メーカー系列に組み込まれる時期でもあり，大組織の管理下におかれることが耐えられないために退職した。しばらく，マレーシアで友人の事業を手伝ってから日本に戻り，地元の中堅専用工作機械メーカーA社に就職した。当初は，技術的な素養がないのはもちろん，図面も読めなければ議事録も書けなかったが，数年を経てある程度の水準に達した。80年代中頃，A社では海外展開に着手していた。海外事業担当者を高額で雇用して台湾に法人登記をしたが，その直後に紛争が生じて担当者が退職した。代わりに，多少なりとも海外経験があり，かつ薄給の筆者が急遽赴任することになった。

(2) 実務の限界と勤務先の倒産

1985年に現地法人トップとして台北に赴任した。この駐在期間は想像を絶する激務の連続であった。3年後に帰国してからも，海外への出張が続いた。しかし，90年代中頃のバブル経済の崩壊とともにA社の経営環境は一変して業績は低迷を極めた。それまでは経験や知識がなくても，とにかくぶつかって道を開いてきたのであるが，この時にもはや敢闘精神だけではこの壁を打破することはできない，という限界を悟ったのである。ここで，大学院で経営学を学ぶことにより，新たな能力を身につけて将来への道を開くことを思いつく。しかし，名古屋学院大学・大学院への入学を許可されて安堵していた2001年3月にA社の倒産という事態に見舞われた。一度は大学院で学ぶことを諦めたが，妻の強い勧めもあって気を取り直して入学を決行した。おかげで大変な目に合うことになる。

Ⅲ　博士号授与までの苦闘

(1) 修士課程の「学び」

大学院入学時の筆者は失業者であった。企業の「倒産」に際して，それを取巻く人達がどのような対応，行動を取るのかを，知ることができたのは実に得がたい経験であった。A社の残務整理を終了して，6名が資本金900万円を出資して有限会社クリエイティブ・システム（現，株式会社クリエイティブ・システム）を2001年6月1日に設立した。このような環境の中で受けた大学院の講義は，実に驚きであり「目から鱗」の連続であった。昨夜，獲得した知識を次の日には実務に投入する日々はまさに刺激的であった。浜松と名古屋を移動しながら学びと実務を両立させる苦労も，それ以前の暗闇の中で苦闘していた状態に比べれば何ほどのものではなかった。学ぶ目的は明確で次の3点であった。①新たな知識の獲得，②実務家としての能力向上，③A社倒産の総括，である。

修士論文は「中国自動車産業における日系自動車部品メーカー　－その実態と問題への提言－」としてまとめた。学術論文の作成は始めての経験であり，徹夜を繰り返しながら夢中で仕上げた。このような苦労は2度と経験したくないと考えていたが，修士号を取得した達成感の昂揚に駆られ博士課程に進むことを決定してしまった。これが，さらなる苦労の始まりであった。

(2) 博士課程の「研究」

2003年に博士課程に進んだが，修士課程の「学ぶ」ことから，博士課程の「研究」への頭の切替が必要であった。当初は，なすすべもなく悩んでいたが，十名教授の「自分が闘いきることができる分野を選択しなさい」との指導により，工作機械産業をテーマとした。実務の経験と事例研究を基に理論化を試みたのである。常に「独自性」を求められることにも困惑したが，これは「自身の考えを社会に問うことである」と，捉え直すことにした。

「研究」と「実務」を並走させるなかで両者の類似性も発見した。つまり，構想（グランドデザイン）を明確にして，全体設計（目次）を行なう。各ユニット（章）を細分化して検証した後に，パーツ（節，項，事例）表に落とし込む。これを基

に作成したパーツを精査してユニット組立を行なう。各ユニットを結合して全体を構築する。各部がスムースに駆動するように点検，調整を行ない，最後に構想と合致しているのか，を検証するのである。この間は，常に各パーツ，ユニットと全体設計との整合性に注意して，必要であれば全体設計も修正しなくてはならない。工程表を作成して，進捗状況の把握と効率化に努めた。まったく実務どおりである。各ユニット（章）は独立した論文として発表した。単身飛び込んだ学会活動も，よい指導者に恵まれて実力以上の結果を得ることができた。

十名教授は，研究におけるグランドデザインの明確さ，理論軸が一貫していること，学位論文としての「型」，を厳しく指導された。特に，厳密な先行研究サーベイと独自視点を含む「序論」は，それ自体が1本の論文として成立することを求められた。これらの点が，研究の水準はともかくとして，拙論がある東大教授に高く評価された所以である。

完成した学位論文「日本工作機械産業論　－マシニングセンタの戦略的意義を踏まえて－」の提出後は，十名教授と副査の各教授による適切な指導を受けて07年5月に学位を授与された。すでに知力，体力は限界に達していて，「早く終わらせたい」一念でゴールに倒れこんだ，のが実態である。

Ⅳ　その波及効果

(1) 単著の出版

2008年10月に『工作機械産業と企業経営　－なぜ日本のマシニングセンタは強いのか－』を出版した。内容は学位論文を基に一部を加筆修正した。出版は初めての経験の連続であり，学位論文作成とは大きく異なる作業であった。何回となく十名教授に相談しながら出版社の協力を得て拙著は完成した。その完成した姿を見たときの感激は大変なものであり，それまでのすべての苦労が報われた一瞬であった。名古屋学院大学の教授方，学会の先生方，インタビューに応じて頂いた方，友人達，その他に世話になった方々に贈呈した。皆様から，一介の社会人院生が単著の出版まで成し遂げたことに対して暖かいお言葉を頂いた。同じ分野の先輩研究者として仰ぎ見る存在であった先生方からも手紙を頂いたり，学会の年報に書評が掲載されたことにより，研究者として末席に加えて頂いたことを実感している。また，忙しい中を快くインタビューに応じて頂いた方々に少しなりとも恩返しができたと思っている。所蔵図書館が増えていることも楽しみの1つである。

(2) 研究の継続

研究活動を進める中で，地元である浜松地域の社会人院生や実務家と知り合う機会が増えた。彼らと，2004年に「東海マネジメント研究会」を立ち上げた。その目的は，「諸産業および研究領域における課題を取り上げ，各視点による議論を通してその解決の一助となる提言を行うこと」である。会の発足以来，毎月1回の定例研究会とともに，各種セミナーの講師，学会・論文発表，調査研究受託などを積極的に行っている。これらの活動と研究成果を踏まえて，研究発表会を3回開催した。名古屋の2回の発表会には，コメンテーターとして十名教授に参加して頂いた。08年にNPO法人として新たな段階に到達した研究会は，活動実績と新たな会員の参加により，当地域における存在感を増している。

(3) 株式会社クリエイティブ・システムの現在

筆者が大学院に進んだ2001年に設立された株式会社クリエイティブ・システム（旧有限会社クリエイティブ・システム）は，順調な成長を維持してきた。第1期（2002年5月期）の売上2億9800万円，経常利益2700万円に対して，第7期（2008年5月期）は売上5億2000万円，経常利益9800万円に達した。これも，経営理念である「お客様の喜びを追求する　パートナーの喜びを追求する　社

員の喜びを追求する」を社員一同が実践してきた結果である。また，成功要因の一部は，筆者が大学院で身につけた知識を投入したことにある，と自負している。現在は，08年秋に顕著となった世界的な不況の影響により楽観できない経営環境であるが，借入金および振出手形はなく，内部留保は充分に維持している。現在を「創造的破壊」の時期であると捉えて，さらなる発展を目標にしている。

Ⅴ　おわりに

博士号を授与された時に，十名教授から次の言葉を贈られた。「博士号は研究者としてのパスポートであり，出発地点に過ぎない。それを手にして，どのような道を，どこまで到達するのかは，今後の努力次第である」と。それまで，筆者は博士号を授与されたら，このような苦しい生活に終止符を打つつもりであった。しかし，実際には現在の方が研究に打ち込む必要性を感じている。博士として，十名ゼミ出身者として，社会の評価に耐え得る研究の継続と実務において能力を発揮する義務があると考えている。

私事ながら，筆者の妻は現代美術のアーティストであり，グラフィック・デザイナーでもある。筆者に影響されて，彼女自身が大学院で学ぶことを決意した。幸にも，2009年春に修士号を得ることができた。拙著のカバーは彼女のデザインである。このように，周囲へ刺激を与えて人間関係が深まることも大学院での学びの恩恵である。

Ⅵ　主要研究業績・略歴

「中小企業における技術革新の導入課程と経営戦略―マシニングセンタの導入を中心として－」『新連携時代の中小企業（日本中小企業学会論集25号）』同友館，2006年。

「国際経営」坂本光司編『キーワードで読む経営学』同友館，2007年。

『工作機械産業と企業経営―なぜ日本のマシニングセンタは強いのか―』晃洋書房，2008年。

「工業発展と技術の地下水脈」『名古屋学院大学総合研究所論集』第45巻4号，2009年。

＜略歴＞

2007年　名古屋学院大学大学院博士課程修了博士（経営学）

現在，株式会社クリエイティブ・システム取締役部長

NPO法人東海マネジメント研究会理事長

（ふじた　やすまさ　社会人研究者）



当日の会場の様子

現場に学ぶ鉄鋼流通研究の新次元



OHTA Kuniaki
太田　国明

Ⅰ　はじめに

企業間競争が厳しさを増すなか，現場ではプロフェショナルな人材が必要になっています。生産現場を貫くことのできるプロフェッショナルが育たねば，企業は競争を勝ち抜けなくなっているのです。どんな仕事でも年齢が上がれば，スキルの陳腐化，人脈の陳腐化というリスクを負うようになり，体力の低下も避け難くなります。プロフェッショナルであるためには，こうした障壁を超える力が必要となります。

リーマンショックから1年余経過し，経済が混迷する現在，人材雇用を取り巻く環境についても著しく変化しています。しかし，そんな中にあっても優秀な人材は確実にキャリアアップを図っているのも事実です。優秀な人材の確保とキャリアアップについて，企業はもちろん一個人にとっても社会人大学院（働きつつ学ぶ）は，リアルな選択の一つです。特に，企業に所属しているスペシャリスト兼クリエータのような人材にはなおさらと思います。産業界におけるスーパープレイヤーの育成という目的意識のはっきりした場が必要です。又，純然たる先端技術が現実的な経営と出会うフィールドに技術の分かる経営者，経営の分かる技術者として幅広い視野と見識を持った高度の技術経営のプロフェッショナルを育成し，イノベーションを創出する場が必要です。そうした場として考えられるのが，社会人大学院です。

このような見地から私が選択した社会人大学院，そこでの学びと研究への挑戦を振り返りたいと思います。

Ⅱ　社会人大学院での学び

社会人が大学院進学を考える時に，2つの方向性が考えらます。一つは，現在の仕事の延長線上で，可能性を広げることです。つまり転職も視野に入れたキャリアアップを目指すものです。MBAを代表として，社会科学系大学院への進学はこの色彩が強いと思います。

もう一方は，大学院を経由することで，全くのキャリアチェンジを果たす方向があります。未修者を本来の対象とする3年制の法科大学院などは，その意味合いが強いと思われます。大学院入学がスタートライン，というのは，極めて社会人とって都合がいいということです。つまり社会人にとって，ゼロからのキャリアチェンジまでも可能にする教育機関，人生リセッション装置なのです。大学院はライフロングに，人を変える事ができます。

土，日開講の社会人大学院の目的は，「高度な知識を持った職業人の養成」にあり，名古屋学院大学大学院の特徴もそこにあるといえます。

課程は，「博士前期」（＝「修士」）と「博士後

期」からなっています。博士前期課程（修士課程）を修了すると修士号が得られます。私の在籍した修士課程での論文指導は，個別指導でした。博士課程に進学するにあたっても，指導教授の目星がついていて，その延長線上で研究が続けられるのは強い安心感でした。博士後期で研究を続けることは，研究者への登竜門を意味しますが，社会人の全てがその志向を持っているとは限りません。

社会人になっても，よく「勉強が必要だ」と上司や先輩からいわれ，「勉強してます」という言葉もよく聞きます。しかし，その「勉強」とは，単に仕事上の要領を覚えることだったり，お稽古ごと程度の語学スクール通い，または単なる読書にとどまっていることが少なくありません。

本来，勉強といのは，よほどの才能がなければ独学には限りがありますし，まともな先生につかなければ伸びも期待できません。社会人になると，勉強環境は決してよくありませんが，社会人こそまともな学校で勉強する機会が望ましいと考えます。その意味でも，大学院というのは実効性の高い存在であると思います。

主に，私についての話ではありますが，大学院の修士課程の修了要件単位は，おおむね30単位＋αくらいであったと思います。修士論文やファイナルペーパーがおよそ8単位くらいで，この分は論文指導の別枠（講義と言うよりは自宅での作業が多く），指導は「途中経過報告とアドバイス」であったと思います。

社会人大学院生にとってクリアすべきは，次のような諸制約をいかに克服するかにあります。まず時間的制約，そして地理的な制約，学費（お金）の制約，回りの理解を得る必要があるという制約等です。その点から考えた場合，便利な都心にある本大学院の「さかえサテライトシステム」は大いに助かりました。

次に私の働きつつ学ぶ現場研究のひとつの概略を述べて見たいと思います。それは博士論文を例に取り紹介させて頂きます。

Ⅲ　博士論文の趣旨と背景

2001年5月に提出した本論文の趣旨は，次の2点にありました。

一つには，我が国，鉄鋼流通機構の生成と発展を研究することにより，鉄鋼メーカーと自動車メーカー及びその周辺の部品メーカー（以降「自動車メーカー」と略称）の中間に位置し（これまで研究されていなかった）コイルセンターの役割と機能は何かを解明することです。

二つには，コイルセンターの海外戦略がどのようにあるべきかを解明し，国内競争のみならず，国際競争の場における経済優位性を解明することにあります。バブル経済崩壊後の長期に亘る不況の下，各企業のコスト削減は物流コストにも及んで鉄鋼流通業界にも再編の動きが急激なものとなり，他方ではグローバル化の下，自動車メーカーの海外生産への急激なシフトが起こっていました。本研究は，モデルを豊田スチールセンター（TSC）と，その関わりの強いトヨタ自動車とし，物流加工センターから鉄鋼ロジスティクスセンターへの新たなマーケティング活動が何であるかを展望しようとしたものです。

鉄鋼流通における大きな問題点は，供給側の鉄鋼メーカーの特徴である装置型産業ゆえの大ロットで大量生産の供給（プッシュ型）と，消費側（労働集約型産業）の必要なものを必要な時に必要なだけ使う（プル型）という，需給ギャップです。その間にあって，鉄鋼商社と物流・加工を担っているのがコイルセンターです。しかし，バブル経済崩壊以降の長期に亘る不況ならびに生産工場の海外進出よる産業の空洞化は，国内産業の合理化・再編を迫り，鉄鋼流通業界も大きく変化しようとしていました。コイルセンターも，従来の鉄鋼メーカー・鉄鋼商社主導から，鉄鋼流通をグローバルな視点から合理化に寄与し機能していく方向へ脱皮させることが望まれていたのです。それには，第一に加工技術の革新，第二に物流技術の革新，第三に情報技術の革新と駆使，が必要であ

ると考えました。

コイルセンターは，鉄鋼流通機構の中間にあって大きな役割を果たしています。しかし，鉄鋼流通の研究はなされてきたもののコイルセンターは空白の部分でした。そこで，機能，歴史的制約条件などを多角的に考察することで，今後の展望を論じました。

当初，博士論文は，主論文「インドにおける地方財閥の研究と外資の提携について―トヨタ自動車とキスロスカル財閥との提携を中心とした分析―」，副論文「コイルセンター経営のグローバリゼージョン　―コイルセンターのシステム変革の課題とマーケティングおよび再編の研究―」の2本立てで提出しました。

ところが，当時の論文審査委員の教授方から主論文よりも副論文の方が上回るとの評価を頂き，副論文を提出論文に切り替えることになりました。その背景には，主論文を推される指導教授と，主論文には問題点ありとみる審査委員の教授方との大きな議論がありました。そこで，十名教授より提出論文の切り替えのご提案をいただき，博士論文として日の目を見ることになりました。副論文の作成に当たっては，鉄鋼産業研究をご専門とされる十名教授からアドバイスをいただいた経緯があります。その際，当時の社内同僚や後輩（本大学院で学んでいた）達も臨席するなど支援してくれました。

これにより，本大学院の課程博士の第1号としての名誉を授与されることになりました。

第1号の生みの苦しみと申しましょうか，関係された先生方はじめ関係者の方々に，改めてこの紙面をお借りして感謝の念を心より述べさせて頂きます。

Ⅳ　単著出版とそのインパクト

2002年9月，博士論文を一冊の本として刊行することが出来ました。本当にこれで良かったのかと心配なところも数々ありましたが，業界内では大きな拍手でもって受け入れて頂き，鉄鋼メーカー関係者からも温かい激励を賜り，そしてユーザーからも大いなる拍手を頂きました。

ビジネスモデルの漏洩だとか，やっかみや嫉妬に似た場面も少なくありませんでしたが，今もっては大いに有り難いことと感謝しています。何よりもまして，企業内で働く現場の社員一人一人が改めて使命感を自覚してくれたこと，そして働く喜びとプライドを持ってくれたことが大きな財産となりました。又，新入社員教育や中堅社員教育用の教材として活用され，内定者には事前教育資料としても使われています。

企業は永遠であり発展し続けてくれなくてはならないので，その観点からも第2版は新たにコイルセンターのグローバル化による再編の実情を踏まえ加筆しました。そして05年から07年にかけ自動車メーカーとともに，現場の直接の責任者として世界6拠点（中国（天津，広州），オーストラリア，南ア，テキサス，タイ）へのブランク工場立ち上げに関わりました。コイルセンターとしての役割分担として，TPS（トヨタ生産方式）を基に，ユーザーへのサプライヤー化を進めるべく技術力，人材育成とともに機能拡大を図りました。その体験と知見を第3版にまとめて出版しました。

しかし，まだまだ課題も多く残っています。例えば，生産管理－生産計画，物流計画，材料取り合わせ（板取）－などは，明解になっていないと考えています。そして，何よりも現段階おける大きな課題として鉄鋼メーカーとユーザー間の関係がありますが，両者の関係がこれほど声高に言われている時期も有りません。これについては，小論としてまとめてありますが，第4，5版の出版に繋げていけたらと考えています。

Ⅴ　おわりに

長年にわたり，コイルセンターの一員として仕事に携わってきた者として，自身の四半世紀を整理することが出来たと考えています。

コイルセンターは鉄鋼流通の中で，縁の下の力持ち的存在であり，戦後成立した新しい産業分野のゆえに知名度があるとは言い難いものがあります。しかし，戦後工業立国として発展してきたわが国において，素材産業としての鉄鋼業と発展の尖兵となった自動車を中心とする耐久消費財製造業の間にあって，重要な役割を果たしたことを多角的に検証できたと考えています。

Ⅵ　主要研究業績・略歴

『鉄鋼流通の新次元－コイルセンターのグローバル化』2002年（初版），2007年（第3版）。

「専門商社論―自動車用鋼板の流通のしくみ―」羽路他編『商学概論』晃洋書房，2000年。

「インド経済の考察―自動車・鉄鋼産業を中心に―」梅津他編『21世紀アジアの産業と企業経営』白桃書房，2001年。

＜略歴＞

1968年　国学院大学経済学部経済学科卒業

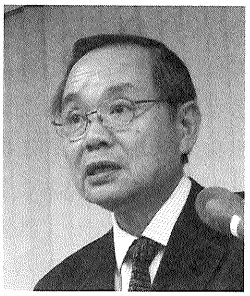
1968年　豊田スチールセンター（株）入社
営業部長，取締役などを経し，常務取締役，代表取締役専務に就任

2001年　名古屋学院大学大学院経済経営科博士後期課程修了
経営学博士（名古屋学院大学）

2007年　豊田スチールセンター（株）退社，現在太平工業（株）産業プラント事業部顧問

（おおた　くにあき　社会人研究者）

“働きつつ学ぶ”現場研究へのチャレンジ
―経営実践をふまえた中国巨大市場研究の新展開―



IHARA Takahumi
庵原　孝文

Ⅰ　“働きつつ学び研究する”視点からの45年間の回顧

(1) 金融マンとして国際部門への道を歩む（30代）

大学のゼミでは金融論を選択したこともあって地元の銀行に就職した。20代は，一般の銀行員が経験する，預金業務・融資業務・渉外業務などを一通り経験した。しかし，筆者の銀行員としての生活は，30代に入ってから大きな転機を迎える。

すなわち，30代になった1970年頃より，日本企業の国際化・貿易の自由化が進展し，地方銀行においても国際化への対応が必要となってきた。そのような状況のなかで，筆者の銀行も，1974年外国為替業務の取り扱いを開始した。そして，1975年，筆者はその業務を担当することとなり，業務習得のため，当時，外国為替専門銀行であった東京銀行（東京外為センター）で実務研修を6ヶ月間受講した。そして，その研修終了後，名古屋の本店に戻り，外国為替業務の営業推進・体制確立にまい進した。

引き続き，1978年（当時35歳），東京銀行ニューヨーク支店で国際業務研修を6ヶ月間，現地の人達の中に入り，ローテーションによって各部門で業務を習得していく実践研修を受講した。

(2) 国際業務ビジネス分野での取り組み ＜40～50代＞

1980年代に入った当時，日本は人手不足の時代で，日本企業は労働力を求めて，東南アジア・中国へ進出する動きにあった。そうしたことから，名古屋銀行は，取引企業のニーズに応えるべく，改革開放政策が動きはじめた中国の江蘇省南通市に，1986年駐在員事務所を設立することになり，初代所長として約2年間勤務した。南通市は，1984年中国沿海開放14都市の一つに指定された江蘇省の主要都市として将来の発展が展望されていた。そして，愛知県と江蘇省が姉妹省県の関係にあったこともあり，名古屋銀行は，最初の海外拠点として南通市に進出した。したがって，主要な業務は，日本企業の中国への進出をサポートすることであった。

帰国後，1993年～2000年の7年間，国際部長として，ニューヨーク・シンガポール・上海の拠点設立にも携わった。中国勤務による企業の海外進出サポートの経験も活かし，日本企業の中国を中心に，東南アジア・米国への進出の支援についても注力した。

(3) 国際業務の展開と大学での講義

1990年に入り，日本経済のバブルがはじけるなか，円高・人件費の高騰などにより，日本の企業は，東アジアを中心に海外への企業進出を進めた。特に中国は，1992年に「社会主義市場経済」を決議し，外国企業の中国進出が急増し始めた時であった。こうした背景での銀行の国際業務は，中国の南通・上海，そしてシンガポールの拠点を活用した展開をすすめることにあり，多忙を極めた。

そうした業務に携わっている中で，1997年に，名古屋学院大学は，社会人対象の大学院設立準備（1998年開講）にあたって，筆者（56才）に「中国ビジネス研究講座」講師の打診があった。筆者は，それまでは，各団体・企業からの要請によって，講演会・セミナーは，数多くお引き受けしてきた。しかし，大学院の講義は15回にわたる。そのような蓄積や準備もないまま，多忙な日常業務を行いながら講義が続けられるかという不安もあったが，行内から大学への協力要請もありお引き受けした。筆者の場合，50代後半からは，“働きながら，教えながら，学ぶ”と言う展開になっていった。

(4) 大学での講義を通しての研究課題への取り組み

2001年12月中国のWTO加盟が実現し，中国は外国企業に対して，「世界の工場」から「13億人の巨大市場」として全面開放されることになった。こうした中国のさらなる市場開放に対して，筆者は，日本企業が，この巨大市場を「市場」としていかに取り組んでいくべきかについて問題意識を強く持つようになった。

そして，その研究のファーストステップとして，名古屋学院大学論集に，以下のテーマを発表する機会をいただいた。その小論のテーマは以下のとおりである。

「中国の対外経済開放政策と日本企業進出の潮流(1)(2)」（名古屋学院大学論集 2005年）

「中国進出の日本企業が直面する課題と対応」（名古屋学院大学論集 2005年）

「日本企業の中国巨大市場への取組」（名古屋学院大学論集 2005年）

そして，これらの小論を基礎にして，約1年間かけて，2006年2月，「日本企業の中国巨大市場への取り組みに関する研究」としてまとめ上げた。筆者にとって，こうした論文体系化の取り組みは，はじめてのチャレンジであり，筆者自身疑心暗鬼の状態であった。

論文審査の先生方からのご意見は，論文として形が整っていないとの厳しい総合意見であった。これに対して，十名直喜教授からは，全体構成，記述内容を含めて取り組みに対する数々のご助言

をご教示いただいた。そこで，その後試行錯誤をかさねながら，長年にわたり収集取材した資料・写真の活用などによる創意的な洗練化に取り組んだ。

それを踏まえて，2008年8月『日本企業の中国巨大市場への展開』と題して初版の出版に到った。初版出版後，各先生方をはじめ各分野の皆様方から，貴重なる多数のご意見・ご講評を賜った。これらのご意見・ご講評のもとに，本研究の更なる深化を図り，2009年2月第2版刊行に到達した。この第2版の改訂にもとづき，十名教授をはじめ審査委員のご意見をふまえて，さらに再構成し，博士論文として提出に到ることが出来た。

Ⅱ　博士論文の概要

(1) タイトル

『日本企業の中国巨大市場への展開』

(2) 目次

序章　　―　本研究の分析視角とアプローチ
第1章　中国の対外経済開放政策と日本企業進出の潮流
第2章　進出企業が直面する課題と対応
第3章　地域経済圏発展からの市場展望
第4章　中国巨大市場の重要性と市場展開への課題
第5章　中国巨大市場のマーケティング戦略と市場特性
第6章　政治経済課題からの考察
終章　　―　総括と課題　―

(3) 本研究の特長

ⅰ．経済政策的アプローチ、市場的アプローチ、企業経営的アプローチという3つの分析視角を独自に提示したこと。
ⅱ．それらの各視角から先行研究の検討を行い、各研究の到達点と課題を明らかにすることを通して、本研究の研究課題を明確にした。
ⅲ．具体的な分析にあたっては、中国における経済政策、市場、企業経営の実態を正確にとらえるため、現地取材に基づく資料、現地アンケート調査、進出企業動向データ等の活用を重点に分析をすすめたこと。

Ⅲ　“働きつつ学ぶ現場研究”への道筋

(1) “働きつつ学ぶ現場研究”をどのよう切り拓くか

“働きつつ学ぶ現場研究”をどのよう切り拓いていくかを考えた時，筆者の経験から言えば，自分の性格にあった仕事，好きになれる仕事を担当することが第一であり，自らその方向に進めるよう努力することが重要と考える。好きなことであれば，苦痛もなく自然に打ち込んで行けることになる。そして，職場の中で，他の人より得意分野・専門性をもつことになり，それによって自分の道が拓かれ，“学ぶべきこと”が自然に浮上し，学ぶ意欲がわいてくるものと考える。

(2) “働きつつ”のハンディキャップをいかに乗り越えるか

“働きつつ学ぶ”には，会社の理解が得られるかどうかである。現在の会社の中で引き続き勤務しながら，社会人大学で学ぶということであれば，その学ぶことが，会社の業務に貢献し，反映できることが重要であろう。

時間の問題であるが，残業・出張もあるであろうし，一日勤務して，夜学ぶことは体力的にも大変である。筆者も働きながら，講義を担当し，研究課題にも取り組んできた。自宅での講義の準備，研究課題の取り組みと時間の確保をいかに作るかである。おつきあいでお酒を飲んだ時は，早く寝て翌朝4時過ぎに起きて，出勤時間まで取り組んだこともあり，その方が効率は良かった。研究課

題について，就寝中にひょいとよい考え・表現が浮かぶこともあり，枕元にメモを置いておき，書きとめておくこともあった。

熊本大学大森不二雄教授は，社会人大学院の限界について，「大学院での学修成果や学位が企業にあまり評価されない，処遇にいかされない，という現実がたちはだかっている」（「雇用・教育一体改革いまこそ」，日本経済新聞09.10.23）とし，教育・雇用システム一体改革の必要性を述べている。“働きつつ”のハンディキャップを乗り越えていけるような，経済社会の雇用体制を構築していくことも重要であろう。

(3) 社会人としての取り組みの意義と課題

社会人は，現場での実践者であり，自身の経験のなかから研究課題を見出せれば，活きたテーマになる。筆者の場合も，中国での駐在経験，その後の国際部門での経験に基づいて，研究課題を取り組むことが出来た。その面から，社会人の経験・特色を活かした新たな角度からの研究成果を創出することが期待される。

ただ，論文の場合，先行研究業績を精査分析し，自分なりの独自の考え・アイデアをまず出さなければならない。社会人はそうした分析に慣れていないことから，これらの分析にかなりの時間を要し壁にもぶつかる。そして，学術論文として，独創的かつ論理的にいかに組み立て纏め上げていくかが大きな課題である。“働きつつ”一歩一歩忍耐強くチャレンジし，登りつめていかなければならない。登山と同じである。

Ⅳ　主要研究業績・略歴

「東アジアの通貨不安と香港・中国」（名古屋学院大学中国事情研究会1997年）

「中国のWTO加盟とその影響」（インフォメイトNAGOYA2000年）

フォトエッセー『源遠流長』（中日新聞出版局2002年）

「中国の政治民主化への動きと展望」（中部経済新聞2007年）

『日本企業の中国巨大市場への展開』（三恵社2008年）

〈略歴〉

1965年　南山大学経済学部卒業、名古屋銀行入行
1986～88年　同行南通駐在員事務所所長（中国江蘇省南通市）
1993年　同行国際部長、1996年　同行取締役国際部長（2000年退職）
2005年㈱ナイス取締役社長、同社中国現地法人名南軟件（有）董事長（2008年退職）
1998～2001年　名古屋学院大学大学院非常勤講師
2002～2007年　同大学大学院客員教授、2008年～現在　同大学非常勤講師

（いはら　たかふみ　所員　名古屋学院大学）

投稿論文

ガンス「普遍法史Universalrechts-geschichte」の生成とその特徴
—ユダヤ人解放政策とナショナリズムのはざまで—

エドゥアルト・ガンス（1797～1839年）の「普遍法史Universal rechts-geschichte」とは何か。この問いに答えるため，ユダヤ人ガンスを取り巻く社会的政治的情勢，つまりユダヤ人解放政策の停滞とナショナリズムの高揚という情勢の下で，彼の普遍法史がいかなる過程で生成され，いかなる特徴を有したのかを検証することが本稿の目的である。

MATOBA Kaori
的場かおり

Ⅰ　はじめに

ガンスは「哲学的法学派」，「哲学的法学者」などと称される[1)]。これは，彼がヘーゲル哲学を法学分野に本格的に転用・発展させたことに加え，歴史法学派やその祖サヴィニーとの対立が意識されてのことである。かような学問的背景をもつガンスは，あらゆる時代や国，民族の法の比較を基礎に置く「普遍法史」を確立する。

彼が生きた19世紀前半は，ナポレオン戦争での敗北や神聖ローマ帝国の終焉を機に近代化が喫緊の課題とされる一方，他方ではナショナリズムが高揚する時期でもあった。しかしウィーン体制下で自由主義や改革路線が抑圧され，進展しつつあったユダヤ人解放政策も大きな転換点を迎えた。この激動期に法学者としてのキャリアをスタートさせるユダヤ人ガンスの法学観もまた，これらの時代背景と無関係には成立しない。

ガンス研究は従来，歴史法学派サヴィニーらとの対立という法学史的観点，あるいはヘーゲルの後継者という法哲学的関心に拠るものが多かった[2)]。そのなかで本稿は，特にナショナリズムとの関連を切り口に，若きガンスの法学観の生成に迫ろうとするものである。それゆえ本稿の目的は，彼が法学者の道を切り拓こうと奮闘する1820年代前半までを対象に，普遍法史という概念の原点や生成過程を検証することにある。まずⅡでは，彼の普遍法史の特徴を先駆者の理論との比較から明らかにし，Ⅲでは，普遍法史の生成期とナショナリズムの高揚期が重複することを踏まえ，この社会政治の情勢が普遍法史生成に与えたインパクトを考察する。

Ⅱ　ガンス「普遍法史」の理論的系譜とその特徴

そもそも普遍法史とは，世界の歴史がギリシア，ユダヤ，キリスト教的精神と一致しない，すなわちヨーロッパに限定されないという普遍史概念を法史研究に適用したものであり，法の歴史がもはやローマ法やゲルマン法に限定されないことを意味する[3)]。以下では，ガンスの普遍法史がいかなる特徴を有するのかを検証しよう。

(1) 普遍法史とガンス

ガンスは1827年から39年までベルリン大学において，すべての時代，すべての民族の法を扱う「普遍法史」と冠する講義を行った[4)]。ここで展開される普遍法史はすでに24年の『世界史的発展における相続法』（以下，『相続法』と略す）第1巻[5)]

で定義されている。「法史は，それが単に抽象概念だけを内容とすることを意図しない限りにおいて，必然的にその時代における法概念の発展の全体性を自己の内に捉えており，それゆえに法史は同じく必然的に普遍法史」であるため，法史は普遍的なものになるよう，それ自身を全体性へと昇華するよう求められる，と。また，彼の普遍法史が特に「哲学」と「比較」を重んじることは，「比較法史，それは全体と精神へとつながるものであり，すべての民族精神を捉えるものであり，それはもはや民族精神の無制約な重要性を，個々の概念にいたることのない部分性に置き換えることはできない」，「法史は，いかなる民族にも，そしていかなる時代にも，唯一の重要性を認めるものではない」[6]という部分を引けば明白であろう。

(2) 理論的系譜

では次に，ガンスの普遍法史の重要なファクターである「比較」と「哲学」の理論的系譜を明らかにしよう。以下では，彼が普遍法史構築に功績ある人物として挙げるモンテスキュー，フォイエルバッハ，ティボーに加え，ヘーゲルの理論と，ガンスの普遍法史との連関を考察する。

彼のモンテスキュー研究はハイデルベルク大学時代（18～19年）に確認できる[7]。モンテスキューの普遍史的比較は古代から現在まで，そしてヨーロッパからアジア，アフリカまでの法を包括的に考察した『法の精神』に結実する。ガンスは「ある民族の立法はそれ自身のために存在する絶対的なものではなく，当該民族一般の生活から把握された一つの契機にすぎない」と考え，「ある民族と時代にそのように狭く限定することは満足できるものではなく，ただ歴史の全体性においてのみその根拠を，そしてすべての個々の民族と時代の必然性を見出」したモンテスキューを，「法学における普遍的議論の創造者」と呼ぶ[8]。ガンスは，一つの民族や法という制約を超え，複数の民族や法の比較から普遍性を導き出す手法を評価し，「進むべき道はモンテスキューが進んだ道以外にない」とまで述べている。ここに，ガンスの「比較」へと続く流れが確認できる。

次に，フォイエルバッハの普遍法律学Univeral-Jurisprudenzを検討しよう。この法律学は，包括性・広範性を欠く閉鎖的なドイツ法律学，現実的経験を喪失した法律学が招く立法活動の貧困に対する批判から生まれた[9]。彼は『ドイツ法学の展望』において「あらゆる時代と国家における類似した国民ならびに異質の国民のもつ法律と法慣習を比較することで普遍法律学が誕生する」と論じ，この法律学に，真に包括的で生活に欠かせない法律哲学の最も豊かな源を見出した[10]。ヨーロッパ的理性のみに立脚する従来の立法，つまり比較に基づく経験的なデータを用いない立法は非現実的であり，立法者は立法の本質を認識するためにあらゆる立法の歴史を知るべきであると説き，その意味で普遍法律学は立法者を拘束し導く規則の学問に他ならないと位置づけた[11]。こうしてフォイエルバッハは「比較」と「経験」に基づく普遍法律学を打ち立てたのである。

だがハイデルベルク時代の師ティボーの影響は絶大であった。このことは，前述した普遍法史の定義が「限られた視野のもとに，一つの民族の歴史に拠り所を求め，その民族の歴史からあらゆる些事を狭量に摘み取り，そしてその微細学によってあれやこれやを論ずる一人の偉大な実務家の博士論文などは，命をよみがえらせる真の法史ではない」，「私たちの法史が真に実践的なものとなるためには，新旧含めあらゆる他の諸民族の立法を大いにそして精力的に把握しなければならない」というティボーの引用[12]で始まることからも明らかである。二人の基盤には，巨匠と崇めるローマ人やその後継民族の法研究に専心し，眼前の立法作業に消極的な歴史法学派への批判があった[13]。

最後に，ガンスとヘーゲルの学問的関係については改めて論じるまでもない[14]。ここでは，ガンスの普遍法史の基礎をなしたヘーゲルの世界史観に焦点を絞ってその関係を考察する。ヘーゲルは19／20年の法哲学講義で世界史に言及し[15]，22／23年以降は独立した分野として世界史を扱った[16]。彼は，理性が世界を支配し，世界の歴史も理性的に進行すると確信し，世界精神の理性的で絶対的

な歩みとしての世界史を構想する[17]。この世界精神は，特殊で有限な民族精神を弁証法的に考察することで，それらを超越する即自かつ対自的な普遍的，無制約な精神として現れる（『法哲学綱要』33，339，340節）[18]。また，一つの民族精神の考究で満足するのではなく複数の民族精神を扱うヘーゲルの手法は「比較」のファクターを，また，世界史を世界精神の理性的で必然的な行程とみなし歴史と哲学を切り離せない関係に置くヘーゲルの立場は「哲学」のファクターを，ガンスの普遍法史に提供した[19]。ガンス自身も世界史的立場に立つことを22年に明言し[20]，後の講義でも，「世界史は世界審判であり，（中略）人類が倫理的に完成されうる」ところであり，世界史的民族としてただ一つの民族のみが存した時代は去り今や世界には多くの民族が存在する，と説く[21]など，ガンスの基礎にはヘーゲルの世界史観があった。

モンテスキューやフォイエルバッハ，ティボーから，ガンスは「比較」，すなわち，多様な民族の法を考察する視座を獲得し，それらの発展プロセスの研究を通して絶対的な法概念を認識しようと努めた。その上で「経験」という蓄積物の収集に主眼を置くこれら従来の普遍法史を超え，ヘーゲルの影響の下で「哲学」を基礎に置いた普遍法史を新たに構築した。ヘーゲルと同様に，ガンスの普遍法史においても歴史と哲学は切り離せない関係にあったのである。しかし彼は，世界史の基盤にヨーロッパ・キリスト教を据えるヘーゲルとは一線を画した普遍法史を構想する。ここでキーとなる「普遍」概念については次章で検討を加えることにしよう。

Ⅲ　ユダヤ人ガンスと「普遍法史」

ガンスの普遍法史の理論的背景が明らかになった今，なぜ彼は「普遍」に立脚する，もしくは立脚せねばならなかったのかという問題が残された。まさにこの「普遍」に彼の普遍法史の特徴があり彼独自の発想が現れると考えられる以上，きわめて重要な問題である。この問題の解明にあたり，以下ではユダヤ人という属性が「普遍」への立脚に深く関与したという筆者の仮説を検証したい。

(1) ユダヤ人解放政策

啓蒙思想やフランスでのユダヤ人解放の影響を受け，18世紀末から19世紀初頭にはドイツ諸ラントもユダヤ人解放政策に着手する。プロイセンは1812年「プロイセン国におけるユダヤ人の市民状態に関する勅令」（以下，12年勅令と記す）[22]を出し，ユダヤ人をキリスト教徒と同等の公民へと昇格させた。ユダヤ人はゲマインデに対する市民としての義務に加え，徴兵義務を負う（15，16条）[23]一方，7条はユダヤ人にキリスト教徒と同じ義務と権利を認め，8条は，ふさわしい能力を有すれば，大学の教授ならびに学校官吏，ゲマインデ官吏に就任できると定めた。左記以外の公職への就任については保留され（9条），これに関する法律の整備は遅れた[24]。しかしこれらの権利付与の前提として，姓を変えるというユダヤ人の習慣を改めること，商業や法律に関わる書類にはドイツ語を使用することが要件とされた（2，3条）ことは看過できない。

だがこの勅令も解放戦争後は行き詰まる。ウィーン体制下で自由主義的な思想や政策が停滞したこと，プロイセンがキリスト教原理に拠って革命防止を目指す神聖同盟に加わったこと，そして，解放戦争のために一人でも多くの国民を創出するツールとして利用されたナショナリズムが戦後はユダヤ人排斥に向かったことが主な原因である。ヴァルトブルク祭やヘップヘップ暴動[25]では，独自の民族性と文化をもち「国家のなかに国家を作る」と考えられたユダヤ人への反感が噴出した。16年には政府内でも12年勅令の撤回が議論され，その後も保守的なエリート層を中心に，国家の権威はキリスト教教義に基づき行使されるべきだという主張が強まるなど[26]，ユダヤ人の公職就任に否定的な情勢が形成された。

(2) ガンスの「ヨーロッパ」観

若きガンスを理解する上で欠かせないのがユダ

ヤ人文化学術協会[27]である。というのも，彼が協会の設立・運営に精力的に取り組む時期と，法学者としてキャリアを積もうと奮闘する時期が一致するためである。そこで本稿では，彼がユダヤ人と彼らを取り巻く世界との関係をどう捉えたのかという問題に焦点を絞ってこの協会を扱うことにする[28]。なぜならば，彼が協会活動を通して構築したユダヤ観，ヨーロッパ観が，後に確立する普遍法史の基礎をなすからである。

ガンスは当初，ユダヤ人の状況改善のための同志の獲得，ユダヤ人のための植民地や労働所，孤児院の設立，ラビニズムの根本的な破壊と純粋なユダヤ教への回帰を協会の目的と謳った[29]が，会長就任後は，信条や習俗，思考・生活様式に関してヨーロッパ市民と隔たるユダヤ人を普遍的な精神改造という方法で根絶すること，ユダヤ人と他の民族との対立を解消することをその使命と明言する[30]。

ガンスはヨーロッパ世界でのユダヤ人排斥の原因を，両者が互いに異質なものとして対立してきたことに見出す。この異質なユダヤ様式が形成されたのは，ユダヤ人が何百年もの間ヨーロッパ・キリスト教という世界史の外で第二の歴史を営む他なかったからであり，それゆえ，ユダヤ人が「制約性を帯びた沼のような小川から開かれた世界史という大海」に出ていく，つまりヨーロッパ世界と融合Verschmelzungすることで対立は解消すると説いた[31]。

次に，ユダヤ人が融合すべきヨーロッパとは何であろうか。ガンスによれば，ヨーロッパは多様な肢体をもつ一個の有機体である。確かに各肢体は個別の生命を有するが，それらが生存できるのは有機的な全体のなかにおいてのみである，別言すれば，今日のヨーロッパの特色は豊富に個別なものが存在しうることにある[32]。ヨーロッパ人は市民社会の多様な身分から自分の身分を選択する自由をもち，この自由こそヨーロッパの生命であると高く評価する。それゆえ，ヨーロッパ世界へのユダヤ人の融合は世界史の展開がもたらす真の勝利とみなされた。つまり，彼はユダヤ教の消滅を意図するのではなく，ユダヤ教を「ヨーロッパという大海のなかにある嵐」に例え，ユダヤ教はその大海の一部であるべきだと説くのである[33]。こうして，排他的で孤立した学問を思考する頑迷なラビや，ヨーロッパとは異質な世界観を唱える従来のユダヤ教は弾劾される。この点において彼の宗教観にも留意すべきである。ユダヤ人はあらゆる事柄を宗教の立場から観察し宗教となじませると理解するガンスは，宗教はその地位を明瞭で純粋な理性に明け渡し，理性に支配させねばならないと主張し，その意味で自らの試みを「アンチ宗教」と明言した[34]。それは，公的な領域からの宗教の追放を目指す試みに他ならない。

以上のように，ガンスはユダヤ人に，一方的にヨーロッパ世界に埋没し自己を消去するという消極的溶解ではなく，ヨーロッパという有機体の一肢体としてその総体のなかに生き，肢体として役割を果たすことを求めた。協会で「ユダヤ人とは何か」，「なぜユダヤ人は排斥されるのか」という本質的な問題に取り組むことで，彼はユダヤ人・ユダヤ教を超えて，総体としてのヨーロッパ世界，すなわち世界史に到達したのである。

(3) 12年勅令の解釈をめぐる対立

ヨーロッパ世界に達したガンスに，いよいよ普遍法史理論を完成させる契機が訪れる。それはベルリン大学法学部との人事紛争である。博士号と『ローマ債権法』を携えベルリンに戻ったガンスは大学に職を求めるが，法学部がそれを拒否したためにこの紛争は勃発した。

法学部による反対の論拠は次の4点である[35]。第一に，彼の業績は学問的成果に乏しく，12年勅令8条の求める「ふさわしい能力」を欠くという判断である[36]。第二に，慣習的に判決教授団Spruchkollegiumの機能を担ってきた法学部のスタッフには裁判官としての役割が求められるため，ユダヤ人教授は不適切とされた。ユダヤ人の裁判官への任官に関する法律が未整備であったことは上述したとおりである。第三に，キリスト教会の法命題の集積であるカノン法の教授はユダヤ人には不可能である，そして第四に，ユダヤ人を員外

教授に就かせるには国王の裁可を要する，という内容であった。

これらの反対根拠が勅令の解釈の相違だけでなく，宗教的な理由にも拠ることは明白である[37]。まず法学部の首領サヴィニーの反ユダヤ的な態度は，彼がキリスト教的ドイツ談話会Christlich-deutsche Tischgesellschaftの会員であることからも容易に説明できる[38]。「キリスト教徒として生を受けた」ことが会員資格に要求されるように，この会は反ユダヤ的な特色を有した。またこの紛争を所管する文部大臣アルテンシュタインも，ユダヤ人とそれ以外の国民の法的区別を是とし[39]，ガンスの宗教が私講師就任のネックになったと発言している[40]。紛争のキー人物たる二人の態度からも宗教的理由の根深さは十分にうかがえる。

ここからはガンスの反論[41]を検証しよう。第一点については，ローマ法分野における業績『ローマ債権法』，『ガイウス註釈』を挙げ，これらに対するミューレンブルフの肯定的な評価を示唆しながら，十分な能力を備えていることを強調する[42]。

次に，第二点については，12年勅令8条はユダヤ人に大学での教職への就任を保障していると反論する。これまでのドイツでも[43]，現在のフランスやベルギーなど他国でも，ユダヤ人が大学教授に就任している事実を列挙し，ユダヤ人排除の不合理性を指摘する。この主張を支援したのが宰相ハルデンベルクであり，彼は勅令の起草者の一人として立法者意思に沿った法解釈を要求する[44]。「啓蒙的で慎重，かつ誠実なキリスト教徒」である起草者たちの議論では法学部の抱く疑念が登場しなかったことや，司法大臣キルヒアイゼンF. L. v. Kircheisenが勅令に副署した事実に言及し[45]，裁判官職と大学教授職とを混同して議論することをたしなめた。加えてガンス自身も，裁判官の役割を果たすつもりがないと明言することで，法学部の追及を回避しようとした。

第三のカノン法の教授について，ガンスはその能力をもちあわせているものの，そのつもりがないことを宣言する。だがそう断った上で，カノン法の教授からユダヤ人を排除する正当性がないと反論する。学問教授の場では「私はこの法命題を信じている」ことではなく「私はこの法命題を知っている」ことが求められるのであって，ひとが純粋に客体として教会の歴史に取り組めば，ここに彼独自の見解や信条が入り込む余地はない。さもなくば，キリスト教徒の教授はキリスト以前の歴史や神話学を教えられない，キリスト教徒はイスラム法を学び著すことが許されないことになると指摘し，法学部の見解の矛盾を突いた。

その後も両者の溝は埋まらず膠着状態が続いた。これに終止符を打ったのがいみじくも法学部が挙げた第四点，すなわち22年の国王の政令[46]であった。この政令は12年勅令7条，8条の破棄を命じ，ガンス不採用の理由は彼が職務遂行に必要な能力を有していないという関係省庁の判断に拠ると結論づけた。

この人事紛争では，法学教授に相応の能力がないとの理由のみで拒否できたにもかかわらず，法学部や文部大臣が宗教的な理由に言及した点に，ユダヤ問題の根深さ，解放政策への露骨な反動が確認できる。より正確にいえば，この時期のユダヤ問題の重点はユダヤ人という民族的な差別より，ユダヤ教という宗教に基づく差別に置かれていた[47]。その意味でこの紛争は，法学という学問の教授にユダヤ教徒が適さないことを理論的に正当化するための舞台を提供し，12年勅令の真髄たるユダヤ教徒とキリスト教徒の同権は理論的にも現実的にも不可能であることを公言したといえよう。

一方でガンスの普遍法史構想との関連で注目すべきは，この論争のなかで彼が表明した教授科目に関する決意であり，これがより一層彼を普遍法史に向かわせることになったと考えられる。すなわち，キリスト教に関わる法を教えないと明言する一方で，彼は法史学，とりわけヒンドゥー，ペルシア，アラブなどの法を教授する希望を宣明したのである[48]。そしてこの宣明を裏づけるように，それまではローマ法を研究対象にしていたガンスがユダヤ人に関する立法やモーゼ，タルムードの法を論ずるようになったことがこの時期に執筆された論文からも確認でき，これらの成果は普遍法

史を扱う『相続法』に所収された[49]。こうしてユダヤ人として苦境に立たされたガンスは，ヨーロッパ・キリスト教的なものをも超えた普遍的な歴史，法学へと関心を移していった。

ガンスはユダヤ世界からヨーロッパ世界へ，そしてさらに歩を進めて，ヨーロッパ以外の地域や国をも包括した普遍法史という新たな世界史を構想し，そのなかで学問を展開しようと試みた。これはもちろん，扱う時代や素材において限定的であった歴史法学派に対するアンチテーゼであったことはいうまでもない。しかしその出発点には，普遍という立場をとる，あるいはとらざるをえないユダヤ人ガンスを取り巻く環境があったことは看過できない。つまり，彼の普遍法史はユダヤ人解放政策の動向や反ユダヤ主義と結びついたナショナリズム，反動政治と切り離しては成立を見なかったのである。

Ⅳ　おわりに

ガンスの急逝により彼の普遍法史は未完となったが，その骨格は1820年代半ばまでに完成を見ている。本稿ではまず，彼の普遍法史の理論的原点を探り，その特徴を考察した。そこでは「比較」と「哲学」を基盤に据えつつ，ユダヤ世界を超えヨーロッパ世界をも相対化する世界史が構想されていたことが明らかとなった。

この普遍法史構想の生成は当時の政治的社会的状況，すなわち，ナショナリズムの高揚と反動的な政治体制の確立，そしてそれに呼応するユダヤ人解放政策の行き詰まりに呼応していた。本稿では，ユダヤという属性に正面から取り組むきっかけを与えたユダヤ人文化学術協会での活動，そしてローマ法から多様な法とその比較へと研究対象を拡げる契機となった人事紛争の検証を通じて，彼の普遍法史の成立過程を明らかにした。ユダヤ人としてキャリアを切り拓こうとするなかで，彼はユダヤという枠を，そしてヨーロッパ・キリスト教という枠をも相対化する新たな舞台を必要としたのである。

25年に改宗したガンスは26年にベルリン大学法学部員外教授に，28年には正教授に任じられる。本稿で扱った生成期に続く，この後半の普遍法史の展開・実践を検証することは今後の筆者の課題であり，彼の普遍法史が当時の法学界でいかなる射程をもちえたのかが明らかにされねばならない。またガンスは，政治的な法学者であった[50]と評されるように，国家政策や立法政策に強い関心を示した。とりわけ彼の普遍法史が立脚する「比較」は当時の立法課題に「経験」という側面から寄与しうる重要なファクターである。その彼の普遍法史が法学界のみならず立法政策に対していかなるインパクトをもったのかという問題についても，稿を改めて論じたい。

注

1)　カントやフィヒテ，ヘーゲルの流れをくむこの学派には，ガンスの他，フォイエルバッハやティボー，ロテック，ヴェルカーらの名前が挙げられる。V. P. Gumposch, Die philosophische und theologische Literatur der Deutschen von 1400 bis um 1850, Düsseldorf 1967, S. 386 ff. und S. 390 f. 確かに「哲学的法学派」という名称は歴史法学派との対立に由来するが，互いに歴史，哲学の研究の意味を否定しあったわけではない。哲学的法学派が歴史研究を否定したわけではないことは後述する。また，サヴィニーの「哲学の放棄」の真意は別の哲学的思考の採用，哲学的思考に基づく実定法学の構築であったという耳野氏の理解は示唆に富む。耳野健二『サヴィニーの法思考』（未来社，1998年）27～77頁参照。

2)　サヴィニーとの対立に焦点を当てたJ. Braun, Judentum, Jurisprudenz und Philosophie. Bilder aus dem Leben des Juristen Eduard Gans（1797-1839），Baden-Baden 1997や堅田剛「ガンス法，あるいは白鳥と鯨鳥の物語」（『法のことば／詩のことば―ヤーコプ・グリムの思想史』御茶ノ水書房，2007年に所収），占有権論争については川崎修敬『エドゥアルト・ガンスとドイツ精神史』（風行社，2007年），ヘーゲル哲学との関係を論じたM. H. Hoffheimer, Eduard Gans and the Hegelian Philosophy of Law, Dordrecht, Boston 1995.などの先行研究がある。最近では，彼の30年代のリベラルな政治思想に着目したhrsg. von R. Blänkner, G. Göhler und N. Waszek, Eduard Gans (1797-1839). Politischer Professor zwischen Restauration und Vormärz, Leipzig 2002，また国際法分野における彼の

法理論を検証したJ. Kieselstein, Eduard Gans und das Völkerrecht, Frankfurt am Main 2009. など，ガンス研究の広がりと深化を示す業績が発表されている。ヘーゲルの弟子，法学者，ユダヤ人としての彼を理解する上で三成賢次「訳者解説」（マンフレッド・リーデル編 中村浩爾他訳『ガンス法哲学講義1832／33　自然法と普遍法史』法律文化社，2009年）は有益である。

3) E. Gans, Naturrecht und Universalgeschichte. hrsg. von M. Riedel, Stuttgart 1981, S. 14 f. この講義の翻訳は，中村浩爾他訳，前掲書を参照。

4) J. Braun, a.a.O., S. 249 ff.

5) E. Gans, Das Erbrecht in weltgeschichtlicher Entwicklung. Eine Abhandlung der Universal rechtsgeschichte, Bd. 1, Aalen 1963, S. XXXI.

6) Ebd.

7) H. G. Reissner, Eduard Gans. Ein Leben im Vormärz, Tübingen 1965, S. 57.

8) E. Gans, Naturrecht, S. 162.

9) 法典論争を舞台に，サヴィニーと関係づけながらフォイエルバッハの普遍法史の意義を論究したのが耳野健二「P・J・A・v・フォイエルバッハの『普遍法史』の構想」（耳野，前掲書，所収）である。

10) P. J. A. von Feuerbach, Blick auf die teutsche Rechtswissenschaft, in: Kleine Schriften vermischten Inhalts, Goldbach 1999, S. 163 und S. 169.

11) P. J. A. von Feuerbach, Biographischer Nachlaß, Bd. 2, Leipzig 1853, S. 394 ff.

12) A. F. J. Thibaut, Civilistische Abhandlungen, Goldbach 1997, S. 433.

13) E. Gans, Das Erbrecht, S. XX und S. XXIII f. ガンスは，ローマ人を「巨匠」と呼びうるのは所有と契約の分野においてのみであると述べ，ロマニステンの研究手法を批判する。Ebd.

14) J. Braun, a.a.O., S. 80. ヘーゲルのユダヤ観も，彼へのガンスの接近を促した一要因であろう。ヘーゲルは『法哲学綱要』270節において，国家の基礎に宗教を据える見解に疑念を投げかけ，両者の分離を主張する。彼はユダヤ人排斥者に対して「ユダヤ人が何よりも人間であることを見逃して」おり，「自分が最も愚かであること」を知らしめたと批判する一方，他方で解放を進める国家を「賢明で価値がある」と称賛する。もっともこの立場は，人間が普遍的人格として妥当するのは人間が人間であるからでありその者の信条や民族性は問わない（209節）という見解に拠っている。『法哲学綱要』の各節は，上妻精他訳『法の哲学　下巻』（岩波書店，2001年）を参考に訳出した。

15) ディーター・ヘンリッヒ編 中村浩爾他訳『ヘーゲル法哲学講義録1819／20』（法律文化社，2002年）215頁～225頁。

16) G. W. F. Hegel, Vorlesungen über die Philosophie der Weltgeschichte; hrsg. von J. Hoffmeister, Hamburg 1980.

17) 武市健人訳『歴史哲学　上巻』（岩波書店，1979年）31～34頁参照。

18) 上妻精他訳『法の哲学　上・下巻』（岩波書店，2000・01年）参照。

19) ガンスがヘーゲルの有名な命題「理性的であるものは現実的であり，現実的であるものは理性的である」を引用し普遍法史を哲学的に論ずる意味を説くことからも，この点におけるヘーゲル哲学への依拠は明白である。E. Gans, Naturrecht, S. 31.

20) ユダヤ人文化学術協会での演説は，S. Rubaschoff, Erstlinge. in: Der jüdische Wille. Heft 2, Berlin 1918, S. 110 ff.

21) E. Gans, Naturrecht, S. 107.

22) Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preußischen Staaten 1812, S. 17 ff. 勅令の基本的理念は「平等の権利，平等の義務」を唱えるハルデンベルクに加え，フランスを範にユダヤ人の同権を説くフンボルトにも拠る。T. Jaecker, Judenemanzipation und Antisemitismus im 19. Jahrhundert, 2002（www. Jaecker.com）

23) ユダヤ人と兵役義務との関係に焦点を当て解放政策を論じたフィッシャーの研究（H. Fischer, Judentum, Staat und Heer in Preußen im frühen 19. Jahrhundert, Tübingen 1968）は示唆に富む。

24) 47年の法律はようやく医学，数学，自然諸科学，地理学，言語学分野における正教授職をユダヤ人に解放したが，なおポリツァイ，行政に関わる公職就任権を認めなかった。だが三月革命後はこの内容すら有名無実となった。M. Richarz, Der Eintritt der Juden in die akademischen Berufe, Tübingen 1974, S. 166.

25) ヘップヘップ暴動は J. Katz, Die Hep-Hep-Verfolgungen des Jahres 1819, Berlin 1994. を参照。

26) J. Braun, a.a.O., S. 50 f., H. Fischer, a.a.O., S. 72 f. und M. Richarz, a.a.O., S. 165 f.

27) 協会については，H. G. Reissner, a.a.O., S. 59 ff. und J. Braun, a.a.O., S. 9 ff.

28) この問題に関しては協会内にも意見の対立があった。モーザーはユダヤの宗教的な法律と国家の法律との対立を解消し，ユダヤ教の理念を近代的な国家と一致させることを説くのに対し，リストはヨーロッパ世界にユダヤ人の民族性が溶解する危険性に警鐘を鳴らし，アイデンティティや民族性の保持を第一の目的とした。J. Braun, a.a.O., S. 14 ff. 当時のインテリ層にはユダヤ教から距離を置く者が多いとし，ルバショフは「この協会を創設した若いユダヤのインテリたちは脱ユダヤ化した最初の輩である」と評している。S. Rubaschoff, Erstlinge. in: Der jüdische Wille. Heft 1, Berlin 1918, S. 30 und 32.

29) H. Graetz, Geschichte der Juden vom Beginn der

Mendelssohn'schen Zeit (1750) bis in die neueste Zeit (1848), Leipzig 1900, S. 397.

30) J. Braun, a.a.O., S. 16 f. und S. 22 f.

31) 20年4月30日の本会議で表明された。J. Braun, a.a.O., S. 22 f.

32) ガンスのこの主張は21年4月28日の演説に確認できる。S. Rubaschoff, Erstlinge. in: Der jüdische Wille. Heft 2, Berlin 1918, S. 110 ff.

33) Ebd., S. 112 und 114.

34) この宗教観は21年12月の宗教教育をめぐる議論に見られる。J. Braun, a.a.O., S. 36. しかし「アンチ宗教」という言葉のみをとって脱ユダヤ化との結論を下すのはいささか早計である。彼の真意は教育・国家と宗教の関係を清算し，宗教を「それ独自の領域」，すなわち「主観」の領域に戻すことにあった。Ebd.

35) 20年4月4日付けの法学部の所見は，M. Lenz, Geschichte der Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, Bd. 4, Halle 1910, S. 448 f.

36)『ローマ債権法』は表面的な考察にとどまり性急に判断を下しているとの評価を受け，また人事紛争の最中の21年に出版された『ガイウス註釈』はサヴィニーや歴史法学派に対する批判を含んだこともあってか，学問的評価は低かった。M. Lenz, a.a.O., S. 448 f. und H. G. Reissner, a.a.O., S. 47 ff.

37) 実際のところ，法学を修めたユダヤ人はより多くの職業選択の機会を得ようと改宗した。非受洗者には弁護士やジャーナリスト，商人という選択肢しかなかった。M. Richarz, a.a.O., S. 178 ff.

38) 彼が加入した談話会についてはS. Nienhaus, Geschichte der deutschen Tischgesellschaft, Tübingen 2003. を参照。サヴィニーはユダヤ人を内的本質から異質な存在とみなし，解放政策を「この上なく不幸な混乱」と批判している。Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft, Bd. 3, Berlin 1817, S. 22 ff. und H. Schneider, Der preußische Staatsrat 1817-1918, München 1952, S. 193 ff.

39) 個人の諸権利は道徳的な質に応じて段階的に付与すべきであるとの自説に基づき，生来道徳的に堕落しているユダヤ人をそれ以外の民族と同等に扱えないと主張する。H. Fischer, a.a.O., S. 73. もちろんこの主張に，民族としてのユダヤ人差別の片鱗が存することはいうまでもない。

40) J. Braun, a.a.O., S. 69. 三月前期にユダヤ人が私講師職から排除されていた実態については，A. Busch, Die Geschichte der Privatdozenten, Stuttgart 1959, S. 21 ff.

41) 以下のガンスの反論は，J. Braun, a.a.O., S. 58 ff.

42) J. Braun, a.a.O., S. 59.

43) ガンスの念頭にあるのは，1673年にハイデルベルク大学教授となったスピノザであった。

44) J. Braun, a.a.O., S. 67 f. ハルデンベルクの支援については，H. Reissner, a.a.O., S. 14 ff. und S. 55 ff.

45) そのキルヒアイゼンも23年の閣議では，革命的な統治やナポレオン的な統治の下でしかユダヤ人が官吏になれないと発言している。H. Fischer, a.a.O., S. 63.

46) Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preußischen Staaten 1822, S. 224.

47) その意味では，本稿でも「ユダヤ人」よりは「ユダヤ教徒」と記述した方が適切な箇所もあろう。ユダヤ教という宗教差別であったことを示す好例としてシュタールがいる。19年に改宗した彼はガンスの後任として法学部に赴任した。J. Braun, a.a.O., S. 89.

48) J. Braun, a.a.O., S. 68.

49) 22年には「ローマ法史料に基づくユダヤ人立法」，「北欧ならびにスラブ諸国におけるユダヤ人の歴史に関する講義」，「ローマにおけるユダヤ人立法」を，翌23年には「モーゼ＝タルムードの相続法の基礎」を執筆している。いずれもZeitschrift für die Wissenschaft des Judentum. Bd. 1, Heft 1～3, Berlin 1822/23. に掲載。

50) J. Braun, a.a.O., S. 182 ff.

（まとば　かおり　名古屋短期大学）

投稿論文

なぜ第三世界の貧困層は工業先進国の開発援助によって疎外されるのか

KUWAGAKI Ryuichi
桑垣　隆一

Ⅰ　はじめに

第三世界に対する工業先進国の開発援助は，トルーマンが1949年の大統領就任演説で科学の進歩と産業の発達がもたらした成果を低開発国の状況改善と経済成長のために役立てることを宣言したことから始まった[1]。開発援助の目的は西側諸国による社会主義勢力の封じ込めであったが[2]，第三世界と工業先進国との格差，第三世界における国内の不平等は拡大し[3]，ラテンアメリカにおいては左派政権が次々と誕生するという開発援助の目的とは反対の結果が生じた[4]。しかし，多くの研究者は開発援助が目的とは反対の結果をもたらしているという事実に目をつぶり，未だに科学の進歩と産業の発達がもたらした成果をいかに効率よく低開発国の状況改善と経済成長のために役立てることができるのかという研究に勤しんでいる。今研究者に求められていることは，事実を事実として認識し，開発援助がなぜ目的と反対の結果を生じさせるのかについて研究し，今まで行われてきた開発援助の抱える問題を明らかにすることではないであろうか。本稿は，ボリビア多民族国（以降ボリビア）における女性グループ活動の事例を用いることによって，開発援助の抱える問題をミクロレベルから考察する。

Ⅱ　ボリビアを取り巻く政治状況と調査へ至った過程

ボリビアにおいては，2005年12月に先住民系大統領が初めて当選し，その就任式で「新自由主義体制の終焉と植民地国家の解体」を宣言した[5]。そのため，ボリビア国家開発計画は，他の人間よりもよりよい生活（Vivir mejor）を追究する西欧的な開発ではなく，人間らしいよい生活（Vivir bien）を追求する共同体的開発を開発のコンセプトとして明記している[6]。

マクロレベルにおいて西欧的な開発からの脱却が進められようとしている時，筆者は，2006年1月から2008年1月までの2年間，JICA（独立行政法人国際協力機構）の農村開発専門家としてチュキサカ県北部に赴き，活動の一環として8集落の農村女性グループに対する支援に携わった[7]（以降筆者が携わったプロジェクトをプロジェクトと表記する）。

ケチュア語を話す先住民族系の農村女性達は，プロジェクトに対して，女性グループを対象とするカパシタシオン（訓練）[8]を実施するように依頼してきた。プロジェクトが女性達に希望するカパシタシオンの内容を尋ねたところ，女性達は，ミシンによるエプロン，ブラウス，スカート作り（以降，洋裁講習会），セーター編み機を使用したセーター作り等を希望してきた。プロジェクトは，

最初に8女性グループにおいて最もニーズの高かった洋裁講習会を各女性グループに対して実施した。その結果，女性達は洋裁講習会に積極的に参加し，3カ月かけて技術を習得した[9]。洋裁講習会終了後，女性達は次のカパシタシオンを要請し，プロジェクトは各女性グループのニーズに従って次のカパシタシオンを実施した。女性達がプロジェクトにカパシタシオンを要請し，プロジェクトがカパシタシオンを実施するという関係は，プロジェクトが終了するまで続いた。しかし，筆者が女性グループ活動以外の用事で8集落を訪問した時，ミシンやセーター編み機は倉庫にしまわれているところが多かったため，女性達はカパシタシオンで学んだ技術を活用していないにも拘わらず外部支援者へ次から次へと新しいカパシタシオンを依頼していると筆者は推測した。

プロジェクト終了後，女性グループ活動の持続性（女性達が習得した技術を活用すること）に疑問を持った筆者は，2008年9月と2009年1月から2月にかけて現地調査を実施した[10]。そして，2009年4月には，7女性グループを訪問し（1女性グループは調査を実施する許可を集落代表から貰うことができなかった），調査結果を報告するとともに同調査結果について女性達と議論を交わした[11]。

Ⅲ　調査結果

調査の結果，119名のうち72名の女性が女性グループへの参加理由を「カパシタールセ（自分自身を訓練する）」と答えた[12]。女性グループへの参加理由を「カパシタールセ」と答えた72名のうち36名は，カパシタシオン（訓練）という言葉の意味を知っていると答えた。カパシタシオンの意味を知っていると答えた36名のうち20名の女性は，カパシタシオンを「学ぶこと」と考えていた。以上から，女性達の多くはカパシタールセするために女性グループに参加しているが，カパシタシオンの意味（注8参照）を理解しておらず，理解している場合には「学ぶこと」と考えていることがわかった。

また，多くの女性がカパシタシオンで学んだ技術を活用しておらず，たとえカパシタシオンで学んだ技術を活用しても利益を殆どあげることができないことがわかった[13]。外部からの支援なしでは女性グループ活動が継続しない理由について，13歳から女性グループに参加していたS氏（先住民系初の女性知事）は以下のように筆者に語った。

> それは事実です。おそらく農村の人はどのように組織運営すればよいのかわからない。だから，援助があるときは女性グループ活動に来るし，援助がないと来ない。彼等は，やる気がない。彼等は，生活をよくしたいと思わない。織物を売れば生活がよくなるかもしれない。しかし，必ずグループ内に金をくすねる人がいる。その上，女性は，料理，洗濯，子供，山羊，羊，豚の世話で忙しい。時間がない。これらすべてが問題である。私達は集落の中心部から離れたところに住んでいる。夫は，女性グループに参加して何を得たのか聞く。もし，私が集会へ行けば，誰が家畜の面倒をみるのか。豚，ロバ，牛を誰が面倒をみるのか。時々女性は集落の集会に参加するが，発言するのを恐れる。女性が発言すると男性は批判する。だから我々は集会には参加しない。織物を織ってもどこへ持っていけばよいかわからない。例え織物を売ることができたとしても，その利益は食事で消えてしまう（2009年1月6日，筆者訳）。

筆者が，S氏の語りをプロジェクトに参加した7女性グループで検証した結果は次のとおりである。(1) 2グループが金銭問題を抱え，他の2グループは集会所の鍵の管理に関する問題を抱えていた。(2) 女性は平均29頭の山羊又は羊を世話している。(3) 1953年の農業改革によって土地が農民に分け与えられる以前，パトロンと呼ばれた大土地所有者は土地管理のために農民を所有地に分散させて住まわせたため，今でも農民は集落内に分散して住んでいる。したがって，女性達は，自宅

から集落中心部にある集会所まで片道平均52分の距離を歩かなければならない。(4) 女性は男性の許可がないと集会に参加するのは難しい。これは，ラテンアメリカ特有の習慣であるマチスモ（男性優位）の影響である。(5) 女性グループとして活動を継続していた2グループは，作成したセーターを町へ持って行き販売していた。しかし，筆者が売買記録を確認することができたＳＪ女性グループによると，2008年の一年間の儲けは，一人当たり約26ボリビアーノ（約3.7US＄）であった。これは，町にはアメリカ合衆国からの古着と廉価な中国製品があふれているため，農村女性が作成したセーターは競争に勝つことができないためである。

以上のように，一人一人の女性の能力がカパシタシオンによって向上しても，組織力，生活環境，男性の理解，市場など農村女性を取り巻くアクター及び環境が女性の能力を活かすことができるように改善されなければ，女性が学習した能力を活用する機会は制限される[14]。

しかしながら，女性達は，カパシタシオンのおかげで以前よりも家庭における女性の発言力は向上したと感じていた。このことは，カパシタシオンのインパクトを12の項目を使って調査したジェンダー・エンパワーメント指数[15]から明らかとなった。なお，ジェンダー・エンパワーメント指数からは，カパシタシオンで学んだ技術を活用して利益をあげた女性と技術を活用しなかった女性の間で，家庭における発言力の向上に関して違いがないことがわかった。

Ⅳ　考察1：言葉の疎外

筆者は，ケチュア語を話す先住民族系の農村女性達がカパシタシオン（訓練）という西語の開発専門用語を自分達に必要なものとして外部支援者に申請してきた時に違和感を持ったが，なぜ，女性達がカパシタシオンという言葉を使用するのかについては，「開発言説」[16]の論理を使用すれば説明できる。

外部支援者がカパシタシオンという開発専門用語を使用する時には，訓練されるべき対象が既に存在する[17]。開発専門用語がまず存在し，その用語の内容によって行為を規定される主体（本稿の場合には，農村女性）が存在する。しかし，開発専門用語が女性達の行動をいつも規定するとは限らない。女性達の行動が規定されるのは，カパシタシオンという言葉が女性達の口から発せられたときである。「その文を口に出して言うことは，当の行為を実際に行うことにほかならない」[18]が，女性達はカパシタシオンという言葉を自分の口から発することにより，カパシタシオンを実際に受ける前にカパシタシオンを経験し[19]，カパシタシオンの必要性を認識しているといえる。このことは，カパシタシオンが自分の生活に必要かどうかという女性達の判断以前に，カパシタシオンの必要性がカパシタシオンという言葉によって決められていると言える。外部者支援者によって持ち込まれた西語の開発専門用語がケチュア語を日常語とする女性達の言葉となることにより，言葉によって人間の行動が規定されるという言葉の疎外が助長されている。

Ⅴ　考察2：“自然”なことから生じる疎外

女性達はカパシタシオン（訓練）で習得した技術を活用しなかったが（活用した場合も殆ど利益に繋がらなかった），カパシタシオンのおかげで以前よりも家庭における女性の発言力は向上したと感じていた。これは，カパシタシオンに参加した結果，女性達は「訓練された」（カパシタダ：capacitada，なお訓練された女性は通常ムヘル・カパシタダ：mujer capacitadaと呼ばれる）とカパシタシオンの関係者（女性，男性，外部支援者）に認識されるからである。この「訓練された」という認識の度合いは，女性が受けたカパシタシオンの量に比例する。女性達は，カパシタシオンを

多く受けたことにより自信を深め，地域社会における「承認をめぐるたたかい」[20]において以前と比べて有利になったと言える。

しかし，筆者が観察したところ，女性達はカパシタシオンで習得した技術を殆ど活用していなかったため（また，活用しても利益に繋がらなかったため，継続的な技術の活用は殆ど見込めなかった），カパシタシオンを受ける前と受けた後の女性達の生活には変化が見られなかった。つまり，冷静な第三者からみれば，女性達の問題解決能力も生活もカパシタシオンを受ける前と後で殆ど変わっていないのである。カパシタシオンの関係者は，女性達がカパシタシオンを受けて技術を習得したこと（過程）と，女性達がカパシタシオンで習得した技術を活用して生活を改善できること（目的）を混同しているのである。

「訓練された」とは，過程と目的を混同したカパシタシオンの関係者が作り出した概念なのである。そして，女性達の家庭での地位向上は，「訓練された」という概念によって女性達が自信を深め，カパシタシオンの関係者が概念を崇めたことによって生じている。

カパシタシオンの関係者は，過程と目的を混同しているため，女性達がカパシタシオンを多く受ければ，良い結果が生じるであろうと漠然と考えている。「過程と目的の区別があいまいになると，新しい論理がとられる。手をかければかけるほど，よい結果を得られるとか，段階的に増やしていけばいつかは成功するといった論理である」[21]。カパシタシオンの関係者は，女性達がカパシタシオンで習得した技術を活用できない環境にあるという問題をカパシタシオンの量が少ないことに置き換えてしまう。カパシタシオンで習得した技術を活用できない環境にある女性に，いくらカパシタシオンを受けさせても，増えるのは「訓練された」という概念だけであり，問題解決になっていないことにカパシタシオンの関係者は気付かない。

松尾は，依存関係にありバラバラである集団において疎外が発生すると説明しているが[22]，依存関係にあり意思疎通が可能な集団においても疎外は発生する。なぜならば，「“自然”だとされているものの名の下に偶像化されたあらゆる前提や制度」は，一人一人の人間の“自覚”によってのみ明らかになるからである[23]。「農村女性は訓練される必要がある」という常識は，当然すぎて誰にも疑問を抱かないため，カパシタシオンの関係者は「訓練された」という偶像を崇め，疎外されていることに気付かない。そして，「訓練された」結果から生じる家庭での地位向上によって，女性達はカパシタシオンを求め続けるのである。

Ⅵ　考察3：カパシタシオン（訓練）の落とし穴

女性達が「承認をめぐるたたかい」において有利になるためにカパシタシオン（訓練）を活用することは，一見女性達の主体的行動を表しているようにみえる。しかし，カパシタシオンの「承認をめぐるたたかい」における有効性と新しい技術を覚えて収入を増やすことができるという期待によって，女性達は農村女性としての自分を見失っている[24]。なぜならば，女性達は，カパシタシオンの量に自分達の地位向上を依存することが集落外においては自分達を社会的底辺に追いやることに気付いていないからである。確かに家庭において女性達は，「承認をめぐるたたかい」を有利に進めることができるかもしれない。しかし，カパシタシオンを持ち込む工業先進国と都市部の外部支援者が受けることができるカパシタシオンの量は，農村部で受けることのできるカパシタシオンの量に比べて圧倒的に多い。これは，自然を相手に生活を営む農村部に対し，工業先進国と都市部では機械を相手に生活を営む必要があるため，カパシタシオンを受ける必要性が高いからである。さらに，工業先進国と都市部においてはカパシタシオンを実施する予算と機会が多い。

植民地時代のボリビアでは肌の色で人間の価値が決められていた。現在は，カパシタシオンの量によって人間の価値が決定される。女性達は，新

しい技術を覚え「承認をめぐるたたかい」において有利になるという期待から，自分達をさらに困難な状況に陥れる社会へ自分から進んで参加するのである。

Ⅶ　結論

本稿では，開発専門用語によって行動を規定された女性達が，過程と目的を混同した工業先進国の開発援助関係者が作り出した概念を崇め，自分達を社会的底辺に追いやるシステムへ進んで参加する様子を描写した。

第三世界では，工業先進国の開発援助という制度がもたらす言葉と開発援助関係者が作り出す概念によって，人間はどのようにあるべきかを規定されている。第三世界では，開発援助によって人間の疎外が助長されているのである。

植民地時代のラテンアメリカでは肌の色で人間の価値を決めるという制度が存在し，人々を白人文化に同化させる政策がとられていた。現在は，西欧社会の生活様式を至上のものとみなす工業先進国の開発援助によって第三世界貧困層の工業先進国文化への同化が行われている。

しかし，西欧社会の生活様式は至上のものであるという常識を疑えば，工業先進国の開発援助の必要性が言葉と概念で成り立っており，自分達が肌の色の代わりに開発という枠組みで社会的底辺に押し込められ，開発され続けなければならないことに第三世界の貧困層は気付くであろう。現代において西欧社会の生活様式は至上のものであるという常識を疑うことは，社会的底辺に押し込められている第三世界の貧困層にとって“自覚”への第一歩となると言える。

注

1)　川田順造　「序　いま，なぜ『開発と文化』なのか」『いま，なぜ「開発と文化」なのか』（川田順造ほか）岩波書店，1997年，2頁。

2)　同上　2頁。

3)　マイケル・P・トダロ，ステファン・C・スミス（OCDI開発経済研究会訳）『トダロとスミスの開発経済学』国際協力出版会，2004年，19-21頁。

国連開発計画　［編］『人間開発報告書2005―岐路に立つ国際協力：不平等な世界での援助，貿易，安全保障―』国際協力出版会，2006年，46頁と70頁。

4)　遅野井茂雄，宇佐見耕一編『21世紀ラテンアメリカの左派政権：虚像と実像』日本貿易振興機構 アジア経済研究所，2008年。

5)　遅野井茂雄「先住民政権の挑戦―『新しいボリビア』の建設に向けた困難な道のり―」『ラテンアメリカレポート』Vol.23，No.2，日本貿易振興機構 アジア経済研究所，2006年，36－44頁。

6)　ボリビア国家開発計画 http://www. planificacion. gov.bo/Decretos/PND％20OFICIAL.pdf （2009年7月8日）。

7)　ボリビアは，一人当たりの国民総所得が890US$（2003年）と南米で最も貧しい国である。特に，チュキサカ県農村部の貧困率は94.4％とボリビアの中で最も貧困者の割合が高い（JICAプロジェクト事前評価表より）。

筆者が携わった8集落は，標高2000mから3000m，20万都市のS市まで最も近いSA集落はバスで1時間（運賃片道約0.7US＄），最も遠いPO集落はトラックの荷台で6時間（運賃片道約2US＄）のところに位置する。なお，プロジェクトが2006年4月に実施した8集落415世帯に対するベースライン・サーベイの結果は次のとおり。住民の教育水準は，学校へ行ったことがないか，小学校卒（又は中退）である。住民はケチュア語を日常会話として使用しており，相手が話す西語を理解することはできるが，話すことは苦手である。殆どの世帯が，電気，水道，ガス等の基本的な生活インフラを所有していない。住民は年間降水量約500mmの自然条件が悪い傾斜地で自給的な生活しており，主な栽培作物はトウモロコシ，ジャガイモ，小麦である。家族の一員が出稼ぎに行っている世帯は，ボリビア国外3世帯，ボリビア国内218世帯，誰もいないが189世帯，無回答15世帯であった。なお，出稼ぎの職種は，男性ではサトウキビの収穫などの日雇い労働，女性は家政婦などであった。

8)　有識者へのインタビューによると，カパシタシオン（capacitación）という西語の開発専門用語をチュキサカ県北部に持ちこんだのは世界銀行である。世界銀行によるとカパシタシオンは，「開発の目的を達成するために，開発途上国の制度的キャパシティーを発展させるための手段」（筆者訳）である（http://www.banco-mundial.org/evaluacion/training/，2009年8月20日）。

以上を踏まえ，本稿では，西日辞典を参考に，カパシタシオンの邦訳を「訓練」とする（なお，各章の初めに登場するカパシタシオンという言葉には，訓練という邦訳を付記する）。

9) ①講習会成果発表会，②講習会講師の報告書の二点から確認した。

10) プロジェクトの7女性グループとそれ以外の2女性グループの計9女性グループのメンバー119名と男性101名（3集落）への調査票を用いたインタビューを実施した。なお，女性グループ活動の持続性については，7女性グループ76名のみにインタビューを実施した。119名の女性の属性は次のとおり。小学校教諭によって組織化されたTU女性グループは，メンバーのほとんどが未婚の女性であったため，平均年齢18.5歳，年齢標準偏差5.7歳であったが，全体の平均年齢は34.4歳で，最年少は14歳，最年長は77歳と幅広い年齢層が女性グループに参加している。調査票は筆者が西語で作成し，アシスタントである大学生がケチュア語を使って調査票の内容を質問した。また，カパシタシオン（訓練）という用語がチュキサカ県北部で一般的に使用されており，女性グループ活動の持続性欠如がプロジェクトのみの現象ではないことを確認するために，筆者は，NGO，県庁，国立公文書館，大学等の女性グループに関する有識者へのインタビューを実施した。

11) 外部者が女性を支援すれば，女性のYachay（知識・巧みさ）とAtyi（パワー）は増えるが，女性のMunay（やる気）とRuay（すること）は減少すると発表した。Yachay, Atyi, Munay, Ruayはケチュア語である。女性達からは，MunayとRuayを持つためには，各自の意識が大切であるとの意見が出た。その一方で，女性達は，もっとカパシタシオン（訓練）を実施するように筆者に要請してきた。

12) 2008年9月の調査結果から選択肢を作成し，複数回答可とした。

13) 筆者は，外部者からの支援が終了した後の女性グループ活動の状況を①供与した機材の使用状況，②女性グループ活動日誌，③聞取り調査，の三点から確認した。その結果，7女性グループうち3女性グループでは誰もカパシタシオン（訓練）で学んだ技術を活用しておらず，2女性グループでは数名が学んだ技術を活用しており，2女性グループでは女性グループとして活動を継続していたが利益を上げていないことがわかった。

14) ミシンを持っていて，ミシンを使える能力を持っていても，ミシンを使える環境がなければ，ミシンを使える能力を活用することができないことについては，アマルティア・セン（石塚雅彦訳）『自由と経済開発』日本経済新聞社，2000年，16頁の「自由におけるプロセスの側面と機会の側面」を参照のこと。

15) 藤掛洋子「プロジェクトが農村女性にもたらした質的変化の評価にむけて―パラグアイ共和国農村部における生活改善プロジェクトの事例より―」『日本評価研究』第1巻，第2号，2001年，29－44頁を参考。

16) "'［D］iscourse' is much more than speaking or writing, but is around rules and characteristics, appropriate, legitimate ways of acting". Anna Robinson-Pant 'Development as Discourse: what relevance to education' *Compare*, Vol.31, No.3. 2001, pp311-328（引用箇所pp314-315）.

17) 冨山一郎「開発言説についてのノート」『開発言説と農村開発：スリランカ，インドネシア，タイの事例研究』研究代表者　足立明，科学研究費補助金（国際学術研究）研究成果報告書，出版者不定，1989年，6-14頁を参考。

18) J. L. オースティン（坂本百大訳）『言語と行為』大修館書店，1978年，11頁。

19) 語られた言葉それ自体が生きた経験の代わりをするという言語の疎外については，エーリッヒ・フロム（石川康子訳）『マルクスの人間観』合同出版，1970年，64-66頁を参照のこと。

20) 鈴木は，若妻の自己意識が学習で得た知見を背景に「承認をめぐるたたかい」を通して形成されることを示し，その上で，学習で得た知見だけではなく，生活実践とそれを実現させるための力量が大切であることを主張している。鈴木敏正『自己教育の論理―主体形成の時代に―』筑波書房，1992年，174頁。

21) イヴァン・イリッチ（東洋，小澤周三訳）『脱学校の社会』東京創元社，1977年，13頁。

22) 松尾匡『「はだかの王様」の経済学：現代人のためのマルクス再入門』東洋経済新報社，2008年。

23) エーリッヒ・フロム「序」『オルタネーティヴズ：制度変革の提唱』イバン・イリイチ（尾崎浩訳），新評論，1985年，2-3頁。

24) F.パッペンハイム（粟田賢三訳）『近代人の疎外』岩波書店，1960年を参考。

（くわがき　りゅういち　名古屋大学大学院）

学界動向

日本法哲学会ワークショップ「アダム・スミスの現代的意義」をめぐって

中村　浩爾

法哲学会の歴史と現状

法人化やロースクール問題などで，大学が変容し，研究基盤も危うくなり，他方，学術会議の力も減殺されていく中で，各学会もその影響を受けずにはおられない。会員の高齢化や会員の減少，そして学術総会への参加者数の減少に悩む学会も少なくない。しかし，法哲学会は，そのような悩みから免れているように見える学会の一つである。この学会は1948年5月に設立され，長い歴史を持っている。学術総会への参加者が多く，しかも若い研究者の参加率が高く（最近の平均参加者数は約150人），支部の活動や支部間の交流も活発である。その原因は，おそらく，時代が法哲学（会）を必要としているという側面と法哲学（会）の側もそれに応えているという側面，そして，IVR（Internationale Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie法哲学・社会哲学国際学会連合）という国際学会に早くから積極的に関与し，国際学会の折に，また，そこで得られた人的ネットワークを活用して国際交流を行い，それを国内での活動にも生かしてきたことに求められるものと思われる。この国際学会は1909年10月にベルリンで創設された伝統ある学会で，アジアでは1987年にはじめて，神戸で開催されている。そして，その時に集まった寄付金の残金を使って，IVR日本支部と法哲学会との共催で「神戸レクチャー」というシンポジウムが定期的に開催され，毎回外国の著名な学者が招かれている。

学会の特徴と課題

法哲学会参加者の多さは，取り上げられるテーマの魅力だけではなく，学術総会の運営上の工夫や，充実した学会ホームページ，年報のアーカイヴ化などの努力にも起因すると思われる。たとえば，2008年度から開始された「ワークショップ」という形式がその一例である。書籍や資料コーナーの設置も挙げてもいいかもしれない。もちろん，それらは，法哲学という学問にとっていいことばかりではない。というのは，学会のテーマについて言えば，現実即応的になりすぎて，原理的な問題や思想史の研究が手薄になっている嫌いがあるからである。（おそらく，1980年頃が，原理的な問題から，現実的・具体的問題への転換点であろう。）また，隣接した他の関連学会（法社会学会など）と類似したテーマを取り上げる傾向があり，独自性を弱めているおそれもある。もちろん，それは，関連した学会間では当然であり悪いことではない。しかし，最近はこの法哲学会でも，法社会学会や民科法律部会でも，「リベラル化」の傾向が強く，各学会内部でも学会間でも，以前のような緊張関係が失われ，一種の「脱イデオロギー」状況を生みだし，それが議論の不活発化につながっており，決して良い状況とは言えない。さらにまた，欧米との関係で輸入超過，また欧米の中でも英米への偏りという傾向は依然として続いているからである。もっとも，前述のIVRでも使用言語やテーマの「独仏→米」という変化があり，アメリカナイゼイションは世界的な傾向と言えるかもしれない。また，「現実即応的すぎる」という批判に対しては，「外国の最新理論をありがたがり，先を争って紹介しようとする傾向から脱して，日本社会の現状分析と実践的経験に根ざした法理論を構築する道ともなるだろう」（笹倉『法哲学講義』455頁）という，むしろ好意的な評価もあるが。さらに言えば，学術総会において，報告の数が増えすぎて，学会の全体像が見えにくいという

ことも問題と言えるかもしれない。もっとも，かつてのように，1回の学術総会で報告が4本だけというよりはましであろうが。

最近の統一テーマ

因みに，最近の統一テーマは次の通りである。1993年度「生と死の法理」，1994年度「市場の法哲学」，1995年度「環境問題の法哲学」，1996年度「多文化時代と法秩序」，1997年度「20世紀の法哲学」，1998年度「知的資源としての戦後法哲学」，1999年度「都市と法哲学」，2000年度「＜公私＞の再構成」，2001年度「情報社会の秩序問題」，2002年度「宗教と法―聖と俗の比較法文化―」，2003年度「ジェンダー，セクシュアリティと法」，2004年度「リバタリアニズムと法理論」，2005年度「現代日本社会における法の支配」，2006年度「法哲学と法学教育」，2007年度「法思想史学にとって近代とは何か」，2008年度「法と経済―制度と思考法をめぐる対話―」。

2009年度学術総会の概要

さて，2009年度の統一テーマは「リスク社会と法」であり，全体シンポジウムにおいて，①愛敬浩二（名古屋大学）「リスク社会における法と民主主義」，②浅野有紀（近畿大学）「リスク社会における私法の変容」，③大塚直（早稲田大学）「リスク社会と環境法―環境法における予防原則について―」，④松原芳博（早稲田大学）「リスク社会と刑事法」，⑤瀧川裕英（大阪市立大学）「グローバル・リスクと世界秩序」，以上の五つの報告とそれぞれの報告に対するコメントがなされた［所属は当時］。他に，二つの分科会で合計八つの個別テーマ報告がなされ，四つのワークショップでは，①「ドゥウォーキンの法哲学と政治哲学」，②「動物の法的地位についての法哲学的考察」，③「要件事実論と審査・起案技術―法理学からの検討」，④「アダム・スミスの現代的意義」がテーマとなった。ワークショップの開催は2008年度に続いて2回目であったが，全体で150名程度の参加であるから，それぞれのワークショップには，平均40名程度の参加者があったと思われる。

ここでは，私がコーディネイターと司会を務めたワークショップ「アダム・スミスの現代的意義」についてのみ簡単にその概要を紹介することにしたい。

ワークショップ「アダム・スミスの現代的意義」の概略

第1セッション：スミスの道徳感情論，法学講義，国富論の相互関係の解明，とくに法学講義の位置づけを，経済学と法哲学の両方向から，明らかにすることが主要な狙いであった。

中谷武雄（京都橘大学）は，「法学博士：アダム・スミス」と題した報告において，略年譜（1723～1790年）を辿って，スミスは生涯にわたって法学研究に熱意を込めてかかわっていたこと，そして，スミスの学問（体系）や個別著作はその法学研究との関連抜きでは語れないということを明らかにした。

井上匡子（神奈川大学）は，「『道徳感情論』と『法学講義』―近代的自我の成立と市民社会論」と題して報告を行った。Authencity（真正性）としての近代的自我の成立を，二種類の自我の緊張関係の中に読みとることができるかどうかが，井上のスミス解釈上の最大関心事である。井上は，『道徳感情論』は，二つのコミュニティ像，すなわち「見知らぬ人とのコミュニティ（市民社会）」と「ある程度同質の人とのコミュニティ（親密圏）」，の析出と両者の関係をテーマとしており，その意味では，スミスの倫理学は，法学基礎論・法学序説と位置づけうるというのが井上の見方である。また，AノートとBノート間には質的な断絶はないと見る。スミスの課題は，同心円構造の調和の市民社会から，多層的・多次元的な社会への編成替え，そして，それを支える（司法）制度の構築にあったが，断念したと見る。

AノートとBノートの編別構成逆転問題については，それを重視する立場と重視しない立場の対立があり，このセッションの主要論点の一つであったが，議論に至らなかった。

第2セッション：「市場」をキーワードにしたセッションであり，一つの報告と一つのコメントがあった。太子堂正称（東洋大学）は，「スミスにおける市場の基盤としての信頼とその競争観」と題して報告を行った。要点は，スミスの主張が，単なる自由放任や富裕層の利害を代弁したものではなく，下層民の利益や雇用，さらには「勤勉」や他者への共感，「フェア・プレイ」のような概念と不可分であり，そこに現代性があると指摘した点，また，スミスの競争論は，自分だけが勝者になればいいというものではなく，他者，とくに優れた他者の存在を前提にしていたことを指摘した点，にある。

桂木隆夫（学習院大学）は，「アダム・スミスにおける経験主義と超越的視点」と題してコメントした。論点は，「スミスとスコットランド啓蒙」，「スミスとInvisible Handの観念」，「スミスとimpartial spectatorの観念」，「『言語起源論』におけるmetaphysical, metaphysicsという表現」，「『科学史論』におけるsurprise, wonderの役割とimaginationによる経験の超越」の5点であった。ここで「超越的」というのは，「第三者的」あるいは「批判的」という意味である。

法思想史の再興

このワークショップは，並行して開催された他のワークショップに比べて，法哲学会内では地味な存在であったが，学会外からの参加者も得て，予想を超える盛会であっただけではなく，参加できなかった会員からも注目され，エールが送られるほどであった。これは，思想史研究の要求が存在するにもかかわらず，学会としてのテーマ選択が「現実即応的に」なりすぎていることの表れであろうと思われる。

また，法学と経済学との協働は，「法と経済」というテーマ設定においては珍しいものではないが，スミス研究においては必ずしも一般的なものではなく，その意味で貴重なものであったと思われる。

ワークショップでは，意欲的な報告と，活発なディスカッションがなされた。これだけでも大きな成果であるが，これが一つの刺激になって，法哲学会において，思想史研究や学際的研究が一層活発になるならば，このワークショップの試みの意義が更に高まることであろう。

（なかむら　こうじ
所員　大阪経済法科大学名誉教授）

学界動向

経済理論学会第57回大会傍聴記

高田　好章

経済理論学会第57回大会（創立50周年記念大会）が2009年11月22・23日に東京大学経済学部であり，また経済理論学会創立50周年記念の講演会とパネル討論が前日の11月21日に法政大学市谷キャンパスであり，この記念講演含め3日間参加しました。学会に入って久しくなりますが，企業に就職後は数年前に大阪経済大学での共通論題を覗いただけで，約30年ぶりの大会参加となりました。東京からの帰りの新幹線で書き基礎研メーリングリストに投稿したメールを元に，編集部の依頼により書いています。「学界動向」には少し相応しくない私的な出来事を含め，独断と偏見で書いていることを最初にお断りしておきます。実は前日まで参加しようかどうか迷っていたのです。森岡孝二先生の記念講演は聴かないと，また基礎研事務局の中野裕史さん学会デビュー報告も応援しないと，ということで土・日の2日間のつもりで出かけたのですが，興味深い最後の恐慌問題も聴くことにして，もう一日伸ばした次第です。

記念すべき創立50周年記念講演会に我らが森岡先生が講演されるということは，基礎研所員の我々にとっても誇らしいことです。柴垣和夫さんが「マルクス経済学の洞察力－資本主義の基本的矛盾と現代」と題して講演されました。講演の内容はケインズ主義と新古典派に対してマルクス経済学がどれほど科学的洞察力をもっていたかという話で，対象を学会関係者以外の人に向けたよう内容であり，その中で「基本的矛盾としての労働力の商品化」の強調が印象に残りました。続いての森岡先生の講演になると，とたんに場内の雰囲気が変わりました。会場の人達がとても興味深く聴いているのが手によるように分かるのです（少し贔屓目がありますが…）。「いま雇用に何がおきているのか－08恐慌と派遣労働者」という森岡先生の講演内容は，実は以前ゼミの合宿で一度内容を聴いていたのですが，この日の講演は聴く人の心に訴えかけるすばらしいものでした。それは，現在の雇用破壊と貧困化を数字でもって示し，労働者派遣制度が雇用主の使用者責任を免れたまともな働き方ではない雇用であることを如実に示していました。

その後，様々な学会からの討論者を迎えてパネル討論が行われましたが，聴いている者からみれば，立場の違う人達の話が相互にかみ合っていなくて，フロアからの質問（例えば有井行夫さん）から基本的な論点の質問が出されたように，有益な議論になったようには思えませんでした。それならば，むしろこの50年間の学会活動を振り返る企画，例えばこれまでの大会でどのような議論がなされたのか振り返る内容で，かつての共通論題報告者が出演して討論をおこなったほうが，学会50周年にふさわしかったのではないでしょうか。

大会一日目午後の分科会「労働の理論」報告者二番目で中野裕史さんが登場しました。森岡先生はじめ多くの基礎研「応援団」がつめかけ，会場は満席（狭い会場でしたが）になりました。この分科会一番目の報告者がコメンターとのやり取りだけで，フロアからの質問にまともに答えていないこともあり，彼の報告における問題意識のすばらしさが際立っていました。初めての学会報告なのでとても緊張されていましたが，「パートタイム労働者の基幹労働力化と内部構成の変化」と題した報告は，前に私達のゼミで聞いたときよりも良くまとまっていました。しかし，コメンターの方が指摘されたように，論題と報告内容が少しずれてしまったようにも思えました。というよりも，

最後までよく調べた結果，最初に立てた論題がぼやけてしまったのではないか。それは私達のゼミで報告されたときに，いろいろと多くの論点を私達が示した結果，それを消化して自ら立てた論題を際立たせるようにもって行けなかった，ということではないかと思っています。その点では私達にも責任の一端はあると思っています。中野さんは報告後，「あんなふうに言えばよかった」「こんなふうに答えればよかった」と反省ばかりしていましたが，その意欲があるからこそ，これからも研究が続けられるのです。指導の先生はじめ多くの「応援団」が聴いてくれて，彼は本当に幸せだと思います。

大会二日目，共通論題「2008年世界恐慌と資本主義のゆくえ」を聴きました。伊藤誠報告で印象に残ったのが，「労働力の金融化による搾取の重層化」という指摘であり，住宅金融の証券化が，公民権運動としての金融民主化，新自由主義による金利自由化，情報技術の発達と多重証券化，非金融業の自己金融化による過剰資金，という要因により促進されたということです。川上忠雄報告では，恐慌は資本のシステムをこわすものではないが，今回の恐慌は元に戻せない危機であって，自己調整機能を失っていて，1930年代と同様である。今次はドル配分としてのグローバル資本主義におけるカタストロフィーとしての大恐慌であって，ドルの基軸通貨からの滑り落ちまで視野に入れている，と報告されました。松本朗報告では，2008年恐慌は古典的恐慌に類似して貨幣価値を破壊して商品価値を守ろうとし，資産価値の上昇と崩壊が起こった。財政スペンディングの下で，先進国の経済停滞による投資機会の喪失，産業資本からの金融資本の自律化，国際通貨制度におけるアメリカの役割，低金利と国際協調，国際間の有機的構成の高度化による労働分配率の低下が見られる。過剰貨幣資本は資本市場での過剰損失として処理され，キャピタルゲインとしての価値以上の価格指標を誰かが負担することとなり，そこに市場経済と資本のしたたかさをみる。金融への中央銀行間の協調によりドル体制保持がなされている，と述べられました。以上，不正確なところもありますが，聴きながらメモったとおりに並べてみました。聴いていて三人の中で松本朗さんの報告がとても納得できる論旨と資料を提示されていて思わず「うまい」と思い，私には三人の報告の中で一番光っていたように思いました（またまた贔屓目ですが…）。以前，基礎研の現代資本主義研究会で報告されたときから，さらにまとまったものになっていました。また，伊藤誠さんが何度も，今次の恐慌に対して学会をあげてこれからも分析しましょう，と発言されていたのが印象として残りました。会場からの発言も含め，興味深く聴き入る会員の皆さんの熱意が伝わってきました。

久しぶりの経済理論学会の大会，30年前は議論についていくのも大変，本で知った名前の人が目の前にいるということで，気後れしたものでしたが，今回は眺めてみれば，基礎研の方々がたくさんおられ，自然に議論についていくことができました。また，基礎研の人達が如何に学会で活躍しているのかも知ることができました。それでも東京大学という場所，なんと都会にありながら森や池に囲まれ，権威主義的な建物が建っていて，足元のマンホールの蓋にはなんと「東京帝国大學」という文字が刻まれている。西の京都大学のなんとも雑然として，所狭しと建物が建っていて，誰でも入って行けそうな雰囲気とは，ずいぶん違うものを感じました。

ところで，個人的なことですが，約30年ぶりに参加と書きましたが，30年ぶりに思わぬ人から声を掛けられました。駒澤大学の院生時代，駒沢公園の反対側に都立大学があり，よくもぐりでゼミに参加していました。そこで知り合った都立大の院生だった人達です。名前を名乗られるまではわかりませんでした。そうですね，あのころは二十代，いまは六十近くになりました。その都立大に出入りしていた時に，基礎研を紹介され所員となったのです。不思議な縁ですね，いまでにも基礎研してます，と言いました。さらに話は続きます。私の基礎研メーリングリストへのこの投稿メールを読んで，メールをくれた方がおられます。基礎

研東京支部の方で，当時一緒に勉強した人です。メールを最初もらった時には，名前からは思い出せなくて失礼な事をしてしまったのですが，障害児学校の教員をされていて，定年近くなり現実の諸問題の経験からまた本格的な勉強を再開したいと書かれていました。基礎研と共に勉強の輪がまた広がっていくことをうれしく思いました。

もう一つ個人的な事が大会でありました。二年前ネット検索していたら，ロバート・オーエンのテレビ番組のビデオを探している人がいました。世界遺産のテレビ番組でオーエンのニューラナークを取り上げた回を，偶然私が教材用に録画していたので，DVDに焼いて送りました。どのような人か最初は分からなかったのですが，お礼ということで地域通貨「3ワット」を送ってこられました。同封されていた論文はオーエンの労働証券について書かれていたのですが，今大会のプログラムにこの方の名前を見つけ，あっこの人も経済理論学会の会員だったのかと，当日の分科会を拝聴し，ネットとメールでしか知らなかった方に挨拶できた次第です。

このように今回の大会参加は大変実り多いものになりました。実は，企業に就職後ずっと経済理論学会の会員で，会費だけは払っていたのですが，所属欄には企業名を書くのもおかしいと思い，空白のままにしていました。数年前の名簿作成後，今大会に同行した所員の高橋邦太郎さんから何故「基礎経済科学研究所」と書かないの，基礎研の宣伝にもなるし，と言われ，あっそうか大きな思い違いをしていたことに気が付いたのです。基礎研は私の勉強の基盤であり，りっぱに所属していると宣言できるのです。この度の名簿には堂々と所属を「基礎経済科学研究所」と書きました。もっとも名簿の索引には高橋さんと私の名前しかないですが。労働者研究者の皆様，もし学会などで所属欄がありましたら，「基礎経済科学研究所」と書きましょう。基礎研の活動が様々なところに根付いていくことを願っています。

（たかだ　よしあき　所員）



●海外通信

ニュー・レイバー以後，揺れる労働党とイギリス政治

小堀　眞裕

10年前のエセックス大学での在外研究以来，久しぶりにイギリスで勉強することになり，今年の3月までの予定で，シェフィールド大学政治学部に来ています。また，その他，ロンドンでの研究会や集会などにも参加しています。今回は，そのなかで，勉強になったことについて書きたいと思います。

こちらでは，昨年10月と今年1月に，フェビアン協会の集会に参加しました。10月の企画では，ミリバンド外相が基調演説を行いました。ミリバンド外相は，有名なマルクス主義政治学者ラルフ・ミリバンドの息子らしく，アメリカの政治学者ローウィなどを引いて，質疑応答に答えておりました。ただ，この企画で私にとって最も印象に残ったのは，デンマーク元首相のポール・ラスムッセンの話でした。彼の話は，この100年の展開を経て，社会民主主義がどのような戦略を立てるべきか，歴史的岐路に来ていると強調しました。彼の話は，クリアカットで，話が「再分配」政治に及んだとき，相当数の参加者が立ち上がって拍手し，基調演説では見られなかった興奮が伝わりました。このとき，労働党を支えるグラス・ルーツの「思い入れ」を垣間見ることができました。

1月のフェビアン集会では，ブラウン首相自ら基調演説を行いました。演説では，主として，労働党は社会的流動性を高める「希望aspiration」の党であると強調していました。現在のイギリスでは，労働党政権下でも，貧困で希望のない人々が，やはり教育や福祉から排除され，BNPなど極右政党へと流れているのではないかと，危惧されています。支持率では保守党が労働党を大きくリードし，保守党は，労働党政権で貧富の格差は拡大したと批判してきました。それだけに，ブラウンが社会的流動性を強調したのは，貧困層に希望を与えようとした点で，理解可能と考えます。

ただし，そのあとの分科会では，投票行動研究者として有名なジョン・カーティスが，政治家は上昇の意味で流動性という言葉を使いたがるが，実際は転落していく人々が多いことにこそ注目すべきだと指摘するなど，全体として「社会的流動性」の強調は，フェビアンたちの強い支持を得ている様子ではありませんでした。同じ分科会のパネラーを務めたピーター・ハイマンは，ブレアの広報アドヴァイザーも務めた人物ですが，彼は，新しいビジョン形成に苦しみ，「ニュー・ニュー・レイバー」さえ考えたと紹介しながら，今度の総選挙は負けるだろうと明言していました。もっとも，3月になって労働党の支持率回復が報道されており，5月6日と予想される総選挙の行方は予断を許さない状況となっています。

昨秋以降，労働党は，労働者階級に回帰すべきか，ミドル・クラス重視のニュー・レイバー路線で行くかで，揺れ動いています。ブラウンの「社会的流動性」の強調は，両方に目配せをする意図だと感じられますが，それは労働党の独自性を弱めるという批判もされています。労働党の路線探しのなかで注目されているのが，実は，アマルティア・センです。とくに，パーネル下院議員やデモスなどのシンクタンクは，センの発想を党の路線に生かせないかと積極的に研究会を行っています。私もその一つに参加して，なぜ今，センに注目し始めたのかを質問しました。パーネル議員の返答は，ロールズの権利ベースの議論の欠陥がわかるのに，今日まで時間がかかった，権利以上に民衆の「抵抗力resilience」が大切だと述べていました。ただし，研究会では，「抵抗力」の強調が政

府の責任を曖昧化するのではないか，という指摘も参加者からなされておりました。

一方，保守党は労働党との違いを鮮明にしようと，リスボン条約問題を重視してきました。事実上の欧州憲法条約といわれるリスボン条約に対しては，ブラウン政権が議会のみで批准したのに対して，保守党の党首キャメロンは，もし政権を取ったときに未発効ならば，国民投票で批准を問い直すと強調していましたが，結局，12月に条約が発効した後は，離脱の国民投票までは公約できず，UK独立党やBNPなどから，労働党との違いなしと批判を受けていました。

リスボン条約に関わっては，10月に大学で，欧州統合に詳しいトーマス・リセの講演を聴く機会を得ました。彼は，イギリスの報道は欧州に対する積極報道が少なすぎること，積極報道を増やすためには，ブレア欧州大統領はプラスであると述べていました（結局，これは実現しませんでしたが）。この点は，私も感じました。分厚い本になりそうなリスボン条約なのに，欧州大統領・外相が置かれる，意思決定が迅速化されるなどのごく限られた情報しか報道されない点，そして，その割には，ブレアが大統領になるかどうか，キャッチーなテーマのみで盛り上がるという点などは，日本の郵政選挙報道を思わせるところもありました。さらに，現在，労働党も保守党も，景気対策その他で借金が増えすぎたことを強調し，削減競争の様相を呈しています。そのなかで，「痛み」の分かち合いも議論もされるようになり，イギリス政治の「小泉政治化」ともいえる事態になってきています。

主要政党の違いのなさという点では，ほぼ全ての政党が「分権」を強調していることも，指摘しておくべきでしょう。11月のハンサード協会の講演会では，労働・保守・自民の三政党の議員パネラーが，現政権は集権的であると断じた点が特徴的でした。学者では，キャメロンの大学時代の先生で，有名な憲法・政治学者であるボグダノーがパネラーでした。彼は常に著作で分権化に疑問を呈してきたことで知られていますが，彼でさえも今のイギリスには「直接民主主義を含む根本的改革が必要」と述べていた点は，驚きでした。

しかし，分権化に関わっては，研究者は異なる評価を持っています。シェフィールド大学では，ガヴァナンス研究が専門のスミス教授や，行政学のフリンダース教授らは，逆に，今のイギリス政治は相当程度，分権化が進んでいると論じています。スミス教授は，今日のイギリスは，スコットランドやウェールズへの分権，EUへの権限移譲，民間委託が進んだ結果，政府のキャパシティー（能力）は，かつてなく限定されてきて，かろうじてターゲットなどの方法を使ってコントロールしているに過ぎないと述べています。フリンダース教授は，自らも参加する40カ国の役職任用に関する共同研究を大学院の授業で紹介していましたが，それによると，政治任用や縁故任用に対する批判から，労働党政権は97年にかなりの程度，審議会などの委員の人選過程を透明化し，その結果，政治家（とくに政党）の任命権限がかつてなく低下したと説明していました。しかし，それに伴い，実際の政治としての機能を発揮することに成功しておらず，ある意味，分権化の進みすぎによって，かえって官僚の裁量が増し，政策に政治の意思が伝わらないという事態になってきたと説明していました。たしかに，今日のイギリスでは，民間委託や分権化が進む反面，ターゲットや官僚による集権化も進み，単純な二分論が成り立つ状況ではないと，私も考えます。

ところで，政治家の分権化論が単純なのは，日本でも同じだといえるでしょう。橋下や東国原が持ち上げられることが多くなっていますが，分権化の仕方によっては，首長集権化が起こりかねません。日本でもそろそろ，分権化を深く考えて，単純な分権化論を批判していく時期に来ているのかもしれません。

（こぼり　まさひろ　所員　立命館大学）

南京便り（1）

南京の日本語教育と学生の現状など

南京師範大学中北学院　林祥瑜

皆さん，ご無沙汰しております。中国・南京の日本語教師林祥瑜（りん　しょうゆ）でございます。2007年3月より，「基礎研」とご縁を結び，さらに，所員にならせていただき，誠にありがたく存じます。これから「南京便り」という形で，中国のこと，特に南京のことを少しずつ語らせていただきたいと思います。ささやかなりとも，日中の相互理解の力になれば幸いです。

南京は古い都で，二千年以上の歴史があります。ずっと南京を守っている秦淮川に沿い，歩いていると，歴史と語ることができると思われます。

古くから，南京は日本とかかわりが深い都市です。1930年代頃，日本に支配された偽政府によって小学校や中学校で日本語教育が一時実行されたそうです。南京は『南京のキリスト』，『支那遊記』という芥川龍之介の作品の取材地の一つだといわれています。現在，南京市は愛知県名古屋市と姉妹都市です。成田，関空のほか，去年からは名古屋との間にも直行便が飛んでおり，日本からは二時間ぐらいで行くことができます。

南京は人口が700万人以上で，江蘇省の中心都市です。毎年進学のために，江蘇省の各地だけでなく中国全土津々浦々の若者がたくさん集まってきます。南京大学，東南大学，南京師範大学，南京航空航天大学，南京農業大学，南京工業大学，南京信息工程大学など，多数の有名な大学があります。

近ごろは，日本との文化交流や経済貿易が進められているとともに，日本語を勉強する人が多くなりました。南京では，日本語科を設置する学校が増えています。以上あげた大学のほかにも，この二～三年の間に，南京林業大学，南京郵電大学などが日本語科を新しく設置しました。

南京の日本語教育の特徴（といっても，中国の日本語教育に共通する点が多いと思われます）は，以下のようにまとめることができると思います。

第一。日本語を勉強する学生が年々増えていますが，短期大学（三年）から，本科生（四年），院生（学校によって，二年か三年）がいます。大学生なら，学校ごとに一学年に30人ぐらいいます。中国では日本語科の大学院を有する大学はそれほど多くありませんが，南京だけをみれば，南京大学，東南大学，南京師範大学，南京農業大学，南京航空航天大学などがあげられます。一学年に5～10人ぐらいいます。そのほか，第二の外国語として日本語を選んで勉強する英語科の学生が少なくないことも見逃せません。

また，日本語を自習勉強するブームがあります。特に，IT，国際貿易などの仕事をしている人たちは，仕事をしながら，「日本語培訓班」（日本語教室）に参加し，生涯教育を受けます。南京では「朝日」，「山木」，「三木」といった培訓班が人気があります。

第二。日本語科が増加していますが，日本語を含めて，外国語は学校に重視されていない傾向があります。日本語科教師の構成はまだ完備していないのが現状です。

そして，教材の更新が早急に求められています。日本語の教材といえば，「新編日本語」，「標準日本語」，「みんなの日本語」があげられますが，いずれも1980～90年代に出版されたもので，言葉や文法，例文などが時代遅れな感じがします。

最後に，日本語科の卒業生は大抵対日貿易を取り扱う企業，合弁企業，学校，新聞社などに就職するのですが，歴史的な経緯の問題かもしれませんが，近隣の常州，蘇州や上海に比べると，南京では日本企業が稀であり，南京の日本語科の卒業生が増える二三年後，就職は今ほど楽観できない見込みです。

参考文献

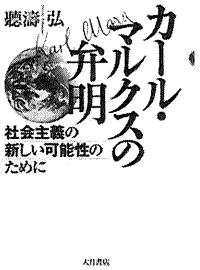
徐氷　大連民族学院「日本語科の院生育成についての考え」『日本語学習と研究』2009年第6期，pp.60～62。

書評

聽濤弘著

『カール・マルクスの弁明 —社会主義の新しい可能性のために—』

大月書店　2009年5月　税込価格1,680円



Ⅰ　本書のねらい

近年，金融危機と世界恐慌のなかで，マルクス『資本論』や社会主義への新たな関心の高まりがみられると言われる。著者は，京大経済学部木原正雄ゼミで社会主義経済論を学んでソ連に留学し，そのあと日本の実践活動の立場から「20世紀社会主義」をめぐってソ連の党や国家の幹部とわたり合った人である。マルクスは，資本主義をどう分析し，そのなかから社会主義をどう構想していったのか，それをもういちど確かめ直して21世紀の社会主義の新しい可能性を見出していきたい，という極めて適切な今日的意図から書かれたものである。

「初めてマルクスに接する若い読者を対象」にしようとしたところから，いたって平易に叙述され，また「個人の自由」を大切にし「主義主張のおしつけ」を嫌う今の「若い世代の思想動向」に配慮して，様々な「異論」も対照させて取り上げようと努力している。私も，京都学習協で同様のテーマで若い勤労者・市民向けの講座を長年担当しているが，まったく同感できるアプローチの仕方であって，その点からも時宜に適った書であることを評価したい。

Ⅱ　構成と内容

いま，社会主義論について考えようとする場合に必要だと考えられるほとんどの領域を，本書が尽くしているのも長所であろう。マルクスやレーニンの社会主義論（序章・1章・2章），「20世紀の社会主義」は何だったのか（3章），いま「社会主義をめざす国々」は（4章），理論問題の焦点としての「市場経済を通じて社会主義へ」（5章），資本主義の限界と社会主義の展望（6章），日本における「新たな社会主義」（終章），という均衡のとれた構成である。

本書の組み立てを，著者が力点を置こうと考えている内容上の軸にそって描き直してみると，次のように特徴づけることができるように思われる（『季論21』誌・08年秋号の著者論文も参照して）。つまり，社会主義は「多様性ある」「自由な創造性」ある社会主義として再構築されていくべきであり，その中心にはマルクスの「人間の疎外」からの自由，人間の「精神的本質」の蘇生というもっと大きな人類史的視野からの位置づけが据えられなければならない。そのうえで，一つの軸は，資本主義的矛盾を解決する要となる「生産手段の社会化」ということについて，これまでのような「国有化」一本槍ではなく，生産手段と労働者・生産者との再結合の「集団的形態」を多様化する（株式会社，協同組合，国有，あるいは自治体有，など…社会主義の「経済的基礎」の独自の形態の創造），という提起である。もう一つの軸は，「計画と市場」の問題にかかわって，これまでのような国家による上からの指令的計画化ではなく，まず労働者集団・企業が自己の利益を追求する立場からつくる計画を第一義的なものとして置き，国家はそれを全社会的に「調整」していく（『資本論』にいう「意識的社会的な統制や規制」，「社会的理性」による制御），あくまで労働主体の「自由」と「創造性」を貫く，という提起である。

このような「人間」の立場—「多様性ある」「自由な創造性ある」社会主義という軸にそって各章の内容が展開されていくのであるが，その特徴的なところだけをとり出しておくことにしたい。（序章）は，人間の自由・平等という思想が，近代の啓蒙思想家や空想的社会主義者らによってどのように発展させられてきたか，ということから始められる。次いで，『経済学・哲学手稿』に拠って，若いマルクスが魅力的な人間「疎外」論の研究から出発し，経済学上の「搾取」だけに矮小化しないで，大きな視野から人間を捉えようとしていたことが述べられる。（1章）でも，『経済学批判要綱』のなかの人類史の三段階論にふれ，人間の自立性という角度からの分析によって，個人として真に「自由な人間」になることの意義が強調される。

他方で，その「疎外された労働」を生みだすものが「私有財産」に他ならず，それをめぐる「史的唯物論」と「剰余価値論」の解明によって，マルクスがマルクス主義者になっていった。「人間の疎外」からの解放，「人間的尊厳」を確立するための経済的基礎こそ「生産手段の社会化」である。ただその具体的形態はいろいろで，「国有化イコール社会主義」ではない，「人類はいまだ社会主義の経済的基礎を発見していない」とされる。さらに，「生

産手段の社会化」が新しくつくりだすものとして，人間の全面的発達と並んで計画経済が挙げられ，先の労働主体の「自由」と「創造性」が説明されていくのである。

（2章）（3章）では，このようなマルクスとエンゲルスの社会主義論にとって予想外なこととして，資本主義の発展の遅れた後進国ロシアで，一国社会主義建設が始まった経緯，少数者革命と後進性がもつ限界とレーニンの苦悩が，対照的に辿られる。そして，1929年頃から社会主義の軌道から転落していくが，その後の「脱スターリン化」も成功しなかったのは，「党官僚制度」によって党が国全体の経済の管理を集中し，各企業や労働者の自発性を引き出さなかったことにあるとされる。

（4章）（6章）では，ソ連という曇った暗いプリズムを通してではなく，いま世界各地で起こっている社会の改革・変革への動きのなかから，社会主義に向けての新たな条件を追求していくべきであるとして，「社会主義をめざす国々」と「先進資本主義諸国」が取り上げられ，（終章）「日本における『新たな社会主義』」に続けられる。それらには，社会主義の「多様性ある」「自由な創造的な」形態の独自な創設という視点が据えられている。

Ⅲ　研究を深めるための論点

社会主義論の再生のための，以上のような問題意識，課題の枠組み，展開の方向性について，大きなところは私もほぼ異存がなく，冒頭にも書いたように著者の提起が今もつ積極的な意義をなによりも評価したいと考える。それを置いたうえで，今後の理論的研究を深めていくための問題提起をしていく方がより有益だろうと考え，以下にいくつか論点を出してみることにしたい。

中心の問題は，人間・個人の解放と発達―「自由・平等，民主主義」と，「生産手段の社会化」―階級関係・生産関係との相互関係の展開であり，それと「市場経済をつうじて」ということがどう関るのかにあるであろう。基礎研の「人間発達論」が直面している課題であるし，私もアプローチを続けているテーマで，その途上からの争論的提起である（詳しくは，『経済科学通信』119号，09年春，『現代と唯物論』43号，09年11月，『立命館経済学』58巻5・6号，10年3月，の拙論を参照）。著者も，マルクスが遺した「最大のテーマ」とされる問題である。

もっぱら「理論問題」に当てられた（5章）から，糸口をとり出してみよう。この章は，市場とは生産のやり方ではなく「交易様式」である，という著者が「ポイント」とされる指摘から始められる。そして，市場経済の「功」の面として，需要供給関係を調整する力，競争による生産力の発展ということが，「罪」の面として，所得の不平等，過剰生産，失業ということが，挙げられる。私の批判的提起の中心は，市場経済をなによりも諸主体の自立性（私的所有に基づいてであるが），生産・労働の主体の自立性の発展ということにそくして，したがって「流通過程」だけでなく「生産・労働過程」においても展開していかなければならない，というところにある。たしかに，市場経済は奴隷制・封建制・資本制といった諸「生産様式」に貫通して存在するものではあるが，今は「交易様式」「生産様式」の概念規定をめぐる論議より，それらの普遍的な一般的基礎にあるものとして人間の生産・労働および生活・生命の全過程との関わりが究明されていかなければならないと考えるからである。

『経済学批判要綱』においても，人類史の3段階にそくして，人間の「欲求」（生活）と「能力」（生産・労働）の発達が辿られ，個人の自立性と共同性をめぐる普遍的な発展が基礎に置かれようとしていた。そのうえで，その「価値」範疇が資本と労働の分離の下でどのように関わっていくのか，「労働・人間の疎外」と同時にその止揚のモメントがどう生みだされていくのか，それが資本の価値＝剰余価値追求にそくして展開されていくのである。周知の権利論的展開の基礎ともいうべき論理がここから出てくる。「労働力」商品の売買をめぐる交換過程での「自由」と「平等」，「労働力」の消費である労働過程・生産過程における「権利」対「権利」の闘争，「結社（アソシエーション）や労働組合」，「国家権力」「工場立法」などの媒介によって，資本の「所有権」「経営権」に対抗して「労働権」と「生存権」，「社会権」をめぐる社会的な制度が確立してくる。労働主体の基軸的位置づけを離れては，このような権利論的展開も難しいであろう。

著者が将来につながるより具体的な構想のレベルとして考える2つの柱も，この論点に関ってくるように思われる。一つは企業経営にかんするミクロの次元で，労働者の「自由」「創造性」にもとづく民主的な規制や参加という問題である。いま労働や生活の主体が「労働権」「生存権」にもとづいて人間らしい「規準」や「ルール」を押し上げていく，そのなかで企業の「経営権」さらには「所有権」に対する民主的な制御の「制度」を確立していく，という構造変革の具体化が求められている。所有・経営形態の「多様性」ということだけでなく，それぞれの構造的な内容を諸主体にそくしてどう掘りさげていくか。もう一つは全社会的編成のマクロの次元で，先の「調整」としての計画化という問題である。これが「サンジカリズム」に終らないために，個人・集団の間をつなぐ社会的な「規準」や「ルール」，「制度」をどう具体的に創りあげていくか。

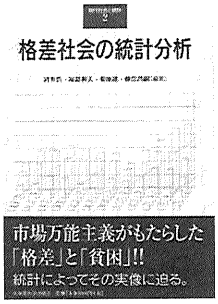
総じて，「人間の疎外」からの解放―「多様性のある」「自由な創造性ある」社会主義の有機的関連を内容づけていく課題である。これからの論議の深まりを期待したい。

（芦田文夫　所友　元立命館大学）

書評

岩井・福島・菊地・藤江編著

『格差社会の統計分析』



北海道大学図書刊行会　2009年6月　税込価格3,150円

本書における主要な課題は現在展開されている社会の格差構造を理論的，統計的に分析し，格差構造の実態を解明することにある。

現在の格差社会論では「格差拡大」について3つの意味が与えられている。一つ目は経済的生活格差の広がりという物質的側面，二つ目は格差が存在しまた拡大しているということが人々の社会認識として顕在化したという意識的側面，三つ目は経済的な側面にとどまらず結婚，雇用，教育，健康などの社会生活の全面において格差が広がっているという問題である。

1990年代後半以降推進された新自由主義的構造改革は以上で述べられた三つの側面を持つ格差を固定化し，社会の階層化，階級化を生み出すものとなった。それにともない貧困の中に固定化される人々の問題，いわゆる「貧困社会」の問題も顕在化している。

現代社会において格差というものを論じるためには社会全体に対する包括的な分析が必要である。それをうけて本書では3編に分けて社会の格差構造，および統計分析の検討を行っている。

第1部は4つの章からなり，人口，労働に特に焦点を当てている。

第1章は「日本の人口動向と格差社会」と銘打ち少子化，高齢化が社会の各方面に対して及ぼす影響が分析されている。そこではこれまで存在した出生率低下と各人の経済状況に関する先行研究の紹介と検討が行われている。それらの先行研究は社会格差の増大により出生率の低い層が増加することによって全体の出生率が押し下げられるという観点にたつものであるが，この章ではそれに加えて格差の存在それ自体が直接的に出生率を押し下げるという全く違う視点からの分析についても検討が行われている。

第2章「現代の失業・不安定就業・「ワーキングプア」」では失業・不安定就業・ワーキングプアの構造的変化と格差の拡大について，国際的な動向，および日本と他国との比較を含んだ構造分析が行われた後に日本での失業，不安定就業の特性，および性別，年齢別格差の特徴についての分析が行われている。グローバリゼーションの進行は結果的に就業貧困層，不安的就業者層を増大させたこと，また日英の比較を通じて，失業，不安的就業は程度の差こそあれ，女性，若年層に押し寄せていることが示されている。

第3章「雇用労働者における年齢および所得水準による労働時間格差」では年齢と所得水準による労働時間格差が分析対象となっている。労働時間格差の大きい性，雇用形態および職業の属性についての条件をそろえることにより年齢や所得水準による純粋な労働時間格差を抽出することが行われている。所得水準にたいする労働時間格差は就業形態の違いにおいての特徴を見いだすことはできなかったが，「正規雇用」の男性において「若・中年層」における労働時間が拡大し，ライフバランスに対する影響が顕著である，ということが述べられている。

第四章「労働者属性別にみた賃金格差の検討」では，多様な側面を持つ「格差社会」の中で特に賃金格差に注目し分析をおこなっている。その分析においては，性別，雇用形態，就業形態といった労働者の基本属性に起因する賃金格差の実態把握が焦点となっている。これらの中のいずれの側面においても多くのそして大きな賃金格差が内在されていることが示された。また賃金格差分析に対する時系列解析に対する展望についても述べられている。

次に第2部に移る。第2部のテーマは「生活・福祉と統計」である。第2部では，実際の所得分布にたいする分析，また日常生活に密接な関係がある年金，医療，社会保障という問題，および土地所有に対する分析が5章にわたって論じられている。

第5章「税務統計にみる個人所得分布の二極化」では所得格差拡大傾向と分布の諸特徴を税務統計により基礎づけ，格差論に関する参考資料を提供することが意図されている。統計資料を使用して所得分布，ジニ係数などを導出するとともに，格差論を論じるにあたっての基本となる統計データ，そこから導出される様々な指標をとりあつかうにあたって留意せねばならないさまざまな事柄を提供している。

第6章「年金格差と高齢者の貧困」では年金制度の歴史的背景から初め，給付実態を眺めた後，年金に生計を依存する高齢者層における生活格差と貧困の問題に論及

している。公的な年金のみでは生活していけないような定額年金受給者の存在があり，それが貧困高齢者の存在へとつながっていく。この貧困高齢者は数多く存在してはいるが，その問題が表に出てくることは少ない。近年多発する高齢者世帯の焼死事件の背景には貧困に追い詰められた高齢者の存在があることを意識せねばならないという警鐘でまとめられている。

第7章「医療制度改革による国民医療保障への影響」では，2008年におこなわれた医療制度改革がそれまで存続してきた医療制度にどのような影響をあたえるのか，についての分析が行われている。旧来型の医療制度を概観しそれがかかえる問題点を明らかにするとともに，医療制度改革がそれらの問題を解決できるかどうか，についての検討が行われている。得られた結果としては医療制度改革は旧来型の制度が抱える問題の多くを解決することはできないであろう，ということであり，最後に医療制度改革への提言でまとめられている。

第8章「日本における世帯の土地所有」では資産の構成要素として大きな比重を占めると思われる土地所有，資産分布の現状を，世帯の年齢階層，従業上の地位の違いを基にして分析している。結果としては土地所有，土地資産の分布およびその格差に対しては世代要因，職業要因が大きく影響していることがわかった。ただし分析にあたっては土地所有に重要な影響を及ぼしているとおもわれる地域要因を捨象しており，それを含めた分析が必要であること，世代要因についてもより詳しい分析が必要であるということ，これらの点を今後の課題としてまとめられている。

第9章「格差・貧困社会と社会保障」では「格差社会」論から「貧困社会」論へと発展してきた点を踏まえセーフティーネットとして働くべき社会保障制度に対して論じている。日本における社会保障の実態について述べた後で日本における制度の不十分な点，社会保障制度それ自体が格差と排除の再生産システムを含有していることが述べられる。これらを踏まえた上で基本的人権の保証と，応益負担ではなく応能負担の原則に基づく社会保障制度の設計の必要性を訴えている。

第3部は「地域・環境と統計」がテーマであり，4つの章から構成される。地方自治，健康，地球温暖化といった問題を取り扱っている。

第10章「地方自治体の政策形成と統計」では地方自治が叫ばれている現況を踏まえ，地方が政策立案を行うにあたって必要不可欠な地方統計活動の現状と今後のあり方について検討されている。地方の現状は独立した地方自治を行うには不十分であることが示されたうえで，地方が自立した政策を適切に行うためには統計データの整備，およびそれをとりあつかえる人材の育成が急務であり，それを行える地域と行えない地域の間で差がついていくであろうことが予言されている。

第11章「格差社会の地域ガバナンスと地状学」では社会的格差が表出するところの地域統計を充実させる試みの一つである「コミュニティーベースの統計」の試みについて具体的事例を交えながら論じている。地方自治を強化していくためには地方ガバナンスの担い手である地域住民自身が意思決定の基礎であるさまざまな情報基盤に関心をもつとともにその整備につとめることが必要であること，そのような「統計力」を持つことが地方分権にふさわしい住民統治と参加に必要とされていることが述べられている。

第12章「健康の不平等」では長崎における被爆者を対象とした調査を分析し，被爆者の健康を規定する諸要因が検討される。また問題改善のための社会的支援の方向を検討している。被爆者は自己の心的外傷，社会的偏見などがあり社会的に孤立化しやすい傾向があることが示される。

被爆は個人的責任ではなく，社会的責任である。統計によってこのような社会的な問題を浮き彫りにし，それへの解決策を考えていくことも社会統計学の役割である，としている。

第13章「地球温暖化問題における二酸化炭素排出格差」では温暖化の主要要因である人為的な二酸化炭素排出に対する日独比較分析が行われている。どのような要因が二酸化炭素排出の主要因であるのかを分析するとともに，ドイツで二酸化炭素排出が減少し，日本では増加している要因を産業連関分析の要因分解式によって示している。経済統計を活用することによってどのようなライフスタイルが環境に優しいのかを検討することが可能であり，統計情報の有用性は非常に大きいとして結んでいる。

以上，足早にみてきたが本書の内容は多岐にわたり簡単にまとめることはできない。格差というものは社会の多様な方面にわたり，また同一の問題を扱うにしても多様な切り口が存在していることは確実である。重要なことは複眼的視野をもち，全体を包括的に見ることである。そのためには社会全体の情報を縮約してみることが可能な統計は重要なものである。注意せねばならないのは統計情報は有用なものではあるが，それは不十分なものであるかもしれないこと，統計には現れない隠された情報が存在していることを忘れないことであり，さらなる統計情報の拡充，さらには社会の構成員である個々人が統計を活用する能力を身につけることが重要である。本書はそれらのことを考えるにあたっての重要な助けとなるであろう。

（たぞえ　あつし　京都大学大学院）

書評

佐藤卓利著

『介護サービス市場の管理と調整』



ミネルヴァ書房　2008年12月　税込価格4,725円

Ⅰ　はじめに

政権交代後の諸政策，とりわけ子ども手当，後期高齢者医療制度のなど社会保障・生活保障の課題が昨今大きくクローズアップされているが，こういうときこそ社会保障の現場の実態をきちんとふまえ，かつ現場の労苦を常にイメージしながら，原理論的なしっかりとした検討が必要な時期である。その点で，佐藤卓利教授（立命館大学）の本労作の上梓は，まことに時宜にかなったものといえる。以下，本書の骨格をまず紹介し，論点を分析し，評者なりに考えている関連した政策課題を提示していきたい。

なお，本書の構成は次の通りである。

序　章　介護の社会化と介護費用の社会問題化
第１章　介護の社会化と介護サービス市場の創設
第２章　介護保険と介護サービス市場準市場の検討
第３章　介護保険の導入とホームヘルプサービスの変容
第４章　介護保険事業計画と「住民参加」
第５章　介護サービス供給の多元化と福祉公社
　　財団法人　広島市福祉サービス公社の事例
第６章　介護サービスの市場化と社会福祉法人の経営
　　社会福祉法人　京都福祉サービス協会の事例
第７章　介護保険制度化の在宅介護支援センター
第８章　介護保険制度の見直しと自治体福祉政策の課題
第９章　基礎自治体による介護サービス市場の管理
第10章　基礎自治体による地域包括センターの運営
第11章　介護サービス市場のなかの非営利組織
　　福祉サービス公社と生協福祉事業の分析
終　章　社会のなかの市場，市場のなかの個人と家族，
　　市場をこえる非営利組織

Ⅱ　本書の骨格と主張

本書の最大のねらいは，介護保険が生み出した介護サービスの市場化という現象と非市場領域の動きを分析し，「介護サービスの中の市場的性格を市民権の具体化によって統制すること」（250頁）の見通し，介護保険をめぐる「中央政府による官僚的統制と地方政府（地方自治体）と住民による民主的管理という対立」（171頁）の実相を，広島，京都，草津等での具体的事実と原理論的議論を通して明らかにすることである。地域での現実分析と原理論的検討（準市場論等）の両者がパラレルに議論されていることが，評者のような医療・福祉の実際の現場にいるものにとっては大変なじみやすいものであった。以下，簡単に本書の流れを紹介したい。

まず本書は経済的視点からみた扶養・被扶養の関係を整理し，日本の実際の介護保険に組み込まれなかった家族手当を，高齢者の真の社会的扶養を展望するスタンスから，自ら介護したいと望む家族を支援する手段として再検討すべきと主張する。そして，1980年代からの介護社会化の動きを分析し，措置制度への批判論者の議論を整理する。それをうけ，岡崎祐司氏の指摘する「措置制度を批判する消費者主権」主義の問題点を紹介し，市民福祉的立場から措置制度を批判してきた新藤宗幸氏などの論をとりあげている。

それらを受け，介護保険導入によるホームヘルプ労働の変容，裁量権が認められず労働がマニュアル化していった実相を詳細に検討し，そして草津市での介護保険事業計画の策定過程とその後を丹念にレポートし住民参加の課題の重要性を説く。そして，広島市福祉サービス公社と京都福祉サービス協会の実態が紹介されている。後者の今後の展開方向との関係で，「登録ヘルパーがパートヘルパーとなって，その労働者性を強めた。これらの主婦感覚・市民感覚をもった人たちが，労働者としての自覚をもって労働組合に結集することが，サービス協会が事業展開をしていくうえでも，利用者のニーズに的確に応える点で，あるいは市民の人権を保障する点において，その優位性の発揮につながることを期待したい」（129頁）と本書は主張しており，筆者の生の息遣いが聞こえてくる提起だと評者は感じた。

そして京都府Ａ市の在宅介護支援センターの事業実態，地域包括支援センターの課題等が議論され，市町村の高齢者保健福祉担当者に対して，「介護保険制度の『負担と給付の緊張関係』を超えて，税財源の配分をめぐって国・都道府県に対して，また市町村の中で，その必要性を熟知する専門家として『ありとあらゆるものとけんか

する』気概をもって，高齢者の保健福祉事業のための財源確保を主張すること」（169頁）への期待が熱く説かれている。続いて，草津市での事例を通して介護サービス市場の管理，介護保険と保健福祉サービスの調整に対する考察が行われ，介護保険市場の民主的管理の可能性があること，「介護保険制度は，基礎自治体である市町村を保険者とし，自治体の住民が被保険者の立場で，その計画と運営さらには評価にかかわることを，設計思想としては含んでいる」（191頁）ことの指摘がなされる。

最後に，介護サービス市場外の諸制度等との調整機能を果たす地域包括支援センターの役割が分析され，市場のなかの非営利組織の具体例として，広島市福祉サービス公社と生協ひろしま福祉事業の分析が行われ，非営利組織の自発性を生み出す根源として，「理念」と「使命（ミッション）」の共有化の重要性が強調される。そして，「介護の世界には，介護保険がもたらした市場的要素とともに，家族の情緒的要素も存続している。さらに大事なことは，基本的人権を保障する公的介護が，非常に弱められたとはいえ消え去ってはいないということ」（250頁）を強調し，筆者は本書を終えている。

Ⅲ　市場化の進行をなぜ許してしまったのか ―岡崎祐司氏の論との関係で

さて紙幅の関係もあり，最後に先にふれた岡崎祐司氏の議論にかかわって重要な論点を提示したい。岡崎祐司氏は，介護保険がもたらした福祉の市場化に対してノーの声がまきおこらないのは，わが国の社会福祉システムは市民の側に向いていないといことが問題とされ，官僚主義と集権構造の象徴として措置制度がとりあげられ，利用者志向（消費者主権）の改革として介護保険制度が対置された，と論ずる（33～34頁）。それを受け佐藤卓利氏は，本来の福祉システム改革のためには市民＝主権者が消費者＝利用者を包摂しているという関係をきちんと把握し，官僚主義に対置されるべき民主主義と市民の間の連帯・助け合いという概念をどう具体化すべきかが課題であるとし，市民のなかに自立と連帯が育まれるために，プロフェッショナルな福祉労働とボランタリーな市民活動の架橋が必要であると論ずる（41～43頁）。

ここで評者が思い出すのは，措置制度と介護保険構想が広く検討された1990年代半ばの議論状況である。岡崎氏は，本書でもとりあげている新藤宗幸氏『福祉行政と官僚制』（岩波書店，1996年）の論を「したたかな難敵」として着目し，広く紹介していた。新藤氏は，革新派社会福祉学者は国家による「行政処分」である「措置」をもって生存権保障と考えたとして，成瀬龍夫氏らを激しく批判していたのである。評者は当時，新藤氏らの論もふまえ措置制度の改革的な発展の道を政策化することが極めて大切と考えていたが，保険制度発足10年の現時点においては更に複雑な応用問題が提示されているように感じる。確かに介護保険制度によって，一定の高所得層にとっても福祉サービスは極めて身近となってきたことは明らかであるが，その問題点は限界にきている。この時点で，福祉プロパーの岡崎氏らの議論をふまえ，新藤氏らの「市民」福祉的議論の率直な検討をすすめ，そして佐藤氏の言う「福祉労働と市民活動の架橋」を現実にする各地域での実践を積み重ね，理論化しながら，介護保険制度の徹底的な改革的発展の道（保険の枠またはそれ以外）を広く探っていく政策課題がつきつけられている。社会運動と研究の場でのこの複合的なスタンスの不足が，スローガン的「反対運動」への単純化が，ここまで介護の市場化を許してしまった原因の一つではないだろうか。

とまれ，実践と研究の前進のために，本書の一読とできれば少人数でのゼミ形式での討議をお勧めしたい。

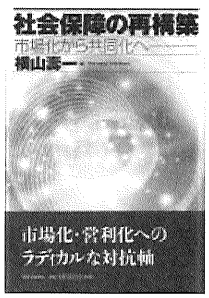
（大松美樹雄　所員　（財）淀川勤労者厚生協会）

書評

横山壽一著

『社会保障の再構築 ―市場化から共同化へ―』

新日本出版社　2009年5月　税込価格1,995円



本著は，1990年代以降，特に小泉政権により進められてきた社会保障の市場化ないし准市場化に対して，その問題点を鋭く突くとともに，その体制を転換して，福祉労働の復権を図るとともに，社会保障の公共性と共同性を実現するための基本的な視座を提供している。新政権の下で新たな社会保障政策が遂行されつつあるが，氏の

視座は，この政策を評価するためにも不可欠である。最初に，内容を紹介しよう。

第1章「社会保障の市場化をめぐる局面」は，社会保障国民会議と日本経団連の議論などを取り上げて，社会保障の市場化をめぐる新たな動きを分析している。

まず，社会保障国民会議は「社会保障の機能強化」論を唱える。これは，市場路線の矛盾が顕在化し格差･貧困が拡大する中で，財政抑制による社会保障の「綻び」を指摘して，「中福祉・中負担」型の国家を提示し，その財源を消費税の増税で賄おうとするものであった。だが，この機能強化の中身は，病床と介護施設の削減，居住系と在宅介護へのシフトなど，効率化プログラムであり，それまでの市場化路線を基本的に踏襲している。

第2章「持ち込まれた市場原理と『準市場』」は，福祉の市場化と準市場についての理論的課題の提示と具体的な内容と特徴の分析に充てられている。

著者は，「準市場」はルグラン，バートレット，グレナスターらの研究グループによって使用されたquasi-marketに由来することを述べ，理論的課題を提示している。「準市場の研究は，『非市場』として存在してきた社会保障に市場的な要素が導入されることで，…それを解明するための理論的な装置として登場した。」（57ページ）

自由な経済取引の条件は，「価格競争の自由」と「算入撤退の自由」が保障されることであるが，この2つが制約される場合には本来の市場とは異なり「準市場」と言われる。

第3章「市場化路線は社会保障をどう変えたか」は，供給体制と給付構造の市場化を分析し，市場の優位性を唱える議論がいかに通用しなくなっているかを明らかにしている。

供給体制の見直しとして，介護保険，支援費制度における事業者指定方式が，営利・非営利を問わないことによって，結果的に企業算入を認めた。また，指定管理者制度とPFIを使った設置・運営形態の見直しは，福祉・医療の幅広い分野に広がった。この結果，①直営体制の減少，②営利法人の比率の増加が見られた。

給付構造も，①措置制度から契約方式へ，②給付の「二階建て方式」への転換と混合化，③現物給付の現金給付化，④応能負担から応益負担への転換が行われた。これらの結果，①社会保障における公的責任があいまいにされ社会保障の権利性が弱められた，②負担能力による格差を社会保障内部で作り出し，所得再配分における平等化の機能が弱められ，③社会保障のうちに市場的な公平性を持ち込み，社会保障の基本理念を支える共同性・公共性に対する理解が弱められた。

著者は，介護保険の「選択の自由」が，生活自体の選択ではなく，サービス事業者の選択の自由に過ぎないと，批判している。

第4章「『改革』の帰結と今後の課題ムコムスン問題を例に」では，コムスン問題を検討することにより，社会保障の市場化・営利化の問題点を明らかにしている。

コムスン問題は一事業者の問題ではなく，介護市場の市場化・営利化を促進してきた厚生行政と政府の規制緩和自体が問われる問題であるとして上で，見直しの主要な点として，①事業者指定の厳格化と非営利化，②ケアマネージャーの独立性・中立性の実現，③介護報酬の抜本的見直しとそれにともなう一連の制度改革，④行政監査の強化と外部評価の義務化と情報公開の徹底を，挙げている。

第5章「市場化の中の福祉労働」は，福祉の市場化が福祉労働をどのように歪めたかを分析し，福祉労働の復権と権利保障の課題を提示している。

措置制度の下では，①権利保障労働としての明快さがあった。②措置制度に対す官治主義と財政コントロールのために権利保障労働としての役割が制約されたり歪められたりした。③質が多様であった。契約方式に移行して，福祉労働は，①権利保障という性格が曖昧になった。②柔軟性・総合性・コミュニケーションという福祉労働のもっとも重要な部分に制約が加えられた。③共同労働としての質を高めていくことの困難性が増した。④雇用の不安定性が一段と高まった。国民に対する権利保障と福祉労働者の権利保障は一体不可分であり，人員基準の見直し，報酬水準の引き上げ，財源構成の見直し，応能負担に切り替えることが必要となる。

第6章「市場化から公共化・共同化へ」は，社会保障の市場化に歯止めをかけ，人権保障としての社会保障の再構築のために求められる視点と課題を整理している。

著者は，前著『社会保障の市場化・営利化』において提起された3点，①社会保障における共同性の再確認と再構築，②社会保障における自己決定と参加の徹底，③非営利原則のバージョンアップを，さらに発展させている。これらを貫いているのは，「すべての国民が必要に応じていつでも利用できることが求められるサービス，しかも生命・健康に直接かかわるサービスは，公共性・公益性が明確であり，市場に委ねられるべきではない性格のものである」（159ページ）という視点である。

公共性・共同性にふさわしい権利保障システムの確立として，①社会保障の利用・提供の基本を，利用者と事業者の契約関係ではなく，行政と国民の間の権利保障の関係として再整備すること，②社会保障として提供されるサービスなどの決定に当事者が関与する仕組みを各制度に備える，③すべての人が平等に享受できることを挙げ，さらに利用と提供の仕組みの改革として，①社会保障における供給体制は，社会保障の公共性・公益性を実

現する手段であること，②非営利を原則とし，事前チェックでそのことを徹底させる，③徹底した情報公開と外部評価の義務付けを挙げている。

最後に，財源として，消費税の増税ではなく，社会保険料の事業主負担をイギリス・ドイツ並みに引き上げることが提起されている。

コメントとして，まず，日本の小泉改革以降の社会保障の市場化・準市場化とそれに対する共同化・公共化の対抗軸が明確で，大変参考になる著書である。

私は，少し別の角度から対象とされている時期の日本社会の特徴について述べよう。21世紀に入り，日本の社会は大きく転換してきた。第1は，超高齢社会への突入である。高齢化率は先進国一になった。これと対照的に出生率は低迷している。人口は，2004年12月にピークを迎えた。第2に，日本的経営と言われた仕組みが大きく転換し，失業率が上昇するとともに，非正規雇用が著しく増加した。第3に，家族の変化である。夫が外で働き妻が家庭を守るという「男性稼ぎ主モデル」が転換し，共働き世帯が著しく増加している。老後の扶養についての意識も変わり，「子どもに頼らないつもり」との回答が「頼るつもり」を上回り，その差が開きつつある。このような変化は，これまでの日本の社会保障の制度設計ではとても対応できないことを示している。ましてや，小泉構造改革はこれらの矛盾を大きく膨らませた。

諸外国と比較してみると，日本の社会保障支出の低位水準は明らかである。OECDの統計によると，日本の公的社会支出のGDP比は1990年代以降上昇してきた。しかし，他の先進国と比べると低い水準である。スウェーデン，フランス，ドイツ，イギリスよりかなり低い。上述した変化に対応できる水準ではない。

福祉国家レジームの3類型で大変有名になった，エスピン・アンデルセンは，福祉国家をアメリカなどの自由主義的な福祉国家，フランス・ドイツなどのコーポラティズム的福祉国家，スウェーデンなどの社会民主主義的福祉国家に分類した。そして，日本は，自由主義と保守主義の融合であると捕らえ，南ヨーロッパと同様に，家族が中心的な役割を担っていると指摘している。ドイツやフランスでも伝統的な家族が維持されている。この家族関係が，日本で，今大きく変わってきている。

近年，ガバーンメント（政府）に対してガバナンスということばが用いられることがある。これは，公的なセクターと民間（とりわけ非営利組織）セクターとのネットワークの管理を意味することばである。地方政府がこの管理をつかさどる。

スウェーデンでもガバナンスはゆっくりと進行しているが，公的サービスを民間部門に委託する場合でも，民間事業者と委託契約を結び，サービスの質と財源については地方政府が責任を持つ。事業者間の競争は，サービスの質をめぐって展開されている。社会サービス法において，社会サービスを受ける個人の権利とコミューンの責任が明記されている。

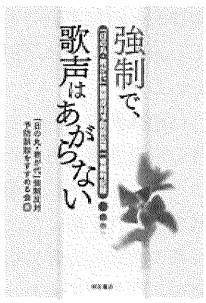
（関西福祉大学　所員　藤岡純一）

書評

「日の丸・君が代」強制反対予防訴訟をすすめる会編

『強制で，歌声はあがらない—「日の丸・君が代」強制反対予防訴訟第一審裁判記録—』

明石書店　2007年8月　税込価格2,940円



2006年9月21日に東京地裁民事第36部難波孝一裁判長は，国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟（通称「予防訴訟」）の第一審判決において原告側の主張をほぼ全面的に認め，東京都教育委員会（都教委）の通達とそれに基づく校長の職務命令が，思想良心の自由を保障した憲法19条及び教育に対する「不当な支配」を禁じた旧教育基本法10条に違反するがゆえに教職員に国歌斉唱等の義務はなく，401名の原告に対して一人あたり3万円の損害賠償金を支払うように東京都に命じた。翌日の全国紙各紙で1面のトップを飾った。都側はただちに控訴し，現在東京高裁で審理中である。

1999年の国旗国歌法の制定以来，学校現場に対する「日の丸・君が代」の強制は年を追うごとに強まっていった。石原都政のもと都教委は2003年10月23日に，すべての都立学校に対して，卒業式・入学式等における「国旗掲揚と国歌斉唱の適正な実施」を命じる通達を発した（10・23通達）。教職員に対しては「君が代」斉唱時の起立斉唱を校長に命じさせ，違反者に対しては厳重な処分を行うとした。

本訴訟は，2004年1月30日に当初228名の教職員を原

告として提訴された。原告たちの人権侵害による不利益をあらかじめ「予防」するために国歌斉唱等の義務不存在確認を裁判所に求めたところから「予防訴訟」を通称としている。

通達後最初となる2004年の卒業式に向けて，都教委は校長全員に職務命令を出すように厳しく指導し，式当日には職員を2名以上各学校に派遣し職務命令違反者の監視に当たらせた。厳戒態勢が敷かれたにもかかわらず多数の教職員が斉唱時の不起立やピアノ不伴奏で抵抗した。その年の入学式と合わせると233名の教職員が戒告以上の懲戒処分を受けた。被処分者はその後も毎年出現し，その数は2009年5月の段階で都内の全公立学校で延べ423名に達している。本「予防訴訟」以外にも13の裁判が10・23通達関連で起こされ，原告数は本訴訟を含め全体で延べ761名に達している。石原都政下で未曾有の事態が発生しているのである。これらの裁判が現場の教職員の自発的活動によって行われていることも注目される。

本書はこの「予防訴訟」の一審判決に至るまでの東京地裁における裁判活動の記録である。前半が原告や原告代理人など関係者による文章であり，後半が裁判所に提出された意見書や準備書面及び画期的な一審判決文から成り立っている。東京の「君が代」関連の一連の裁判はマスコミでも注目されて新聞雑誌等でも取り上げられ，裁判関連の文書は冊子としてこれまでにも流布されてきたから情報量としては決して少なくないが，一般に向けてのまとまった単行本はきわめて少数である。後世に語り伝えていくという意味からも本書は貴重である。

評者も本訴訟の原告の一人であり，2004年の卒業式で「国歌斉唱」時の不起立を理由に戒告処分を受けているから，石原都政下の「国旗国歌」の強制の意味は十分に承知しているつもりであったが，あらためて本書を読み直してみると，2003年の10・23通達とその後の卒業式や入学式に際して行った都教委の行動が，行政権力による教育に対する周到に用意された一連の干渉事件の重要な結節点をなしていたことがあらためて了解される。

とくに本書に収録されている現場の校長に対する証人尋問の記録は重要である。この校長は自分から降格を申し出て，証言時の身分は校長ではなかった。法廷で，卒業式にいたるまでの間，都教委から校長に加えられた種々の圧力が具体的に証言されている。 そして，10・23通達の伝達が「教育課程の適正実施にかかわる説明会」というも名称のもとに行われたのはどうしてか，という弁護人からの質問に対して，その元校長は次のように答えている。

「この年（2003年）の7月ごろの校長連絡会から，ずっとその国旗国歌のことは言われていまして，それを話されるときには，必ず『教育課程の適正実施』という題目，項目で話されましたので，この項目は国旗国歌のことと理解をいたしました。」

「教育課程の適正実施」という言葉ほど「国旗国歌」の強制の意味を十分に表しているものはあるまい。都教委の主張によれば，「国旗国歌」条項が学習指導要領の中にあり，学習指導要領は文科省の「告示」という形式ではあるが，判例により「法規」としての扱いを受けているので，学校行事の中で「国旗国歌」を「適正に」行うことは法的に正当であるというのである。言うまでもなく「学習指導要領」というのは，たしかに教育課程の基準を国家が定めたものであるが，それは「基準」であり教育内容の指導事項以上のものとはとうていなり得ないものであり，そう解釈するのが文化事象である教育の論理である。

1976年の旭川学テ最高裁判決による「大綱的基準説」は妥協の産物であり不十分なものではあるが，それでも文化事象である教育の論理への配慮の上に成り立っていたものである。

1990年代に始まった都立高校の統廃合を初めとする都教委による様々な「教育改革」も，1998年以降は教職員に対する締め付けが一段と強化されはしたが，石原都政が始まる以前は，教育内容に関しては特に干渉を強めることはなかった。しかし，1999年に発足した石原都政は教育委員を徐々に取り替えてゆくことによって，教育内容への介入の下準備を行ってきたのである。

2003年は都教委による教育内容への介入が本格化した年である。この年の7月には都立七生（ななお）養護学校への性教育介入事件が起こっている（この事件に関しては2009年3月に一審判決が東京地裁であり，介入事件を引き起こした都議の行為に関して旧教基法10条違反の「不当な支配」を認定している）。

そして同じ7月には都教委内部に「都立学校卒業式・入学式対策本部」が設置され内部での検討を経て，10・23通達が出されたのである。その際の都教委の文書の中には「国旗国歌の適正な実施」が「学校経営上の最大の課題」とある。つまり「国旗国歌の適正な実施」なくして「教育課程の適正実施」がなく，従って教育内容の管理統制が行われないというのである。

証言台に立った元校長にとっても聞き慣れなかった「教育課程の適正実施」は2004年以降の都教委の政策目標となり，その一環として「都立学校経営支援センター」の開設や「職員会議での採決禁止」などが行われてきたのである。

2003年以降の都教委の施策は，2006年の教育基本法改定，2007年の学校教育法改定を先取りする形で行われてきたのであるが，そういう中で本訴訟の教育裁判としての意義は正当に評価されるべきである。

本訴訟においては，一審二審とも第一線の憲法学者，教育学者，教育法専門家が証言台に立ち意見書をよせている。教育学からは大田堯氏，堀尾輝久氏，精神医学からは野田正彰氏，教育法学からは浪本勝年氏，市川須美子氏等々と錚々たるメンバーが名を連ねている。本書には土屋英雄氏の「『国旗・国歌』と思想・良心の自由に関する意見書」及び古野博明氏の「戦後教育改革と教育基本法10条の立法趣旨」の中からそれぞれ抜粋が収録されている。前者からは憲法19条「思想及び良心の自由」論の，後者は教育法的観点からの戦後教育改革についての，それぞれ最新の研究成果を知り得る。

そして，弁護団が総力を結集して作成した「最終準備書面」の中から憲法19条・20条の及び教育基本法10条の教育の自由論について採録した部分と判決文を読み比べる中から，この「国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟」（予防訴訟）の戦後教育裁判の中に占める位置についての認識を得ることができるであろう。

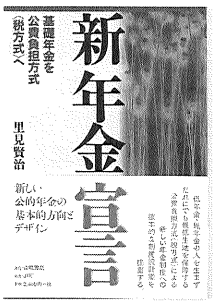
（青木茂雄　元都立高校教員・日本教育法学会会員）

書評

里見賢治著

『新年金宣言―基礎年金を公費負担方式〈税方式〉へ―』

山吹書店　2008年12月　税込価格2,520円



Ⅰ　はじめに

社会保障制度は，現代の経済社会にとって必要不可欠な制度であり，市場での競争によって生じた格差を同一階層内部で水平的に緩和・抑制したり，様々なリスクによって貧困に陥るのを防ぐ役割がある。あるいは，市場での競争に参加できない貧困者への自立へ向けた最低生活保障といった役割もある。特に，近年は新自由主義イデオロギーの影響により様々な分野で市場原理の導入や規制緩和が実施されているが，結果として貧困者の増加や長時間労働による健康破壊などから社会保障制度の重要性が再認識されるようになってきている。すなわち，社会保障制度には市場の暴走を防ぎ，国民経済を安定的に成長させる役割があるということができるであろう。しかしながら，社会保障制度は常に市場の失敗を解決するとは限らず，逆に政府の失敗によって社会保障制度が国民生活を圧迫するようなこともありうる。さらには，近年の経済社会の急激な変化に対して，現行の社会保障制度が対応できないようになっており，あるべき社会保障像についても検討しなくてはならないようになっている。それゆえ，国民がもっと社会保障制度の仕組みについて知ることで，選挙でより良い政策を選択したり，市民運動や経済団体などを通じて政府の監視や政策提言を行わなければならないのである。そのためには，専門の研究者が国民に対して，現行の社会保障制度の構造や理念について，歴史的視点も踏まえながら正確に理解できるように説明することが必要であるし，あるべき社会保障像についても提示する必要があるのではないだろうか。そこで本書では，社会保障制度のなかでも公的年金制度について，社会保障制度を専門に研究してきた著者が，あるべき社会保障像として基礎年金の公費負担方式〈税方式〉への転換を提案している。公費負担方式〈税方式〉については，これまで諸政党・諸団体等が様々な改革案を提案しているが，本書ではそれらの異同を検討した上で，統一提案作成をうながす問題提起をおこなっている。

Ⅱ　内容

本書は，第1章から第7章で構成されている。

第1章では，近年の年金制度に対する不信の原因について明らかにしている。年金制度に対する不信の原因は，①皆年金体制の空洞化と年金記録問題などの不祥事，②経済力に見合った社会保障水準の抑制と少子高齢化による年金制度の持続可能性であるとしている。①については，現行の制度が社会保険方式であるから生じる問題であって，公費負担方式〈税方式〉にすれば問題がなくなるとし，②の経済力に見合った社会保障水準の抑制については，むしろ日本の経済力は高いのに社会保障水準は低すぎると主張している。

第2章では，「少子高齢社会→社会保障の支え手の減少→福祉抑制」という考え方に対して，被扶養人口扶養負担の観点から批判的に検討している。少子高齢社会は福祉水準の抑制で対応するのではなく，むしろ社会保障全般の充実を図らなければならないと主張している。

第3章では，日本の公的年金制度の概要と特徴を歴史

的視点も踏まえながら考察している。

第4章では，日本の公的年金制度の現状と問題点について検討している。問題点には，①年金給付水準が低い，②皆年金体制の空洞化，③第3号被保険者問題，④無年金・低年金問題があり，これらは運営・財政方式に社会保険方式を採用しているのが原因であると主張している。

第5章では，公的年金制度の新しい制度設計として，公費負担方式〈税方式〉の提案をおこなっている。提案の要点は，①1階部分の基礎年金を公費負担方式〈税方式〉に転換して月額8万円を支給する（新しい基礎年金を基本年金と呼ぶ），②基本年金の財源は所得税・法人関係課税等の直接税とする。③2階部分の所得比例年金は一元化して社会保険方式を採用する（賦課方式とする），④厚生年金基金は代行返上を強制し企業年金に純化する，⑤所得制限は課さない，⑥新制度へは即時完全実施という内容である。

第6章では，諸政党・諸団体の年金改革案を検討し，公費負担方式〈税方式〉の統一提案作成を試みようとしている。諸政党・諸団体の年金改革案については，①名称，②受給要件，③給付水準，④居住期間比例の有無，⑤所得制限の有無，⑥財源，⑦新制度の完全実施時期，⑧移行措置（現行制度分の取扱），⑨2階部分の構想の項目ごとに論点整理をおこなっている。その上で今後，諸政党・諸団体が，小異を捨てて大同につくという視点で真摯な協議を重ねれば一致点に達する見込みはあるとしている。

第7章では，21世紀成熟社会にふさわしいものとして，社会保障制度全体を普遍主義型で再構築しなければならないということが述べられている。

Ⅲ　疑問点

本書は，社会保障制度を専門に研究してきた著者が，これまでの研究成果を踏まえた上で独自の年金改革案を提示しており，本書で提案されている公費負担方式〈税方式〉については大枠では異論はないが，いささかの疑問点もあるので挙げておくことにしたい。

第一に，著者は，新しい基本年金では「年金受給資格に一定の最低国内居住年数を課し，満額年金の受給のためにも一定年数の居住期間を設定し，受給年金額は居住期間比例制を採用する」（190頁）と主張しているが，これでは帰国子女で海外勤務の長い日本人や国内居住期間の短い外国人が無年金や低年金になる可能性（協定のない場合）があるのではないだろうか。これに対して著者は，「このような年金受給資格のための最低居住年数の設定や，満額年金受給のための居住期間の設定は，ほとんどの日本人には影響がなく，彼らはほぼ例外なく満額の基本年金の受給が可能なので，普遍主義型の基本年金制度の実現に事実上の実害はない」（190頁）と主張し，外国人による「年金受給目的の移住に対処するためのやむをえざる選択」（275頁）と弁明している。しかしながら，無年金や低年金の人が多いか少ないかが問題なのではなく，制度設計の上で国内居住期間という排除原理が内包されているのに普遍主義型の年金制度と言えるのであろうか。そもそも基本年金は「老後生活の基礎的部分を保障する」ものではなく，「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ためのものであるのだから，その水準が国内居住期間で決まるというのは，憲法違反にならないのであろうか。

第二に，社会保険方式の給付と負担の対応関係に対する批判の中で，著者は「医療保険料も介護保険料も，とくに被用者にとっては所得に比例して徴収されるが，だからといって傷病の治療や介護が必要になったときに，高い保険料を負担したからといって，とくに手厚い医療や介護サービスを受けられるわけではなく，その意味では同じ保険給付を受けるだけなのである」（163頁）と主張しているが，医療保険の傷病手当金や出産手当金などは標準給与の3分の2を給付しており，高い保険料を負担すれば手厚い給付が受けられるように対応しているのではないだろうか。さらには，著者が「社会保険方式は，普遍主義が要求される基礎年金や医療・介護等の制度では，その排除原理のために矛盾を深めざるをえず，ふさわしくないが，所得比例型給付制度は，逆に社会保険方式が最も適しているのである」（304頁）と主張しており，現行の医療保険は社会保険方式よりも公費負担方式の方が良いと言っているが，傷病手当金や出産手当金についてはどうするのであろうか。

第三に，基本年金の支給方法については，本書で明示されていないが，月額8万円の基本年金はどのように支給されるのであろうか。そもそも低年金や無年金の人の中には，低所得であったため保険料が納付できなかった人もいれば，金銭管理が十分でないため保険料が納付できなかった人もいる。現行の公的年金制度では，2ヵ月分をまとめて金融機関から支給するようになっているが，まとまった現金が手に入ると無計画的に遊興費に浪費してしまう人も少なくないであろう。月額8万円の基本年金は「老後生活の基礎的部分を保障する」ものではなく，あくまで「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ためのものであるのだから，無計画に浪費しないように10日や1週間ぐらいの期間で給付することはできないのであろうか。また，場合によっては福祉事務所や社会福祉協議会を通じて生活相談等をしながら支給するという方法などもあるのではないだろうか。これまで公的年金や生活保護などの所得保障制度では，受給者は計画的に金銭管理をおこなって生活することができると想定されてき

たが，実際は無計画に浪費してしまったり，制度そのものを知らず受給のための申請をしない人が存在している。社会保障制度が前提とする人間像についても，そろそろ捉え直す必要があるのではないだろうか。

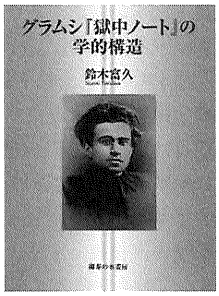
（高野　剛　所員　広島国際大学）

書評

鈴木富久著

『グラムシ「獄中ノート」の学的構造』

お茶の水書房　2009年10月　税込価格3,360円



本書の評者として，適切さに欠ける点があるのではと思いながらも，この大著の書評をさせていただくことになった。

筆者（＝増田）は，20年前に「グラムシの経済学」という副題をつけた小論を発表しているものの，グラムシ研究の近年の発展をホローしてきたわけでもなければ，鈴木富久が主宰する「方法論研究会」（旧グラムシ研）にも，年に1度ほど参加する程度で，鈴木の研究の発展過程を丹念に見てきたわけでもない。この『学的構造』を，どこまで読者にわかりやすく紹介し，その成果を讃えるとともに，残された問題点を指摘する困難な作業を遂行する能力に欠けていると自ら自認するものである。

鈴木が明らかにしていることは，グラムシ的な表現での文献学（実証的な諸科学）は，固有の哲学と，分析の実際的な基準との相互包括（媒介）的な関係においてのみ，その機能を十全に発揮するということである。この文献学（実証研究）に沈潜してきた筆者＝増田）にとっても他人ごとではすまされないと思い，まわりの失笑をも顧みず与えられた課題に取り組んでみたいと考えた。

本書の基本構成は以下のものである。

アントニオ・グラムシ（1891－36年）が，ファシズムの囚われ人となった獄中において書きとめた29冊のノート（1929－35年）が，『獄中ノート』である。この全体像を理解するため欠かせない日本語版の翻訳は，はるか昔に頓挫したままで，21世紀を迎えて10年が過ぎた今日においても果たされていない[1)]。

このノートの内的な体系構造や論理および方法論について，一貫にしたものを抽出できると考えているのが，本書『学的構造』の基本的立場といえる。

この立場は，故竹村英輔が，二冊の画期的なグラムシ研究書『グラムシの思想』（1975年）『現代に生きるグラムシ』（1988年）（ともに青木書店）において提起した，「抽象的・一般的な理論的考察」と「個別事象の考察」という「二重構造」という『獄中ノート』の基本的視点の提起を発展させることを意図したものといえる。

竹村は，この二重構造を相互往還する論理として「相互翻訳可能性」の問題に注目することで，「実践の哲学」の内実に迫ることになった。そのキーワードは「ヘゲモニー」と「知識人」であり，二冊の著作は，この二つのキー・カテゴリーをそれぞれ中心にすえて展開されたものであった。

鈴木の主張する「学的構造」は，この竹村の基本視点を継承し・発展・乗り越えを目指している。ヴィーコ流の＜新しい学＞としての「実践の哲学」が主体の学として，驚くべき広がりをもつ『獄中ノート』の諸課題を貫いている一貫した論理の構造（形式）を発見することが課題なのである。いかなる論理構造が，多種多様な獄中ノートの個別的なテーマを貫いて，問題の多様性（特殊性）と総合性（普遍性）を生み出すに至っているのか，また，その特殊と普遍の関連に還元されない問題の固有性（個別性）は，論理の構造（形式）として，何によって「再生産」されているのか。個別（主体）を生み出す特殊な普遍のあり方について，ノートの内奥の秘密を暴く，方法論的なテーマの摘出が本書の主眼といえる。

鈴木による「学」の理解は＜体系＞を意味しているが，『獄中ノート』のもっとも発展した体系を，ある意味雑多なグラムシの叙述の中から抽出してくる作業を，マルクスによる「経済学の方法」（『経済学批判要綱』の序説）における「人間の解剖がサルの解剖のカギになる」という有名なテーゼになぞらえて理解している点が重要である。

『獄中ノート』の何たるかを理解するためには，その体系と方法を最高の高みにおいて理解することがまず必要であるというのだ。鈴木はこの問題意識を，20世紀イタリアの大知識人クローチェの評価から引き出している。

「その体系性が，外的な建築学的構造のなかに求められるのではなく，内奥の一貫性とあらゆる個別問題の解決の豊かな包括性とに求められている。」（Q10 II § 4C., pp.1216.）

体系的なクローチェ思想に対するグラムシの評価をもって，当事者グラムシの思想の体系性が即座にいいうるのかという疑問も感じるが，『獄中ノート』を散文的分析の著作物とする理解に対する批判としては，大いに求められてしかるべき課題といえよう。

鈴木は，竹村による具体的・抽象的考察領域というノートの「二重構造」仮説を発展的に継承するなかで，独自の「3次元仮説」を立ち上げた。竹村が論じたノートの二重性を媒介する中間項を，「実際的基準」として明示化することによって，ノートの全体構造を体系的に理解する道を開いている。

実践の哲学を鈴木は，哲学と同時に経験諸科学をも包括する「世界観」であると論じている。クローチェやジェンティーレといったイタリア同世代の哲学的英知の一つの到達の上にグラムシの思想もあるという存在証明ともいえる表現となっている。

この実践の哲学という用語をグラムシが史的唯物論などのマルクス主義用語に替えて使うようになった理由については，定かでないことが多い。検閲を前提としたカムフラージュという説が従来では有力であったと記憶しているが，最近ではより積極的な理由を求める研究が活発なようである。獄中の囚われ人であったグラムシにしてみれば，自己の魂ともいえるノートが，いかなる経過を経て公開されるにいたるのかを考えたはずであろう。さらに，自己の体力的限界を認識していた状況からは，検閲されたノートによって，恩赦の可能性を探るということもまったく考えになかったわけではあるまい[2]。

たとえば，史的唯物論の基本命題の一つといえる「土台・上部構造論」の理解においては，土台（構造）の矛盾を，イデオロギー的に引き受ける上部構造での諸階級が形成する「歴史・社会的ブロック」は，互いにヘゲモニーを争い合う過程で，「実践の転覆」という事態において解体・再生の過程をたどるという革命論が披露されている。

機械的な「土台・上部構造論」をのりこえる意味で，諸階級のヘゲモニー闘争に焦点を当てた理解は，グラムシ思想の焦眉をなすコペルニクス的転回点であることは疑いようがない。『資本論』型の政治経済学理解を越える，独自の「政治科学」の成立が謳われている点でもその独創性は際立っているものといえよう。

ところが，この「実践の転覆（rovesciamento della Praxis）」なる用語は，ジェンティーレの創作のようである。鈴木が紹介している上村忠男によれば[3]，ジェンティーレは，マルクスのフォイエルバッハ・テーゼにおける「革命的実践（umwälzende Praxis）」という用語をイタリア語に翻訳するときに，prassi rovesciataとし，脚注においては，さらに実践の反転作用を明確にする意味で，rovesciamento della Prassi，と説明しなおしているというのだ。

またボッビオは，「…誤訳であり，本来ならprassi rovescianteとでも訳されるものであった」と述べ，「実践の転倒」という概念をマルクス主義の核心として見出したのは，モンドルフォであるとしている。

ボッビオはつづいて以下のような重要な指摘を行っている[4]。

「実践は，狭義には理論に対置された実際の行為であり，広義には自然の力に対置された人間の意識的な活動の総体と解釈される。実践の転倒とは，一方では理論と実践の弁証法的関係を示し，もう一方の，より一般的な意味では，人間と環境との弁証法的関係を示している。」（122ページ。）

広義の実践は，労働を含めた人間の総体的な諸活動をさしていることになる。グラムシにとって，人間的実践の中心に座るはずの＜労働＞はどこにいってしまったのだろうか。自由主義的大知識人であったクローチェと袂をわかち，ファシスト派のヘゲモニー形成の中核にすわったジェンティーレの誤訳にもとづく誤解を，モンドルフォとともにグラムシが共有していたということなのだろうか。

このことについて，鈴木によるグラムシの引用を問題としてみたい。

「構造と上部構造とは，一つの『歴史的ブロック』を構成する。すなわち，上部諸構造の複雑で相反的（矛盾した）な総体は，社会的生産諸関係の総体の反映である。そこから引き出されるのは，全体的イデオロギーの一体系のみが構造の矛盾を合理的に反映し，実践の転覆のための客観的条件の現存を表現するということである。…」（Q8 § 182B., pp.1051.）

イタリア・ファシズム期において，工場評議会（占拠）運動などを通して，ヘゲモニーの確立をめざしたグラムシは敗北している。実際に登場したのは，ファシストと資本家の歴史的ブロックではなかったのだろうか。国政選挙で勝利した多数派による独裁が26年に確立したとき，グラムシは囚われの身となったのである。

ここでの論理は，合理的に構造の矛盾を反映している

「実践の哲学」が依拠する社会集団を「実践の転覆」の主体へと形成させる過程のみを描いているといえないのではないだろうか。一定の合理性を有する資本家階級のイデオロギーが，ある従属諸階級の同意を引き込んで，独自の歴史的ブロックを形成する過程をも説明しうるように思われる。グラムシにとっては，ファシズムの生成過程をも解明できる論理というものが求められていたのではなかったのだろうか。

この意味でこそ「実践の哲学」が観念論でも唯物論でもないものと説明されることにはならないだろうか。

鈴木は，グラムシ獄中ノートの体系性を，以下の3つの次元にあるものと位置付けている。先に見た「歴史的ブロック」論などが，中間項に属する「実際的基準」に該当する部分であり，竹村もまた，この媒介の論理を，「ヘゲモニー」とそれを担う「知識人」に焦点をあてて分析した。

α）固有の弁証法や認識論…（狭義の「実践の哲学」）
β）世界観を構成する哲学・政治学・経済学…（広義の「実践の哲学」：実際的基準）
γ）実証的な諸科学…（文献学）

固有の哲学と実際的基準および文献学との関連を図で示せば以下のようになろう。

上記（α）（β）（γ）の関連を，鈴木の獄中ノート「基調テーマ」と「包括的概念枠組」という本書の中心的な成果と関わらせて説明してみよう。実際的基準には，先にみた「歴史的ブロック」の概念を当てることにする。

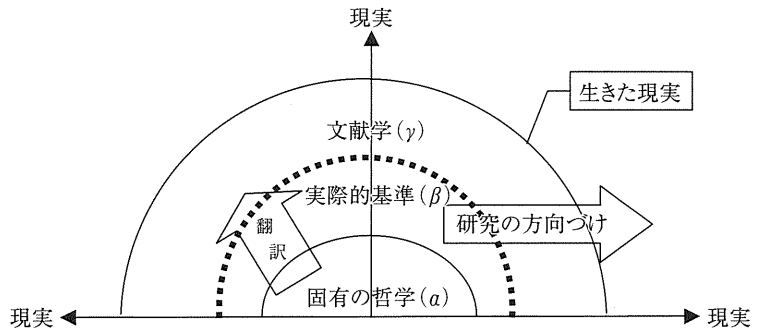
歴史的ブロック概念は，固有の哲学（弁証法・認識論）の物質と意識の相互作用という論点が，実際的基準のレベルへ翻訳されたものである。この「翻訳」というのは，哲学的概念を実際的基準が包括しているという意味である。この図においても，もっとも内部の固有の哲学の領域を，実際的基準の領域が包括している。「歴史的ブロック」概念は，社会のなかで主導権（ヘゲモニー）を握った一階級の支配と同意のシステムを意味するが，「生きた現実」[5]においては，諸階級間の激しい対立や相互浸透が生じている。このもっとも生き生きした現実を分析して，その中に自らを国家にまで鍛え上げる未来の階級（革命的実践を成就する従属階級）を見出す研究領域が，文献学である。この文献学は，そのものとしては個別の諸現象の分析に終わらざるをえないが，固有の哲学（実践の哲学）とその翻訳形態である実際的基準を内包する限りで，個別にして特殊，特殊にして普遍的な実践的価値を保有する認識となる。認識となるばかりでなく，一つの革命的な実践として，知識人と大衆の「社会的ブロック」形成の基盤となる。

このような変革の過程を担う，固有の人間類型が，知識人と大衆の「社会的ブロック」形成をになう，「活動的関係」において見出されるというのが，本書の最終的結論となっている[6]。

注

1) 現在，イタリア国家版のグラムシ全集が刊行中との情報が鈴木の著作のなかにあった。国家にその精神的・身体的生命を断たれたグラムシの著作全集を，21世紀にいたって，その当事者たる国家が編纂しているというのは時代の皮肉といえよう。なぜ一度は封殺した思想を，その封殺者たる国家が編纂しなおす必要があったのか。このあたりに，今日のヨーロッパ国家の秘密が隠されているのではないだろうか。

2) 一つの突飛な仮説にすぎないが，グラムシのいう「現代の君主」とは，穏健派ファシストであるという可能性はないのだろうか。イタリア・ファシズムがそのヘゲモニーによって引き寄せた諸階級も，けっして一枚岩とはいえなかったはずであり，ファシズム体制も，その生き残りをかけるかぎり，国際的な土台（構造）の運動から生じる矛盾を，なんらのかたちで解決していく以外に方法はないことになる。たとえば，グラムシの「アメリカニズムとフォーディズム」の論稿において，土台（構造）の世界市場への統合が不可欠であるとする分析の背後には，ファシズム体制の「知的・



道徳的指導」能力の，ある種の欠陥が縦横無尽に分析されている。ジェンティーレ派の知識人を「実践の哲学」派として取り込む中で，ファシズム的な「歴史・社会ブロック」に楔を打ち込み，ファシズム体制の内部改変の可能性を最後まで探っていたのが，グラムシの「生きた現実」の分析目的ではなかったのであろうか。

3) 上村忠男『現代イタリアの思想をよむ』（増補新版：クリオの手鏡）平凡社ライブラリー，2009年。

4) ノルベルト・ボッビオ『イタリア・イデオロギー』馬場康夫・押場靖志訳，未来社，1993年。

5) この「実際の現実（realta effettualle)」という用語は，日本語的に考えても意味がわかりにくいと思われる。「生きた現実」などとしてみてはどうだろうか。

6) この「活動的関係」概念は，ヘゲモニー論や市民社会論と関わって，現代においてももっともホットな課題となる問題であるが，紙数もつきたので，別の課題にくわしく論じたいと思う。

（増田和夫　所員　京都経済短期大学）

12/26現代資本主義研究会「国家論」に参加して

(1) 国家独占資本主義論争の到達点の共有を

「国家論」に関する座談会（現資研）に参加して，感じたことをいくつか述べておきます。各報告を聞いて不思議に思ったのは，各氏が使われている言葉・用語・カテゴリーに違いがありそうだということです。例えば，国家独占資本主義という概念を使う場合に，私は国家と独占資本主義の関係（相互作用），つまり「独占資本の支配する資本主義経済を国家はいかに総括するのか」という意味で国家独占資本主義概念を使っています。ところが，私とは違って，この概念を国家独占と資本主義と理解し，現代資本主義の主体を国家独占と理解されている方もいます。さらに，国家独占という場合，「国家に従属する独占資本」と「独占資本に従属する国家」と捉える必要があると主張される方もいいます。十数年前（？），ネオ・マルクス主義が注目されたとき，国家独占資本主義概念に関しても数多く語られていたと思います。今後，「国家論」を検討していく場合に，国家独占資本主義をめぐる議論の到達点を「共有」することを出発点にすべきだと思います。

(2) 独占資本の運動（法則）と国家

次に，いかに「国家論」を検討していくべきかという点に関しては，分析すべき対象を明確にすることが必要です。歴史な検討も必要ですが，当面は1980年代の国家独占資本主義，新自由主義的国家独占資本主義の分析から開始するのが，各氏の共通の認識を創るうえで必要です。いきなり「国家とはなにか」といった国家概念の検討を行うよりは（これは，政治学の課題であるかもしれませんが），各自の専門領域の中で，独占資本の運動と国家の役割，相互作用を分析すべきです。例えば，私の分野で言えば，国家と独占的銀行資本との関係が，1980年代の金融自由化・金融構造改革のなかでどうなっているのか？本当に資本制国家は資本の運動をコントロールできるのか？といったことを念頭に議論すべきだと思います。

(3) 国家の階級性と公共性

また，当日の議論に関して言えば，国家の階級性と公共性をどう理解するのかという論点は今です。大西報告でも，「国家の階級性と公共性の統一的理解」の必要性が強調されていますが，この点でも私と大西氏の理解は異なっているようです。大西氏は「歴史のある段階では『資本主義が歴史的課題となる』というのだとすれば，資本家優遇的な諸政策＝階級国家的政策体系が，ある歴史段階では『社会的必要事』＝公共的となること」と両者の関係を理解されています。この見解が正しいかどうかは別にして，私の理解とは異なります。私は，両者の関係をこう理解しています。例えば，日本で作られる公園（公共性）はなぜ狭くて不十分（階級性）なのか。なぜ水道（公共性）の水は汚い（階級性）のか。つまり国家の階級性は公共性というベールに包まれて貫徹すると理解しています。この意味で「コインの裏・表」論のような「二側面」として把握するのでなく，文字通り，国家の「階級性」と「公共性」を「一体的・統一的」に把握すべきだと思います。

(4) 国家は死滅しつつあるのか

最後に，「死滅しつつある国家」という議論について。大西報告にもあったように「『グローバリゼーションが国民国家を解体』という論調は反省すべき」だと思います。しかし，後藤康夫報告（「人類史的過渡期における世界対抗と国家」）では，「変革・移行論としての過渡期国家・半国家・死滅しつつある国家」として現代国家を捉えることの必要性が強調されました。「世界社会フォーラム」のようなグローバルな社会運動が「新自由主義をのりこえて」前進するかどうかは別にして，これらの運動が多国籍企業という「国籍」を有する独占資本である以上，国家と密接に結ばれて資本の運動を展開しています。その意味で「死滅しつつある国家」論は再検討すべきです。

全体として，現代の国家独占資本主義を検討する場合，「上部構造としての国家」の相対的自律性，「土台としての独占資本主義」の運動と最終的規定性，相互作用，さらには米国の衰退による国際的国家独占資本主義の再編成といったことが今後の検討課題になると思います。

（岩橋　昭廣　所員　阪南大学）

勤労・実践を捉えかえす学び(17)

日本における労働運動の組織的課題について

—基礎研自由大学院における「労働問題ゼミ」の復活によせて—

MIZUNO Kishihiko
水野喜志彦

I　はじめに

日本の労働組合組織率は1975年のスト権スト[1]—労働側の完敗であった—以降低下をつづけ，2006年に18％台に落ちこみ，2009年に実に34年ぶりに上昇に転じた。その原因は第一に2007年前後からパートタイム労働者の増加と組織率がアップしたことと，無権利・低賃金の非正規労働者の増加と組織率が向上したことによる[2]。アップ率は小さいが，森岡孝二関大教授は2008年度の厚生労働省の資料分析から，組織率を前年比横ばいの18.1％であり2006年度は18.2％と，ここにきて組織率の下げ止まりの意義の大きいことを指摘されている[3]。第二に労働組合運動論，組織論に関る研究・シンポジウムがナショナルセンター規模で展開し，研究者，労働組合活動家が積極的に参加していることである。

基礎研は2008年秋，「『資本論』と労働研究」を統一テーマに創立40周年の記念シンポジウムを吹田市の関大キャンパスで盛大に施行した。ゲストスピーカーのお一人に労働政策ご専攻の五十嵐仁法政大学教授をお迎えした。私は創立40周年の取り組みの中で成果の一つはかつて基礎研の労働運動論学科ゼミの復活が決められ直ちに具体化されたことだと思う。現在，小越洋之助國學院大学教授のご著作『終身雇用と年功賃金の転換』をテキストにゼミが月一回開催されている。本書が終了次第，浪江巌先生の最近のご著作「労働管理の基本構造」をテキストに研究することになっている。

2009年2月の現代資本主義研究会は，「労働運動」をテーマに，愛知労働問題研究所の所員でもある桜井善行氏と，通信産業労働組合京都支部の役員の細川・高橋両氏にお願いした。2009年末の定例理事会ではかつて発刊されていた『労働と研究』[4]の復刊の論議がされた。日本の労働組合運動はヨーロッパの先進資本主義諸国に較べ50年の遅れがあると言われてきたが，現在こうした状況は徐々に克服されつつあると思われる。その変化の一つは，2009年8月の総選挙で自民公明の連立政権から民主党への政権交代が実現したことにある。小泉行革の雇用破壊に対する国民の怒りが大きく，「絶望するより投票所へ行こう」という流れに変わり，さらに「絶望するのではなく労働組合をつくろう」に移動しつつある。しかし，過去10年間に6回の国政選挙があったが，反自民・反公明の票は民主党に集中し，左翼政党の社民党と共産党に移動していない問題は，労働組合運動との関わりで早急に検討すべき課題である[5]。

本小論では労働組合運動の変化をふまえ，とりわけ2005年以降の組織論の分析で従来の「民主的・階級的」労働組合論・組織論を乗り越える論

議が進み，新たな組織拡大戦略が積極的に提起されている問題を検討する。さらに敗戦直後から労働運動が高揚期を迎えた時期に発表された1958年の「総評組織綱領草案」の検討は，企業別労働組合の克服の上から意義深いと考える。現在，日本，アメリカで労働組合ではないが労働組合のナショナルセンターと連動し，ユニークな運動を展開する年金者組合，退職者OBの会などを紹介し，新しい時代の組織論を論じたい。

Ⅱ　労働組合運動組織論最近の動向

2004年12月『ロストユニオンに挑む』という本が発刊された。2005年の10月東京にて本書の出版記念のシンポジウムが開催された。日本の労働運動が深刻なのは，組織率の低下はさることながら，それ以上に労働組合の影響力が希薄になっていることから，長年労働委員会労働者委員を務められ数多くの労働争議の解決に寄与された戸塚章介氏が本書を執筆された。記念シンポでは国際労働問題研究者の宮前忠夫氏が「グローバル化の中で世界の労働運動は今」と題する問題提起があった。討論では，世界で最も労働組合を結成しやすい日本で組合ばなれが止まらず組織率が低いのはなぜか。企業別労働組合から産業別労組へと指向できないのは何故か。世界でもまれなユニオンショップ協定に「守られた」日本の労働組合運動に労働者の尊重は貫かれているのか。少数派労組という呼び方は正しいのかなど活発な議論があった[6]。

2006年10月に京都総評は組織拡大研究交流集会を開催した。講師に専修大学経済学部の浅見和彦教授をお迎えし「パートタイム労働者の組織化の課題中心に組織の現状と課題」について提起された[7]。2007年9月には碓井敏正・大西広編著の『格差社会から成熟社会へ』が大月書店から出版され，私の所属する大阪第5ゼミでも検討した。とりわけ第7章―成熟社会における労働組合―を浅見和彦専修大学教授が執筆されている。先生は日本の労働組合の組織率が低下するなかで労働者の類型にふさわしい労働組合と運動があるという問題意識から新しい労働のあり方を展望されている[8]。

2007年に昭和女子大学の木下武男先生が『格差社会にいどむユニオン―21世紀労働運動言論―』を執筆された。先生は敗戦時の労働運動の高揚期から75年以降の停滞期に至るも力をもつ企業別労組を分析され，その日本的特徴を歴史的に総括されながら脱却の方途を探求されている。既存の企業別組合の「内部改革」と新しい運動の「外部構築」という二元論で考える必要性を提起されている。1993年に出版された『企業社会と労働組合』[9]のなかで，企業別組合の評価の上で戸木田理論の批判を展開されている。結論的に言えば，日本の労働組合運動の発展―少なくともヨーロッパ先進諸国の運動に近づける―方向は「企業別組合から産業別組合へ」を軸に展開すべきであろう。戦後労働組合運動の再出発から現在まで労働組合活動家・労働問題の研究者が追求している「企業別組合」の克服の課題を検討する上で1958年に総評が提起した「組織綱領草案」に光を与えてみたいと思う。

Ⅲ「総評組織草案」を再検討する意義

本草案作成委員会は総評傘下の各単産委員長および組織部長と5名の研究者によって構成された。草案作成に参加したこれらの人達に共通の問題意識は，1952年の電産の崩壊，53年の日産自動車労組の総評脱退，54年の日鋼室蘭の分裂の背景があり，いわば資本が本気で組合つぶしにかかってきた時，労働組合は耐えられるかという危機感であったと思われる。草案は清水慎三氏がまとめられたが集約によれば，第一に戦後労働組合の生い立ちが企業別組合であるばかりでなく，多くは経営者が助けて作った組合である。第二に敗戦直後の猛烈なインフレの中で賃上げからスタートしたために職場に足がない。支部分解は末端職制に牛耳

られていた。第三に，したがって労働組合が独自に職場に足を持つためにはどうすべきかの議論が出発点になっている[10]。

また草案は日本に企業別組合が成立した理由として，企業別組合は従業員の「丸がかえ」組織であること，入社時に自動的に組合員になったもので圧倒的多数は組合意識が低い，などをあげ，克服の方法を①職場レベルで世話役活動の強化，②労働協約の点検，③職場要求から職場闘争への発展をあげている。しかし草案は総評第10回大会では採択されず，1960年の安保闘争，三池闘争の挫折後草案はお蔵入りとなる。新しい研究として組織綱領草案を当時の活動家集団と企業がつくったインフォーマル組織との関わりで論点を木下武男教授が提起されている[11]。さらなる検討が望まれる。

Ⅳ　労働組合という形をとらない多様な運動の現状と発展方向

浪江巖労働学科ゼミ担当教員は最近のご著作の中で，改革をめざす労働者の運動（労働運動）については，労働組合という形をとらない多様な運動にも留意する必要があると指摘されている[12]。

日本においても労働組合ではないが労働運動の一環とみなしうる運動・団体が存在する。全日本年金者組合―1989年創立。組合員約10万人。全労連に加盟している。地方自治体の退職者の会，地域のさまざまの労組活動家を結集している職場革新懇などがある。アメリカにもこうした組織は数多く存在する。その一つに全国高齢者会議がある。相当数ある高齢者団体のなかで意識的・組織的に労働組合と密接な関係にある。設立は1961年，メディケア（高齢者健康保険）の立法に向け労働組合，教会，医療団体中心に結成されている。90年代はじめの頃のメンバーは450万人，うち40％は現あるいは元労働組合員であるという。アメリカ労働者総同盟・産別会議は「労働運動とゴールを同じとする強力な組織」とし，これを推薦支持すると評価している[13]。

アメリカには労働組合の名を冠しない運動・組織が教会，高齢者，マイノリティ，女性の運動のなかで社会変革と結合した労働運動が前進している。日本でも「全労連と連帯する私鉄の会」「京都職業病対策会議」「高齢者運動連絡会議」など産業別，全国的横断組織が存在するが，今後日本の労働運動が企業別組織から産業別組織に変革するうえからも，かかる運動体の強化は重要である。それは職場活動家から産業別運動を担う先進的労働運動活動家へ飛躍するからである[14]。

Ⅴ　労働組合運動組織論の発展方向―まとめに代えて―

私は1985年9月，2ヶ年の基礎研の研究生を終え「労働運動論」学科の修了証書を受取り所員となった。修了論文は「労働と研究」11号に掲載されているが浪江巖先生からコメントを頂いた。当時の労働運動論学科は労働者が多く参加し，1996～97にわたり数人の修了者を出している。Mゼロといわれていた大学院入学準備中の方やODの方が学科ゼミ担当教員として活躍された。以前のようにはいかないとしても，少子高齢化のなかで労働者（市民）をいかに研究生に迎えるかが課題である。

そのためには制度化された労働学校への組織化が重要である。学習協の労働学校，京都ラボール学園，大阪勤労協の労働学校が存在するが，将来，二つの日本のナショナルセンターの違いを超えた共同を発展させるうえでラボール学園の春闘講座は重要と考える。それは，本講座は京都総評と連合京都双方からの運営委員によって民主的に運営されているからである。私も一昨年，昨年と参加し情勢論，運動論，組織論を学んだ。企業主義の克服こそが変革への主体的条件を形成できるのである。

本小論執筆終了間ぎわに日本共産党第25回大会決定案が出版された。その中央委員会報告のなか

で労働運動のナショナルセンターの違いをこえた共同の重要性が提起されている。「労働運動」誌，学生新聞などが消滅して久しいが1987年頃まで出版されていた労働組合運動基本文献集は早急に出すべきだと思う。

注

1) 講座『日本歴史　現代2』東大出版会，1985年，p.203。
2) 2010春闘白書，p.58。
3) 森岡孝二『貧困化するホワイトカラー』ちくま新書，2009年，p.230。
4) 基礎研発行，11号まで出版。
5) 『季論21』09秋号（第6号）2009年，二宮・渡辺対談。
6) 戸塚章介著『ロストユニオンに挑む―フランス労働組合から学ぶこと―』共同企画，2004年。
7) 鈴木・早川編著『労働組合の組織拡大戦略』第5章浅見論文　2006.3，御茶水書房。
8) 碓井・大西編『格差社会から成熟社会へ』大月書店，2007年，第7章。
9) 『労働運動と企業社会』木下論文「企業社会と労働組合」大月書店，1993年。
10) 総評第10回定期大会　組織綱領委員会の報告（総評30年史〈上〉）。
11) 木下武男著『格差社会に挑むユニオン」花伝社，2007年。
12) 浪江巌著『労働管理の基本構造』晃洋書房，2010年，p.196。
13) 秋元樹著『アメリカ労働運動の新潮流』日本経済評論社，1992年，p.228。
14) 注11木下武男同著。

（みずの　きしひこ　所員　基礎研理事）

誌面批評

西田幾多郎の思想をどう読み解けばいいのだろうか —上田浩「京都学派の戦争責任」（『経済科学通信』No.120）を読んで—

Ⅰ　はじめに

上田さんは「新しい歴史教科書を作る会」などの動きに一定の影響を与えている「京都学派」の思想の検討が必要であると警鐘を鳴らしておられると思いますが，今後の日本の政治状況を考えると重要な指摘だと思います。

唯物論研究者の間でも「近代主義の克服」を主張する方が多くおられるが，それは「京都学派」などの主張している「近代の超克」とどう違うのか明確にする必要があると思います。そのためにも「京都学派」の中心とも言える西田幾多郎の思想を検討する事が大事ではと思います。しかし，なにぶん専門的な研究者でもないので『経済科学通信』の1読者として感想を書かせてもらいます。

Ⅱ　知識人の戦争責任とは何か

研究者や文学者の戦争責任は4つぐらいの点に整理できると思います。

① 直接戦争遂行に参加する政治行動を行うこと。
② 理論や作品で戦争を賛美していくこと。
③ 理論や作品が戦争遂行に利用されること。
（理論に問題がなくても利用されて黙認した責任がある）
④ 戦争やファシズム批判をせずに沈黙すること。

西田幾多郎は③④において責任があることははっきりしている。問題は，西田自身どの程度戦争の賛美に加担したのか，また本気で戦争の遂行を願っていたのか，矛盾を感じていなかったのかという事と彼の思想の弱点を分析する事だと思います。

西田の戦争責任をめぐって一番論点になるのは，1943年の「世界新秩序の原理」で「大東亜戦争」を「聖戦」とし「東亜共栄圏を通じて世界的世界の実現すること，これが東亜諸民族の第2の歴史的課題である」などと書いていることです（『西田幾多郎の真実』河西善治［ぱる出版］参照）。この論文が東条首相などの国策に反映し侵略戦争推進の理論に寄与した。

この論文をめぐって「京都学派」系の人は色々言い訳するが説得力がない。西田の当時の心境がどうであれ，この論文が書かれたという事実は大きい。

確かに西田が軍部独裁の狂信的な傾向に反発していたのも事実だが，戦争そのものに反対していた事実はない。高坂への手紙（『西田幾多郎全集』19巻p.412）の中でも「わが国の政策の観念的独善的にて現今の如き難局に陥ったのも一に我国民及政治家に深い思想がなかったからと存じます」とは言っているが，それも戦争の勝利を願う立場からの憂いにすぎない。狂信への批判にわずかだが「哲学者」らしい一面があるのは事実だが。

しかし，戦争責任を問う場合その人の思想全般を見ずにただ事実批判に終わっては不十分だと思います。例えば高村光太郎が戦争協力をしたからと言って彼の日本近代詩の生成期に果たした役割が軽視されてはならない。もっとも彼の詩にある弱点を見る契機として戦争協力した事実を見て行く必要はあるが。

Ⅲ　西田は哲学者としてどうスタートしたか

（西田のあゆみを竹内良知の『西田幾多郎』［東京大学出版会］をもとにたどると）西田は四高生時代に自由な校風が変えられることに反発し退校したり，東京帝国大学の文科大学選科で差別待遇を受け，また四高の講師をやめさせられるなどの中で社会への批判と「独立独行」の精神を強く抱くようになった。しかし，自由民権運動への共感と藩閥政治批判の反権力的な思いが徐々に内向きの精神主義的な「人格の統一と価値」というテーマに移っていった。それは当時の社会情勢の中でしかたがなかった面があるのはもちろんだが，日清・日露と戦争推進していく国家権力の姿になんら批判をもたなくなっていったのは彼の哲学者としてのスタートに始めから大きな問題をはらんでいたのはないだろうか。彼が「善の研究」を出版した前年に啄木は「時代閉塞の現状」を書き大逆事件に怒り，「朝鮮国に黒々と墨を塗る」という侵略批判の短歌を書いている。

西田は自身の内面にのみ想いを深め，啄木は隣国の不幸を嘆く。この二人の違いは象徴的な事で，その後の日本人の歩みを浮かび上がらせている。

哲学や宗教を論じるものが権力批判に鈍感で隣人への想いが希薄であっていいはずがない。そこに理論の健全な発展はないと思う。

西田は実家の没落や家族の死などの人生の悲哀を経験するとともにますます内面世界に入り込み，「道徳」「人格」などのテーマに打ち込みカントやグリーンなどの西洋哲学と宗教思想を学び，自身のたび重なる参禅体験をも参考にして，独自の哲学を打ち立てていき『善の研究』を書き上げた。

Ⅳ　西田哲学の真髄の「無の論理」と弁証法

西田哲学と言えば「絶対矛盾的自己同一」などという言葉で知られているぐらい，彼の独自の「弁証法」がその哲学の真髄だと思う。そのどこに問題があるのか。戸坂潤は次のように言っている。

「西田哲学によると，従来の哲学が考えて来た弁証法はどれも本当のものではなかった。なぜならそこでは，矛盾ということが充分に把握され得ないような仕方でしか之が取り上げられなかったからである。…観念的弁証法でも唯物弁証法でも，何かノエマ的に観念とか物質とかいう有（存在）を置いて，そこで弁証法が成り立つと見ているのであるが，そういう有の論理では弁証法的矛盾は考えられない。本当の弁証法は，有が直ちに無に裏づけられている，生即死，死即生という点にしか考え得れないのだ，無の論理によってしか弁証法は考えられない，とそう云うのである。弁証法は自覚に依ってしか考えられないというのである。処で我々に云わせれば，ここでいう弁証法・自覚の弁証法なるものは，要するに弁証法の自覚でしかない。…」（『日本イデオロギー論』第1篇十二「『無の論理』は論理であるか」［戸坂潤全集第2巻］）

戸坂の指摘はするどい。西田は従来の弁証法を軽視するが，そのことによって自身の弁証法なるものが本来の弁証法ではないことを浮き彫りにする。私は，西田の弁証法は大乗仏教の理論において使われてる「論理」を言い表わしていると思ってます。1945年の鈴木大拙宛の手紙にもこう書かれている。

「私はキリスト教に対して仏教を哲学的に優れた点があり却って将来に貢献するものあるでないかと思う…絶対矛盾的自己同一の論理は一面般若即非の論理であると共に…全身即佛全佛即人である」（『西田幾多郎全集』第19巻p.426［岩波書店］）

西田は仏教が長い歴史の中で考え出してきた「論理」を自身の哲学の柱にしているが，宗教の「論理」を国家論や歴史など社会科学の世界に無媒介に適用することで大きな誤りを犯した。彼の哲学の最大の問題点はここにあると思います。

Ⅴ　西田哲学の再評価をめぐって

「新京都学派」なるものとかが西田哲学を賛美しているようですが，無批判な評価は「またいつか来た道」に行きかねない危険な傾向だ。しかし，西田の体制的な非科学的な理論を批判するだけでは充分とは言えないのでないでしょうか。批判は相手の真髄をえぐりだすまでに徹底的でなければならない。彼の哲学形成の核になる部分をつかみ，彼の優れた一面にも目を向け，あくまで科学的に歴史的に分析することが大事だと思います。最近唯物論陣営においても戸坂の理論を西田哲学の「正嫡」として位置づけようとする動き（津田雅夫『戸坂潤と〈昭和イデオロギー〉—「西田学派」の研究』p.205［同時代社］）もある中，西田哲学や三木清，戸坂潤の本格的な研究が求められているのではないでしょうか。

（岡田信行　所員
元小学校教師・高槻教育文化センター事務局）

投稿規定

下記の要項にしたがって，奮ってご投稿ください。

種類と枚数　論文，研究ノート，読書ノート：200字詰50枚以内
研究動向，書評　：　同　20枚以内
いずれも，図表，注などを含む。

原　　稿
- 投稿は，編集局宛（henshu@kisoken.org）に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は，テキスト形式あるいはMS-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は，返却不要なメディアに上記したファイル形式にして，基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また，その際，コピーを一部添えて下さい。なお，お送りいただいた書類，メディア等は返却致しませんので，あらかじめご了承下さい。
- 審査は，投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて，まず匿名査読委員の選定が行われ，査読依頼を行い，その評価に基づき，掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は，論文投稿者に書面にて，郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は，経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で，決定します。
- 抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。

掲　載　料　下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。
論文・研究ノート・読書ノート5000円，研究動向・書評2000円

編集後記

▼ 今号は，新たな翻訳も立て続けに刊行されて（2005年に法学講義Bノートが岩波文庫から刊行され，Aノートの邦訳も近刊予定）近年ますます注目度が高まっているアダム・スミスと，基礎研の創立以来のテーマである“働きつつ学ぶ”現場研究との二つのテーマについて特集を組みました。

▼ スミス特集については，日本を代表するスミス研究者である水田先生からの原稿のほか，経済学だけでなく法学や哲学，社会学まで多岐にわたる視点からのスミス論の原稿が集まりました。周知のように，スミスは経済学を包括的に構築した初めての人ですが，法学や道徳哲学，さらには自然学（天文学史など）までも，幅広く研究した学者でした。そのため，経済学はあまり知らないという方でも，とっつきやすい経済学者ではないかと思います。しかし，あらゆる経済学の原点でもあるため，資本の論理としても，労働者の側の論理としても，いずれにも解釈される余地があり，一筋縄では理解できない奥の深い経済学者であることもまた事実です。今回の特集を機に，多くの読者の方がスミスの著作を一度手に取って読まれることを期待します。また『通信』誌上でも，今後古典に関する論文の連載を企画しておりますので，御期待ください。

▼ “働きつつ学ぶ”特集については，昨年12月に名古屋で開催したシンポジウムをもとに，特集を組みました。こちらは，社会人研究者の草分けともいえる十名先生，名古屋学院大学大学院の十名ゼミの方々，高田副理事長，所員の桜井さんから，それぞれの“働きつつ学ぶ”活動を紹介していただき，2010年時点での基礎研の“働きつつ学ぶ”活動の一つの総括をしようとしたものです。シンポジウムの特性上，博士号の取得を目指すことに重点を置きすぎだという批判もあるかもしれませんが，自らの“働きつつ学ぶ”活動の参考にしていただけますと幸いです。なお，分量的な制約から，総括を含めた後半は次号に掲載となります。

▼ そのほか，久しぶりの海外通信や，人間発達南京会議の際にお世話になっている中国側の林さんからの南京便りなども収録しました。少し内容的に欲張りすぎた感もありますが，読者の方々には，自らの興味に近いものから，つまみ食いでも結構ですので，読んでいただけましたらと思います。

（森本壮亮）

◆ご好評につきたちまち重版！

時代はまるで資本論
——貧困と発達を問う全10講
基礎経済科学研究所 編　二五二〇円
「ワーキングプア」、『蟹工船』のリヴァイバル。新しい「貧困」にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から現代社会を読み解く鍵をさぐる。

階級政治！——日本の政治的危機はいかにして生まれたか
渡辺雅男 著　二五二〇円
「階級政治」を分析用具に、戦後政治を社会科学の俎上に乗せて分析。

市民社会と福祉国家
——現代を読み解く社会科学の方法
渡辺雅男 著　三〇四五円
階級社会論、福祉国家論、グローバリゼーション論を社会科学的な視点で読み解く。

国際平和と「日本の道」
——東アジア共同体と憲法九条
望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文 著　二五二〇円
国際平和のために日本ができることとは？　アジア共同体に可能性を問う。

経済＝統計学——基礎理論の理解と習得
大西広・藤山英樹 著　二四一五円

モノの越境と地球環境問題
——グローバル化時代の〈知産知消〉
窪田順平 編　二四一五円

地域発！**ストップ温暖化ハンドブック**
——戦略的政策形成のすすめ
水谷・酒井・大島 編　二九四〇円

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前
TEL 075-706-8818　FAX 075-706-8878
図書出版 昭和堂
郵便振替 01060-5-9347　＊定価は税5%込価格
http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/

経済科学通信　第122号　2010年4月15日発行

編集・発行　基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934　京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号
TEL/FAX（075）255－2450
e-mail henshu@kisoken.org
URL http://www.kisoken.org
振替01080-8-1972　基礎経済科学研究所・編集局
編集局長　中谷 武雄
副編集局長　藤岡 惇　角田 修一
編集局員　大西 広　神谷 章生　田中 幸世　増田 和夫　森岡 真史
森本 壮亮　佐々木雅幸　阪本 将英　大畑 智史　中野 裕史
印刷所　モリモト印刷株式会社
〒162-0813　東京都新宿区東五軒町3-19
TEL 03－3268－6301（代）
購読料　一部1300円　定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16　http://www.sakurai-shoten.com/
TEL (03) 5803-7353　FAX (03) 5803-7356　価格税別表示

森岡孝二［著］
強欲資本主義の時代とその終焉
四六判上製・2800円
「強欲資本主義」と化した現代資本主義の〈現代性〉と〈多面性〉を労働と消費の視点から明らかにし、ポスト新自由主義の新しい経済社会を探求する。

長島誠一［著］
エコロジカル・マルクス経済学
A5判上製・3200円
エコロジーの危機と21世紀型恐慌を経済学はどう解決するか。マルクス経済学の現代的課題とエコロジカル社会主義の可能性を探求する。

福田泰雄［著］
コーポレート・グローバリゼーションと地域主権
A5判上製・3400円
多国籍巨大企業による世界の「市場と制度」統治（ガバナンス）の実態に迫る現代帝国主義論！

メトロポリタン史学会［編］
いま社会主義を考える　歴史からの眼差し
四六判上製・2700円
20世紀社会主義、その歴史的意味を問う！〈メトロポリタン史学叢書2〉
和田春樹・平塚健太郎・中嶋　毅・奥村　哲・栗原浩英・篠原　琢＝執筆

北村洋基［著］
現代社会経済学
A5判並製・2200円

一井　昭［著］
ポリティカル・エコノミー『資本論』から現代へ
A5判上製・2400円

安藤　実［編著］
富裕者課税論
四六判上製・2600円

鶴田満彦［著］
グローバル資本主義と日本経済
四六判上製・2400円

経済理論学会［編］
季刊 経済理論　第47巻第1号（2010年4月）
B5判並製・2000円
特集◎2008年世界恐慌と資本主義のゆくえ
サブプライムから世界恐慌へ　伊藤　誠
カタストロフィとしての「百年に一度の危機」　川上忠雄
物価変動の変容からみた二〇〇八年経済恐慌　松本　朗
金融化と資本主義的蓄積――二〇〇七～九年危機の構造的説明　コスタス・ラパヴィツァス／訳＝横内正雄
ほか